

5. 財務関係

(3) 住民監査請求及び住民訴訟に関する調 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)

① 都道府県分

ア 住民監査請求の件数 (総括表)

(単位: 件)

都道府県名	期間	住民監査請求の件数	うち取下げのあつた件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの			うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
					うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他理由のもの			
北海道	H28.4.1～H29.3.31	2		1		1		1		
	H29.4.1～H30.3.31	5	2					3		
	計	7	2	1	0	1	0	4	0	0
青森県	H28.4.1～H29.3.31	1						1		
	H29.4.1～H30.3.31	1		1			1			
	計	2	0	1	0	0	1	1	0	0
岩手県	H28.4.1～H29.3.31									
	H29.4.1～H30.3.31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	H28.4.1～H29.3.31	9	3					6		
	H29.4.1～H30.3.31	2	1					1		
	計	11	4	0	0	0	0	7	0	0
秋田県	H28.4.1～H29.3.31	1						1		
	H29.4.1～H30.3.31	2						2		
	計	3	0	0	0	0	0	3	0	0
山形県	H28.4.1～H29.3.31	2						2		
	H29.4.1～H30.3.31									
	計	2	0	0	0	0	0	2	0	0
福島県	H28.4.1～H29.3.31	2		1		1		1		
	H29.4.1～H30.3.31									
	計	2	0	1	0	1	0	1	0	0
茨城県	H28.4.1～H29.3.31	2						2		
	H29.4.1～H30.3.31	1						1		
	計	3	0	0	0	0	0	3	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求の件数	うち取下げのあつた件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他の理由のもの	うち棄却の件数	うち勧告を行つた件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
栃木県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2						2		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1						1		
	計	3	0	0	0	0	0	3	0	0
群馬県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	5		2		1	1	2		1
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	2		1			1	1		
	計	7	0	3	0	1	2	3	0	1
埼玉県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	1						1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	4		2			2	2		
	計	5	0	2	0	0	2	3	0	0
千葉県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	8		4		1	3	3		1
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	5		3		1	2	1		1
	計	13	0	7	0	2	5	4	0	2
東京都	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	33		27	9	8	10	5	1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	13		11	4	3	4	2		
	計	46	0	38	13	11	14	7	1	0
神奈川県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	10		7	2	2	3	3		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	11		7	1	3	3	4		
	計	21	0	14	3	5	6	7	0	0
新潟県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	6	1	4			4	1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	3	1	2			2			
	計	9	2	6	0	0	6	1	0	0
富山県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	1						1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31									
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0
石川県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2		1	1			1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1						1		
	計	3	0	1	1	0	0	2	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求の件数	うち取下げのあつた件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他の理由のもの	うち棄却の件数	うち勧告を行つた件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
福井県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31									
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31									
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1						1		
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0
長野県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	9		8		1	7		1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	2		1	1			1		
	計	11	0	9	1	1	7	1	1	0
岐阜県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2		1		1		1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	3		3	2	1				
	計	5	0	4	2	2	0	1	0	0
静岡県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	4		1		1		3		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	7						7		
	計	11	0	1	0	1	0	10	0	0
愛知県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	5		2		1	1	3		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	7		6		3	3	1		
	計	12	0	8	0	4	4	4	0	0
三重県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2		1		1		1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	2		2		2				
	計	4	0	3	0	3	0	1	0	0
滋賀県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	3		2		2			1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	6	1	4	2	2				1
	計	9	1	6	2	4	0	0	1	1
京都府	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31									
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	2						2		
	計	2	0	0	0	0	0	2	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求の件数	うち取下げのあつた件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他の理由のもの	うち棄却の件数	うち勧告を行つた件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
大阪府	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	5		3		2	1	2		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31									
	計	5	0	3	0	2	1	2	0	0
兵庫県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	1						1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	2						2		
	計	3	0	0	0	0	0	3	0	0
奈良県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	7		3		3		4		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	4		1		1		3		
	計	11	0	4	0	4	0	7	0	0
和歌山県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2						2		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	4		2				2		2
	計	6	0	2	0	0	2	2	0	2
鳥取県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31									
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	3		3			3			
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	3		3			3			
	計	6	0	6	0	0	6	0	0	0
岡山県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	1						1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1						1		
	計	2	0	0	0	0	0	2	0	0
広島県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	6		5		2	3	1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31									
	計	6	0	5	0	2	3	1	0	0
山口県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31									
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1						1		
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求の件数	うち取下げのあつた件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他の理由のもの	うち棄却の件数	うち勧告を行つた件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
徳島県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	8	1					7		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	10		5	3	2		5		
	計	18	1	5	3	2	0	12	0	0
香川県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2						2		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	5						2		3
	計	7	0	0	0	0	0	4	0	3
愛媛県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31									
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1						1		
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0
高知県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2		2		1	1			
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	3	1	2		2				
	計	5	1	4	0	3	1	0	0	0
福岡県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	9		7			7	2		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1						1		
	計	10	0	7	0	0	7	3	0	0
佐賀県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2		1			1	1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31									
	計	2	0	1	0	0	1	1	0	0
長崎県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	3			1		1	1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	3					2	1		
	計	6	0	0	1	0	3	2	0	0
熊本県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31									
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2		1			1	1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	2		1	1			1		
	計	4	0	2	1	0	1	2	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求の件数	うち取下げのあつた件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他他の理由のもの	うち棄却の件数	うち勧告を行つた件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
宮崎県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31									
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31									
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1		1			1			
	計	1	0	1	0	0	1	0	0	0
沖縄県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	1								1
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	6		5	3		2	1		
	計	7	0	5	3	0	2	1	0	1
合計	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	166	5	87	13	29	47	66	3	3
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	128	6	63	17	20	28	50	0	7
	計	294	11	150	30	49	75	116	3	10

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
北海道	① 知事 補助金返還債権について、相手方の資力の状況を確認せず、履行期限の線上を怠る事実 ② ③ 補助金返還債権の一括又は分割による早期回収	H29. 3. 7	1	請求人に陳述の意思がないため実施しなかつた。	① H29. 4. 28 ② 棄却 違法又は不当に債権の管理を怠っているとは認められない。 ③	無
北海道	① 知事 一般社団法人移行認可が違法又は不当 ② ③ 一般社団法人移行認可の取消	(H29. 3. 8)	1		① H29. 3. 23 ② 却下（不受理） 住民監査請求の対象となる行為に当たるとは認められない。 ③	無
北海道	① 知事 利別川上流地区河川改修工事の支出が違法又は不当。また、河川敷にある畜舎等に対する河川占用許可が違法 ② ③ 違法又は不当な支出額の返還並びに河川占用許可の取消及び関係者の刑事告訴	H29. 11. 24	1		① H29. 12. 1 ② 取下げ ③ 請求内容修正のため。	無
北海道	① 知事 利別川上流地区河川改修工事の支出が違法又は不当。また、河川敷にある畜舎等に対する河川占用許可が違法 ② ③ 違法又は不当な支出額の返還並びに河川占用許可の取消及び関係者の刑事告訴	H29. 12. 1	1	H30. 1. 5 口頭陳述	① H30. 2. 5 ② 棄却、一部却下 違法又は不当な支出とは認められない。また、河川占用許可については、住民監査請求の対象となる行為に当たるとは認められない。 ③	有
北海道	① 知事 北海道議会の会派及び議員に交付した政務活動費のうち調査委託費等の支出が違法又は不当 ② ③ 違法又は不当な支出額の返還及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等	H30. 1. 29	1	H30. 2. 19 口頭陳述	① H30. 3. 28 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない。	有
北海道	① 知事 借上公宅の契約状況が北海道の要綱に抵触し違法又は不当 ② ③ 不明	H30. 3. 28	1		① H30. 4. 19 ② 取下げ ③ 不明	無
北海道	① 北海道教育庁職員 学校に対して教育指導を行った職員に対する給与及び旅費の支出が違法又は不当 ② ③ 違法又は不当な支出額の返還及び関係職員の処分	H30. 3. 29	2	H30. 4. 27 口頭陳述	① H30. 6. 1 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない。	有
計	7件					有 3 件 無 4 件
青森県	① 知事 ② 違法・不当な支出 ③ 議員に交付した政務活動費の返還措置の勧告	H28. 6. 17	1	H28. 7. 11 口頭及び書面	① H28. 8. 12 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由は認められない	有
青森県	① 知事 ② 違法・不当な支出 ③ 債権放棄した貸付金の損害賠償措置の勧告	(H29. 8. 7)	1		① H29. 8. 28 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由が摘示されているとは認められない	有
計	2件					有 2 件 無 0 件
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求め、根本的な対策の検討を求める。	H28. 4. 7	1	H28. 4. 28 口頭陳述	① H28. 6. 6 ② 棄却（一部却下） 一部書類保存年限満了により監査できず。一部返還。（棄却）制度に係る請求は不適法（却下）	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求め、根本的な対策の検討を求める。	H28. 6. 7	1	H28. 6. 7 希望ない旨確認	① H28. 8. 4 ② 捨却（一部却下） 一部違法又は不当とは認められない。一部返還。（棄却） 制度に係る請求は不適法（却下）	無
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求め、根本的な対策の検討を求める。	H28. 8. 1	1	H28. 8. 30 口頭陳述	① H28. 9. 30 ② 捨却（一部却下） 違法又は不当とは認められない。（棄却）制度に係る請求は不適法（却下）	無
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求め、抜本的な対策の検討を求める。	H28. 10. 12	1	H28. 11. 2 口頭陳述	① H28. 12. 12 ② 捨却（一部却下） 違法又は不当とは認められない。（棄却）制度に係る請求は不適法（却下）	有
宮城県	① 知事、議長、会派の長 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 ③ 県に生じた損害を填補すべく、返還命令するよう求める。	H28. 11. 17	1		① H28. 12. 21 ② 取り下げ ③	無
宮城県	① 知事、議長、会派の長 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 ③ 県に生じた損害を填補すべく、返還命令するよう求める。	H28. 11. 17	1		① H28. 12. 21 ② 取り下げ ③	無
宮城県	① 知事、議長、会派の長 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 ③ 県に生じた損害を填補すべく、返還命令するよう求める。	H28. 11. 17	1		① H28. 12. 21 ② 取り下げ ③	無
宮城県	① 知事、議長、会派の長 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 ③ 県に生じた損害を填補すべく、返還命令するよう求める。	H28. 12. 16	1	H28. 12. 26～ H29. 1. 10 希望なし	① H29. 2. 14 ② 捨却 ③ 一部違法又は不当とは認められない。一部返還。	無
宮城県	① 知事、議長、会派の長 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 ③ 県に生じた損害を填補すべく、返還命令するよう求める。	H28. 12. 16	1	H28. 12. 26～ H29. 1. 10 希望なし	① H29. 2. 14 ② 捨却 ③ 違法又は不当とは認められない。	無
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 ③ 県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求める。	H29. 4. 5	1		① H29. 4. 14 ② 取り下げ ③	無
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 ③ 県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求める。	H29. 4. 25	1	H29. 5. 9～ H29. 5. 16 希望なし	① H29. 6. 24 ② 捨却 ③ 損害賠償請求権は監査期間中に時効完成。	無
計	11件					有 1 件 無 10 件
秋田県	① 知事 ② 不当に財産の管理を怠る事実 (職員に対する求償権の不行使) ③ 責任職員に対する損害賠償の請求、その他必要な処置	H29. 3. 28	14	H29. 4. 12 口頭陳述	① H29. 5. 24 ② 捨却 ③ 不当に財産の管理を怠る事実はない	有
秋田県	① 知事 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 (補助金返還請求権の不行使) ③ 補助金返還請求権の行使、その他必要な処置	H30. 2. 9	33	H30. 2. 27 口頭陳述	① H30. 4. 6 ② 捨却 ③ 補助金返還請求権を有しているとの主張には理由がない	無
秋田県	① 知事 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 (補助金返還請求権の不行使) ③ 補助金返還請求権の行使、その他必要な処置	H30. 3. 14	41	H30. 4. 3 口頭陳述	① H30. 5. 11 ② 捨却 ③ 補助金返還請求権を有しているとの主張には理由がない	有
計	3件					有 2 件 無 1 件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の 有無
山形県	① 知事 ② 公金の不当支出（対象外の物件に移転補償金を不当に支出した） ③ 県が被った損害の知事に対する損害賠償請求	H29. 4. 6 (H29. 3. 24)	1	H29. 4. 26 口頭陳述	① H29. 5. 23 ② 棄却 請求人の主張する公金の支出を違法又は不当とする事実は認められず、根拠がない ③ 却下	無
山形県	① 知事 違法・不当な支出に対する返還請求権の不行使（違法・不当な政務活動費の支出について返還請求権の行使をせず、県の財産管理を不当に怠った） ③ 違法・不当な支出に対する返還請求権の行使	H29. 4. 26 (H29. 3. 31)	1法人 1個人	H29. 5. 16 口頭陳述	① H29. 5. 30 ② 棄却 ③ 政務活動費に違法又は不当な支出があったとは言えず、知事が財産の管理を怠った事実も認められない	有
計	2件					有 1件 無 1件
福島県	① 知事 ② 県有地の明け渡しを求めず県の損害を増加させた ③ 知事への損害賠償請求、相手方への罰則、過料の適用	H28. 10. 28	1	H28. 12. 9 口頭陳述	① H28. 12. 20 ② 棄却 ③ 財産管理に違法・不当性なし	無
福島県	① 知事 ② 県庁舎建設基金を設置せず財政的備えを怠った ③ 庁舎整備借入金の金利負担による損害賠償請求	(H29. 1. 31)	1		① H29. 2. 13 ② 却下 ③ 法の請求要件を具備していない	無
計	2件					有 0件 無 2件
茨城県	① 知事 ② 政務活動費としての妥当性を欠く支出 ③ 妥当性を欠く支出の返還請求	H28. 4. 13	6	H28. 5. 18 口頭陳述	① H28. 6. 27 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出でない	有
茨城県	① 知事、保健福祉部薬務課長 ② 存在しない団体への補助金交付 ③ 補助金交付決定の取消し等	H29. 3. 28	1	H29. 4. 19 口頭陳述	① H29. 6. 5 ② 棄却 ③ 交付対象者として存在	有
茨城県	① 知事 ② 政務活動費としての妥当性を欠く支出 ③ 妥当性を欠く支出の返還請求	H29. 4. 28	7	H29. 5. 26 口頭陳述	① H29. 7. 6 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出でない	有
計	3件					有 3件 無 0件
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務活動費） ③ 違法・不当な支出を返還させるための必要な措置	H28. 5. 24	2	H28. 6. 1 口頭陳述	① H28. 7. 6 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	無
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務活動費） ③ 違法・不当な支出を返還させるための必要な措置	H28. 6. 1	2	H28. 6. 16 口頭陳述	① H28. 7. 21 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	有
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務活動費） ③ 違法・不当な支出を返還させるための必要な措置	H29. 6. 23	1	H29. 7. 10 口頭陳述	① H29. 8. 9 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	有
計	3件					有 2件 無 1件
群馬県	① 知事 ② 違法又は不当な公金（補助金）の支出 ③ 補助金の交付差止め	(H28. 5. 16)	2	H28. 5. 19 口頭陳述	① H28. 6. 14 ② 却下 ③ 当該補助金交付が相当な確実さをもって予測されない	有
群馬県	① 知事 ② 違法又は不当な公金（議長用公用車の目的外使用）の支出 ③ 議長用公用車の目的外使用に相当する金額の返還請求	H28. 5. 16	1	H28. 5. 19 口頭陳述	① H28. 6. 24 ② 棄却 ③ 違法性・不当性は認められない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
群馬県	① 知事 ② 公共工事現場で使用された鉄鋼スラグの全面撤去 ③ 法令に基づく措置命令の発出	(H28. 6. 22)	1		① H28. 8. 1 ② 却下（受理前） ③ 財務会計上の財産管理行為に当たらない	無
群馬県	① 知事 ② 違法又は不当な公金（補助金）の支出 ③ 補助金の交付差止め	H28. 10. 14	2	H28. 10. 20 口頭陳述	① H28. 11. 28 ② 一部却下、一部棄却 （却下）議会の行為は住民監査請求の対象外 （棄却）違法性・不当性は認められない	有
群馬県	① 知事 ② 違法又は不当な公金（社会参加費）の支出 ③ 支出した 7 名分の社会参加費に相当する金額の返還	H29. 2. 20	1	H29. 2. 27 口頭陳述	① H29. 4. 5 ② 合議不調 請求の一部に理由があるとする見解と請求に理由がないとする見解に分かれた	有
群馬県	① 県議会議員 ② 政務活動費のうち、交通費の基準単価が不当 ③ 議会の改革等	(H29. 8. 14)	1		① H29. 10. 6 ② 却下（受理前） ③ 違法性又は不当性を具体的に示していない	無
群馬県	① 知事 ② 違法又は不当な公金（介護給付費）の支出 ③ 介護給付費の返還及び市町村への助言、告発等	H29. 10. 11	2	H29. 10. 16 口頭陳述	① H29. 11. 21 ② 一部却下、一部棄却 （却下）住民監査請求として不適当 （棄却）請求人の主張には理由がない	無
計	7件					有 4 件 無 3 件
埼玉県	① 知事 ② 県議会議員選挙における選挙運動用ポスター作成費用の支出 条例に違反して支出した上記ポスター作成費用の返還及びポスター作成費用の公費負担限度額を大幅削減する条例改正	H28. 5. 25	1	H28. 6. 21 請求人及び市町村課（選挙管理委員会）	① H28. 7. 22 ② 棄却（一部却下） 請求期間超過（却下）、財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない（却下）、主張に理由がない（棄却）	無
埼玉県	① 知事 ② 政務活動費の支出 ③ 違法・不当に支出した政務活動費の返還	H29. 8. 14	2	H29. 9. 13 請求人及び議会事務局の陳述	① H29. 10. 10 ② 棄却（一部却下） ③ 違法・不当の理由が具体的に示されず、事実を証する書面も添付されていない（却下）、主張に理由がない（棄却）	無
埼玉県	① 知事 ② 補助金の支出 ③ 不當に支出した補助金の返還	(H29. 10. 2)	1		① H29. 11. 16 ② 却下 ③ 違法性・不当性が具体的・客観的な理由に基づき指摘されない	無
埼玉県	① 知事、教育委員会、監査事務局、労働委員会 ② 政党機関紙の購読に係る支出 不當に支出した政党機関紙購読費の返還及び購読の必要性の精査、不必要的場合の購読廃止 ③ 監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査を求める	(H30. 2. 13)	1		① H30. 3. 15 ② 却下 ③ 違法性・不当性の根拠が具体的・客観的に示されず、事実を証する書面の添付もなく、県に損害も発生していない	無
埼玉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成25年度から平成28年度の政務活動費及び費用弁償） ③ 議員に対する不当利得の返還請求	H30. 3. 28	1	H30. 5. 14 請求人及び議会事務局の陳述	① H30. 6. 1 ② 棄却 ③ 議員に不当利得が生じているとは言えず、主張には理由がない	有
計	5件					有 1 件 無 4 件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（土地の賃借料） ③ 賃借人（任意）団体への損害賠償請求	(H28. 5. 13)	1		① H28. 6. 8 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（県有地の占用許可） ③ 占有者の変更等	(H28. 5. 27)	1		① H28. 7. 7 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（学校法人に対する補助金） ③ 補助金の返還請求等	H28. 6. 15	2	H28. 7. 19 口頭陳述	① H28. 8. 8 ② 一部棄却、一部却下 ア) 知事の判断に違法又は不当な点は認められない等。 ③ (棄却) イ) 支出から1年を経過している等。（却下）	有
千葉県	① 病院局長他職員 ② 公金の支出（県立病院の行事に関する費用） ③ 職員らに費用を返還させる措置	H28. 10. 14	1	H28. 11. 8 口頭陳述	① H28. 12. 9 ② 一部棄却、一部却下 ア) 不適切であるとまでは言えない等。（棄却） イ) 支出から1年を経過している等。（却下）	有
千葉県	① 住宅供給公社理事長 ② 公金の支出（工事管理費） ③ 公社理事長に損害を補てんさせる等の措置	(H28. 11. 8)	1		① H28. 12. 9 ② 却下 ③ 当該公社は県の機関ではない。	無
千葉県	① 知事 ② 財産の処分（調停による賠償金債権の減額） ③ 調停に応じない等の措置	H28. 12. 9	1	H28. 12. 27 口頭陳述	① H29. 1. 17 ② 合議不調 ③	無
千葉県	① 知事、公安委員会 ② 公金の支出（派遣中の隊員の給与・手当等） 県に対して支出停止あるいは損害回復措置、公安委員会に対して隊員派遣中止	(H28. 12. 15)	911		① H29. 1. 20 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない等。隊員の派遣決定は財務会計行為ではない。	無
千葉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務活動費） ③ 議員らに不当利得の返還を求める等の措置	H29. 1. 12	1	H29. 2. 2 口頭陳述	① H29. 3. 3 ② 棄却 ③ 必要性・合理性に欠けると言うことはできない等。	有
千葉県	① 知事 ② 契約の締結（住民訴訟に関する訴訟委任契約） ③ 議員らに補助参加を申し入れる等	(H29. 5. 18)	4		① H29. 6. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
千葉県	① 知事 ② 財産の処分（調停による賠償金債権の減額） ③ 知事に対する損害賠償請求	H29. 5. 25	4	H29. 6. 15 口頭陳述	① H29. 7. 12 ② 合議不調 ③	有
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（学校法人に対する補助金） ③ 補助金の返還請求等	(H29. 6. 9)	1		① H29. 7. 12 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない等。	無
千葉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求権等） ③ 報償費等受領者に対する損害賠償請求等	H29. 9. 15	1	H29. 10. 27 口頭陳述	① H29. 11. 9 ② 棄却 ③ 当該個人の不当利得又は県の損害は認められない等。	有
千葉県	① 知事 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実（不動産取得税） ③ 怠る事実の確認とは正	(H29. 11. 20)	1		① H29. 12. 25 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない。	無
計	13件					有 5 件 無 8 件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	① 教育職員2名 財産管理を怠る事実（プール溢水の原因者への損賠請求権不行使） ③ プール溢水の原因者による溢水分の水道料金全額負担	H28. 4. 1	1	H28. 4. 27 口頭陳述	① H28. 5. 19 ② 棄却 損害の公平な分担という見地に照らし損害額の全額負担は相当でない	有
東京都	① 建設事務所長 ② 契約の履行（委託業務が一部未了のまま全額を支払） ③ 契約金額の一部返還	(H28. 4. 13)	1		① H28. 5. 12 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 知事及び港湾局長 ② 財産の処分（違法埋立により取得した都有地を売却） ③ 売却手続に要した費用の返還等	(H28. 5. 2)	3		① H28. 6. 2 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 前知事 財産管理を怠る事実（前知事への庁有車不正利用に基づく不当利得返還請求権不行使） ③ 前知事による都への損害金相当額の弁済	H28. 5. 13	1	H28. 5. 30 陳述書の提出	① H28. 7. 7 ② 棄却 場所、所要時間、移動距離等から考慮して、社会通念上不正利用とはいえない	無
東京都	① 前知事 ② 前知事が在任中に公金を横領 ③ 横領の全貌解明	(H28. 5. 18)	1		① H28. 6. 2 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	① 知事 財産管理を怠る事実（前知事の私的活動への庁有車利用に基づく不当利得返還請求権不行使） ③ 上記不当利得返還請求権の行使	H28. 5. 23	1	H28. 6. 1 陳述書の提出	① H28. 7. 14 ② 棄却 左記利用はおよそ公務と関連しない純然たる私用目的であったとまではいふことはできない	無
東京都	① 前知事及びその随行職員 ② 公金の支出（海外出張旅費が条例規定額を超過） ③ 超過旅費の返還	(H28. 5. 26)	1		① H28. 6. 27 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 前知事及びその随行職員 ② 公金の支出（海外出張旅費が不適に支出されている） ③ 不適に支出された経費の返還	(H28. 5. 26)	1		① H28. 6. 27 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 前知事及びその随行職員 ② 公金の支出（海外出張旅費が条例規定額を超過） ③ 超過旅費の返還	(H28. 5. 26)	1		① H28. 6. 27 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 前知事及びその随行職員 ② 公金の支出（海外出張旅費が不適に支出されている） ③ 不適に支出された経費の返還	(H28. 5. 26)	1		① H28. 6. 27 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 人事委員会 ② 海外旅費の増額協議を形式的に実施 ③ 人事委員会による必要な措置	(H28. 5. 26)	1		① H28. 6. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	① 前知事及びその随行職員 ② 公金の支出（海外出張時の車両借上費が不要である） ③ 不要な費用の返還	(H28. 5. 26)	1		① H28. 6. 27 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 財産管理を怠る事実（前知事の私的活動への庁有車利用に基づく不当利得返還請求権不行使） ③ 上記不当利得返還請求権の行使	H28. 6. 1	1		① H28. 7. 14 ② 監査実施せず ③ 別人による住民監査請求（H28. 5. 23受付）と同一内容	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	① 知事 財産管理を怠る事実（前知事の私的活動への庁有車利用に基づく不当利得返還請求権不行使） ③ 上記不当利得返還請求権の行使	H28. 6. 14	1	陳述及び陳述書等の提出は行わない旨の申出あり	① H28. 8. 1 ② 勧告 ③ H28. 8. 31までに本件債権の行使	無
東京都	① 消防総監 ② 契約の締結（施設建築工事請負契約の締結が違法） ③ 上記契約の締結差止め	(H28. 6. 30)	1		① H28. 7. 28 ② 却下 ③ 住民訴訟継続中の案件につき改めて住民監査請求することは地方自治法の予定するところでない	有
東京都	① 学校教員 公金の支出（部活合宿費から送迎バス運転手に心付を支出したのは不適切） ③ 請求対象者の服務上の処罰及び保護者への返金	(H28. 9. 30)	1		① H28. 11. 1 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	① 元知事、前知事、中央卸売市場長等 ② 契約の締結（土壤汚染対策工事は都民に嘘をついたもの） ③ 責任者に対し工事金額等の請求	(H28. 10. 3)	1		① H28. 11. 1 ② 却下 ③ 期間徒過	有
東京都	① 知事 広報活動として参加した追儵式の参加費用を職員が負担したことは不當である ③ 費用を立て替えた職員への費用弁済	(H28. 10. 11)	1		① H28. 11. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	① 知事 公金の支出（沖縄へ違法に派遣された機動隊員への俸給支払は違法） ③ 機動隊員の派遣を中止	(H28. 10. 17)	300		① H28. 11. 18 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 公安委員会 公金の支出（交通違反に係る行政訴訟における都側代理人への謝金支払は予算の目的に反する） ③ 公安委員会の改革	(H28. 10. 25)	1		① H28. 11. 24 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事及び港湾局長 ② 財産の処分（違法埋立により取得した都所有地を売却） ③ 売却処分の取消しその他必要な措置	(H28. 10. 27)	2		① H28. 12. 1 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 水道局 水道局の工事が原因で発生した漏水にかかった水道料金の請求は違法 ③ 事実関係の調査を徹底	(H28. 11. 9)	1		① H28. 12. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	① 知事 契約の履行（都発注工事請負業者が建設業退職金共済掛金を着服） ③ 業者に対し着服金額の返還	H28. 11. 10	1	H28. 12. 5 陳述書の提出	① H29. 1. 10 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
東京都	① 都立学校教員及び都教委指導主事 高校大会の出場選手選考が違法であり、かかる行為下で大会参加料を支出したことは違法 ③ 請求対象者の服務上の処分	(H28. 12. 14)	1		① H29. 1. 19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	① 知事 区の補助事業者による用地取得は事実上暴力団への利益供与であり、当該区補助金の原資として都が区に補助した補助金も違法 ③ 都補助金の支出差止め等	(H29. 1. 11)	1		① H29. 2. 15 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	① 知事及び港湾局長 ② 貢産の処分（違法埋立により取得した都有地を売却） ③ 契約・管理に要した経費の金額返還その他必要な措置	(H29. 1. 16)	2		① H29. 2. 2 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 都立学校教員及び都教委指導主事 ② 高校大会会費を私費負担したことは違法である ③ 請求対象者の服務上の処分	(H29. 2. 7)	1		① H29. 3. 16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	① 都立学校教員及び都教委指導主事 ② 公金の支出（高校大会の出場選手選考が違法であり、かかる行為を行った請求対象者にかかった人件費及び物件費の支出は違法） ③ 請求対象者の服務上の処分	(H29. 2. 8)	1		① H29. 3. 16 ② 却下 ③ 請求事項を特定できる程度の具体性なし	無
東京都	① 都議会議員 ② 公金の支出（車両にかかる政務活動費の支出が使途基準に違反） ③ 車両費の一部返還	(H29. 2. 28)	1		① H29. 4. 7 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 契約の締結（委託契約における落札金額が独禁法違反） ③ 低入札価格調査制度の導入	(H29. 3. 3)	1		① H29. 3. 24 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 元知事及び前知事 ② 銀行設立及び当該銀行の他行との経営統合が違法 ③ 請求対象者に損害賠償請求、経営統合の差止め	(H29. 3. 8)	3		① H29. 4. 7 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有
東京都	① 教育庁及び主税局 公金の支出（住宅供給公社との学校維持管理委託契約の積算が不 ^当 ）・賦課徴収を怠る事実（住宅供給公社の所得への課税を怠っている） 適正な積算額との差額の返還返還請求・公社に対する法人二税の賦課徴収	H29. 3. 13	1	陳述を欠席し、陳述書及び新たな証拠を提出しないとする旨の申し出あり	① H29. 5. 10 ② 棄却 ③ 積算は不當とは言えず、公社は法人二税の納税義務を負わない	有
東京都	① 教育委員及び教育長 公金の支出（学習読本の内容が違憲であるため原稿作成委託契約費の支出が違法） ③ 支出行為の違法の認定を求める	(H29. 3. 27)	112		① H29. 4. 27 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 都知事 財産管理を怠る事実（土壤汚染の原因者に対し対策工事費の一部の請求を怠っている） ③ 原因者に対し土壤汚染対策の残費用を請求	(H29. 4. 21)	1		① H29. 5. 22 ② 却下 ③ 期間超過	有
東京都	① 都知事 財産の処分（都施行再開発事業の保留床処分価格が近隣に比して明らかに低廉） ③ 請求対象者に対し処分により生じる損害の回避又は補填に要する措置の勧告	H29. 4. 21	2	H29. 5. 18 新たな証拠の提出及び陳述	① H29. 6. 19 ② 棄却 ③ 処分価格の前提たる土地鑑定評価も適法妥当であり、請求人の主張には理由がない	無
東京都	① 都知事、中央卸売市場長等 公金の支出（違法な市場移転延期に基づく新市場の維持管理費の支出が違法） ③ 請求対象者に対し損害賠償を勧告及び市場移転を勧告	(H29. 4. 26)	7		① H29. 5. 22 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 消防総監 ② 契約の締結（違法な施設建築契約が締結される蓋然性あり） ③ 契約締結の差止め	(H29. 5. 11)	1		① H29. 6. 6 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない（蓋然性なし）	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与え た期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
東京都	① 都知事 財産の処分（都施行再開発事業の保留床処分価格が近隣に比して 明らかに低廉） ② 請求対象者に対し処分により生じる損害の回避又は補填に要する 措置の勧告	H29. 5. 19	58	H29. 6. 15 新たな証拠の 提出及び陳述	① H29. 7. 18 ② 捜査 事業手法の選択や処分価格の前提たる土地鑑定評価も適法 妥当であり、請求人の主張には理由がない	有
東京都	① 都知事、中央卸売市場長等 公金の支出（違法な市場移転延期に基づく新市場の維持管理費の 支出が違法） ③ 請求対象者に対し損害賠償を勧告及び市場移転を勧告	(H29. 5. 31)	21		① H29. 7. 6 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 警視庁職員 ② 契約の締結（委託契約入札に談合が疑われる） ③ 請求対象者に対する処分	(H29. 6. 5)	1		① H29. 7. 6 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 警察署員 公金の支出（瑕疵ある要望に基づく信号機改修に要した費用を支 出したことは不当） ③ 請求対象者に対する処分	(H29. 6. 5)	1		① H29. 7. 6 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 警察署員 公金の支出（無計画な信号機改修に要した費用を支出したことは 不当） ③ 請求対象者に対する処分	(H29. 6. 13)	1		① H29. 7. 25 ② 却下 ③ 期間超過	無
東京都	① 企業職員 工事により請求人所有の塀に亀裂が生じたことを請求対象者が認 めないのは問題だ ③ 工事により請求人所有の塀に亀裂が生じたことの確認	(H29. 6. 23)	1		① H29. 7. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	① 知事 公金の支出（勤務実態がほとんどない知事特別秘書に対し給料及 び手当を満額支出したことは違法） ③ 請求対象者に対し返還請求権行使等必要な措置	(H29. 9. 20)	1		① H29. 10. 12 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 都知事、中央卸売市場長等 公金の支出（知事の裁量を超えた違法な市場移転延期判断に基づ く市場管理費の支出が違法） ③ 請求対象者に対する損害賠償請求	(H29. 10. 13)	8		① H29. 11. 16 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 都立公園内の樹木の伐採は、自然破壊及び予算の不適正使用である ③ 予算の適正使用及び不必要的自然破壊の防止	(H30. 2. 13)	1		① H30. 3. 22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
計	46件					有 13 件 無 33 件
神奈川県	① 県 財産の管理を怠る事実(不適に充当された政務活動費の返還請求 を怠っている) ③ 元県議会議員に対する返還請求	H28. 4. 18	1	請求人が希望 しなかつたた め、未実施	① H28. 6. 16 ② 捜査 支出が不適であることを推認させる一般的、外形的な事実 は認められない。	無
神奈川県	① 県 違法・不適な公金の支出(源泉徴収票の再発行に伴う経費は不要 な支出である) ③ 県職員及び知事に対する損害賠償請求	H28. 6. 6	1	H28. 7. 5 口頭陳述	① H28. 8. 4 ② 捜査 ③ 故意又は重大な過失は認められない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
神奈川県	① 県 違法・不当な公金の支出(政令市県費負担教職員が不当に收受した通勤手当は本来不要な支出である) ② 政令市県費負担教職員に対する返還請求	(H28. 10. 20)	1	却下のため未 実施	① H28. 11. 30 ② 却下(不受理) 違法又は不当とする県の財務会計上の行為を摘示していない。 ③	無
神奈川県	① 県 ② 違法・不当な公金の支出(県外派遣は違法・不当である) ③ 派遣中止と派遣に伴う公金支出の損害を補てんするのに必要な措置を講ずること	(H28. 12. 19)	135	却下のため未 実施	① H29. 2. 10 ② 却下(不受理) 財務会計上の行為である支出の違法性、不当性の理由を具体的に摘示していない。	無
神奈川県	① 県 財産の管理を怠る事実(政令市人事権濫用により県が得られるであろう金員等の請求を怠っている) ② 政令市に対する金員等の請求	(H29. 1. 25)	1	却下のため未 実施	① H29. 3. 23 ② 却下(不受理) 県の行為が違法又は不当とする理由を具体的に摘示していない。	無
神奈川県	① 県 ② 違法な個人事業税の課税 ③ 課税の取消し	(H29. 1. 30)	1	却下のため未 実施	① H29. 3. 8 ② 却下(不受理) 法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に該当しない。	無
神奈川県	① 知事 違法・不当な公金の支出(特別委員会の県外調査に係る議員旅費の支出は違法である) ② 当該議員に対する返還請求	(H29. 1. 31)	16	却下のため未 実施	① H29. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 請求期間超過	無
神奈川県	① 知事 違法・不当な公金の支出(常任委員会の県外調査に係る議員旅費の支出は違法である) ② 当該議員に対する返還請求	(H29. 1. 31)	16	却下のため未 実施	① H29. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 請求期間超過	無
神奈川県	① 県 違法・不当な公金の支出等(元金償還の先延ばしによる利子の支出は不当である) ③ 利子負担の損害賠償請求	(H29. 2. 10)	1	却下のため未 実施	① H29. 3. 28 ② 却下(不受理) 財務会計上の行為である支出の違法性、不当性の理由を具体的に摘示していない。	無
神奈川県	① 知事 違法又は不当な公金の支出(組合に支出した負担金は違法・不当に加算された金額である) ③ 県職員に対する損害賠償請求	H29. 3. 21	1	請求人が希望 しなかつたた め、未実施	① H29. 5. 19 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はない。	有
神奈川県	① 知事 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実(過料の徴収を怠っている) ③ 過料の徴収	(H29. 4. 3)	1	却下のため未 実施	① H29. 5. 19 ② 却下(不受理) 過料の徴収は「公金の賦課・徴収を怠る事実」に該当しない。	無
神奈川県	① 県 財産の管理を怠る事実(政令市人事権濫用により県が得られるであろう金員等の請求を怠っている) ③ 政令市に対する金員等の請求	(H29. 4. 18)	1	却下のため未 実施	① H29. 6. 9 ② 却下(不受理) 県の行為を違法又は不当とする理由を摘示しておらず、財 産的損害が生ずるおそれがあるとの客観的事実も摘示していない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	① 県 違法・不当な公金の支出(勤務実態のない時間外勤務手当が支給されている) 実態を伴わない時間外勤務手当を当該職員から返還させたうえ ③ で、実態を伴う時間外勤務手当があればこれを当該職員に支払うこと	H29. 5. 26	1	H29. 6. 14 口頭陳述	① H29. 7. 24 ② 一部棄却、一部却下 違法又は不当な公金の支出があったとは認められるもの ③ の、これにより県に損害が生じていると断定できない。(支出の一部は請求期間を超過)	無
神奈川県	① 知事 財産の管理を怠る事実(絵画の盗難による損害賠償請求を怠っている) ③ 県職員及び知事に対する損害賠償	(H29. 8. 14)	1	却下のため未実施	① H29. 10. 12 ② 却下(不受理) 怠る事実の終わった日から1年以内の請求となっておらず、 正当な理由も摘示していない。	無
神奈川県	① 県 ② 違法・不当な公金の支出(事業補助金の支出は違法である) ③ 県職員及び知事に対する損害賠償	H29. 9. 1	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H29. 10. 30 ② 棄却 違法又は不当な補助金の支出があったことは確認できなかつた。	有
神奈川県	① 県 財産の管理を怠る事実(油絵の紛失による損害賠償請求を怠っている) ③ 県職員に対する損害賠償	(H29. 9. 29)	1	却下のため未実施	① H29. 11. 27 ② 却下(不受理) ③ 消滅時効により損害賠償請求権は存在しない。	無
神奈川県	① 県 財産の管理を怠る事実(看護師等修学資金等の債権管理を怠っている) ③ 県職員に対する損害賠償	H29. 11. 15	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H30. 1. 12 ② 棄却 違法又は不当に財産の管理を怠る事実に該当すると認められるものの、これらより県に財産的損害が生じているとまでは認められない。	無
神奈川県	① 県 知事が人事委員会に答弁書を提出しなかった行為及び人事委員会事務局の幹部職員が答弁書の提出されない状況を看過し続けた行為 ③ 知事及び県職員に対する損害賠償	(H29. 11. 27)	1	却下のため未実施	① H30. 1. 25 ② 却下(不受理) ③ 法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に該当しない。	無
神奈川県	① 県 財産の管理を怠る事実(版画の紛失による損害賠償請求を怠っている) ③ 県職員に対する損害賠償	(H29. 12. 15)	1	却下のため未実施	① H30. 2. 6 ② 却下(不受理) ③ 県の行為が違法又は不当であるとする理由を摘示していない。	有
神奈川県	① 県 財産の管理を怠る事実(不当に充当された政務活動費等の返還請求を怠っている) ③ 県議会議員に対する返還請求	H30. 1. 30	1	H30. 2. 16 口頭陳述	① H30. 3. 29 ② 棄却 ③ 使途基準に適合しないものが含まれていることは確認できず、返還請求権が発生しているとはいえない。	有
神奈川県	① 県 臨時財政対策債に係る不正な会計処理 ③ 記載なし	(H30. 2. 5)	1	却下のため未実施	① H30. 2. 22 ② 却下(不受理) ③ 法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に該当しない。	無
計	21件					有無 5件 16件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 (平成26年度政務活動費) ③ 会派及び議員に対する返還請求	(H28. 4. 20)	2		① H28. 5. 24 ② 却下 (不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 (平成26年度政務活動費) ③ 会派及び議員に対する返還請求	(H28. 6. 22)	2		① H28. 7. 21 ② 却下 (不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 (平成26年度政務活動費) ③ 会派及び議員に対する返還請求	(H28. 8. 1)	1		① H28. 9. 1 ② 却下 (不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 (平成26年度政務活動費) ③ 会派及び議員に対する返還請求	(H28. 9. 27)	1		① H28. 10. 28 ② 却下 (不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	有
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 (平成27年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	H29. 2. 14	2		① H29. 2. 22 ② 取下げ ③ 添付資料等の不足	無
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 (平成27年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	H29. 2. 22	2	H29. 4. 6 口頭陳述	① H29. 4. 21 ② 棄却 ③ 当該支出が違法不当ではない	有
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 (平成27年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	H29. 6. 14	1		① H29. 6. 30 ② 取下げ ③ 請求に係る政務活動費の返還があった	無
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 (平成23年度～平成27年度政務活動(調査)費) ③ 議員に対する返還請求	(H29. 7. 14)	1		① H29. 8. 10 ② 却下 ③ 請求に係る政務活動費の返還があった	無
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 (平成27年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(H30. 3. 9)	1		① H30. 3. 22 ② 却下 ③ 請求に係る政務活動費の返還があった	無
計		9件				有 2 件 無 7 件
富山県	① 知事 ② 違法・不当な公金支出 ③ 知事に対する損害賠償請求	H29. 1. 18	4	H29. 2. 20 口頭陳述	① H29. 3. 17 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
計		1件				有 1 件 無 0 件
石川県	① 知事、監査委員 ② 違法な支出 (虚偽の調書による不当支出) ③ 利息分を含め自主返納	(H28. 11. 22)	1		① H28. 12. 1 ② 却下 ③ 請求要件を満たしていない	無
石川県	① 知事 ② 違法な支出 (政務活動費) ③ 違法支出分の返還勧告の実施	H28. 12. 15	1	H28. 12. 27 口頭陳述	① H29. 2. 6 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
石川県	① 知事 ② 違法な支出 (政務活動費) ③ 違法支出分の返還勧告の実施	H29. 11. 16	1	H29. 11. 28 口頭陳述	① H30. 1. 11 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
計		3件				有 2 件 無 1 件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与え た期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
山梨県	① 知事 ② 県有地の賃貸借契約が違法、不当。賃料の増額改定を怠ること ③ 損害額の賠償、適正賃料による契約締結等の必要な措置を請求	H29. 8. 10	1	H29. 9. 7 口頭陳述	① H29. 10. 2 ② 捜査 ③ 違法、不当とする理由がない	有
計	1件					有 1 件 無 0 件
長野県	① 指定なし ② 公金の賦課・徴収、財産等管理を怠る事実 ③ 職員措置による返還	(H28. 5. 15)	1		① H28. 6. 14 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいせず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 指定なし ② 公金の賦課・徴収、財産等管理を怠る事実 ③ 第一号法定事務（地方交付税法に関するものと推測される）の手続き、検査等を講じること	(H28. 5. 15)	1		① H28. 6. 14 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいせず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 指定なし ② 公金の支出 ③ 個別外部監査契約に基づく監査を実施し、不適正受給した補助金の交付決定の取消、県への返還を命ずること。	(H28. 5. 18)	1		① H28. 6. 6 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいせず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事、県職員等 ② 財務会計を怠る事実（具体的な記載なし） ③ 記載なし	(H28. 6. 12)	1		① H28. 7. 22 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいせず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 指定なし ② 記載なし ③ 記載なし	(H28. 6. 17)	1		① H28. 7. 22 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいせず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 建設事務所長 ② 貢産の管理を怠る事実 ③ 過去の境界確定方法に問題がある一級河川の河川敷地の再度の官民境界の確定	(H28. 6. 21)	2		① H28. 7. 22 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいせず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事、県選挙管理委員会、県教育委員会等職員 ② 記載なし ③ 記載なし	(H28. 7. 16)	1		① H28. 8. 29 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいせず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 林務部長、地方事務所長、県職員 ② 公金の支出、財産の管理を怠る事実 ③ 損害の補填の勧告	H28. 12. 22	5	H29. 1. 25 口頭陳述 陳述書の提出	① H29. 2. 20 ② 勧告 県職員への賠償請求についてH29. 9. 12までに検討を行い、 ③ 賠償責任が認められる職員に対して厳正に対処するとともに、検討結果について県民に説明すること。	無
長野県	① 長野県（具体的な記載なし） ② 記載なし ③ 不正受給した補助金の返還	(H29. 3. 31)	1		① H29. 5. 26 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいせず、適法な請求と認められない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
長野県	① 知事 補助金返還に伴う加算金の支出及び加算金支出による損害の賠償 請求を怠る事実 ③ 真相解明のための第三者委員会の設置及び林務部幹部等への損害 賠償請求	H29. 9. 11	606	H29. 10. 13 口頭陳述	① H29. 11. 17 ② 捨却 ③ 請求人の主張には理由がない。	有
計	10件					有 1 件 無 9 件
岐阜県	① 担当課職員 宅建業者の免許取消、宅建士の登録削除を行わない担当課を指導 するよう請求。 ③ 担当課の指導に対する請求	(H28. 8. 17)	1		① H28. 8. 26 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
岐阜県	① 土木事務所 土木事務所に対して用地補償契約における本人確認の欠如及び過 大な用地補償費の支払に対する返還を請求。 ③ 過大な用地補償費の支払い返還を請求	H28. 11. 8	1	H28. 11. 17 口頭陳述	① H28. 12. 26 ② 一部棄却・一部却下 ③ 違法又は不当な公金支出はない。また、請求期間を経過し たは支払いは却下。	有
岐阜県	① 知事 市介護保険事業特別会計への県支出金が規定以外の事業に支出さ れている。 ③ 県が被った被害額の補填を請求	(H29. 8. 30)	1		① H29. 9. 7 ② 却下 ③ 請求期間を経過	無
岐阜県	① 知事 市の高齢消費者被害防止防止推進モデル事業に対する県補助金が 支払過多である。 ③ 県が被った被害額の補填を請求	(H29. 9. 15)	1		① H29. 9. 27 ② 却下 ③ 請求期間を経過	無
岐阜県	① 担当課長 医薬品医療機器等法に基づく医薬品販売許可を取得させないこと ② は、同法に違反するとともに、申請許可手数料の徴収を怠ってい る主張。 ③ 医薬品販売許可を要求	(H30. 3. 24)	1		① H30. 4. 27 ② 却下 ③ 財務会計行為でない	無
計	5件					有 1 件 無 4 件
静岡県	① 知事 公有水面埋立法の免許のない者による土地の埋立 ③ 原状回復を命ぜる等の必要な措置	H28. 11. 7	1	H28. 12. 2 口頭陳述	① H29. 1. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
静岡県	① 知事 財産の管理を怠る行為（任意団体への補助金に係る残余金） ③ 不当利得返還請求	H28. 12. 12	2	H29. 1. 16 口頭陳述	① H29. 2. 3 ② 捨却 ③ 県が損害を被っているか確認できない。	有
静岡県	① 知事、教育委員会 ② 違法不当な公金の支出（教員給与） ③ 該当する教員に支払した給与相当額の損害賠償請求	H29. 3. 29	1	H29. 4. 24 口頭陳述	① H29. 5. 15 ② 捨却 ③ 違法不当な公金の支出は存在しない。	有
静岡県	① 知事 違法不当な公金の支出（任意団体への補助金） ③ 補助金の返還請求	H29. 6. 29	1	H29. 7. 24 口頭陳述	① H29. 8. 25 ② 捨却 ③ 違法不当な公金の支出は存在しない。	有
静岡県	① 知事 違法不当な公金の支出（政務活動費） ③ 政務活動費の返還請求	H29. 9. 11	2	H29. 10. 13 口頭陳述	① H29. 11. 9 ② 捨却 ③ 違法不当な公金の支出は存在しない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の 有無
静岡県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出（公益社団法人への補助金） ③ 補助金の返還請求	H29. 9. 15	1	H29. 10. 18 口頭陳述	① H29. 11. 13 ② 捜査 ③ 違法不当な公金の支出は存在しない。	無
計	6件					有 3 件 無 3 件
愛知県	① 音声を作成、録音した県職員 財産の管理（県による I C レコーダーの不当な使用行為及び不適切な管理） ③ 損害賠償の請求	H28. 4. 19	1		① H28. 5. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
愛知県	① 知事 ② 公金の支出（不正に支出された補助金） ③ 補助金の不交付	H28. 8. 1	1		① H28. 8. 17 ② 却下 ③ 違法性・不当性の適示なし。	無
愛知県	① 知事等 ② 公金の支出（不適切な工事の結果の支出） ③ 設計の変更等	H28. 8. 15	1		① H28. 8. 14 ② 捜査 ③ 違法性・不当性なし。	無
愛知県	① 知事等 ② 公金の支出（不適切な工事の結果の支出） ③ 設計の変更等	H28. 8. 23	1		① H28. 8. 14 ② 捜査 ③ 違法性・不当性なし。	無
愛知県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（不正に支払われた政務活動費） ③ 政務活動費の返還請求	H28. 9. 30	1	H28. 10. 14 口頭陳述	① H28. 11. 25 ② 捜査 ③ 違法性・不当性なし。	無
愛知県	① 知事 ② 公金の支出（警察職員の違法な派遣に伴う公金の支出） ③ 損害賠償の請求	H29. 5. 15	921		① H29. 6. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性の適示なし。	有
愛知県	① 校長 ② 生徒・保護者が負担する経費 ③ 生徒・保護者からではなく公費による支出	H29. 6. 8	1		① H29. 7. 12 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
愛知県	① 知事 ② 公費の支出（公園の原状回復のための違法な支出） ③ 損害賠償の請求	H29. 10. 16	1		① H29. 11. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
愛知県	① 知事 ② 公費の支出（違法行為を行った教職員の給与） ③ 返還請求	H29. 10. 20	1		① H29. 12. 12 ② 捜査 ③ 損害はない。	無
愛知県	① 知事 ② 貢産の管理（私有地に無許可で設置された私道） ③ 行政処分を行っていない不作為の是正	H30. 2. 24	1		① H30. 3. 22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
愛知県	① 知事 ② 公金の支出（ダムの水道用水の費用負担金） ③ ダム使用権設定申請の取り下げ等	H30. 3. 14	552		① H30. 4. 20 ② 却下 ③ 違法性・不当性の適示なし。	有
愛知県	① 知事 ② 公金の支出（ダムの水道用水の費用負担金） ③ ダム使用権設定申請の取り下げ等	H30. 3. 30	552		① H30. 4. 20 ② 却下 ③ 違法性・不当性の適示なし。	有
計	12件					有 3 件 無 9 件
三重県	① 知事 ② 貢産の管理を怠る事実 ③ 公有財産の適正な管理利用を図るための改善	H28. 9. 29	1		① H28. 11. 15 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な業務委託費の支出 ③ 知事に対する損害賠償等の請求	H28. 12. 15	3	H29. 1. 23 口頭陳述	① H29. 2. 10 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な業務委託費支出 ③ 一定以上の実績を入札参加資格とする入札の差止め	H29. 4. 19	3		① H29. 5. 30 ② 却下 当該入札を先行行為とする業務委託契約の締結及び支出 ③ が、相当の確実さをもって予測されるとは認められないの で、住民監査請求の対象となる行為に当たらない。	有
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な業務委託費支出 ③ 一定以上の実績を入札参加資格とする入札の差止め	H30. 2. 22	1		① H30. 3. 26 ② 却下 当該入札を先行行為とする業務委託契約の締結及び支出 ③ が、相当の確実さをもって予測されるとは認められないの で、住民監査請求の対象となる行為に当たらない。	無
計		4件				有 2 件 無 2 件
滋賀県	① 職員、監査委員 ② 住民監査請求への対応 ③ 無効確認および知事等に対する損害賠償請求	(H28. 5. 25)	1		① H28. 6. 21 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事等 ② 違法な県営住宅の管理等 ③ 無効確認および知事等に対する損害賠償請求	(H28. 6. 9)	1		① H28. 6. 21 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（政務活動費の返還を求めることが多い） ③ 相手方に対する返還請求	H29. 1. 27	1	H29. 2. 7 口頭陳述	① H29. 3. 22 ② 一部認容、一部棄却、一部却下 請求内容の一部について、相手方に返還を求めるなど必要 な措置を講ずること。	無
滋賀県	① 職員、知事等 ② 公金の徴収を怠る事実（行政財産使用料の免除は減免要件を満たさない） ③ 知事等に対する損害賠償請求、使用料請求	(H29. 8. 10)	4		① H29. 8. 31 ② 却下（不受理） ③ 期間超過	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な契約の締結・履行（国体開催計画は財政運営の裁量逸脱、工事着手は違法） ③ 国体開催計画再検討、工事に着手しないこと	(H29. 9. 6)	3		① H29. 9. 15 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、弁護士、議員、知事等 ② 違法な契約の締結・履行（訴訟代理委任契約は違法）等 ③ 無効確認および知事等に対する損害賠償請求等	(H30. 1. 31)	1		① H30. 3. 1 ② 却下（不受理） ③ 期間超過	無
滋賀県	① 監査委員 ② 住民監査請求への対応 ③ 無効確認および知事等に対する損害賠償請求	(H30. 3. 16)	1		① H30. 4. 18 ② 監査委員が全員除斥され監査できない ③ 期間超過	無
滋賀県	① 職員 ② 住民監査請求への対応 ③ 無効確認および行為者に対する損害賠償請求	(H30. 3. 16)	1		① H30. 4. 18 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 職員、監査委員 ② 住民監査請求への対応 ③ 無効確認および行為者に対する損害賠償請求	(H30. 3. 19)	1		① H30. 3. 19 ② 取下げ ③ 請求人の意向による	無
計		9件				有 0 件 無 9 件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
京都府	① 知事 公金の支出（スタジアム整備事業に係る経費） ② 費用便益の算出に問題があり、マイナス効果が発生する。 ③ 事業に関する一切の公金の支出の差し止め	H29. 6. 2	14	H29. 6. 30 口頭陳述	① H29. 7. 31 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有
京都府	① 知事 財産の管理を怠る事実（府議会政務活動費） ② 按分の根拠資料の提出がないもの、記載漏れがあるもの等不適切で不当な目的外支出である。 ③ 議員に対する返還請求	H30. 3. 30	2	H30. 4. 27 口頭陳述	① H30. 5. 28 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
計	2件					有 1 件 無 1 件
大阪府	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 ③ プール開放事業に従事した府費負担教職員の給与相当額の返還	H28. 8. 31	1	H28. 9. 23 口頭陳述	① H28. 10. 21 ② 棄却 ③ 違法又は不当に本件怠る事実は認められない	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 高槻東道路建設に関する負担金の差止め、支出された場合は、不当利得返還請求又は損害賠償請求をすること	H28. 9. 13	1	H28. 10. 12 口頭陳述	① H28. 11. 9 ② 棄却 ③ 負担金の支出に違法性・不当性は認められない	無
大阪府	① 公安委員会 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 沖縄県への機動隊員の派遣の中止	H28. 12. 2	404		① H29. 1. 20 ② 却下 ③ 違法性・不当性が具体的、客観的に摘示されてない／一部請求人としての要件不備	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金交付決定の取消し及び支出の差止め	H29. 3. 10	1		① H29. 3. 27 ② 却下 ③ 対象の財務会計行為が存在しない	無
大阪府	① 知事及び警察本部長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 音響式信号機の音響の出力	H29. 3. 28	1		① H29. 4. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
計	5件					有 0 件 無 5 件
兵庫県	① 特定せず ② 違法な公金の支出（動物の即日殺処分は違法な犯罪行為である） ③ 即日殺処分に係る費用の返還、即日殺処分の中止	H28. 12. 1	1	H29. 1. 6 口頭陳述	① H29. 1. 30 ② 一部却下、一部棄却 ③ 即日殺処分の中止は財務会計行為ではない、支出に違法性はない	無
兵庫県	① 特定せず ② 違法な公金の支出（県が施行することが違法な道路工事）、公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実（当該工事に原因者に費用を負担させていない） ③ 上記②により県が被った損害を補填するために必要な措置	H29. 5. 12	1	H29. 6. 19 口頭陳述	① H29. 7. 11 ② 一部却下、一部棄却 ③ 支出に違法性はない、怠る事実については原因者に対する費用負担命令を発出されたこと等から請求の利益が失われている	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（動物の即日殺処分は違法な犯罪行為ないし不法行為であり、それに係る違法・不当な出金に係る損害賠償請求権の行使を怠っている） ③ 即日殺処分に係る費用の支出相当額を損害賠償させることその他怠る事実を是正するために必要な措置を講じること、即日殺処分の差止め	H29. 9. 15	4	H29. 10. 23 口頭陳述	① H29. 11. 14 ② 一部却下、一部棄却 ③ 即日殺処分の差止めは財務会計行為ではない、即日殺処分が犯罪ないし不法行為であると判断すべき理由はなく怠る事実の前提となる損害賠償請求権の存在は認められない	有
計	3件					有 1件 無 2件
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（政務活動費の使途基準に合致しない不適切な支出） ③ 関係議員に不当利得の返還請求	H28. 4. 28	5	H28. 5. 31 口頭陳述	① H28. 6. 30 ② 捨却 ③ 政務活動費の使途基準に適合しないものは認められない。	有
奈良県	① 指定されていない ② 誤った道路案内標識の設置 ③ 損害賠償の請求と標識の取替	H28. 7. 29	1		① H28. 8. 22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではないため。	有
奈良県	① 知事 ② 不当な公金の支出（第32回国民文化祭ロゴマーク制作業務契約に係る委託料の不当な支出） ③ 損害賠償の請求	H28. 8. 1	6		① H28. 8. 19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではないため。	無
奈良県	① 知事 ② 不当な公金の支出（「大立山まつり」事業企画製作運営業務委託契約に係る委託料の不当な支出） ③ 損害賠償の請求	H28. 10. 5	8		① H28. 11. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではないため。	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（政務活動費の使途基準に合致しない不適切な支出） ③ 関係議員に不当利得の返還請求	H28. 10. 28	6	H28. 11. 22 口頭陳述	① H28. 12. 26 ② 捨却 ③ 政務活動費の使途基準に適合しないものは認められない。	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（政務活動費の使途基準に合致しない不適切な支出） ③ 関係会派に不当利得の返還請求	H28. 10. 28	6	H28. 11. 22 口頭陳述	① H28. 12. 26 ② 捨却 ③ 政務活動費の使途基準に適合しないものは認められないため。	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（政務活動費の使途基準に合致しない不適切な支出） ③ 関係議員に不当利得の返還請求	H29. 3. 22	3	H29. 4. 12 口頭陳述	① H29. 5. 19 ② 捨却 ③ 政務活動費の条例及び手引に反することを推認させる事が認められないため。	有
奈良県	① 奈良県警警察本部長 ② 違法又は不当な公金の支出（減給処分とされた元警察職員への退職手当の支出） ③ 退職金相当額の補填の請求	H29. 5. 29	1	H29. 6. 21 口頭陳述	① H29. 7. 26 ② 捨却 ③ 退職手当の支給の前提となる懲戒処分及び本件退職手当に係る支給手続のいずれについても、違法又は不当な事実は認められないため。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
奈良県	① 知事 不当な公金の支出（吉城園周辺地区及び高畠町裁判所跡地について、文化庁の審議会の許可を得ずに現状を変更する計画に基づき実施した各委託事業に係る支出） ③ 不当な支出の返還請求	H29. 5. 29	11	H29. 6. 21 口頭陳述	① H29. 7. 26 ② 棄却（一部却下） ③ 各委託事業に係る支出は、当該整備計画に沿つたものであることから、違法性又は不当性は認められないため。	無
奈良県	① 知事 施設管理運営にかかる費用の支出（本来、県が負担すべき支出を募金により支出していた） ③ 本来支出すべきであった費用の返還請求	H29. 10. 20	1		① H29. 12. 6 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではないため。	無
奈良県	① 知事 違法な公金の支出（政務活動費の使途基準に合致しない不適切な支出） ③ 関係議員に不当利得の返還請求	H29. 12. 19	3	H30. 1. 18 口頭陳述	① H30. 2. 16 ② 棄却 ③ 政務活動費の条例及び手引に反することを推認させる事実が認められないため。	有
計	11件					有 7 件 無 4 件
和歌山県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（違法な政務調査費支出による不当利得の返還請求等を怠っている） ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び知事に対する損害賠償請求	H28. 5. 16	2	請求人から陳述の機会を求める旨の申出あり	① H28. 7. 8 ② 一部却下・一部棄却 ③ 政務調査費支出に違法性は認められない	有
和歌山県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（違法な政務調査費支出による不当利得の返還請求等を怠っている） ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び知事に対する損害賠償請求	H28. 5. 19	2	請求人から陳述の機会を求める旨の申出あり	① H28. 7. 8 ② 一部却下・一部棄却 ③ 政務調査費支出に違法性は認められない	有
和歌山県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（違法な政務活動費支出による不当利得の返還請求等を怠っている） ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び知事に対する損害賠償請求	H29. 4. 6	2	請求人から陳述の機会を求める旨の申出あり	① H29. 6. 2 ② 合議不調 ③	無
和歌山県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（違法な政務活動費支出による不当利得の返還請求等を怠っている） ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び知事に対する損害賠償請求	H29. 4. 20	2	請求人から陳述の機会を求める旨の申出あり	① H29. 6. 2 ② 合議不調 ③	無
和歌山県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（違法な政務活動費支出による不当利得の返還請求等を怠っている） ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び知事に対する損害賠償請求	(H29. 12. 19)	2		① H29. 12. 26 ② 却下（不受理） ③ 請求受理前に全額返還された	無
和歌山県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（違法な政務活動費支出による不当利得の返還請求等を怠っている） ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び知事に対する損害賠償請求	(H30. 2. 9)	2		① H30. 2. 20 ② 却下（不受理） ③ 請求受理前に全額返還された	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
計		6件				有 2件 無 4件
島根県	① 県職員 ② 不正な談合入札・高い落札率 ③ 県職員及び相手方に対する損害賠償請求	(H29. 1. 26)	1		① H29. 3. 7 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書の未添付	有
島根県	① 知事・県職員 ② 不正な談合入札・高い落札率 ③ 県職員及び相手方に対する損害賠償請求	(H29. 1. 26)	1		① H29. 3. 7 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書の未添付	有
島根県	① 知事・県職員 ② 不正な談合入札・高い落札率 ③ 県職員及び相手方に対する損害賠償請求	(H29. 1. 26)	1		① H29. 3. 7 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書の未添付	有
島根県	① 知事・県職員 ② 不正な談合入札・高い落札率 ③ 県職員及び相手方に対する損害賠償請求	(H29. 9. 29)	1		① H29. 10. 24 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書の未添付	有
島根県	① 知事・県職員 ② 不正な談合入札・高い落札率 ③ 県職員及び相手方に対する損害賠償請求	(H29. 9. 29)	1		① H29. 10. 24 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書の未添付	有
島根県	① 知事・県職員 ② 不正な談合入札・高い落札率 ③ 県職員及び相手方に対する損害賠償請求	(H30. 3. 23)	1		① H30. 4. 17 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書の未添付	有
計		6件				有 6件 無 0件
岡山県	① 知事 ② 違法に支出された政務活動費の返還請求を怠る行為 ③ 違法に支出された政務活動費の各議員への返還請求	H28. 4. 20	1	H28. 5. 20 陳述会開催	① H28. 6. 14 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
岡山県	① 知事 ② 違法に支出された政務活動費の返還請求を怠る行為 ③ 違法に支出された政務活動費の各議員への返還請求	H29. 4. 28	1	H29. 5. 22 陳述会開催	① H29. 6. 23 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
計		2件				有 2件 無 0件
広島県	① 教育長 ② 違法な出張に対するタクシ一代の支出 ③ タクシ一代の返還	H28. 6. 30	1	H28. 7. 13 口頭陳述	① H28. 8. 19 ② 棄却 ③ 当該出張は違法・不当ではない	有
広島県	① 警察本部長及び担当職員 ② 違法・不当な弁護士報酬の支出 ③ 弁護士報酬に係る支出関係書類の開示及び監査の実施	(H28. 9. 21)	1		① H28. 10. 19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性等の摘示なし	無
広島県	① 担当職員 ② 違法・不当な児童福祉施設措置費の決定 ③ 児童福祉措置費の決定に係る給食費支払額の確認方法の変更	(H28. 11. 24)	1		① H28. 12. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性等の摘示なし	無
広島県	① 担当職員 ② 不当な給与勧告 ③ 適切な勧告の実施	(H28. 12. 2)	1		① H29. 1. 16 ② 却下 ③ 非財務行為	無
広島県	① 警察本部長及び担当職員 ② 違法・不当な弁護士報酬の支出 ③ 弁護士報酬に係る支出関係書類の開示及び監査の実施	(H28. 12. 6)	1		① H29. 1. 16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性等の摘示なし	無
広島県	① 担当職員 ② 職員の不祥事に対する調査と懲戒処分の不作為 ③ 事実の調査等及び適切な処置	(H28. 12. 19)	1		① H29. 1. 31 ② 却下 ③ 非財務行為	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
計	6件					有 1 件 無 5 件
山口県	① 2名の県職員 ② 違法な文書の作成・通知（請求者に当該文書通知） ③ 2名の県職員に対する損害賠償請求	H30. 3. 22	1	H30. 3. 28 口頭陳述	① H30. 5. 11 ② 棄却 ③ 当該文書の作成・通知は違法又は不当とは言えない	無
計	1件					有 0 件 無 1 件
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務活動費） ③ 不当利得返還請求権の行使	H28. 4. 25	1		① H28. 5. 12 ② 取下げ ③ 請求人の都合による	無
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務活動費） ③ 不当利得返還請求権の行使	H28. 5. 16	1	H28. 6. 13 陳述の機会を付与（請求人から）	① H28. 7. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ (却下)請求対象の不存在 (棄却)不当利得は発生しておらず、請求人の主張には理由がない	有
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務活動費） ③ 違法に支出された公金の返還	H28. 6. 30	1	H28. 8. 5 口頭陳述	① H28. 8. 26 ② 一部却下・一部棄却 ③ (却下)請求対象の不存在 (棄却)違法又は不当な支出は認められず、請求人の主張には理由がない	無
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務活動費） ③ 違法に支出された公金の返還	H28. 7. 29	1	H28. 8. 31 陳述の機会を付与（請求人から）	① H28. 9. 21 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出は認められず、請求人の主張には理由がない	無
徳島県	① 知事 ② 不適正な公金の支出（政務活動費） ③ 不適正に支出された公金の返還	H28. 12. 14	1	H29. 1. 10 口頭陳述	① H29. 2. 9 ② 一部却下・一部棄却 ③ (却下)期間徒過 (棄却)違法又は不当な支出は認められず、請求人の主張には理由がない	有
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 財産の適正な管理、公金の徴収	H29. 2. 14	1	H29. 3. 15 口頭陳述	① H29. 4. 24 ② 一部却下・一部棄却 ③ (却下)期間徒過 (棄却)財産の管理を怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がない	無
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 財産の適正な管理、損害賠償請求権の行使	H29. 2. 14	1	H29. 3. 15 口頭陳述	① H29. 4. 14 ② 一部却下・一部棄却 ③ (却下)財務会計上の行為でない ④ (棄却)損害発生の事実は認められず、請求人の主張には理由がない	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 不当利得返還請求権の行使	H29. 2. 24	1	H29. 4. 6 口頭陳述	① H29. 4. 24 ② 一部却下・一部棄却 ③ (却下)財務会計上の行為でない ④ (棄却)違法又は不当な支出は認められず、請求人の主張には理由がない	有
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 損害賠償請求権の行使、行政処分	H29. 4. 27	1	H29. 6. 1 口頭陳述	① H29. 6. 23 ② 一部却下・一部棄却 ③ (却下)財務会計上の行為でない ④ (棄却)損害発生の事実は認められず、請求人の主張には理由がない	有
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 公金支出の違法性の調査、業務の改善	(H29. 6. 5)	1		① H29. 7. 5 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
徳島県	① 知事 ② 職員の不当な行為 ③ 行政処分、請求人に対する損失補填	(H29. 6. 14)	1		① H29. 7. 5 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
徳島県	① 知事及び決裁権者 ② 違法な公金の支出 ③ 行政処分、損害賠償請求権の行使、不当利得金の返還	H29. 10. 20	1	H29. 11. 20 口頭陳述	① H29. 12. 18 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出は認められず、請求人の主張には理由がない	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 損害賠償請求権の行使	H29. 11. 10	5	H29. 12. 6 口頭陳述	① H30. 1. 5 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出は認められず、請求人の主張には理由がない	有
徳島県	① 知事、病院事業管理者及び決裁権者 ② 違法な契約の締結・履行 ③ 損害賠償請求権の行使、行政処分、業務の改善	H29. 12. 13	1	H30. 1. 17 口頭陳述	① H30. 2. 8 ② 一部却下・一部棄却 ③ (却下)期間徒過 (棄却)違法又は不当な支出は認められず、請求人の主張には理由がない	有
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 損害賠償請求権の行使、業務の改善	H29. 12. 18	1	H30. 1. 17 口頭陳述	① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ (却下)期間徒過、財務会計上の行為でない ④ (棄却)違法又は不当な支出は認められず、請求人の主張には理由がない	有
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 損害賠償請求権の行使	(H29. 12. 18)	1		① H30. 2. 13 ② 却下 ③ 期間徒過 財務会計上の行為でない	有
徳島県	① 知事及び公益財団法人徳島県文化振興財団 ② 違法な公金の支出 ③ 損害賠償請求権の行使	(H29. 12. 20)	1		① H30. 1. 23 ② 却下 ③ 期間徒過	有
徳島県	① 知事及び公益財団法人徳島県文化振興財団 ② 違法な公金の支出 ③ 損害賠償請求権の行使	(H29. 12. 20)	1		① H30. 2. 13 ② 却下 ③ 期間徒過 財務会計上の行為でない	有
計	18件					有 11 件 無 7 件
香川県	① 知事 ② 公金の支出（オリーブの新規植栽に要する経費及び未収益期間における管理経費に対する補助金） ③ 責任を有する者に損失の補填を求めるほか、その他の必要な措置を求める。	H28. 8. 1	1	請求人から行わない旨の意思表示があつた。	① H28. 9. 28 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	無
香川県	① 知事 ② 公金の支出（職員に支給した給与及び旅費の支出） ③ 責任を有する者に対して、損害の補填を求めるほか、懲戒処分その他の必要な措置を求める。	H29. 2. 8	1	請求人から行わない旨の意思表示があつた。	① H29. 3. 28 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	無
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成27年度の政務活動費） ③ 収還させることを求める。	H29. 7. 3	2	H29. 8. 3 口頭陳述	① H29. 9. 15 ② 棄却（一部却下） ③ 主張には理由がない	無
香川県	① 知事 ② 公金の支出（香川県議会議員の海外行政視察に係る公金の支出） ③ 損害を補填するための必要な措置を求める。	H29. 8. 21	2	H29. 9. 7 口頭陳述	① H29. 10. 20 ② 棄却（一部合議不調） ③ 主張には理由がない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	① 知事 ② 公金の支出（香川県議会議員の海外行政視察に係る公金の支出） ③ 損害を補填するための必要な措置を求める。	H29. 9. 5	2	H29. 9. 19 口頭陳述	① H29. 11. 2 ② 合議不調 ③	無
香川県	① 知事 ② 公金の支出（香川県議会議員の海外行政視察に係る公金の支出） ③ 損害を補填するための必要な措置を求める。	H29. 11. 7	2	H29. 12. 1 口頭陳述	① H29. 12. 22 ② 合議不調 ③	無
香川県	① 知事 ② 公金の支出（香川県議会議員の海外行政視察に係る公金の支出） ③ 損害を補填するための必要な措置を求める。	H30. 3. 27	1	請求人から行わない旨の意思表示があつた。	① H30. 4. 25 ② 合議不調 ③	無
計	7件					有 1件 無 6件
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H29. 9. 5	4	H29. 9. 20 口頭陳述	① H29. 10. 24 ② 棄却 ③ 違法・不当とは認められない	有
計	1件					有 1件 無 0件
高知県	① 知事 ② 政務活動費の違法・不当な支出 ③ 当該支出の全額返還及び差し止め請求	(H29. 1. 18)	1		① H29. 1. 31 ② 却下 ③ 違法性又は不当性が具体的かつ客観的に示されていない	有
高知県	① 議長 ② 議会への陳情に対して、手続が行われていない ③ 陳情一覧表の県議会での配布	(H29. 3. 9)	1		① H29. 3. 29 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
高知県	① 議長 ② 議会への陳情に対して、手続が行われていない ③ 陳情一覧表の県議会での配布及び個別外部監査契約に基づく監査の実施	(H29. 4. 6)	1		① H29. 4. 24 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
高知県	① 市町村振興課・交通運輸政策課 ② 市が行った固定資産税の違法な賦課徴収 ③ 県の市に対する指導	(H29. 4. 11)	1		① H29. 4. 24 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
高知県	① 高知県議会事務局・市町村振興課・法務課・出納室・交通運輸政策課 ② 平成24年課税対象面積の変更請求 ③ 刑法32条に違反した行為への措置	H30. 1. 17	1		① H30. 2. 2 ② 取下げ ③ 不明	無
計	5件					有 1件 無 4件
福岡県	① 知事 福岡県議会議員一般選挙に係る選挙運動用ポスター作成費用について ③ 費用返還請求	H28. 4. 18	1	H28. 5. 23 口頭陳述	① H28. 6. 16 ② 棄却 ③ 費用支出に違法又は不当は認められない	有
福岡県	① 知事 公共職業訓練業務委託契約における不履行部分に係る委託費支払いについて ③ 支払中止又は返還請求	H28. 5. 9	1	H28. 5. 30 口頭陳述	① H28. 7. 5 ② 棄却 ③ 受託業者の債務不履行は認められない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
福岡県	① 知事 ② 暴力団離脱者社会復帰対策費の支出について ③ 支出停止及び制度の廃止	(H28. 6. 20)	1		① H28. 7. 11 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為を個別具体的に問題としたものではない	無
福岡県	① 知事 ② 外国人に対する生活保護給付等の支出について ③ 差止請求	(H28. 6. 24)	1		① H28. 7. 11 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為を個別具体的に問題としたものではない	無
福岡県	① 知事 ② 沖縄・県警機動隊派遣に伴う給与等支給について ③ 県警本部長に対する返還請求	(H28. 10. 28)	9団体 90人		① H28. 12. 13 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為を個別具体的に問題としたものではない	有
福岡県	① 知事 ② 暴力団離脱者社会復帰対策費の支出について ③ 支出停止及び制度の廃止	(H29. 1. 11)	1		① H29. 2. 1 ② 却下 ③ 請求人がH28. 6. 20付けで請求を行い、監査委員がH28. 7. 11 付けで却下した内容と同一であったため	無
福岡県	① 知事 ② 外国人に対する生活保護給付等の支出について ③ 差止請求	(H29. 1. 11)	1		① H29. 2. 1 ② 却下 ③ 請求人がH28. 6. 24付けで請求を行い、監査委員が7月11日付 けで却下した内容と同一であったため	無
福岡県	① 知事 ② 暴力団離脱者社会復帰対策費の支出について ③ 支出停止及び制度の廃止	(H29. 3. 13)	1		① H29. 3. 28 ② 却下 ③ 請求人がH28. 6. 20付けで請求を行い、監査委員がH28. 7. 11 付けで却下した内容と同一であったため	無
福岡県	① 知事 ② 外国人に対する生活保護給付等の支出について ③ 差止請求	(H30. 3. 13)	1		① H30. 3. 28 ② 却下 ③ 請求人がH28. 6. 23付けで請求を行い、監査委員が7月11日 付けで却下した内容と同一であったため	無
福岡県	① 知事 ② 私立外国人学校教育振興事業費補助金の支出について ③ 支給の停止又は制度の廃止	H30. 3. 6	1	H30. 3. 26 口頭陳述	① H30. 5. 2 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
計	10件					有 2 件 無 8 件
佐賀県	① 知事 財産の管理を怠る事実（職員の私的電話使用に係る通話料の返 還） ③ 相手方に対する損害賠償請求	(H28. 4. 11)	20	陳述の機会を 予定するも、 状況の変化に より、開催せ ず。	① H28. 6. 6 ② 却下 ③ 職員による通話料の自主返還がなされ、請求の要件を欠く に至った。	無
佐賀県	① 知事 ② 貢産の管理を怠る事実（政務調査費の違法な支出に係る返還） ③ 相手方に対する損害賠償請求	H28. 11. 9	317	H28. 12. 9 口頭陳述	① H29. 1. 10 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性、不当性は認められない。	有
計	2件					有 1 件 無 1 件
長崎県	① 知事及び管財課長 ② 貢産の管理を怠る事実 ③ 県への損害補填	H28. 4. 5	1	H28. 4. 25 口頭陳述	① H28. 5. 24 ② 棄却 ③ 貢産の管理を怠る事実に該当しない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人 の数 (人)	請求人に陳述 の機会を与えた 期間及びそ の方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提 起の 有無
長崎県	① 土地対策室 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法な補助金の支出に関する措置請求	(H28. 11. 7)	1		① H28. 12. 2 ② 却下 ③ 当該行為のあった日から1年を経過。	無
長崎県	① 長崎振興局 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県への損害補填	(H29. 3. 6)	1		① H29. 3. 22 ② 却下 財務会計上の行為の違法性若しくは不当性が具体的に示されていない。	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県への損害補填	H29. 3. 27	1	H29. 5. 9 口頭陳述	① H29. 5. 25 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出に該当しない。	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県への損害補填	(H29. 9. 13)	1		① H29. 10. 10 ② 却下 財務会計上の行為の違法性若しくは不当性が具体的に示されていない。	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県への損害補填	(H29. 11. 9)	1		① H29. 11. 20 ② 却下 財務会計上の行為の違法性若しくは不当性が具体的に示されていない。	有
計	6件					有 1 件 無 5 件
大分県	① 知事 債権の管理を怠る事実（政務活動費のうち自家用車燃料代は不当な支出であるから損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生している） ③ 相手方に対する損害賠償等請求、再発の防止	H28. 5. 20	1	H28. 6. 23 口頭陳述	① H28. 7. 19 ② 棄却（一部不受理） ③ 損害賠償請求権等は発生していない	無
大分県	① 知事 県管理の港湾施設に漁網等が放置され、県の所有地が侵害されている。 ③ 職員に支払った給与の一部の返還、放置された漁網等の撤去	(H28. 9. 23)	1		① H28. 10. 6 ② 却下（不受理） ③ 同一人からの同一内容についての請求である	無
大分県	① 警察本部長及び関係職員 公金の支出（不適正な捜査に伴うガソリン代と人件費の支出は違法又は不当である） ③ 警察本部長及び関係職員に対する損害賠償請求	H29. 6. 16	1	H29. 7. 10 口頭陳述	① H29. 8. 14 ② 棄却 ③ 本件各支出は違法又は不当なものではない	有
大分県	① 警察本部長及び関係職員 債権の管理を怠る事実（不適正な捜査に伴うガソリン代と人件費の支出は違法又は不当であるから損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生している） ③ 警察本部長及び関係職員に対する損害賠償請求	(H30. 1. 31)	3		① H30. 2. 15 ② 却下（不受理） ③ 請求期間を超過した請求である	無
計	4件					有 1 件 無 3 件
鹿児島県	① 知事 ② 産業廃棄物処理場の用地取得に係る支出 ③ 産業廃棄物処理場の用地取得に係る賃借料での支出科目誤りの是正	(H30. 2. 27)	1		① H30. 3. 27 ② 却下（不受理） ③ 支出科目の区分の違いについては、県に損害が生じるとは認められない	無
計	1件					有 0 件 無 1 件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
沖縄県	① 知事、県警察本部長及び関係職員 ② 違法・不当な公金支出（違法、不当な警備活動のための支出） 知事に対し、沖縄県外警察職員が行う活動に対し一切の公金の支出を行わないこと、県警察本部長及び関係職員に対する損害賠償 ③ を請求するよう求める。 公安委員会に対し、援助要求の撤回及び今後援助要求を行わないことを求める。	H28. 11. 14	355	H28. 11. 22 口頭陳述	① H28. 12. 12 ② 合議不調 ③	有
沖縄県	① 知事 違法・不当な公金支出（知事が国連で行った演説のために支出された公費のうち知事の交通費及び宿泊費は知事に演説を依頼した者あるいは知事個人の私費で賄われる必要がある。） ③ 知事個人から交通費及び宿泊費を返還させることを求める。	(H29. 10. 13)	5		① H29. 10. 27 ② 却下（不受理） ③ 期間超過	有
沖縄県	① 知事及び専決権者 違法・不当な公金支出（違法な森林整備事業への補助金支出）、 ② 今後の補助金交付決定等の差し止め（違法な森林整備事業への公金支出等を差し止め） ③ 知事及び専決権者に対し、違法な森林整備事業に支出した補助金の返還及び将来の補助金交付等公金支出の差し止め	(H29. 11. 2)	9		① H29. 11. 17 ② 却下（不受理） ③ 特定の財務会計上の行為の違法又は不当について客観的かつ具体的に示しているとは認められない。	有
沖縄県	① 知事及び関係職員 違法・不当な公金支出（知事が国連で行った演説に同行した職員の交通費等を公費から支出することは不當である。） ③ 関係職員からの返還及び知事個人への損害賠償を求める。	(H29. 12. 21)	5		① H30. 1. 10 ② 却下（不受理） ③ 期間超過	有
沖縄県	① 知事 財産の管理を怠る事実（港湾台帳の訂正を怠っていたこと、県港湾の管理事務の一部を町に処理させていたところ、町が適正な管理を怠っているのに指導をしなかったこと、港湾使用料の徴収を怠っていること） ③ 県の港湾を管理する町の事務処理を是正するための必要な措置を講ずることを求める。	H30. 1. 25	13	H30. 2. 9 口頭陳述	① H30. 3. 8 ② 一部棄却、一部却下 港湾台帳の調製は財務会計上の行為ではない。また、県は③ 町を指導する権限はなく、港湾使用料の徴収を怠る事実もない。	無
沖縄県	① 知事 違法・不当な公金支出（県警の意見を退けて控訴せず、これに② よって確定した1審判決に従って原告へ損害賠償金を支払ったことは権限を逸脱し違法である。） ③ 知事個人への損害賠償を求める。	(H30. 3. 22)	3		① H30. 4. 17 ② 却下（不受理） ③ 違法・不当な財務会計行為でない。	有
沖縄県	① 知事及び関係職員 違法・不当な公金支出（知事が国連で行った演説に同行した職員の交通費の変更手数料等を公費から支出することは不當である。） ③ 関係職員からの返還及び知事個人への損害賠償を求める。	(H30. 3. 22)	3		① H30. 4. 17 ② 却下（不受理） ③ 期間超過	有
計	7件					有 6 件 無 1 件

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長のその他執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行った場合	議会、長のその他執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
北海道	知事に対し政務調査費(調査研究費、車両リース代及びガソリン代)の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	H21.10.30	○							○			○		H27.5.26 札幌地裁判決 H28.3.22 札幌高裁判決 H28.12.21 最高裁決定	
北海道	知事に対し政務調査費(調査委託費)の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	H22.12.1	○							○			○		H26.7.11 札幌地裁判決 H27.6.12 札幌高裁判決 H28.12.21 最高裁決定	
北海道	知事に対し政務活動費(調査委託費及び人件費)の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	H30.4.26	○							○					札幌地裁係属中	
北海道	十勝総合振興局に対し河川工事の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件。	H30.3.7	○							○					札幌地裁係属中	
計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	0件	2件	0件	0件	
青森県	知事に対して、政務調査費に係る不当利得返還請求を行うことを求める	H26.10.1	○							○					青森地裁係属中	
青森県	知事に対して、議員の海外派遣に係る公金の不当利得返還請求を行うことを求める	H28.5.13	○							○					H30.10.19 青森地裁一部敗訴判決 仙台高裁係属中	
青森県	知事に対して、政務活動費に係る不当利得返還請求を行うことを求める	H28.9.16	○							○					訴外人が全額返還したことにより、訴え取下げ(H30.5.2)	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	議会、長が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	監査委員が監査又は勧告を行った場合	議会、長その他他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
青森県	(公財) 21あおもり産業総合支援センターがオーダーメイド型貸工場を㈱翔栄に売却する際に、県が(公財) 21あおもり産業総合支援センターに対する債権放棄を行った件について、債権放棄は県知事の意向等によるものなので、債権放棄額19億円について、青森県が知事個人に請求することを求める	H29. 9. 25	○								○	○				地裁：却下 高裁：棄却 上告なし
計	4件	4件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	1件	0件	0件	0件			
宮城県	知事に対し、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の行使を請求	H26. 7. 22	○							○	○					H28. 2. 25 仙台地裁請求棄却 仙台高裁控訴棄却 H29. 2. 24 上告取下 H29. 5. 11 最高裁上告不受理決定
宮城県	知事に対し、議員の海外視察に係る公金の返還を請求	H26. 11. 10	○							○		○				H29. 2. 1仙台地裁請求一部認容 H29. 10. 26仙台高裁請求一部認容 H30. 4. 13最高裁上告不受理決定
宮城県	知事に対し、議員の海外視察に係る政務活動費の返還を請求	H27. 2. 24	○							○	○					H29. 4. 12 仙台地裁請求棄却 H29. 12. 14 仙台高裁控訴棄却 H30. 5. 24 最高裁上告不受理決定
宮城県	知事に対し、政務調査費ないし政務活動費に係る不当利得返還を請求	H28. 4. 25	○							○						H29. 6. 26 取下書提出 H29. 6. 29 取下げ同意
宮城県	知事に対し、政務調査費ないし政務活動費に係る不当利得返還を請求	H29. 1. 10	○							○						仙台地裁係属中

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長のその他が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わる場合	議会、長のその他が監査又は勧告を法定期間内に行わる場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
計	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	5件	0件	2件	1件	0件	0件
秋田県	①成瀬ダム建設工事費負担金に係る公金支出差止請求 ②ダム使用権設定申請の取り下げを怠る事実の違法確認 ③前知事に対する損害賠償請求	H21. 4. 10	○				○		○	○	○	○			H27. 3. 27 秋田地裁請求一部却下・棄却 H29. 4. 26 仙台高裁秋田支部控訴棄却・原判決確定
秋田県	生活保護費加算認定漏れの賠償に係る ①職員へ求償請求しないことの違法確認 ②請求職員への求償請求	H29. 6. 23	○						○	○					秋田地裁係属中
秋田県	①補助金の返還請求をしないことの違法確認 ②補助金の不当利得返還請求	H30. 6. 11	○						○	○					秋田地裁係属中
計	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	3件	3件	1件	1件	0件	0件	
山形県	知事に対する違法な政務活動費の支出に対する返還請求を怠る事実の違法確認及び相手方への返還請求 (23, 975, 063円)	H29. 6. 29	○						○	○					山形地裁係属中
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	
茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める事件	H28. 7. 20	○							○					水戸地裁係属中
茨城県	薬剤師会に対する補助金の交付について、当該団体は補助対象に該当しないとして、支出した補助金の返還請求を知事に対して求める事件	H29. 6. 30	○							○					H30. 2. 8 水戸地裁請求棄却 H30. 7. 4 東京高裁請求棄却 H30. 12. 11 上告棄却

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行なった場合	議会、他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める事件	H29. 8. 4	○							○					H30. 5. 17 取下げ	
茨城県	県議会議員選挙における選挙公営費の一部の支出について、候補者等による申請が違法又は無効であるとし、候補者等に不当利得として返還請求することなどを知事に対して求める事件	H27. 12. 3	○							○		○			H28. 11. 10 水戸地裁請求棄却	
茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める事件	H27. 4. 3	○							○					水戸地裁係属中	
計	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	5件	0件	1件	0件	0件	0件	
栃木県	会派が交付を受けた政務活動費（H26年度分）の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めているもの	H28. 9. 21	○							○					宇都宮地裁係属中	
栃木県	会派が交付を受けた政務活動費（H27年度分）の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めているもの	H29. 9. 29	○							○					宇都宮地裁係属中	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行かない場合	議会、他の機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
栃木県	国の補助金返還請求に基づき県が納付した金銭は、法律上返還義務を有しない違法なものであるとして、県から職員（知事）に対し損害賠償を請求することを求めていたもの	H25. 2. 8	○							○	○				H28. 3. 23 宇都宮地裁請求認容 H29. 1. 26 1審判決取消 H29. 6. 27 最高裁上告棄却、上告受理申立不受理	
栃木県	会派が交付を受けた政務調査費（H24年度分）の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めていたもの	H26. 1. 30	○							○	○				H28. 3. 17 宇都宮地裁請求一部認容 H28. 9. 27 東京高裁控訴棄却	
栃木県	会派が交付を受けた政務活動費（H24年度分）の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めているもの	H26. 8. 18	○							○					宇都宮地裁係属中	
栃木県	会派が交付を受けた政務活動費（H25年度分）の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めているもの	H27. 8. 21	○							○					宇都宮地裁係属中	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他のが監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わぬ場合	議会、長その他のが監査又は勧告を法定期間内に行わぬ場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
栃木県	平成27年度に本県議員が参加した各都道府県議会議員同士で行う野球大会に関する事務を議会事務局総務課長が職務時間中に担当職員に行わせたことは違法であるとして、県から職員（総務課長）に対し損害賠償を請求するよう求めていたもの	H28. 3. 31	○							○	○				H29. 4. 19 宇都宮地裁請求棄却 H29. 9. 13 東京高裁控訴棄却 H30. 3. 6 最高裁上告受理申立不受理	
計	7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	7件	0件	2件	1件	0件	0件	
群馬県	知事に対し、萩生川西地区農道舗装工事の施工を決定した職員に損害賠償請求を行うよう請求	H27. 4. 30	○							○					H30. 3. 16 前橋地裁 請求棄却 東京高裁係属中	
群馬県	知事に対し、群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の交付決定の取消しを請求	H28. 7. 15	○					○							H29. 3. 10 前橋地裁 取下げ	
群馬県	知事に対し、県議会の議長用公用車の目的外使用に係る経費について、返還を請求	H28. 7. 25	○							○	○				H29. 4. 26 前橋地裁 請求棄却	
群馬県	知事に対し、群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の返還を請求	H28. 12. 27	○							○					前橋地裁係属中	
群馬県	県職員に対し、県幹部と記者クラブとの懇親会において、支出した社会参加費に相当する金額の返還を請求	H29. 5. 2	○							○					H30. 7. 25 前橋地裁 取下げ	
計	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	4件	0件	1件	0件	0件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が執行機関又は職員の措置による不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行なった場合	議会、長その他が執行機関又は職員が必要な措置を行なった場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
埼玉県	知事に対し議会会派に対する政務活動費の返還請求をするよう請求	H27. 4. 17	○							○	○				H29. 8. 30 さいたま地裁請求一部認容、H30. 4. 18 東京高裁控訴人の敗訴部分取消し、被控訴人の請求棄却、H30. 10. 24最高裁上告不受理	
埼玉県	知事に対し、知事が財産管理を怠る事実の違法確認及び議会会派に対し政務活動費の返還請求をするよう請求	H27. 5. 24	○						○	○	○				H29. 1. 25 さいたま地裁請求棄却 H29. 7. 12 東京高裁控訴棄却 H29. 12. 1 最高裁上告棄却、上告不受理	
埼玉県	知事に対し議会会派に対する政務活動費の返還請求をするよう請求	H30. 7. 2	○							○					さいたま地裁係属中	
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件	0件	2件	0件	0件	0件	
千葉県	知事に対し、学校法人に対する経常費補助金の支給の差止め、及び、経常費補助金相当額の金員を請求することを求める住民訴訟	H26. 4. 15	○				○			○					千葉地裁係属中	
千葉県	知事に対し、学校法人に対する経常費補助金、在外研究費補助金相当額等の金員を請求することを求める住民訴訟	H27. 5. 21	○							○					千葉地裁係属中	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
千葉県	病院事業管理者に対し、県病院局の健康保険組合等への不正な診療報酬の返還等に係る支出に關し損害賠償請求することを求める住民訴訟	H27. 12. 24	○							○	○				H29. 12. 22千葉地裁請求棄却 H30. 5. 17東京高裁控訴棄却 H30. 10. 25最高裁上告不受理	
千葉県	病院事業管理者に対し、行事の会場費の支出に關し損害賠償請求することを求める住民訴訟	H29. 1. 16	○							○					H30. 3. 2千葉地裁請求棄却 H30. 8. 8東京高裁控訴棄却 H30. 12. 18最高裁上告・不受理	
千葉県	知事に対し、政務活動費に關し不当利得返還請求することを求める住民訴訟	H29. 4. 4	○							○					千葉地裁係属中	
千葉県	知事に対し、調定和解によって免除した債権に關し損害賠償請求することを求める住民訴訟	H29. 8. 10	○							○					千葉地裁係属中	
千葉県	知事に対し、医師の報償費等の損害賠償又は不当利得返還の請求をすること、及び、知事が医師に對しかかる請求を怠ることが違法であることを確認することを求める住民訴訟	H29. 11. 21	○						○	○					H30. 10. 9千葉地裁請求棄却 東京高裁係属中	
計	7件		7件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	7件	0件	1件	0件	0件	0件	両事件はH28. 4. 22に併合 H28. 7. 29 東京地裁一部訴え却下、一部請求棄却
東京都	職員の給与等に係る不当利得返還請求事件	H28. 1. 12	○							○	○	○				

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が監査又は勧告を行った場合	監査委員が監査又は勧告を行った場合	議会、長その他が監査又は勧告を行った場合	議会、長その他が監査又は勧告を行った場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
東京都	職員の給与等に係る不当利得返還請求事件	H28. 3. 4	○								○	○	○			H29. 3. 2 東京高裁控訴棄却 H29. 9. 19 最高裁上告棄却、上告受理申立て不受理決定
東京都	知事は、都立高校の校長、教諭ら合計7名に対して、プールの排水バルブを開いたまま継続的に給水を行ったことによって流出した水量に係る水道料金(197万4304円)を請求せよ。	H28. 6. 16	○								○		○			H29. 6. 29 東京地裁請求棄却。確定
東京都	知事は、元知事及び元市場長に対して、違法な契約締結に伴う工事金額等(61億円)を、前知事に対して、市場関係者が被った損害(29億5千万円)を請求せよ。	H28. 11. 30	○								○					H30. 10. 19 東京地裁請求棄却。確定
東京都	知事は、警視総監及び前警視総監に対して、違法な公金の支出(沖縄県に派遣した機動隊員の俸給)に係る金額(2億8121万702円)を請求せよ。	H28. 12. 20	○								○					東京地裁係属中
東京都	知事は、都議会議員に対して、違法な政務活動費の支出(2代の自動車のリース代及びガソリン代)に係る金額(671,816円)を請求せよ。	H29. 5. 1	○								○					H30. 11. 30 東京地裁請求棄却(確定)

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	・知事が、新銀行東京と他行との合併の差止めを怠っていることの違法確認 ・知事は、新銀行東京の合併により都が同行に出資した855億円が棄損することについて、元知事（設立行為自体）及び前知事（経営統合させたこと）に対して、855億円を請求せよ。	H29. 4. 28	○						○	○						東京地裁係属中
東京都	知事は、知事、市場長、市場の課長職2名に対し、豊洲市場の移転延期の判断により都が被った損害（平成29年1月及び2月の豊洲市場の維持・管理費。合計1億8291万9600円）を請求せよ。	H29. 6. 6	○						○							H29. 5. 25 訴えの取下げ
東京都	知事は、不当に高額な委託契約の相手方に対し、適正な額との差額（1億3475万7765円）の不当利得返還請求をせよ。	H29. 6. 8	○						○							H30. 8. 1 東京地裁 請求棄却 H31. 1. 17 東京高裁控訴棄却
東京都	知事が、土地の元所有者に対し、土壤汚染対策費用の未請求分（782億円）の請求を怠っていることの違法確認	H29. 6. 21	○						○							H30. 9. 13 東京地裁請求棄却 H30. 12. 17 東京高裁弁論終結 H31. 1. 30 東京高裁判決言渡し
東京都	知事は、知事、市場長、市場の課長職3名に対し、豊洲市場の移転延期の判断により都が被った損害（平成29年3月及び4月の豊洲市場の維持・管理費。合計1億8291万9600円）を請求せよ。	H29. 8. 3	○						○							H29. 5. 25 訴えの取下げ

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他その他執行機関又は職員の措置による不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他その他執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	・知事は、知事、前知事及び都市整備局長に対して、都有地を不当な廉価で売却したことにより都が被った損害（1209億4626万円）を請求せよ。 ・知事が上記敷地譲渡契約の相手方に對し適正な譲渡価格を請求しないことの違法確認 ・知事は、上記敷地譲渡契約の相手方に對し、差額相当額（1209億4626万円）を請求せよ。	H29. 8. 17	○						○	○					東京地裁係属中	
東京都	知事は、知事及び市場の課長職に対し、豊洲市場の移転延期の判断により都が被った損害（築地市場の改良費。合計6197万6232円）を請求せよ。	H29. 12. 15	○						○						H29. 5. 25 課長職に対する訴えの取下げ 知事に対する請求は H30. 12. 14 東京地裁弁論終結 H31. 2. 26 判決言渡し	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他その他執行機関又は職員の措置による不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他その他執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	①消防総監は、消防団の施設の平成28年度新築工事の契約を締結してはならない。 ②知事は、消防総監及び消防庁の課長に対し、工事請負契約に係る違法な出来高金の支出により都に与えた損害（635万4600円）を請求せよ。 ③知事は、知事に対し、上記課長の指揮監督義務を怠ったことによる損害賠償請求をせよ。	H26. 2. 15	○				○			○	○	○			H29. 3. 9東京地裁左記①及び②却下、左記③棄却 H29. 8. 23東京高裁控訴棄却 H30. 5. 31最高裁上告棄却、上告受理申立て不受理決定 ※左記①は、東京地裁において、26年度契約の締結の差止を求める訴え→27年度契約の締結の差止を求める訴え→28年度契約の締結の差止を求める訴えと順次訴えの変更がなされ、東京高裁において、29年度の契約の締結の差止を求める訴えと訴えの変更がなされた。	
東京都	知事は、前知事及び新銀行東京の役員らに対して、同行の経営を監視する義務を怠るなどして都に与えた損害（1255億円）を請求せよ。	H21. 6. 10	○							○	○				H28. 3. 30東京地裁請求棄却 H28. 11. 16東京高裁請求棄却 H29. 12. 12最高裁上告受理申立て不受理決定	
東京都	①東京都教育委員会がした特定の教科書を使用することが適切でない旨の通知の取消しを求める。 ②東京都監査委員会がした監査を実施しない旨の通知の取消しを求める。	H26. 2. 7 H26. 3. 10	○				○			○					H28. 7. 20東京地裁訴え却下。確定 ※訴えの併合により審理。先行の原告らは左記①を、後行の原告らは左記②及び③につき住民訴訟を提起	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他機関又は職員の措置による不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	知事は、節分会追讠式に参加した職員らに対し、参加した時間分の給与及び旅費並びに違法な便宜供与を受けたことによる懲戒処分がなされた場合の給与差額分について、不当利得返還請求をせよ。	H27. 6. 18	○							○	○				H28. 7. 29東京地裁訴え却下・請求棄却 H29. 3. 2東京高裁控訴棄却 H29. 9. 20最高裁上告棄却、上告受理申立て不受理決定	
計	17件		17件	0件	0件	0件	1件	1件	3件	15件	4件	6件	0件	0件	0件	
神奈川県	県立高校の跡地をダンピングした低廉な価格で民間に売却することは違法であるとして、知事に対して、契約の差止めを求めたもの→売買契約締結後、賠償請求に切り替え	H27. 5. 7	○							○	○				H28. 7. 13横浜地裁 請求棄却 H28. 12. 21東京高裁 控訴棄却	
神奈川県	A党県議団に所属する議員が政務活動費を不正受給したとして、知事に対して、返還請求を怠ることが違法であることの確認を求めるもの	H27. 6. 1	○						○						H28. 8. 3 横浜地裁 請求認容 H29. 7. 10 東京高裁 控訴棄却 最高裁係属中	
神奈川県	平成27年度給与差額支払いに係る事務処理取扱いの誤りについて、知事が関係職員に対し、新たな源泉徴収票作成に係る事務経費、人件費等の損害賠償請求を行うことを求めるもの	H28. 8. 7	○							○	○				H29. 8. 30 横浜地裁 請求棄却	
神奈川県	平成28年度都市再開発事業補助金の支出が高額であるとして、知事が補助金交付先等に差額を請求するよう求めるもの	H29. 11. 27	○							○					H30. 1. 22 横浜地裁 取下げ	
神奈川県	県が再開発組合に負担した道路拡幅費用が高額であるとして、知事が当該組合等に差額を請求するよう求めるもの	H29. 6. 14	○							○					H30. 2. 28 横浜地裁 請求棄却 東京高裁係属中	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行なった場合	議会、他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	県の公の施設にあった県所有の版画が紛失したことについて、その責任は指定管理者にあるとして、知事が指定管理者に対する損害賠償請求権の行使を怠る事実は違法であることの確認を求めるもの	H30. 2. 8	○						○							横浜地裁係属中
神奈川県	A党県議団に所属する議員が政務活動費を不正受給したとして、知事に対して、県が同県議団に対して有する不当利得返還請求権の行使を求めるもの	H30. 4. 25	○						○							横浜地裁係属中
計	7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	5件	0件	2件	0件	0件	0件	
新潟県	知事に対し、平成20年度から23年度までの政務調査費に違法な支出があるとして、議員に返還請求するよう求めるもの	H25. 4. 19	○							○		○				H29. 4. 26東京高裁
新潟県	知事に対し、協同組合への貸付金について、平成17年から平成25年まで毎年行った償還条件変更が違法であるとして、知事個人に損害賠償請求するよう求めるもの	H26. 5. 23	○							○		○				H29. 8. 23東京高裁
新潟県	知事に対し、協同組合への貸付金について、平成26年に行った償還条件変更が違法であるとして、知事個人に損害賠償請求するよう求めるもの	H27. 6. 9	○							○		○				H29. 8. 23東京高裁

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
新潟県	知事に対し、協同組合への貸付金について、平成27年に行った償還条件変更が違法であるとして、知事個人及び産業労働観光部長に損害賠償請求するよう求めるもの	H28. 1. 7	○								○	○				H29. 8. 23東京高裁
新潟県	知事に対し、平成22年度から平成26年度までの政務活動（調査）費に違法な支出があるとして、議員に返還請求するよう求めるもの	H28. 3. 17	○								○					H29. 8. 3新潟地裁取下げ
新潟県	知事に対し、県政記者クラブ及び新県政記者クラブに記者室及び記者休憩室の使用料及び通常の経費の支払いを請求するよう求めるもの	H28. 4. 11	○								○	○				H29. 3. 30東京高裁
新潟県	知事に対し、司法記者クラブに記者室の使用料及び通常の経費の支払いを請求するよう求めるもの	H28. 4. 19	○								○	○				H29. 4. 19東京高裁
新潟県	知事に対し、平成26年度の政務活動費に違法な支出があるとして、議員に返還請求するよう求めるもの	H28. 11. 28	○								○	○				H29. 7. 27新潟地裁
新潟県	知事に対し、平成27年度の政務活動費に違法な支出があるとして、議員に返還請求するよう求めるもの	H29. 5. 16	○								○					H29. 6. 2 新潟地裁取下げ
計		9件		9件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	9件	0件	6件	1件	0件	0件

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他が執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
富山県	知事に対する違法な公金支出（県知事選挙ポスター公営）に伴う不当利得返還請求	H29. 4. 27	○							○	○				H29. 9. 13 富山地裁請求棄却 H30. 2. 7 名古屋高裁金沢支部請求棄却 H30. 7. 6 最高裁上告棄却	
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
石川県	石川県議会議員に対するH25年度交付分政務活動費返還請求	H27. 4. 24	○							○		○			H28. 9. 29 金沢地裁 判決：一部返還命令 原告高裁控訴→棄却、 原告上告→H29. 7. 11不受理決定	
石川県	石川県議会議員に対するH26年度交付分政務活動費返還請求	H28. 4. 25	○							○					金沢地裁係属中	
石川県	石川県議会議員に対するH27年度交付分政務活動費返還請求	H29. 3. 8	○							○					金沢地裁係属中	
石川県	石川県議会議員に対するH28年度交付分政務活動費返還請求	H30. 2. 9	○							○					金沢地裁係属中	
計		4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	0件	1件	0件	0件

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が監査又は勧告を行なった場合	監査委員が監査又は勧告を行なった場合	議会、長その他が監査又は勧告を行なった場合	議会、長その他が監査又は勧告を行なった場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
福井県	知事に対し、2011年度県議会政務調査費の一部について、県へ返還するよう求める。	H25. 2. 27								○			○			H28. 4. 13 福井地裁一部容認 (337,000円) その他は棄却 H28. 4. 27 判決確定
計	1件		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	
山梨県	知事に対する土地賃貸借契約に係る怠る事実に伴う損害金（計159億円余）の請求を義務付ける請求	H29. 10. 6	○							○						甲府地裁係属中
山梨県	県議会議員に対する政務調査費の支出について県へ返還させることを知事に請求	H26. 6. 20	○							○			○			H29. 4. 26 控訴審判決 H29. 12. 20 上告不受理決定
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	1件	0件	0件	
長野県	県発注治山事業に係る違法な契約や履行等に伴う損害金（1,200万円）を関わった県職員に支払わせるよう知事に請求	H27. 6. 18	○							○						長野地裁係属中
長野県	国庫補助金返還命令に係る加算金相当額を県幹部職員等に支払わせるよう知事に請求	H29. 12. 15	○							○						長野地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
岐阜県	県が用地取得に当たり支出した建物移転補償費の金額が過大であるとして、被補償者に対し不当利得返還請求をすることを、知事に求めるもの。	H29. 1. 26	○							○						H30. 10. 31 岐阜地裁請求棄却 名古屋高裁係属中
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わる場合	議会、長その他が監査又は勧告を法定期間内に行わる場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
静岡県	知事に対する損害賠償請求権の行使の請求	H29. 6. 9				○				○						静岡地裁係属中
静岡県	県に対して補助金の返還請求を求める	H29. 3. 3	○							○						H30. 8現在 静岡地裁係属中 (口頭弁論7回実施済み)
静岡県	県に対して補助金の返還請求を求める	H29. 9. 13	○							○						H30. 8現在 静岡地裁係属中 (口頭弁論6回実施済み)
静岡県	御前崎市が実施した、県単治山（補助）事業について、伐採数量が過大に報告されているため、県は市に損害賠償請求すべきとの主張	H27. 9. 30	○							○						H29. 6. 9 相手方取下げ
計		4件		3件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	
愛知県	知事に対する木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止の請求	H21. 6. 11	○				○									H28. 5. 31 上告棄却及び上告受理申立却下
愛知県	知事に対する県議会議員政務調査費の返還請求	H23. 5. 12	○							○						H28. 12. 15 上告棄却及び上告受理申立却下
愛知県	知事に対する県議会議員政務活動費の返還請求	H27. 11. 11	○							○						名古屋地裁係属中
愛知県	知事に対する沖縄高江への県警機動隊の違法派遣に伴う公金支出の賠償請求	H29. 7. 26	○							○						名古屋地裁係属中
愛知県	知事に対する設楽ダム公金支出差止等の請求	H30. 5. 23	○							○						名古屋地裁係属中
計		5件		5件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他のが監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わぬ場合	議会、長その他のが監査又は勧告を法定期間内に行わぬ場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
三重県	知事及び職員に対する違法契約締結に伴う損害金（540万円）請求の義務づけ請求	H27. 2. 27	○							○					H30. 3. 29 津地裁請求棄却 名古屋高裁係属中	
三重県	知事及び職員に対する違法契約締結に伴う損害金（271万円）請求の義務づけ請求	H29. 3. 10	○							○					H30. 3. 29 津地裁請求棄却 名古屋高裁係属中	
三重県	知事に対する違法契約締結の差止め請求	H29. 6. 22	○				○								津地裁係属中	
計	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件		
京都府	知事、国及び関係職員に対するダム再開発事業負担金の支出に係る損害金（1,625,254,312円）の請求及び今後の負担金支出の差止請求	H27. 1. 23	○				○			○					京都地裁係属中	
京都府	知事に対する京都スタジアム建設に關わる違法公金支出の差止請求	H29. 8. 31	○				○								京都地裁係属中	
計	2件		2件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件		
大阪府	知事に対する補助金交付の差止め並びに既に交付された補助金の返還及び遅延損害金の支払請求の義務付けを求める請求	H21. 7. 24	○				○			○	○	○			H28. 9. 8 大阪地裁一部却下その余棄却 H30. 2. 22 大阪高裁判決	
大阪府	知事等に対するダム建設に関する用地買収に伴う損害賠償及び不当利得返還の請求	H28. 3. 25	○							○	○	○			H30. 4. 27. 大阪地裁判決	
計	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	2件	0件	0件	0件		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が監査又は勧告を行なった場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行かない場合	議会、他の機関又は職員が必要な措置を講じない場合	長その他が監査又は勧告を行なった場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
兵庫県	知事に対し、県が職員互助会、学校厚生会及び警察互助会に支出した補助金において、返還請求を怠った各互助会の剩余金の一部（7,055,353,067円）につき、知事個人及び職員等に対する損害賠償請求並びに各互助会に対する不当利得返還請求の義務付けを求めたもの	H25. 5. 31	○								○	○			H27. 8. 25 神戸地裁請求棄却 H28. 7. 28 大阪高裁控訴棄却	
兵庫県	知事に対し、兵庫県議会議員6名及び元議員2名に対して支出した政務活動費・政務調査費(24,189,985円)につき、当該議員らに対する損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うよう求めたもの	H26. 12. 10	○								○	○			H27. 8. 25 神戸地裁請求棄却 H28. 7. 28 大阪高裁控訴棄却 H30. 12. 6 上告棄却	
兵庫県	知事に対し、動物愛護センターにおいて犬猫殺処分に使用した薬品代等(21,320円)につき、殺処分は違法であるとして、職員に対する損害賠償請求を行うよう求める事件	H29. 12. 15	○								○				神戸地裁係属中	
計	3件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	1件	0件	0件		
奈良県	平成20年度に発覚した土木工事に係る談合事件により生じた損害額について、県が業者に請求を行ったが、その額が不当に低いとして、本来請求すべき額と既に支払った額の差額を業者に請求することを知事に求めたもの	H24. 7. 13	○							○		○		○	H26. 6. 24 奈良地裁原告一部勝訴 (原告控訴) H27. 3. 12 大阪高裁原告一部勝訴 (原告上告) H28. 4. 22 上告不受理 (高裁判決確定)	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置による不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
奈良県	平成25年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H27. 5. 22	○							○		○		○	H28. 12. 27 奈良地裁原告一部勝訴 (被告控訴) H30. 3. 27 大阪高裁原告一部勝訴 (被告上告) H30. 10. 23 上告不受理 (高裁判決確定)	
奈良県	平成23年度及び24年度政務調査費並びに平成25年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H27. 7. 16	○							○					奈良地裁係属中	
奈良県	平成25年度及び26年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H27. 12. 25	○							○					奈良地裁係属中	
奈良県	平成26年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H28. 7. 29	○							○					奈良地裁係属中	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置による場合	議会、長その他が監査又は勧告を行った場合	監査委員が監査又は勧告を行った場合	議会、長その他が監査又は勧告を行った場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
奈良県	第32回国民文化祭奈良県実行委員会と受託会社との委託契約に係る支出は、地方自治法に規定する財務会計上の行為に含まれ、本件委託契約は、地方自治法及び自治法施行令に違反することから、知事は実行委員会会長に対し、不法行為に基づく損害賠償の請求及び受託会社に対し、不当利得に基づく返還請求をすることを求めたもの	H28. 9. 16	○								○					奈良地裁係属中
奈良県	奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会が受託会社との間で締結した企画製作運営業務に關し、実行委員会会長及びその職員の行為は、入札談合等闇与行為防止法第2条第5項第2号に規定する入札談合等闇与行為に該当し、奈良県に対する不法行為を構成する。また、「大立山」の制作・監修者及び受託会社の行為についても、奈良県に対する不法行為を構成する。これら3者の行為は、民法719条の共同不法行為を構成するため、奈良県に損害賠償請求をすることを求めるもの	H28. 12. 15	○								○					奈良地裁係属中
奈良県	平成27年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出（9,678,417円）があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H29. 1. 25	○								○					奈良地裁係属中

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
奈良県	平成27年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう各県議会会派に命令することを知事に求めたもの	H29. 1. 25	○							○						奈良地裁係属中
奈良県	平成27年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H29. 6. 19	○							○						奈良地裁係属中
奈良県	平成28年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H30. 3. 16	○							○						奈良地裁係属中
計	11件		11件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	11件	0件	0件	2件	0件	2件	
和歌山県	相手方に対する政務調査費違法支出に伴う不当利得(3,179,191円)の返還請求及び知事に対する当該不当利得時効消滅に伴う損害金(3,298,630円)の請求	H28. 6. 24	○							○						和歌山地裁係属中

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他が執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
和歌山県	相手方に対する政務調査費違法支出に伴う不当利得(19,767,272円)の返還請求及び知事に対する当該不当利得時効消滅に伴う損害金(11,177,862円)の請求	H28.7.29	○							○					和歌山地裁係属中	
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件		
鳥取県	政務活動費の返還請求	H26.7.19			○					○					H30.3.16 鳥取地裁原告一部勝訴 H30.11.27 広島高裁松江支部原告一部勝訴 補助参加人名上告中	
鳥取県	産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金返還請求	H27.7.10	○							○		○			H29.6.16 鳥取地裁請求棄却 H29.11.29 広島高裁松江支部控訴棄却（上告せず県勝訴確定）	
計		2件		1件	0件	1件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件		
島根県	談合が行われているにも関わらず是正措置を講じず、入札を執行した職員並びに受注業者に対し、県が被った損害金（12,636千円）の請求	H29.4.20			○					○					松江地裁係属中	
島根県	談合が行われているにも関わらず是正措置を講じず、入札を執行した職員並びに受注業者に対し、県が被った損害金（12,300千円）の請求	H29.10.30			○					○					松江地裁係属中	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	議会、長が監査又は勧告を法定期間内に行わなければならない場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わなければならない場合	議会、長その他他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
島根県	談合が行われているにも関わらず是正措置を講じず、入札を執行した職員並びに受注業者に対し、県が被った損害金（4,000千円）の請求	H30. 4. 26	○								○					松江地裁係属中
計	3件			1件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	
岡山県	平成24年度政務調査費不当利得返還請求（129,642千円）	H26. 7. 23	○								○					岡山地裁係属中
岡山県	平成25年度政務活動費不当利得返還請求（144,352千円）	H27. 7. 14	○								○					岡山地裁係属中
岡山県	知事に対し、政務活動費のうち違法支出額（約146百万円）を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H28. 7. 14	○								○					岡山地裁係属中
岡山県	知事に対し、政務活動費のうち違法支出額（約118百万円）を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H29. 7. 24	○								○					岡山地裁係属中
計	4件			4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	
広島県	教育長に対するタクシーダイ2,540円の不当利得返還請求	H28. 9. 20	○								○		○			H29. 3. 8広島高裁請求棄却
計	1件			1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	
山口県	知事が議員に対し政務活動費（1,887,645円）に係る不当利得返還請求を行うよう求める	H26. 10. 15	○								○		○			H29. 11. 30最高裁判所請求棄却

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長のその他執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
山口県	知事に対し職員の入件費等の損害賠償請求及び怠る事実の違法確認を求める	H27. 1. 23	○							○					H30. 7. 23 山口地裁原告一部勝訴 広島高裁係属中	
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	
徳島県	知事に対する、議員へ違法に支払われた政務調査費（3,528,282円）について返還請求することを求める請求	H25. 3. 7	○							○			○		高松高裁 H28. 9. 20 判決	
徳島県	知事に対する議員へ違法に支払われた政務調査費（3,066,378円）について返還請求することを求める請求	H26. 7. 11	○							○			○		高松高裁 H30. 12. 18 判決	
徳島県	知事に対する議員へ違法に支払われた政務活動費（3,015,524円）について返還請求することを求める請求	H27. 8. 21	○							○					徳島地裁 H30. 10. 29判決 高松高裁係属中	
徳島県	知事に対する土地改良区へ違法に支払われた公金（80,660円）について返還請求することを求める請求	H28. 5. 13	○							○					徳島地裁係属中	
徳島県	知事に対する、議員へ違法に支払われた政務調査費（2,000,069円）について返還請求することを求める請求	H28. 8. 10	○							○					徳島地裁係属中	
徳島県	知事に対する、議員へ違法に支払われた政務調査費（5,899,810円）について、返還請求すること及び損害賠償請求を怠っていることの違法を確認することを求める請求	H29. 3. 9	○							○ ○ ○					徳島地裁 H30. 6. 13 判決	
徳島県	知事に対する、違法に支払われた公金（54,400円）について返還請求することを求める請求	H29. 5. 22	○							○					徳島地裁係属中	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他のが監査又は勧告を行なった場合	監査委員が監査又は勧告を行なった場合	議会、他の機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
徳島県	知事に対する、損害賠償請求を怠っていることが違法であるとの確認を求める請求	H29. 7. 19	○							○						徳島地裁係属中
徳島県	知事に対する、公金（41,722円）について返還請求を怠っていることが違法であるとの確認を求める請求	H29. 8. 2	○							○						徳島地裁係属中
徳島県	知事に対する、違法に支払われた公金（51,600,000円）について返還請求することを求める請求	H30. 2. 2	○							○						徳島地裁係属中
徳島県	知事に対する、相当額の賠償金を支払わせることを怠っていることが違法であるとの確認を求める請求	H30. 3. 8	○							○						徳島地裁係属中
徳島県	知事に対する、公金（448,311円）について返還請求することを怠っていることが違法であるとの確認を求める請求	H30. 3. 14	○							○						徳島地裁係属中
徳島県	知事に対する、公金（206,700円及び7,661,040円）について返還請求することを怠っていることが違法であるとの確認を求める請求	H30. 3. 14	○							○						徳島地裁係属中
徳島県	知事に対する、違法に支払われた公金（21,000,000円）について返還請求することを求める請求	H30. 2. 13	○							○						徳島地裁係属中
徳島県	知事に対する、違法に支払われた公金（206,700円）について返還請求することを求める請求	H30. 3. 14	○							○						徳島地裁係属中
計		15件		15件	0件	0件	0件	0件	0件	6件	10件	1件	0件	2件	0件	0件

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他が執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
香川県	平成25年度政務活動費に係る不当利得返還請求行為請求	H27. 6. 8	○							○					高松地裁係属中	
香川県	香川県議会議員の海外派遣に係る不当利得返還請求行為請求	H29. 11. 17	○							○					高松地裁係属中	
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件		
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（えひめ南汽船分）	H26. 7. 30	○							○	○				H30. 6. 21 高松高裁控訴棄却	
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（盛運汽船分）	H27. 10. 26	○							○	○				H29. 3. 29 松山地裁請求棄却	
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（えひめ南汽船分）	H27. 10. 26	○							○	○				H30. 6. 21 高松高裁控訴棄却	
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（えひめ南汽船分）	H29. 11. 21	○							○					H30. 7. 25 訴訟取下げ	
計		4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	3件	0件	0件	0件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他が執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
高知県	入札談合による損害金及び遅延損害金を、落札業者に対し請求することを高知県知事に求めるもの	H25. 5. 27	○							○	○				H27. 3. 27高知地裁請求一部認容 H27. 10. 8高松高裁原判決取消し及び請求棄却 H28. 7. 27最高裁上告却下及び上告不受理決定	
高知県	県が支出した補助金について、主位的に補助金交付決定の取消し及び補助金の返還請求を、予備的に職員に対する賠償命令を行うことを高知県知事に求めるもの	H25. 10. 15	○					○	○	○	○				H28. 4. 26高知地裁一部却下、一部棄却 H28. 5. 11確定	
高知県	政務活動費の違法な充当があるとして、議会事務局長に政務活動費の交付の差止を求め、また、政務活動費を交付した議会事務局長に損害賠償を行うことを高知県知事に求めるもの	H29. 3. 1	○				○			○					H29. 11. 21高知地裁一部却下、一部棄却 H30. 5. 31高松高裁控訴棄却 最高裁係属中	
計	3件	3件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	3件	0件	2件	0件	0件	0件		
福岡県	選挙運動用ポスターの作成費用について、請求人の主張する「基準額」を超えて支払を受けた各候補者及びポスター作成業者に対し、基準額と実際の支払額の差額を福岡県に返還させることを知事に求めたもの。	H28. 7. 19	○							○	○				H29. 12. 7上告棄却 県勝訴	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他のが執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他のが執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
福岡県	福岡県警察が沖縄・高江のヘリパッド工事警備のために派遣した機動隊員の派遣は違法で、派遣中に支払われた給与等は違法な公金の支出であるので、知事に、県警本部長らに対し、給与相当額の支払いを請求することを求めたもの。	H29. 1. 20	○							○					H30. 6. 27 第6回口頭弁論（係属中）	
福岡県	福岡県が福岡朝鮮学園に対して行った教育振興事業費補助金のうち、適切な支出であったという証明がなされない旅費、その他不適切と判断された補助金について、その全額の返還をさせることを知事に求めたもの。また、請求の却下処分及び棄却処分の取り消しを求めたもの。	H30. 5. 29	○					○		○					H30. 11. 28 第2回口頭弁論（係属中）	
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	
佐賀県	メガソーラー用地の売買契約等の解除、差止め、停止勧告、知事に対する損害賠償請求等	H25. 4. 23	○				○			○	○	○			H29. 7. 25上告棄却県勝訴	
佐賀県	森林組合の補助金不正受給に係る補助金返還請求等	H28. 1. 18	○					○	○	○					H29. 3. 9訴え取下げ	
佐賀県	県議会議員の政務調査費の使途等に係る政務調査費の返還請求	H29. 2. 8	○							○					佐賀地裁係属中	
計	3件		3件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	3件	1件	1件	0件	0件	0件	
長崎県	知事に対する違法な公金の支出に伴う損害金（169,750円）の請求	H29. 12. 1	○							○		○			H30. 9. 4長崎地裁請求棄却	
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他が監査又は勧告を行なった場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行なった場合	議会、長その他が監査又は勧告を行なった場合	監査委員が監査又は勧告を行なった場合	議会、長その他が監査又は勧告を行なった場合	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大分県	県立学校の生徒が部活動の練習中に熱射病で死亡した事故について、当該部活の顧問及び副顧問であった者に対し、県が国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の行使を怠っていることが違法であるとの確認及び県が顧問等に対し連帯して2755万6519円の支払を請求することを求めるもの	H27.12.4	○							○	○		○			H28.12.22 大分地裁判決・請求一部棄却 H29.10.2 福岡高裁判決・控訴棄却 H29.10.17 判決確定
大分県	平成28年度に発生した別府警察署におけるビデオカメラ設置事案に関して、民間団体の使用する土地に無断で侵入するなどの違法な捜査により県には公用車の燃料代及び人件費（計24,698円）に相当する損害賠償請求権が発生しているのに同請求権の行使を怠っていることが違法であるとの確認及び県が元警察本部長（個人）らに対して損害賠償請求することを求めるもの	H29.9.13	○							○	○					大分地裁係争中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	2件	0件	0件	1件	0件	0件	
鹿児島県	知事に対する公金支出差止請求事件（用地費）。（訴えの変更により、一部支払済みの部分について返還請求に内容が変更された。）	H23.6.24	○				○			○						H29.3.28鹿児島地裁 原告一部勝訴 福岡高裁宮崎支部係属中
鹿児島県	知事に対する公金支出差止請求事件（工事費）。（訴えの変更により差止請求から返還請求に内容が変更された。）	H25.11.12	○							○						H29.3.28鹿児島地裁 請求棄却 福岡高裁宮崎支部係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項				訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	議会、長が監査又は勧告を行った場合	監査委員が監査又は勧告を行った場合	議会、長その他他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
沖縄県	知事に対して、県外警察職員の活動に係る支出済の公金（約858万円）について関係職員へ損害賠償請求することを求めるもの	H29. 1. 12	○								○					那覇地裁係属中	
沖縄県	知事に対して、国連人権理事会での演説のため旅費等として支出された公費（約96万円）の返還を知事個人に対して請求することを求めるもの	H29. 11. 21	○								○					那覇地裁係属中	
沖縄県	知事に対して、支出済のH28年度分補助金（約584万円）を知事及び関係職員へ賠償請求等を行うこと、H29年度及びH30年度分の補助金を支出しないことを求めるもの	H29. 12. 15	○					○			○					那覇地裁係属中	
沖縄県	知事に対して、国連人権理事会での演説のため知事に同行した職員2名の旅費等として支出された公費（約131万円）の返還を当該職員2名に請求することを求めるもの	H30. 2. 6	○								○					那覇地裁係属中	
沖縄県	知事に対して、控訴権不行使により確定した1審判決に基づき原告へ支払った賠償金（約32万円）を違法として知事個人に賠償請求することを求めるもの	H30. 5. 15	○								○					那覇地裁係属中	
沖縄県	知事に対して、国連人権理事会での演説のため知事に同行した職員2名の航空券変更手数料等として支出された公費（5万円）の返還を当該職員2名に請求することを求めるもの	H30. 5. 16	○								○					那覇地裁係属中	
計		6件		6件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	6件	0件	0件	0件		
合計		173件		168件	0件	3件	1件	12件	5件	20件	160件	9件	40件	14件	0件	2件	

② 市町村分

ア 住民監査請求の件数（総括表）

(単位：件)

都道府県名	期 間	住民監査請求の件数						うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
			うち取下げのあつた件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他理由のもの			
北海道	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	16		6	3	1	2	10		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	38		11	3	4	6	24	1	
	計	54	0	17	6	5	8	34	1	0
青森県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2						2		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	5		4	1	1	2	1		
	計	7	0	4	1	1	2	3	0	0
岩手県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	5		4	1	2	1	1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	9		7	4		3	2		
	計	14	0	11	5	2	4	3	0	0
宮城県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	15	3	9	3		6	3		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	6		1		1		3	2	
	計	21	3	10	3	1	6	6	2	0
秋田市	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	7		6	1		5	1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1		1			1			
	計	8	0	7	1	0	6	1	0	0
山形県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	7		2	1	1		5		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	4	2					2		
	計	11	2	2	1	1	0	7	0	0
福島県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	3		3			3			
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	7		6			6	1		
	計	10	0	9	0	0	9	1	0	0
茨城県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	28		23	9	5	9	4	1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	16	1	6	2	2	2	8	1	
	計	44	1	29	11	7	11	12	2	0
栃木県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	14		6	1	2	3	7		1
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	4		2			2	2		
	計	18	0	8	1	2	5	9	0	1

都道府県名	期 間	住民監査請求の件数						うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
			うち取下げのあった件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他理由のもの			
群馬県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	5	1	1			1	3		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	4		3	1		2	1		
	計	9	1	4	1	0	3	4	0	0
埼玉県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	5		2			2	3		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	41	1	9	1	1	7	31		
	計	46	1	11	1	1	9	34	0	0
千葉県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	14		2		1	1	10	1	1
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	34	1	22	6	7	10	9	1	
	計	48	1	24	6	8	11	19	2	1
東京都	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	22		8	2	1	5	13	1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	21		8		3	5	13		
	計	43	0	16	2	4	10	26	1	0
神奈川県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	24		10	4	2	4	14		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	27	1	19	2	9	8	7		
	計	51	1	29	6	11	12	21	0	0
新潟県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	11		3		1	2	6	2	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	6		2		1	1	4		
	計	17	0	5	0	2	3	10	2	0
富山県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	3						2	1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	15		4			4	5	6	
	計	18	0	4	0	0	4	7	7	0
石川県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2						2		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	4		3		3		1		
	計	6	0	3	0	3	0	3	0	0
福井県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	4	1					3		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31									
	計	4	1	0	0	0	0	3	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の件数						うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
			うち取下げのあった件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他理由のもの			
山梨県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2		2			2			
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	9		5			5	4		
	計	11	0	7	0	0	7	4	0	0
長野県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	12		8			8	4		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	6		4		3	1	2		
	計	18	0	12	0	3	9	6	0	0
岐阜県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	7		3	1	1	1	3	1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	35	1	15	5	3	7	18	1	
	計	42	1	18	6	4	8	21	2	0
静岡県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	12		3		3		9		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	13		6		4	2	7		
	計	25	0	9	0	7	2	16	0	0
愛知県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	44		23	3	2	18	21		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	43		26	1	4	21	15	1	1
	計	87	0	49	4	6	39	36	1	1
三重県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	14	1	7	2	3	2	7		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	7		2	1			4	2	
	計	21	1	9	3	3	2	11	2	0
滋賀県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	12	1	2		1	1	8		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	9		3	1		2	6	1	
	計	21	1	5	1	1	3	14	1	0
京都府	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	8			1	1	2	4		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	17				1	1	15		
	計	25	0	0	1	2	3	19	0	0
大阪府	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	45	1	11	1	1	9	28	1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	36	1	11	2	3	5	22	1	
	計	81	2	22	3	4	14	50	2	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の件数						うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	うち合議不調により監査結果を出さなかつた件数
			うち取下げのあった件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他の理由のもの			
兵庫県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	19		11	2	2	7	8		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	23		10		1	8	13		
	計	42	0	21	2	3	15	21	0	0
奈良県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	18		7	3	1	3	8	2	1
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	10		3			3	5	2	
	計	28	0	10	3	1	6	13	4	1
和歌山県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	4		2		1	1	2		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	3		1		1		2		
	計	7	0	3	0	2	1	4	0	0
鳥取県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	3		1			1	1	1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	6		6			6			
	計	9	0	7	0	0	7	1	1	0
島根県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	2		1	1				1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	4	1	2			2	1		
	計	6	1	3	1	0	2	2	0	0
岡山県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	13		4	2	1	1	9		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	10		4	4			6		
	計	23	0	8	6	1	1	15	0	0
広島県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	55	1	50	1	10	39	4		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	67	1	60	6	13	41	3	3	
	計	122	2	110	7	23	80	7	3	0
山口県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	15		5	2	1	2	10		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	4		4			4			
	計	19	0	9	2	1	6	10	0	0
徳島県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	9	1	4		1	3	3	1	
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	6		2		2		3	1	
	計	15	1	6	0	3	3	6	2	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の件数						うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	うち合議不調により監査結果を出さなかった件数
			うち取下げのあった件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上の行為でないとしたもの	うちその他の理由のもの			
鹿児島県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	3		2		1	1	1		
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	32		1	1			2		
	計	35	0	3	1	1	1	3	0	0
沖縄県	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	8		7		5	2			1
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	1		1		1				
	計	9	0	8	0	6	2	0	0	1
合計	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	560	15	268	48	58	168	250	13	4
	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	661	11	311	50	76	187	277	28	1
	計	1221	26	579	98	134	355	527	41	5

5. 財務関係

(3) 住民監査請求及び住民訴訟に関する調 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	札幌市	① 札幌市長	H26. 11. 12	1	1日 (口頭)	① H27. 3. 19	無
		② 市が行った契約締結について(官製談合の疑い)				② 棄却	
		③ 損害の補てん				③ 違法・不当性なし	
北海道	札幌市	① 札幌市保健福祉局長	H28. 5. 20	1		① H28. 7. 13	無
		② 不当な紙おむつの支給				② 一部棄却・一部却下	
		③ 紙おむつ代の返還				③ 不当性なし	
北海道	札幌市	① 札幌市長	H28. 10. 11	1	H28. 11. 7 口頭陳述	① H28. 12. 9	無
		② 札幌圏都市計画道路事業に係る不法・不当な公金 の支出				② 一部棄却・一部却下	
		③ 工事の中止、事業計画の再審議、事業見直し				③ 不法・不当性なし	
北海道	札幌市	① 札幌市長等	(H28. 12. 16)	1		① H29. 2. 14	無
		② 札幌市軌道事業会計における給与の支出等				② 却下	
		③ 請求対象行為の防止・是正、損害の補てん				③ 請求の特定を欠く、違法・ 不当性の摘示を欠く	
北海道	札幌市	① 札幌市水道事業管理者	H29. 1. 17	1	H29. 2. 9 口頭陳述	① H29. 3. 17	無
		② 配水管の更新事業に係る不当な経費の支出				② 一部棄却・一部却下	
		③ 請求対象行為の改善・是正				③ 違法・不当性なし	
北海道	札幌市	① 札幌市長	H29. 3. 30	1	H29. 4. 24 口頭陳述	① H29. 5. 26	無
		② 老人クラブへの不当な補助金の支出				② 棄却	
		③ 当該補助金の返還				③ 違法・不当性なし	
北海道	札幌市	① 札幌市長	H29. 8. 24	1	H29. 9. 21 口頭陳述	① H29. 10. 20	無
		② 都市計画道路拡張事業に係る違法・不当な公金の 支出				② 一部棄却・一部却下	
		③ 事業決定の見直し				③ 違法・不当性なし	
北海道	札幌市	① 札幌市長	(H30. 3. 30)	1	H30. 4. 24 口頭陳述	① H30. 5. 25	無
		② 違法・不当な委託料(地区センター管理費用)の 支出				② 却下	
		③ 当該委託料の返還				③ 請求期間超過(正当な理由 なし)	
北海道	室蘭市	① 市長	H29. 7. 5	1	H29. 7. 28 事実を証する書面の追加提 出及び口頭陳述	① H29. 8. 29	無
		② 違法な契約の締結				② 棄却	
		③ 契約の解除				③ 請求人の主張に理由がない	
北海道	帶広市	① 関係市職員	H29. 2. 20	1	H29. 3. 22 口頭陳述	① H29. 4. 19	無
		② 講師謝金を支出した行為が不当と主張				② 棄却	
		③ 講師謝金の返還を求める				③ 請求人の主張には理由がない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.20	3	H29.12.5 口頭陳述	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29.11.30	1	H29.12.26 口頭陳述 (陳述なし)	①H30.1.15 ②一部却下及びその余は棄却 ③説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29. 11. 30	1	H29. 12. 26 口頭陳述 (陳述なし)	① H30. 1. 15 ② 一部却下及びその余は棄却 ③ 説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29. 11. 30	1	H29. 12. 26 口頭陳述 (陳述なし)	① H30. 1. 15 ② 一部却下及びその余は棄却 ③ 説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	帯広市	①市長 ②市街地再開発事業の補助事業計画認定は不當であ り説明不足と主張 ③市街地再開発事業補助金の全額支払停止と補助事 業計画認定に至った経緯の説明を求める	H29. 11. 30	1	H29. 12. 26 口頭陳述 (陳述なし)	① H30. 1. 15 ② 一部却下及びその余は棄却 ③ 説明を求める部分について は不適法のため却下し、そ の余については請求に理由 がないため棄却する	無
北海道	森町	①町長 ②建物等の売却価格及び補助金の支出（売却価格は 適正な時価ではない。補助金の支出は「公益上必 要である」とは言えない。） ③「適正な時価」との差額相当額の損害賠償およ び、補助金支出の差し止め	(H29. 7. 14)	12		① H29. 8. 7 ② 却下 ③ 「適正な時価」を証明す る書類が欠落しており、こ れは要件不備である。 補助金の支出について 「公益上必要である」か は、財務会計上の行為を適 示しているものではないの で、監査の対象とはならな い。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	森町	①町長 ②不当な価格での売却。（町の財産処分にあたって、森町財産規則で規定されているが、時価の鑑定をしていない。売却価格は町が判断した適正な価格とはいえない） ③「適正な時価」と町が判断していた当初の売却価格と実際の売却価格との差額の損害賠償	(H29. 8. 22)	9		① H29. 9. 14 ② 却下 ③ 本件の違法又は不当として調査すべき「適正な時価」を証明する書類が欠落しているため要件不備である。	無
北海道	森町	①町長 ②施設設備投資等補助金の概算払い。（補助金が議決されているとはいえ、その執行は地方自治法違反である。） ③町長への概算払いをした損害賠償請求	(H29. 8. 31)	10		① H29. 9. 14 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となるのは「違法若しくは不当な公金の支出」であり、支出の方法ではない。また、概算払いについては、地方自治法施行令に規定がある。 概算払いをしたことについては監査請求の対象とはならない。	有
北海道	留寿都村	①村長・副村長・職員 ②違法な契約の締結、違法な委託料の支出 ③委託料の返戻、関係職員の処分	H29. 2. 20	1	H29. 3. 21 新たな証拠の提出及び口頭陳述	① H29. 4. 13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な契約の締結を行ったとの事実は確認できない。	無
北海道	留寿都村	①村長・副村長・職員 ②違法な契約の締結 ③委託業者の入札停止処分、関係職員の自戒	H29. 3. 21	1	H29. 4. 24 新たな証拠の提出及び口頭陳述	① H29. 4. 27 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な契約の締結を行ったとの事実は確認できない。	無
北海道	留寿都村	①村長・副村長・職員 ②違法な契約の締結 ③委託業者の入札停止処分、関係職員の自戒	H29. 3. 21	1	H29. 4. 24 新たな証拠の提出及び口頭陳述	① H29. 4. 27 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な契約の締結を行ったとの事実は確認できない。	無
北海道	留寿都村	①村長・副村長・職員 ②違法な契約の締結、違法な委託料の支出 ③委託料の返還、官利企業従事許可に関する規定を制定するよう村長に対して勧告	H29. 4. 11	1	請求人からの希望がなかつたため実施なし	① H29. 6. 6 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な契約の締結を行ったとの事実は確認できない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	留寿都村	① 村長・副村長・職員 ② 入湯税の特別徴収義務者から正当な徴収をしていない事実 ③ 早期のは正措置、関係職員の処分	H29. 9. 19	1	H29. 10. 26 新たな証拠の提出及び口頭陳述	① H29. 11. 10 ② 棄却 ③ 公金の賦課又は徴収を怠る事実があると認められない。	有
北海道	留寿都村	① 村長 ② 違法な契約方法 ③ 入札方法の変更	(H29. 12. 29)	1		① H30. 1. 16 ② 却下 ③ 過去の住民監査請求と内容が重複している。	無
北海道	留寿都村	① 村長・議会議長 ② 執行機関と議会の正常な牽制機能が機能していない ③ 弁護士顧問契約の解除、訴訟代理人の解任並びに委託料の回収	(H30. 1. 18)	1		① H30. 2. 9 ② 却下 ③ 違法性や不当性に明確な根拠がない。	有
北海道	中川町	① 中川町長及び副町長 ② 財産の管理を怠る事実(施設改修工事に関する瑕疵) ③ 町長および副町長に対し、損害賠償を請求することにより、損害の補填措置請求	H28. 7. 12	6	H28. 7. 21 口頭陳述	① H28. 8. 22 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法・不当性が	有
北海道	中川町	① 中川町長及び職員 ② ア)作業道補修工事は実施された形跡が無く架空工事 イ)未施工の作業道開設工事に関する不当な公金支出 ウ)作業道改良工事は不正な追加工事であり瑕疵補修請求すべきであり不当な公金支出 ③ 工事完成調査書を完成させた職員および施工業者に対する損害賠償請求	H29. 10. 4	6	H29. 10. 18 口頭陳述 新たな証拠提出	① H29. 11. 10 ② 一部勧告・一部却下・一部棄却 ③ ア)不正な事務処理、工事請負人に賠償を求めるよう町長に勧告 イ)請求期間超過 ウ)請求人の主張に理由がない	無
北海道	白老町	① 町長 ② 違法な公金支出(協定書に反した指定管理料の支出) ③ 支出した指定管理料の返還	H29. 6. 20	1	H29. 7. 26 口頭意見陳述	① H29. 8. 24 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
北海道	新ひだか町	① (特定されていない) ② 転作奨励金交付に係る業務が不適切 ③ 不明確	(H28. 6. 20)	2		① H28. 8. 1 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為にあたらない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	芽室町	① 関係町職員 ② 不適切会計処理に係る財務会計上の行為である違法な公金の支出及び契約の履行に関する違法な監督及び検査を根拠とする違法行為の住民監査請求 ③ 職員への損害賠償請求	(H29. 3. 8)	2	H29. 3. 31 請求人要件審査	① H29. 3. 31 ② 却下(不受理) ③ 期間超過	無
		① 関係町職員 ② 不適切会計処理に係る財務会計上の行為である違法な公金の支出及び契約の履行に関する違法な監督及び検査を根拠とする違法行為の住民監査請求 ③ 職員への損害賠償請求				① H29. 3. 31 ② 却下(不受理) ③ 期間超過	
		① 関係町職員及び請負業者 ② バイオマス発電設備工事の監督又は検査を故意に怠る事実により本町に損害を与えた、また、請負業者が工期内に完成を怠った ③ 職員及び請負業者への損害賠償請求				① H29. 3. 31 ② 却下(不受理) ③ 期間超過	
北海道	芽室町	① 町長 ② 訴訟事務委託料は違法な公金支出である ③ 町長への損害賠償請求	(H29. 3. 16)	1	H29. 3. 31 請求人要件審査	① H29. 3. 31 ② 却下(不受理) ③ 対象行為を個別的及び具体的に掲示しておらず、特定して認識できる請求ではない	有
北海道	芽室町	① 町長、議長及び関係町職員 ② ・出張命令伺のない旅費の支出は違法である ・自治体の事務事業遂行に不必要的旅費の支出は、公金の目的外で許されない支出である ③ ・町長、議長及び関係町職員に対し、自らの責任の有する限りにおける額を返還するよう勧告せよ ・不当利得の返還義務が生じる職員に対し、返還を勧告せよ				① H30. 1. 25 ② ・請求棄却 ・町及び議会に対する意見を付記 ③ ・期間超過 ・違法若しくは不当な公金の支出により、町に損害を与えたとは認められない	
北海道	芽室町	① 監査委員 ② 監査委員は公平不偏を著しく欠く ③ 個別外部監査を求める	(H30. 2. 1)	1	H30. 2. 16 請求人要件審査	① H30. 2. 16 ② 却下(不受理) ③ 条例に定めのない個別外部監査契約に基づく監査を求める本件監査請求は不適法	有
		① 監査委員 ② 監査委員は公平不偏を著しく欠く ③ 個別外部監査を求める				① H30. 2. 16 ② 却下(不受理) ③ 条例に定めのない個別外部監査契約に基づく監査を求める本件監査請求は不適法	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	芽室町	①監査委員 ②監査委員は公平不偏を著しく欠く ③個別外部監査を求める	(H30. 2. 1)	1	H30. 2. 16 請求人要件審査	①H30. 2. 16 ②却下(不受理) ③条例に定めのない個別外部 監査契約に基づく監査を求 める本件監査請求は不適法	有
北海道	芽室町	①監査委員 ②監査委員がその職権を濫用して、要件審査及び監 査を不実施の却下は、住民監査請求の権利の行使 を妨害した違法行為である ③住民監査請求の受理前却下において、要件審査及 び監査を不実施の却下に対し、住民監査請求の却 下の取り消しを請求するもの	(H30. 2. 20)	1	H30. 3. 30 請求人要件審査	①H30. 3. 30 ②却下(不受理) ③違法又は不当な財務会計上 の行為でないもの	無
北海道	芽室町	①町長及び監査委員 ②請求人が以前に行った職員措置請求を、監査委員 が監査を実施しないで受理前却下したことを不服 とする住民訴訟において、町が答弁書の偽造を謀 り、違法な応訴により訴訟事務委託料の損害が町 に生じた ③関係者への損害賠償請求	(H30. 2. 20)	1	H30. 3. 30 請求人要件審査	①H30. 3. 30 ②却下(不受理) ③違法又は不当な財務会計上 の行為でないもの	無
北海道	芽室町	①町長、副町長及び関係町職員 ②・工事の変更設計書の作成及び完了検査等を故意 に怠り、債務が不確定の支払いを行い違法である ・工事の変更契約の締結を故意に怠り違法である ③関係者への損害賠償請求	(H30. 2. 20)	1	H30. 3. 30 請求人要件審査	①H30. 3. 30 ②却下(不受理) ③期間徒過	無
北海道	芽室町	①関係町職員 ②工事の変更設計書の作成及び完了検査等を故意に 怠り、変更契約書が不存在の公金の支出は違法で ある ③関係者への損害賠償請求	(H30. 2. 20)	1	H30. 3. 30 請求人要件審査	①H30. 3. 30 ②却下(不受理) ③期間徒過	無
北海道	幕別町	①町長 ②公用車の使用に関し私的で過大な部分がある。 ③過大分に係る経費の変換	28. 11. 29	1	H28. 12. 19 口頭陳述	①H29. 1. 19 ②棄却 ③請求人の主張には理由が無い	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
青森県	青森市	① 市長及び経済部長 ② 他団体が市庁舎(経済部長室)を会議のために使用した際に、使用料を徴収することなく、行政財産の目的外使用を許可したこと ③ 他団体への行政財産の目的外使用許可にあたって、使用料を徴収しなかったのは、違法又は不当であることから、使用料を請求し、徴収すること、若しくは請求しないのであれば市長及び経済部長が連帯して使用料相当額を市に納付することを求めるもの	H28. 4. 14	1	H28. 5. 17 口頭陳述	① H28. 6. 7 ② 棄却 ③ 当該団体が会議を行った行為については、市の事業を実行するために使用したものであるため、行政財産の目的外使用とは認められず、目的外使用料の徴収も要しないため、違法、不当な事実はないものである	無
青森県	青森市	① 市長 ② 職員が職務に専念する義務の免除の承認を得ることなく他団体の業務に従事したこと ③ 他団体の業務に職員が職務に専念する義務の免除の承認を得ることなく従事したことについて、その業務は市の業務ではないので、当該業務に従事した期間に係る職員の給与の返還を求めるもの	H28. 12. 9	1	H29. 1. 12 口頭陳述	① H29. 2. 2 ② 棄却 ③ 当該団体は行政の目的を達成するために組織された団体で、当該業務に従事する職員の業務は公務である。したがって、職務に専念する義務の免除の承認を怠ったとする事実は認められないものである	無
青森県	青森市	① 市長 ② 職員が職務に専念する義務の免除の承認を得ることなく他団体の会議に出席したこと ③ 当該会議に出席した期間に係る給与の返還を求めるもの	(H29. 4. 14)	1		① H29. 5. 15 ② 却下(不受理) ③ 期間途過による	無
青森県	八戸市	① 八戸市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 市が国庫補助金を返還したのは、市長の立てた計画がずさんであったため、市長に返還相当額を市に納入することを求めるもの。	H29. 6. 6	1	1日間 電話 (オンラインによる相互通話)	① H29. 7. 13 ② 棄却 ③ 当該補助金の返還について、違法性不当性は認められず、市長が負担すべきものとも認められない。請求人の主張には理由がない。	無
青森県	八戸市	① 前環境部長 (現職) ② 公金の徴収を怠る事実 ③ 平成28年度使用料に係る不納欠損額は、督促や差押え等を怠ったものであるため、返金を求めるもの。	(H29. 10. 30)	1		① H29. 12. 15 ② 却下 ③ 怠る事実について具体的に掲示するものとはなっていないため、請求要件を欠いており、不適法な請求である	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
青森県	八戸市	①八戸市長 ②違法な公金の徴収 ③市が認可した町内会の区域に請求人の住所が含まれていないことから、住所を消し去ったものであるが、住民税を違法に徴収した。徴収額、還付加算金及び遅延損害金を支払い、町内会の認可を棄却する告示を行い、請求人に正規の住民税を課すことを求めろもの	(H29. 12. 12)	1		①H30. 1. 19 ②却下 ③請求人の主張には事実誤認があり、これを前提とした主張は認められない。	無
青森県	十和田市	①市長 ②違法に契約の締結が相当の確実さをもって予測される場合及び財産の管理を怠る事実 ③契約締結の防止及び財産の適切な管理を行うことを求める	(H29. 1. 18)	6		①H29. 3. 1 ②却下 ③地方自治法第242条に規定する要件を具備していないため	無
岩手県	盛岡市	①市議会議長 ②不当な公金の支出 ③支出金額の返還	(H29. 6. 20)	1		①H29. 7. 5 ②却下(不受理) ③当該支出は不当な財務会計上の行為には当たらない	無
岩手県	盛岡市	①市長 ②市の対応、施策内容への要望 ③市の対応の是正・情報開示	(H29. 10. 10)	1		①H29. 10. 16 ②却下(不受理) ③住民監査請求の対象行為には当たらない	無
岩手県	一関市	①一関市長 ②財務会計上の行為(違法不当な契約の締結、履行) ③土地売買契約の契約解除に伴う土地代金不払いにより生じた損害賠償請求	(H28. 9. 15)	1		①H28. 9. 29 ②却下 ③契約の締結がなされておらず、財務会計上の行為に該当しない。また、請求人自身の損害を訴えたものであり、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさないものとして却下。	無
岩手県	八幡平市	①市長、総務課(指定管理者選定委員会) ②違法若しくは不当な公金の支出(新設会社が法人としての効力発生前に、指定管理の候補者として選定されたことは違法である) ③指定管理料の支出取り消し、市長と指定管理者選定委員会委員に対し市が被った損害の補填を求める	H29. 1. 25	1	H29. 2. 3 口頭陳述	①H29. 2. 24 ②棄却 ③市の行政処分に瑕疵なく、施設の管理が適正かつ確実に行われおり、損失を被った事実がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岩手県	八幡平市	①市長 ②違法若しくは不当な公金の支出（指定管理料の齟齬と、それに伴う不当な公金の支出） ③指定管理料に齟齬があり注意する義務を怠った。不当な公金の支出に該当するため、市長に市が被った損害の弁済を求める	(H29. 3. 10)	1		① H29. 3. 28 ② 却下（不受理） ③ 市の行政処分に瑕疵なく、市が損失を被った事実がない	無
						① H29. 8. 21 ② 棄却 ③ 当該契約変更に違法性、不当性はない	
						① H30. 1. 30 ② 請求却下 ③ 請求期間の徒過	
岩手県	奥州市	①市長 ②違法不当な公金支出（無償等で市の財産を貸し付ける契約は地方自治法に違反している。） ③損害の補填	H29. 6. 28	2	H29. 7. 21 口頭陳述 (請求人欠席)	① H29. 8. 21 ② 棄却 ③ 当該契約変更に違法性、不当性はない	有
						① H30. 1. 30 ② 請求却下 ③ 請求期間の徒過	
						① H30. 1. 30 ② 請求却下 ③ 請求期間の徒過	
岩手県	奥州市	①市長 ②道路の払い下げ手続きの不当行為（公共の利益に著しく反している。） ③道路の払い下の取消	(H30. 1. 17)	2		① H30. 1. 30 ② 請求却下 ③ 請求期間の徒過	無
						① H30. 1. 30 ② 請求却下 ③ 請求期間の徒過	
						① H30. 1. 30 ② 請求却下 ③ 請求期間の徒過	
岩手県	零石町	①零石町長 ②財産の管理（承認を得ず建物、工作物を設置及び舗装を行ったこと） ③貸付地の現状復旧と返還	(H28. 11. 17)	1	請求期間経過のためなし	① H28. 12. 19 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠いている	無
						① H28. 12. 19 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠いている	
						① H28. 12. 19 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠いている	
岩手県	零石町	①零石町長 ②公金の支出（偽造された書類で補助金を支出した） ③補助金交付事務に係る事務指導の是正及び補助金の適正支出を求める	(H29. 4. 25)	1	請求期間経過のためなし	① H29. 6. 1 ② 却下 ③ 請求期限経過	無
						① H29. 6. 1 ② 却下 ③ 請求期限経過	
						① H29. 6. 1 ② 却下 ③ 請求期限経過	
岩手県	零石町	①零石町長 ②公金の支出（違法な法手続きを行い違法な支出及び補助対象物件の反対給付） ③違法な手続きの是正と補助金の適正支給を求める	(H29. 8. 28)	1	請求期間経過のためなし	① H29. 9. 25 ② 却下 ③ 請求期限経過	有
						① H29. 9. 25 ② 却下 ③ 請求期限経過	
						① H29. 9. 25 ② 却下 ③ 請求期限経過	
岩手県	零石町	①零石町長 ②公金の支出（違法な法手続きを行い違法な支出及び補助対象物件の反対給付） ③違法な手続きの是正と補助金の返還請求をすること	(H29. 10. 6)	1	請求期間経過のためなし	① H29. 11. 17 ② 却下 ③ 請求期限経過	無
						① H29. 11. 17 ② 却下 ③ 請求期限経過	
						① H29. 11. 17 ② 却下 ③ 請求期限経過	
岩手県	零石町	①零石町長 ②公金の支出（契約締結時の工事経費が妥当であるか） ③建築工事経費の算出根拠が妥当であることを明らかにする措置を求める	(H30. 1. 16)	1	住民監査請求の要件を欠いているためなし	① H30. 1. 26 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠いている	無
						① H30. 1. 26 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠いている	
						① H30. 1. 26 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠いている	
岩手県	零石町	①零石町長 ②公金の支出（兼業禁止に該当するかの判断をしないまま報酬を支出していた） ③報酬の適正支出を求める	H30. 1. 30	1	平成30年2月14日 本人が希望しないため未実施	① H30. 3. 1 ② 棄却 ③ 請求理由がないため	無
						① H30. 3. 1 ② 棄却 ③ 請求理由がないため	
						① H30. 3. 1 ② 棄却 ③ 請求理由がないため	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岩手県	紫波町	① 教育委員長、元課長、部長、室長 ② 4年間、必置会議が正当な理由なく未開催（財務会計上怠る事実で公金の違法で不当な支出） ③ 職員の在職期間の給料の十分の一の返還、必要な措置、町長への勧告	(H28. 12. 7)	1		① H28. 12. 21 ② 却下 ③ 町に財務会計上の損害をもたらす行為ではない	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 公園愛護協力会報奨金の違法・不当な支出 ③ 公園愛護協力会報奨金の返還請求措置	(H28. 7. 25)	1		① H28. 8. 18 ② 却下 ③ 不適法判断（監査請求期間徒過）	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 一般会計から高速鉄道事業会計への違法・不当な貸付け ③ 損害の補填及び貸付けの差止め	H29. 12. 4	1団体	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	① H30. 1. 31 ② 弃却、一部却下 ③ 請求に理由がない	有
宮城県	仙台市	① 市長 ② 政務調査費の違法・不当な支出 ③ 政務調査費の返還請求措置	H30. 3. 2	1団体	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	① H30. 4. 26 ② 弃却 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	塩竈市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	(H28. 7. 4)	1		① H28. 8. 8 ② 却下（不受理） ③ 請求人から既に同一の事実について住民監査請求がなされている。（一事不再理）	有
宮城県	塩竈市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	(H28. 7. 19)	1		① H28. 8. 31 ② 却下（不受理） ③ 期間徒過	無
宮城県	気仙沼市	① 気仙沼市 ② 違法な工事代金支出 ③ 相手方に対する不当利得返還請求の勧告	H29. 1. 31	70	H29. 2. 20 口頭陳述	① H29. 3. 11 ② 弃却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
宮城県	名取市	① 市長 ② 委託業務において、市が被った損害を賠償する措置を行っていないことから財務会計上の違法、若しくは不当な不作為 ③ 相手方に対し、不当利得返還請求若しくは損害賠償請求を求める	(H28. 6. 15)	2		① H28. 6. 30 ② 却下（不受理） ③ 法第242条第1項及び第2項の	有
宮城県	多賀城市	① 教育委員会 ② 違法・不当な公金の支出（市立図書館の指定管理料の精算を誤ったことによる、指定管理料の違法・不当な支出） ③ 指定管理取支決算書の精査及び指定管理者が所持している弁償本預り金の返還請求	H30. 1. 5	3	H30. 1. 15 陳述書の提出及び口頭陳述	① H30. 2. 21 ② 認容 ③ 指定管理者に対して弁償本預り金の請求を行うよう教育委員会に勧告する。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
宮城県	多賀城市	① 教育委員会 ② 違法・不当に財産（債権）の管理を怠る事実（市立図書館の館長不在期間の入件費相当分に係る指定管理料の返還を求める） ③ 館長不在期間の入件費相当分に係る指定管理料の返還請求	(H30. 3. 29)	3		① H30. 5. 17 ② 却下 ③ 違法・不当に財産（債権）の管理を怠る事実に該当しない（請求の要旨・事実証明書のいづれにおいても、債権の発生根拠が示されていない）	無
宮城県	東松島市	① 市長 ② 違法不当な予算の支出 ③ 落札者への損害賠償請求又は不当利得返還請求	H28. 10. 7	996	H28. 10. 21 口頭陳述	① H28. 11. 15 ② 弃却 ③ 請求内容主張に理由無し	無
宮城県	富谷市	① 富谷市長 若生裕俊 ② 公用車を使用した宮城県議会議員選挙時における県議あいさつと事務所まわりが違法 ③ 自動車使用費・燃料費・入件費等の返還	H28. 10. 17	1	H28. 11. 9 口頭陳述	① 平成28年12月15日 ② 却下 ③ 公用車使用が選挙区外であっても直ちに社会的相当性の域を明らかに逸脱したものとはいえない。	無
宮城県	富谷市	① 若生英俊（前町長） ② 明石台東地区開発負担金免除の件 富谷町水道給水条例について独断で決裁し、減免措置を行った行為は違法 ③ 富谷町水道給水条例第30条の開発負担金差額の徴収並びに、消費税分追加請求と徴収、若生英俊前町長へ差額徴収請求	H29. 11. 22	1	請求人の申出により陳述を 実施せず	① 平成30年1月12日 ② 弃却 ③ 富谷町水道給水条例第30条の開発負担金差額の徴収並びに消費税分追加請求については、理由がないものと認める。	無
宮城県	蔵王町	① 町長 ② 違法な入湯税課税免除 ③ 入湯税の適正課税への是正	H28. 6. 20	1	H28. 6. 30 口頭陳述	① H28. 8. 8 ② 弃却 ③ 条例の課税免除規定に該当	有
宮城県	涌谷町	① 代表監査委員 ② 違法または不当な行為により町が被った財務会計上の損害が考えられる ③ 町長が関係者に対する損害賠償請求をなすこと及び関係課並びに関係者に対する個別外部監査の実施	H28. 8. 5	1	H28. 8. 17 口頭陳述	① H28. 9. 13 ② 取り下げ ③ 違法性がないことを確認できたため	無
宮城県	涌谷町	① 代表監査委員 ② 職員の不適切な事務処理により懲戒処分を行った件 ③ 事務処理の全貌の詳細を明らかにし内部統制上の問題点の抜本的改革と町財政への損害が明らかである場合は関係者全員に損害賠償請求を行うこと	H29. 9. 19	1	H10. 10. 12 口頭陳述	① H29. 11. 11 ② 勧告 ③ 内部統制に関する方針の策定し再発防止に努めること	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
宮城県	美里町	①町長 ②公有財産の売却価格が不当である ③財産を不当に失わせた責任をとること	(H28. 6. 27)	2		① H28. 8. 2 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
宮城県	美里町	①町長 ②公有財産の売却価格が不当である ③財産を不当に失わせた責任をとること	(H28. 8. 4)	1		① H28. 8. 26 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
宮城県	美里町	①町長 ②適正・能力に欠ける人物を行政区長に委嘱していること ③行政区長規則の改正と改正及び改正までの期間の町長給与10%減額	H28. 7. 14	1	H28. 7. 19 口頭申述	① H28. 7. 19 ② 取下げ ③ 財務会計行為ではないため	無
宮城県	美里町	①行政区長及び副区長 ②不当な補助金の受領 ③補助金を全額返還させること	H28. 7. 14	1	H28. 7. 19 口頭申述	① H28. 7. 19 ② 取下げ ③ 請求対象者が町長又は町職員のいぢれでもないため	無
宮城県	美里町	①まちづくり推進課長 ②違法な補助金の交付 ③補助金を全額返還させること	(H28. 7. 25)	1		① H28. 9. 12 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
宮城県	美里町	①町長 ②違法な報酬の支払 ③報酬を全額返還させること	(H28. 8. 10)	1		① H28. 9. 29 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
秋田県	秋田市	①市長 ②違法又は不当な契約締結（入札行為が競争性・公平性・中立性を欠く不適切なもの） ③契約の解除、再入札	H28. 7. 8	1	H28. 7. 19 陳述および新たな証拠の提出は、なされなかった	① H28. 8. 3 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
秋田県	由利本荘市	①市長 ②違法な契約、委託料の支払いの無効 ③契約の解除、委託費の損害賠償請求	(H29. 12. 22)	1		① H29. 1. 29 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の違法又は不当行	無
秋田県	仙北市	①仙北市長他関係職員 ②公金の支出に関する違法性・不当性 ③市長に対する損害賠償請求	(H28. 6. 8)	1		① H28. 8. 4 ② （受理後）却下 ③ 住民監査請求要件に不適	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
秋田県	三種町	①町長 ②違法又は不当に公金の賦課を怠る事実（特例措置を怠った固定資産税の賦課は違法行為。） ③加算金の損害賠償請求	(H28. 4. 12)	1		① H28. 4. 22 ② 却下（不受理） ③ 違法・不当とする事実の主張又は理由の提示がない	無
秋田県	三種町	①町長 ②違法又は不当に公金の賦課を怠る事実（特例措置を怠った固定資産税の賦課は違法行為。） ③加算金の損害賠償請求	(H28. 9. 26)	1		① H28. 9. 29 ② 却下（不受理） ③ 請求人及び請求の内容が同一	無
秋田県	三種町	①関係職員 ②不当な財産の取得（返還された報酬を町会計を経ず備品購入に充てたのは違法行為。） ③懲戒処分	(H29. 3. 3)	1		① H29. 3. 6 ② 却下（不受理） ③ 期間徒過	無
秋田県	三種町	①関係職員 ②不当な財産の取得（返還された報酬を町会計を経ず備品購入に充てたのは違法行為。） ③懲戒処分	(H29. 3. 17)	1		① H29. 3. 21 ② 却下（不受理） ③ 請求人及び請求の内容が同一	無
秋田県	井川町	①町長 ②固定資産税の減免処分に関する異議申し立て ③減免決定処分の取り消し及び過誤納金の還付等	(H29. 3. 24)	1		① H29. 5. 15 ② 不受理 ③ 財務会計上の損害無し	無
山形県	米沢市	①前税務課長、税務課長、前税務課長補佐及び税務課土地係長 ②鑑定評価（農地・山林）及びコンサルト調査の委託業務に関し、担当課職員が不備のあった成果物を受注者から受領しており、適正な検査を怠った ③関係職員に既に被った損害及び今後発生する損害を補填することを求める。	(H28. 7. 5)	1		① H28. 8. 1 ② 却下（不受理） ③ 本請求は、対象とされている財務会計上の行為があつた日から1年を経過した後に提出されたため、却下する。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
山形県	米沢市	① 市長、前建設部長、前建築住宅課長、前建築住宅課長補佐兼建築係長及び前市長	H28. 10. 7	1	請求人から陳述を必要としない旨の申し出があつたため、陳述は実施しなかつた。	① H28. 12. 5	無
		② 平成26年9月定例会で議決された新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更は、米沢市建設工事請負契約約款第27条第6項（インフレスライド条項）を理由とするものであるが、当時の社会情勢として人件費等の値上がりは十分予測可能であり、当該条項には該当しない。よって、当該条項を理由として議決された変更契約金の公金支出は違法な支出である			② 棄却		
		③ 平成26年9月定例会で議決された新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更に基づいて支払われた契約金額について、前市長に弁済を求めるか、工事受注者に返還を求める。			③ 事実関係の確認と監査対象事項に対する検討の結果、棄却する。		
山形県	米沢市	① 市長、前市長、前建設部長、総務部長、前契約検査課長、前建築住宅課長、前建築住宅課長補佐及び前建築住宅課主任	H28. 10. 7	3	H28. 10. 13 口頭陳述	① H28. 12. 5	有
		② 平成27年9月定例会で議決された新文化複合施設新設建築・機械設備・電気工事請負契約の一部変更に基づき行われた公金支出は、受注者の責めに帰すべき事由であり、違法な支出である。				② 棄却	
		③ 平成27年9月定例会で議決された新文化複合施設新設建築・機械設備・電気工事請負契約の一部変更に基づいて支払われた契約金額について、工事受注者に返還を求める。				③ 事実関係の確認と監査対象事項に対する検討の結果、棄却する。	
山形県	米沢市	① 市長、元建設部長、前建設部長、前建築住宅課長、前建築住宅課長補佐兼建築住宅係長及び前市長	H28. 12. 1	3	H28. 12. 16 口頭陳述	① H29. 1. 27	無
		② ア. 平成27年1月臨時会で議決された新文化複合施設新設機械設備工事請負契約の一部変更による工事費の増額は不当である。 イ. 平成27年9月定例会で議決された議案（議第66～68号）による請負契約の一部変更は、新文化複合施設新設機械設備工事の遅れに原因がある。 ウ. 新文化複合施設新設建設工事において、建築、機械設備、電気各工事を同時発注したことは、地中残存物の解体撤去処分工事による工事中止が発生したことにより、効果的ではなかった。				② 棄却	
		③				③ 事実関係の確認と監査対象事項に対する検討の結果、棄却する。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
山形県	米沢市	① 市長、前建設部長、前建築住宅課長、前建築住宅課長補佐兼建築係長及び前市長 ② 平成27年9月定例会で議決された新文化複合施設新設建築・機械設備・電気工事請負契約の一部変更に基づいて支払われた契約金額の一部に不当なものがある。 ③ 不当支払額部分について、前市長に弁済を求めるか、工事受注者に返還を求める。	H28. 12. 7	2	H28. 12. 26 口頭陳述	① H29. 2. 2 ② 棄却 ③ 事実関係の確認と監査対象事項に対する検討の結果、棄却する。	無
山形県	米沢市	① 市長、前建設部長、前建築住宅課長、前建築住宅課建築係長及び前市長 ② 平成27年1月臨時会で議決された新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更に基づいて支払われた契約金額の一部に不当なものがある。 ③ 不当支払額部分について、前市長に弁済を求めるか、工事受注者に返還を求める。	H29. 1. 4	3	H29. 1. 19 口頭陳述	① H29. 3. 3 ② 棄却 ③ 事実関係の確認と監査対象事項に対する検討の結果、棄却する。	無
山形県	米沢市	① 市長、元建設部長、都市整備課建築主幹、産業部長、企画調整部長、総合政策課長補佐兼中心市街地活性化推進主査、都市整備課長、前文化課長、文化課長及び前市長 ② 市当局では新文化複合施設整備事業を含む都市再生整備計画事業を進めるに当たり、国から交付される「社会資本整備交付金」の交付割合が事業費の40%と示していたが、度重なる工事請負契約の変更により、事業費が増加し、最終的に交付率は34.7%まで下がり、その差分が市の持ち出しとなつた。よって、その差分に相当する額を損害額として返還を求める。 ③ 前市長等に損害額の返還を求める。	(H29. 3. 28)	3		① H29. 4. 14 ② 却下（不受理） ③ 本請求の内容は、地方自治法第242条第1項に規定されている住民監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも当たらない。	無
山形県	米沢市	① 市長、税務課長、税務課長補佐及び税務課土地係長 ② 鑑定評価（農地・山林）及びコンサルタント調査の委託業務に関し、受注者からの成果物に誤りがあった。また、職員が成果物の適正な検査を怠つた ③ 受注者に委託業務料の返還を求めるか、税務課長に弁済を求める。また、受注者、税務課職員に対し、今後本件に関わる損害が発生した時の損害金に相当する賠償金を請求する。	H29. 9. 14	2	H29. 10. 5 口頭陳述	① H29. 11. 13 ② 棄却 ③ 事実関係の確認と監査対象事項に対する検討の結果、棄却する。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
山形県	鶴岡市	① 市長 ② 文化会館改築工事について議会の議決なく設計変更を行ったこと、及び設計費の増額が最小経費最大効果の原則に違反した裁量権の逸脱濫用にあたることから違法・不当である。 ③ 是正のための必要な措置を求める。	H29. 7. 28	2	H29. 8. 10 請求人陳述の実施	① H29. 9. 22	無
						② 棄却	
						③ 地方自治法等に反し違法・ 不当であるとする請求人の 主張に理由がないため	
山形県	村山市	① 市長 ② 違法な事業実施候補者の選定、補助金の交付等 ③ 事業実施候補者の選定やり直し、補助金交付の差し止め	H29. 4. 28	1	H29. 6. 7 口頭陳述	① H29. 6. 21	無
						② 取下げ	
						③ 事業実施候補者の決定を取り消したことによる。	
福島県	福島市	① 市長 ② 違法もしくは不当な公金の賦課徴収、財産の管理を怠る事実（私有地を通っている市道が未登記であり、市道分を控除せず固定資産税が賦課徴収されている） ③ 法令に則った的確な財産管理のための改善策構築、同様の事例の調査及び地権者の正当な権利回復を行うことを求めるもの	(H28. 9. 14)	1		① H28. 10. 18	無
						② 却下（不受理）	
						③ 市に損害が発生していない ③ それがあく、監査請求要件を欠いているため	
福島県	福島市	① 市長 ② 違法ないし不当な公金の支出（市が委託業者に過剰に支払った金の返還請求を行っていない） ③ 委託業者に対して支出した金の返還請求を行うよう、市長への勧告を求めるもの	(H29. 5. 15)	1	H29. 6. 20 口頭陳述	① H29. 7. 11	無
						② 却下	
						③ 請求人が求める返還請求は既に実行されているため	
福島県	玉川村	① 村長 ② 補助金交付要綱の不備等による不適切な補助金の交付等 ③ 補助金交付要綱の見直し勧告他	(H28. 6. 19)	1		① H28. 7. 21	無
						② 却下	
						③ 地方自治法第242条の要件を満たさず	
福島県	玉川村	① 村長 ② ふるさと納税に伴う返礼品等の費用支出による損害等 ③ 条例等の見直し他	(H29. 1. 6)	1		① H29. 1. 23	無
						② 却下	
						③ 地方自治法第242条の要件を満たさず	
福島県	玉川村	① 村長 ② 特定の者への補助金の支出 ③ 補助金の返還	(H29. 7. 28)	1		① H29. 8. 4	無
						② 却下	
						③ 地方自治法第242条の要件を満たさず	
福島県	玉川村	① 村長 ② 事務処理の怠慢等 ③ 事業費等の見直し、職務の是正勧告等	(H29. 11. 7)	1		① H29. 11. 20	無
						② 却下	
						③ 地方自治法第242条の要件を満たさず	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
福島県	玉川村	①村長 ②必要以上の補助金の交付、職務の怠慢等 ③事務処理及び補助金交付要綱の見直し、補助金の返還等	(H29. 12. 11)	1		①H29. 12. 22 ②却下 ③地方自治法第242条の要件を満たさず	無
福島県	玉川村	①村長他 ②不適切な不納欠損処理 ③再調査の実施	(H30. 1. 26)	1		①H30. 2. 26 ②却下 ③地方自治法第242条の要件を満たさず	無
福島県	玉川村	①村長他 ②不適切な不納欠損処理 ③再調査の実施	(H30. 3. 2)	1		①H30. 3. 20 ②却下 ③地方自治法第242条の要件を満たさず	無
福島県	大熊町	①町長 ②違法な契約の締結 ③町が被った損害の対象職員への賠償請求等	H29. 8. 3	2	H29. 8. 29 口頭陳述	①H29. 9. 26 ②棄却 ③当該契約に違法性はない	無
茨城県	土浦市	①市長 ②上下水道料金滞納者に給水措置を取らなかった件 ③損害の回復及び担当職員の懲戒処分	(H28. 6. 10)	15		①H28. 6. 24 ②却下 ③市に損害なし	無
茨城県	土浦市	①市道路課長 ②市による地籍図修正測量業務は必要がない。 ③費用の返還	(H29. 5. 1)	1		①H29. 6. 26 ②却下 ③市に損害なし	無
茨城県	古河市	①市長 ②補助金の支出 ③補助金の返還	H29. 9. 5	1	H29. 9. 25 陳述書の提出	①H29. 9. 25 ②取下げ ③陳述書提出後、請求事項に対する職員への注意喚起ができたと判断し、取下げ書提出	無
茨城県	石岡市	①市長 ②文化財（陣屋門）保存修理工事補助金 ③市は県補助金を過大請求したため、県に返還金と加算金を支払った。その弁償を求めた。	H28. 6. 3	4	H28. 6. 22～H28. 6. 30 口頭による	①H28. 7. 25 ②棄却 ③支出は不正ではないため	無
茨城県	石岡市	①市長 ②中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金 ③申請者への補助金交付は規則違反として返還を求めた。	H28. 7. 6	1	H28. 7. 22～H28. 7. 29 口頭による	①H28. 9. 2 ②勧告 ③補助事業者へ市への補助金返還を求める	無
茨城県	石岡市	①教育長 ②小中学校運動会時のお祝い金の取り扱い ③お祝い金の適正な処置を求めた。	(H30. 2. 2)	1		①H30. 2. 28 ②却下 ③お祝い金は公金の性質を有しないため	無
茨城県	石岡市	①市長 ②特定空家解体工事の支払い ③支払いのうち、請求人の見積りの差額分の返還を求めた。	H30. 2. 16	1	H30. 3. 5～H30. 3. 12 口頭による	①H30. 4. 12 ②棄却 ③代金支出に手続きの瑕疵はないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
茨城県	石岡市	①市長 ②文化財（陣屋門）保存修理工事補助金 ③支払いのうち、請求人が過払い分と考える分の返還を求めた。	(H30. 3. 5)	1		① H30. 3. 20 ② 却下 ③ 請求期間経過のため	無
茨城県	常陸太田市	①市長 ②道の駅事業係る違法な公金の支出 ③道の駅事業の差止め請求 事業に投入した公金全額の返還請求	(H28. 5. 23)	1		① H28. 7. 21 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出の具体的な内容明示なし	無
茨城県	常陸太田市	①市長 ②穀物乾燥貯蔵施設に係る違法な公金の支出 ③市長個人に対する損害賠償金返還請求	(H28. 5. 27)	1		① H28. 7. 21 ② 却下 ③ 監査請求期間経過	無
茨城県	常陸太田市	①市長 ②不当な水道料金値上げと不当請求 ③水道料金値上げ部分の差止め請求	(H28. 6. 3)	1		① H28. 7. 25 ② 却下 ③ 条例に基づく料金改定と料金徴収 内容が請求対象外	無
茨城県	常陸太田市	①監査委員 ②穀類乾燥調整貯蔵施設に係る違法若しくは不当な公金の支出、補助金の他用途への使用 ③交付した補助金の差止め請求	(H28. 9. 20)	1		① H28. 11. 14 ② 却下 ③ 監査請求期間経過	無
茨城県	常陸太田市	①監査委員 ②水道料金の水増し計算による違法若しくは不当な公金の賦課若しくは徴収 ③水道料金改定部分の差止め請求	(H28. 9. 28)	1		① H28. 11. 21 ② 却下 ③ 条例に基づく料金改定と料金徴収 内容が請求対象外	無
茨城県	常陸太田市	①監査委員 ②道の駅事業に係る補助金を他の用途への使用し違法若しくは不当な公金の支出、公金流用、公金横領 ③道の駅事業の全部の差止め請求	(H28. 9. 28)	1		① H28. 11. 22 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出、公金横領の具体的な内容、確認のできる書面の明示なし	無
茨城県	常陸太田市	①監査委員 ②水道料金改定に伴う新料金は、水増し計算の不当な価格で無効 ③水道料金改定部分の差止め請求	(H28. 12. 1)	1		① H29. 1. 23 ② 却下 ③ 条例に基づく料金改定と料金徴収 内容が請求対象外	無
茨城県	常陸太田市	①監査委員 ②穀物乾燥調整貯蔵施設に係る補助金を他の用途へ使用 ③交付した補助金の差止め請求	(H28. 12. 1)	1		① H29. 1. 23 ② 却下 ③ 監査請求期間経過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
茨城県	常陸太田市	①監査委員 ②道の駅事業に係る補助金を他の用途への使用し公金横領 ③道の駅事業全部の差止め請求	(H28. 12. 1)	1		①H29. 1. 23 ②却下 ③違法又は不当な公金の支出、公金横領の具体的な内容、確認のできる書面の明示なし	無
茨城県	常陸太田市	①監査委員 ②適正でない料金単価算出方法による水道料金改定により、条例制定は無効 ③水道料金改定部分の差止め請求 監査結果、措置の公表	(H29. 1. 27)	1		①H29. 3. 23 ②却下 ③条例に基づく料金改定と料金徴収 内容が請求対象外 監査要件を欠いており結果公表なし	無
茨城県	常陸太田市	①監査委員 ②穀物乾燥調整貯蔵施設に係る補助金を他の用途へ使用 ③交付した補助金の差止め 監査結果、措置の公表	(H29. 1. 27)	1		①H29. 3. 23 ②却下 ③監査請求期間経過 監査要件を欠いており結果公表なし	無
茨城県	常陸太田市	①監査委員 ②道の駅事業に係る補助金を他の用途へ使用し公金横領 ③道の駅事業全部の差止め請求 監査結果、措置の公表	(H29. 1. 27)	1		①H29. 3. 23 ②却下 ③違法又は不当な公金の支出、公金横領の具体的な内容、確認のできる書面の明示なし 監査要件を欠いており結果公表なし	無
茨城県	常陸太田市	①市長 ②水増し計算による水道料金の不当請求 議決を経ていない浄水場整備は、違法な公金の支出 職員数の水増しで 給与の違法な公金の支出 ③水道料金改定部分を個別に返還請求 浄水場の総事業費の返還請求 不当に得た給料の返還請求 監査結果、措置勧告の公表	(H29. 3. 16)	1		①H29. 5. 11 ②却下 ③条例に基づく料金改定と料金徴収 内容が請求対象外 地公企法第40条（地自法の適用除外）適用し違法性なし 給与表に基づく給与支給 監査要件を欠いており結果公表なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
茨城県	常陸太田市	①市長 ②道の駅事業に係る補助金を他の用途に使用し公金 横領 ③道の駅事業の総事業費の返還請求 監査結果、措置勧告の公表	(H29. 3. 16)	1		① H29. 5. 11 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支 出、公金横領の具体的な内 容、確認のできる書面の明 示なし 監査要件を欠いており結果 公表なし	無
茨城県	常陸太田市	①市長 ②穀物乾燥調整貯蔵施設に係る補助金を他の用途へ 使用 ③交付した補助金の返還請求 監査結果、措置勧告の公表	(H29. 4. 17)	1		① H29. 6. 12 ② 却下 ③ 監査請求期間経過	無
茨城県	高萩市	①高萩市長 ②サッカー場の工事費は相手側が全額負担すべき ③飛散土砂除去委託工事の即刻差し止め	H29. 8. 1	1	H29. 8. 7 口頭陳述	① H29. 9. 19 ② 棄却 ③ 本請求について違法性なし	無
茨城県	北茨城市	①市長 ②政務活動費補助金 ③違法に支出された政務活動費の返還を求める	H29. 5. 15	1		① H29. 5. 29 ② 取下げ ③ 請求内容の修正のため	無
茨城県	北茨城市	①市長 ②政務活動費補助金 ③違法に支出された政務活動費の返還を求める	H30. 3. 30	5	H30. 5. 9 口頭陳述	① H30. 5. 29 ② 一部認容 ③ 一部返還を求める	無
茨城県	取手市	①市長 ②公金の徴収を怠る事実 ③公園使用料未徴収分の請求及び職員の処分	(H29. 1. 26)	1		① H29. 2. 27 ② 却下 ③ 未徴収分は既に徴収されて おり、また、職員の処分に ついては市長が判断すべき ものであるため。	無
茨城県	那珂市	①市長 ②常設型住民投票条例の制度設計に係る公金支出 ③公金の不当支出としての返還、法制事務組織体制 の改革策の報告	(H28. 6. 1)	1	H28. 6. 13 口頭陳述	① H28. 6. 13 ② 却下 ③ 不適法	無
茨城県	坂東市	①前市長 ②違法な契約の締結（工事請負費ではなく備品購入 費から支出すべきである） ③前市長に対する損害賠償請求	H29. 5. 24	1	H29. 6. 13陳述等に関する意 向確認書の送付 (H29. 6. 23 締切) H29. 6. 19陳述の希望なしの	① H29. 7. 19 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
茨城県	神栖市	①市長 ②補助金交付要項に記載のないものについての支出 ③当該補助金の返還	(H29. 10. 4)	1		① H29. 11. 8 ② 却下 ③ 期間途過	無
茨城県	神栖市	①市長 ②補助金交付要項に記載のないものについての支出 ③当該補助金の返還	H29. 12. 1	1	H29. 12. 13 口頭陳述	① H30. 1. 15 ② 棄却 ③ 当該補助金の支出に違法性は	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
茨城県	行方市	①市長 ②違法な公費の支出 ③違法な支出金額の返還	H28. 12. 13	1	H29. 1. 13 口頭陳述	①H29. 1. 31 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	無
茨城県	行方市	①市長 ②不當に安価な譲渡契約の締結 ③契約の解除	H29. 6. 1	1	H29. 6. 26 口頭陳述	①H29. 7. 19 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	有
茨城県	小美玉市	①関係職員 ②違法な財産管理 ③損害賠償請求	(H28. 5. 25)	1		①H28. 7. 4 ②却下 ③期間途過	無
茨城県	小美玉市	①関係職員 ②違法な契約の締結 ③損害賠償請求	(H28. 8. 16)	1		①H28. 10. 7 ②却下 ③違法・不當性なし	無
茨城県	小美玉市	①関係職員 ②職員の職責について ③損害賠償請求	(H28. 8. 17)	1		①H28. 10. 12 ②却下 ③地方自治法242条に規定する 住民監査請求として不適格	無
茨城県	小美玉市	①関係職員 ②違法な財産の管理 ③損害賠償請求	(H28. 8. 30)	1		①H28. 10. 17 ②却下 ③期間途過	無
茨城県	小美玉市	①市長及び関係所管職員 ②違法または不當な財務会計の個別外監査請求 ③住民監査請求の特例の定めによる必要な措置	(H28. 10. 26)	1		①H28. 12. 5 ②却下 ③請求要件を備えていない	無
茨城県	小美玉市	①関係職員 ②違法・不當な公金の支出、違法な契約締結 ③是正	(H28. 11. 1)	1		①H28. 12. 12 ②却下 ③期間途過	無
茨城県	小美玉市	①市長及び関係所管職員 ②違法または不當な財務会計の個別外監査請求 ③是正	(H28. 11. 15)	1		①H28. 12. 26 ②却下 ③請求要件を備えていない	無
茨城県	小美玉市	①関係職員 ②違法な請負契約 ③是正	H29. 8. 29	1	本人がが希望しなかったた め未実施	①H29. 10. 12 ②棄却 ③不当な契約とは認められない	無
茨城県	小美玉市	①関係職員 ②違法な財産の管理管理 ③是正	H29. 8. 29	1	本人がが希望しなかったた め未実施	①H29. 10. 24 ②棄却 ③違法・不當性なし	無
茨城県	小美玉市	①市長及び関係所管職員 ②違法な財産の管理管理 ③是正	H29. 9. 5	1	本人がが希望しなかったた め未実施	①H29. 10. 31 ②棄却 ③請求人の請求には理由がない	無
茨城県	小美玉市	①市長及び関係所管職員 ②違法または不當な財務会計 ③是正	H29. 9. 12	1	本人がが希望しなかったた め未実施	①H29. 11. 7 ②棄却 ③違法・不當性なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無						
茨城県	阿見町	<table border="1"> <tr><td>① 町長、上下水道課職員</td></tr> <tr><td>② ①違法な公金の支出 ②違法な契約の締結・履行 ③財産の管理を怠る事実 ④違法な公金の支出が相当の確実さで予測される場合</td></tr> <tr><td>③ ①担当課職員に対する違法な公金の支出の返還請求 ②町長及び担当課職員に対する違約金の支払請求 ③町長及び担当課職員に対する財産の管理を怠ったことによる不利益相当額の支払請求 ④町長に対する違法な公金の支出の停止勧告</td></tr> </table>	① 町長、上下水道課職員	② ①違法な公金の支出 ②違法な契約の締結・履行 ③財産の管理を怠る事実 ④違法な公金の支出が相当の確実さで予測される場合	③ ①担当課職員に対する違法な公金の支出の返還請求 ②町長及び担当課職員に対する違約金の支払請求 ③町長及び担当課職員に対する財産の管理を怠ったことによる不利益相当額の支払請求 ④町長に対する違法な公金の支出の停止勧告	H28. 12. 7	1	H29. 1. 26 口頭陳述	<table border="1"> <tr><td>① H29. 2. 13</td></tr> <tr><td>② 棄却</td></tr> <tr><td>③ ①当該案件の公金の支出には違法性が認められない ②契約に違法性は認められない ③財産の管理を怠る事実は存在しない ④当該行為は、財務会計上の行為に当たらず、住民監査の対象とならない</td></tr> </table>	① H29. 2. 13	② 棄却	③ ①当該案件の公金の支出には違法性が認められない ②契約に違法性は認められない ③財産の管理を怠る事実は存在しない ④当該行為は、財務会計上の行為に当たらず、住民監査の対象とならない	無
① 町長、上下水道課職員													
② ①違法な公金の支出 ②違法な契約の締結・履行 ③財産の管理を怠る事実 ④違法な公金の支出が相当の確実さで予測される場合													
③ ①担当課職員に対する違法な公金の支出の返還請求 ②町長及び担当課職員に対する違約金の支払請求 ③町長及び担当課職員に対する財産の管理を怠ったことによる不利益相当額の支払請求 ④町長に対する違法な公金の支出の停止勧告													
① H29. 2. 13													
② 棄却													
③ ①当該案件の公金の支出には違法性が認められない ②契約に違法性は認められない ③財産の管理を怠る事実は存在しない ④当該行為は、財務会計上の行為に当たらず、住民監査の対象とならない													
栃木県	宇都宮市	<table border="1"> <tr><td>① 市長</td></tr> <tr><td>② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（政務活動費を違法に支出した。）</td></tr> <tr><td>③ 違法な支出及び利息を議員から市に返還させるために必要な措置を講ずるよう求める。</td></tr> </table>	① 市長	② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（政務活動費を違法に支出した。）	③ 違法な支出及び利息を議員から市に返還させるために必要な措置を講ずるよう求める。	H29. 3. 21	5	H29. 4. 19 口頭陳述	<table border="1"> <tr><td>① H29. 5. 18</td></tr> <tr><td>② 合議不調</td></tr> <tr><td>③ 合議に至らず監査結果を決定できなかった。</td></tr> </table>	① H29. 5. 18	② 合議不調	③ 合議に至らず監査結果を決定できなかった。	無
① 市長													
② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（政務活動費を違法に支出した。）													
③ 違法な支出及び利息を議員から市に返還させるために必要な措置を講ずるよう求める。													
① H29. 5. 18													
② 合議不調													
③ 合議に至らず監査結果を決定できなかった。													
栃木県	栃木市	<table border="1"> <tr><td>① 市長</td></tr> <tr><td>② ・違法又は不当な財産の取得 (違法な許可によって徴収した占用料の返金) ・違法又は不当に財産の管理を怠る事実 (市は道路占用許可条件に反する使用を黙過している。)</td></tr> <tr><td>③ 工事用仮囲いに係る道路占用許可に関する監査請求</td></tr> </table>	① 市長	② ・違法又は不当な財産の取得 (違法な許可によって徴収した占用料の返金) ・違法又は不当に財産の管理を怠る事実 (市は道路占用許可条件に反する使用を黙過している。)	③ 工事用仮囲いに係る道路占用許可に関する監査請求	H28. 9. 27	1	H28. 10. 5 口頭陳述	<table border="1"> <tr><td>① H28. 11. 14</td></tr> <tr><td>② 棄却（一部却下）</td></tr> <tr><td>③ 許可条件に反する使用を黙過しているような不当と認められる事実は見当たらぬ</td></tr> </table>	① H28. 11. 14	② 棄却（一部却下）	③ 許可条件に反する使用を黙過しているような不当と認められる事実は見当たらぬ	無
① 市長													
② ・違法又は不当な財産の取得 (違法な許可によって徴収した占用料の返金) ・違法又は不当に財産の管理を怠る事実 (市は道路占用許可条件に反する使用を黙過している。)													
③ 工事用仮囲いに係る道路占用許可に関する監査請求													
① H28. 11. 14													
② 棄却（一部却下）													
③ 許可条件に反する使用を黙過しているような不当と認められる事実は見当たらぬ													
栃木県	栃木市	<table border="1"> <tr><td>① 市長</td></tr> <tr><td>② 違法又は不当な公金の支出 (法的根拠なく作成した文書費用の市への返還)</td></tr> <tr><td>③ 違法放置看板の撤去に関する監査請求</td></tr> </table>	① 市長	② 違法又は不当な公金の支出 (法的根拠なく作成した文書費用の市への返還)	③ 違法放置看板の撤去に関する監査請求	H28. 9. 27	1	H28. 10. 5 口頭陳述	<table border="1"> <tr><td>① H28. 11. 14</td></tr> <tr><td>② 棄却</td></tr> <tr><td>③ 明らかに違法若しくは不当と認められる事実は見当たらない</td></tr> </table>	① H28. 11. 14	② 棄却	③ 明らかに違法若しくは不当と認められる事実は見当たらない	無
① 市長													
② 違法又は不当な公金の支出 (法的根拠なく作成した文書費用の市への返還)													
③ 違法放置看板の撤去に関する監査請求													
① H28. 11. 14													
② 棄却													
③ 明らかに違法若しくは不当と認められる事実は見当たらない													
栃木県	栃木市	<table border="1"> <tr><td>① 市長</td></tr> <tr><td>② (該当なし)</td></tr> <tr><td>③ 文化会館使用料の還付に関する監査請求</td></tr> </table>	① 市長	② (該当なし)	③ 文化会館使用料の還付に関する監査請求	H28. 9. 27	1		<table border="1"> <tr><td>① H28. 9. 30</td></tr> <tr><td>② 却下（受理後却下）</td></tr> <tr><td>③ 住民監査請求の要件を満たさない</td></tr> </table>	① H28. 9. 30	② 却下（受理後却下）	③ 住民監査請求の要件を満たさない	無
① 市長													
② (該当なし)													
③ 文化会館使用料の還付に関する監査請求													
① H28. 9. 30													
② 却下（受理後却下）													
③ 住民監査請求の要件を満たさない													

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
栃木県	栃木市	①市長 ②違法又は不当に財産の管理を怠る事実 (本来徴収すべき利用料の徴収、不当な管理の是正) ③警察署跡地の管理に関する監査請求	H28. 9. 27	1	H28. 10. 5 口頭陳述	① H28. 11. 14 ② 棄却 ③ 明らかに不当と認められる事実は見当たらない	無
		①市長 ②違法又は不当に財産の管理を怠る事実 (不正な使用予約を放置し、本来得られるべき使用料を徴収していない。) ③文化会館の管理に関する監査請求				① H28. 11. 28 ② 却下 (実質審査後却下) ③ 住民監査請求の要件を満たしていない (市の財務上の行為に結びつく行為ではない)	
		①市長 ②固定資産税の賦課を怠る事実、財産の管理を怠る事実 ③JRに対し固定資産税を賦課徴収せよ。 市長に対し損害賠償請求をせよ。				① H29. 4. 4 ② 却下 ③ 期間の渡過	
栃木県	さくら市	①市長 ②不明 ③不明	(H29. 2. 15)	1		① H29. 4. 4 ② 却下 ③ 形式が満たされておらず、要件審査ができない。	無
		③ 930万円の損害賠償請求をせよ。 その他必要な措置をせよ。				① H29. 4. 4 ② 却下 ③ 形式が満たされておらず、要件審査ができない。	
		①市長 ②違法又は不当な公金の支出 ③交付した敬老会交付金8,828,200円の全額返還				① H28. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法性が認められない	
栃木県	野木町	①町長 ②非常勤の特別職委員に対する報酬 (違法又は不当) ③必要な是正措置	H28. 6. 20	1	H28. 7. 22 口頭陳述	① H28. 8. 16 ② 棄却 ③ 措置の必要性を認めない	有
		①町長及び3執行部職員 ②交際費の支出 (不当又は不適切) ③支払分の返還				① H29. 9. 26 ② 棄却 ③ 社会通念上儀礼の範囲	
		①議長、議会事務局長、会計管理者 ②交際費の支出 (不適切な支出) ③支出管理と支払分の返還				① H29. 10. 26 ② 棄却 ③ 社会通念上儀礼の範囲	
栃木県	野木町	①町長、副町長、教育長及び議長外3執行部職員 ②補助金の支出 (支出は不当) ③支出管理と支出分の是正	(H29. 11. 21)	1	H29. 11. 21 口頭陳述	① H29. 12. 7 ② 却下 ③ 請求に理由がない	無
		①上記再請求 ②				① H30. 2. 9 ② 却下 ③ 請求に理由がない	
		③				① H30. 2. 9 ② 却下 ③ 請求に理由がない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
栃木県	高根沢町	①町長 ②不当な預貯金預入行為（町が預け入れした定期預金の一部について、理由なく低金利の金融機関に預けるのは不當である。） ③県内金融機関の定期預金金利を調査し、行政上の大きな不都合がない限り、金利が最大の金融機関に預金を集中すること。	H29. 3. 9	1	H30. 3. 30 口頭陳述	① H30. 4. 24 ② 棄却 ③ 当該預金行為は妥当である。	無
		①町長 ②違法な契約の締結（財産取得価格は不当な支出である） ③町長に対する損害賠償請求				① H28. 8. 10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	
		①町長 ②違法な契約の締結（土地取得に関して議会を通さず契約したことは違法である） ③町長に対する損害賠償請求				① H28. 9. 5 ② 却下 ③ 当該契約に違法性はない	
栃木県	那須町	①町長 ②固定資産税の過年度徴収をしないことは違法である ③適切な措置を講ずること、町長に対する損害賠償請求、町長に対する刑事責任の追及	(H28. 7. 29)	1		① H29. 2. 6 ② 却下 ③ 違法性はない	無
		①市職員 ②建築確認申請に係る手数料の不徴収 ③損害額の賠償				① H28. 8. 8 ② 却下 ③ 監査請求できる要件を欠いているため	
		①市職員 ②建築確認申請に係る手数料の不徴収 ③損害額の賠償				① ② 却下（不受理） ③	
群馬県	前橋市	①市長 ②固定資産税の不徴収 ③損害額の賠償	(H28. 8. 9)			① ② 却下（不受理） ③	無
		①市長 ②固定資産税の不徴収 ③損害額の賠償				① ② 却下（不受理） ③	
		①市長 ②固定資産税の不徴収 ③損害額の賠償				① ② 却下（不受理） ③	
群馬県	前橋市	①市長 ②固定資産税の不徴収 ③損害額の賠償	(H28. 8. 31)			① ② 却下（不受理） ③	無
		①市長 ②市発注工事において使用された有害鉄鋼スラグを撤去せずに存置する方針を示したこと ③当該鉄鋼スラグを撤去するため、関係法令に基づく措置命令を発出すること				① H28. 9. 2 ② 却下 ③ 監査請求できる要件を欠いているため	
		①市長 ②介護保健施設サービス費及び居宅サービス費の支払 ③返還及び100分の40を乗じた額の請求				① H28. 6. 10 ② 棄却 ③ 「偽りその他不正の行為」とまではいいきれず請求に理由はない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
群馬県	高崎市	①不明 ②政務活動費について ③不明	H28. 8. 3	1		①H28. 8. 16 ②取下げ ③補正通知を受け取下げ	無
群馬県	桐生市	①職員 ②不当な事業（再生資源集団回収「モデル事業」） ③損害金返還	(H29. 8. 4)	1		①H29. 9. 5 ②却下 ③桐生市に損害を与える内容で	無
群馬県	桐生市	①職員 ②不当な事業（再生資源集団回収「モデル事業」） ③H29. 8. 4の内容に新たに資料追加して損害金返還	(H29. 10. 17)	1		①H29. 12. 8 ②却下 ③桐生市に損害を与える内容で	無
群馬県	渋川市	①渋川市長 ②違法・不当な公金の支出 ③不正申請により市から交付された補助金の返還	(H28. 5. 10)	2	H28. 5. 17 口頭陳述（請求人の意向で実施せず）	①H28. 6. 17 ②却下 ③住民監査請求の対象外	有
群馬県	渋川市	①渋川市長 ②公金の違法な支出 ③工事の中止、有害スラグの全面撤去	H30. 2. 27	1	H30. 3. 13 口頭陳述	①H30. 4. 13 ②棄却 ③住民監査請求の対象外	有
群馬県	安中市	①教育長 ②損害賠償（損害の回収） ③損害賠償請求	H29. 1. 6	1	H29. 1. 27、陳述の機会	①H29. 2. 24 ②棄却 ③故意又は重大な過失でない	無
群馬県	安中市	①病院事務部長 ②損害賠償（損害の回収） ③損害賠償請求	(H30. 3. 27)	1		①H30. 4. 25 ②却下 ③期間経過、損害無し	無
群馬県	嬬恋村	①建設工事入札審査会委員長及び委員 ②委員長及び委員への不適正な報酬の支出 ③委員長及び委員の報酬の減額	(H29. 3. 10)	1	H29. 4. 18 口頭陳述	①H29. 4. 28 ②却下 ③本請求の趣旨と認められない	無
埼玉県	さいたま市	①担当職員 ②公金の支出（郵便料金の不当な支出） ③支出した郵便料金の返還を求める	(H28. 8. 15)	1		①H28. 9. 1 ②却下（不受理） ③補てんによる損害の不存在	無
埼玉県	さいたま市	①市長 ②公金の支出（要綱に違反した補助金の支出） ③補助金を返還させるか、補助金の返還を求める	H28. 8. 15	2	H28. 9. 15 口頭陳述	①H28. 10. 14 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	有
埼玉県	さいたま市	①担当職員 ②公金の支出（郵便料金の不当な支出） ③支出した郵便料金の返還を求める	(H29. 4. 12)	1		①H29. 4. 27 ②却下（不受理） ③補てんによる損害の不存在	無
埼玉県	さいたま市	①市長 ②公金の支出（契約の解除） ③公金の支出（予算執行）の差し止めを求める	(H29. 4. 28)	1		①H29. 6. 20 ②却下（期間超過） ③期間超過による要件不備	無
埼玉県	さいたま市	①市長、担当職員 ②公金の支出（振込手数料の不当な支出） ③支出した振込手数料の返還を求める	(H29. 5. 1)	1		①H29. 5. 19 ②却下（不受理） ③不当な支出の不存在	無
埼玉県	さいたま市	①担当職員 ②公金の支出（郵便料金の不当な支出） ③支出した郵便料金の返還を求める	H29. 5. 11	1	H29. 6. 15 口頭陳述	①H29. 7. 3 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
埼玉県	川越市	①市長 ②財産管理を怠る事実（市有地の不法占有に対する 措置を怠る） ③損害の補てんと土地明け渡し請求の提起	H29. 9. 13	1	H29. 10. 4 口頭陳述	①H29. 11. 8 ②棄却 ③財産管理を怠る事実がある とは認められない	無
埼玉県	川越市	①職員 ②不当な財務会計上の行為（不当な個人への利益供 与） ③自治会会长報償費の自治会会員への振り込み措置	(H29. 10. 17)	1		①H29. 11. 16 ②却下 ③要件を欠いている	無
埼玉県	川越市	①職員 ②違法な財務会計上の行為（補助金の支出） ③補助金と事務局の廃止	(H29. 10. 17)	1		①H29. 11. 16 ②却下 ③要件を欠いている	無
埼玉県	川越市	①職員 ②不当な財務会計上の行為（公共施設の不当な改 修） ③改修工事の廃止	(H29. 11. 16)	1		①H29. 12. 26 ②却下 ③要件を欠いている	無
埼玉県	川越市	①市長・職員 ②（災害への危機管理を怠った） ③補償金及び復興関係事業の関係者による負担	(H29. 12. 8)	1		①H30. 1. 12 ②却下 ③住民監査請求の対象外	無
埼玉県	川越市	①市長・職員 ②違法な財務会計上の行為（違法な市道認定及び財 産的損害） ③関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H30. 1. 15 口頭陳述	①H30. 2. 13 ②一部却下・一部棄却 ③市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	①市長・職員 ②違法な財務会計上の行為（違法な市道認定及び財 産的損害） ③関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H30. 1. 15 口頭陳述	①H30. 2. 13 ②一部却下・一部棄却 ③市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	①市長・職員 ②違法な財務会計上の行為（違法な市道認定及び財 産的損害） ③関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H30. 1. 15 口頭陳述	①H30. 2. 13 ②一部却下・一部棄却 ③市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	①市長・職員 ②違法な財務会計上の行為（違法な市道認定及び財 産的損害） ③関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H30. 1. 15 口頭陳述	①H30. 2. 13 ②一部却下・一部棄却 ③市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H29. 12. 28 口頭陳述前に取下げ	① H29. 12. 28 ② 取下げ ③ 不明	無
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H30. 1. 15 口頭陳述	① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	有
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H30. 1. 15 口頭陳述	① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	有
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H30. 1. 15 口頭陳述	① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	有
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H30. 1. 15 口頭陳述	① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	有
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	
		① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担				① H30. 2. 13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管理費用の支出には違法性はない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29.12.21	1	H30.1.15 口頭陳述	① H30.2.13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29.12.21	1	H30.1.15 口頭陳述	① H30.2.13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29.12.21	1	H30.1.15 口頭陳述	① H30.2.13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29.12.21	1	H30.1.15 口頭陳述	① H30.2.13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29.12.21	1	H30.1.15 口頭陳述	① H30.2.13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29.12.21	1	H30.1.15 口頭陳述	① H30.2.13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	① 市長・職員 ② 違法な財務会計上の行為 (違法な市道認定及び財産的損害) ③ 関係者への工事費用・管理費用の負担	H29.12.21	1	H30.1.15 口頭陳述	① H30.2.13 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
埼玉県	川越市	①市長・職員 ②違法な財務会計上の行為（違法な市道認定及び財産的損害） ③関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	1	H30. 1. 15 口頭陳述	①H30. 2. 13 ②一部却下・一部棄却 ③市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	①市長・職員 ②違法な財務会計上の行為（違法な市道認定及び財産的損害） ③関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	2	H30. 1. 15 口頭陳述	①H30. 2. 13 ②一部却下・一部棄却 ③市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	①市長・職員 ②違法な財務会計上の行為（違法な市道認定及び財産的損害） ③関係者への工事費用・管理費用の負担	H29. 12. 21	2	H30. 1. 15 口頭陳述	①H30. 2. 13 ②一部却下・一部棄却 ③市道認定及び工事費用・管 理費用の支出には違法性は ない	有
埼玉県	川越市	①市長・職員 ②不当な財務会計上の行為（水害の復旧事業） ③補償金及び復興関係事業の市長による負担	(H30. 2. 26)	1		①H30. 3. 13 ②却下 ③住民監査請求の対象外	無
埼玉県	所沢市	①市民相談課長 ②市民保養事業に係る行政回覧 ③行政回覧に關わる措置請求	(H29. 9. 25)	1		①H29. 10. 16 ②却下 ③請求の要件を欠くため	無
埼玉県	上尾市	①市長 ②不当な契約の締結（物件移転補償及び土地売買の契約金額の算定が不當である。） ③契約の破棄又は契約金額の適正価格への見直し	H28. 10. 12	4	H28. 11. 22 口頭陳述	①H28. 12. 8 ②棄却 ③当該契約は妥当であり、か つ不當であるとは言えない。	有
埼玉県	上尾市	①市長 ②不当な契約の締結（土地買収に係る市長の裁量権の逸脱又は濫用） ③契約の破棄又は契約金額の適正価格への見直し	H29. 2. 14	181	H29. 3. 21 口頭陳述	①H29. 4. 13 ②棄却 ③当該契約は不當であるとは 言えない。	無
埼玉県	越谷市	①市長 ②違法又は不當に財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実 ③損害賠償、原状回復及び契約解除	H29. 7. 14	1	H29. 7. 20 口頭陳述	①H29. 8. 22 ②棄却 ③請求には理由がない	有
埼玉県	越谷市	①市長 ②公金の支出（庁用備品の購入） ③職員に対する弁済命令及び適正かつ公平な入札の実施	H30. 2. 16	1	H30. 2. 26 口頭陳述	①H30. 4. 6 ②棄却 ③請求には理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
埼玉県	朝霞市	①市長もしくは当該支出手続に関与した者 ②負担付き寄附に係る財政支出（不当、違法な財政支出） ③市長に対し、市が被った損害の補填	H28. 9. 29	1	H28. 11. 4 口頭陳述	① H28. 11. 28 ② 棄却 ③ 寄附物件の譲与に伴う財政支出に違法性、不当性は見当たらない	無
埼玉県	北本市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③市が執行した工事が違法・不当な公金の支出にあたる。	(H28. 4. 25)	1	H28. 5. 26 口頭陳述	① H28. 6. 23 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出があつたとはいえない。	無
埼玉県	八潮市	①市長、職員 ②違法・不当な施設の管理を怠る事実、取壊し、支出 ③市長、職員に対する損害賠償請求、施設の復元	H30. 3. 7	2	H30. 4. 12 口頭陳述	① H30. 4. 26 ② 棄却 ③ 違法・不当な施設の管理を怠る事実、取壊し、支出の事実はない	有
埼玉県	富士見市	①市長 ②違法又は不当な公金の支出 ③違法又は不当に支出した公金の返還	H30. 3. 19	1	H30. 4. 24 口頭陳述	① H30. 5. 30 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出にあたらない。	無
埼玉県	幸手市	①市長 ②違法な補助金の交付（規則・要綱に違反） ③補助金の返還要求	H30. 2. 2	6	H30. 2. 19 口頭陳述	① H30. 3. 30 ② 棄却 ③ 補助金交付に違法性はない	無
埼玉県	幸手市	①市長 ②違法な補助金の交付（規則・要綱に違反） ③補助金の返還要求	H30. 2. 2	6	H30. 2. 19 口頭陳述	① H30. 3. 30 ② 棄却 ③ 補助金交付に違法性はない	無
埼玉県	小鹿野町	①町長、教育長、教育委員長、学校教育課長 ②不当な建設業者の選定、本建設が都市計画法違反 ③事業に要した費用の返還	H29. 4. 3	1	H29. 4. 27 口頭陳述	① H29. 5. 26 ② 棄却 ③ 請求の理由が無いものと判断	有
千葉県	千葉市	①市長 ②違法又は不当な公金の支出（補助金支出） ③市が外国人学校に支出した補助金の返還請求	H29. 3. 29	1	H29. 4. 17 証拠提出及び口頭陳述	① H29. 5. 26 ② 合議不調 ③	有
千葉県	千葉市	①市長 ②違法又は不当な公金の支出（市長選挙当選挨拶文を掲載した広報紙の発行のための費用の支出） ③市長又は市長の後援団体に対する損害賠償請求	H29. 6. 30	1	H29. 7. 19 ※機会を与えたが欠席	① H29. 8. 23 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出とは認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
千葉県	千葉市	① 市長及び市職員 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（私人による駐輪場設置のため市道境界上の柵の撤去を許可し、近隣の市営駐輪場の減収を招いたにもかかわらずこれを放置） ③ 当該許可の撤回	(H29. 12. 11)	1		① H30. 1. 11 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為ではない。	無
		① H30. 3. 28 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為ではない。					
		① H30. 3. 28 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為ではない。					
千葉県	千葉市	① 市職員 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（市の施設の駐車場が身体障害者にとって利用しづらい構造であるにもかかわらずこれを放置） ③ 当該駐車場の構造の是正	(H30. 3. 6)	1		① H29. 3. 17 ② 棄却 ③ 違法または不当とは認められない。	無
		① H28. 4. 20 ② 棄却 ③ 請求に理由なし					
		① H29. 11. 22 ② 勧告 ③ 市長は車止め撤去のための指導・勧告を90日以内に実施すること					
千葉県	船橋市	① 市長 ② 100条委員会の設置が違法若しくは不当 ③ 係る経費の返還	H29. 1. 23	3	H29. 2. 8 口頭陳述	① H30. 2. 21 ② 却下 ③ 請求可能期間の経過	無
		① H30. 5. 1 ② 棄却 ③ 請求に理由なし					
		① H30. 5. 1 ② 棄却 ③ 請求に理由なし					
千葉県	船橋市	① 市長 ② 市は財産の管理を怠る事実があるか（車止めの違法性） ③ 市道に違法に設置の車止めを撤去し、正常化を求める	H29. 9. 26	1	H29. 11. 2に陳述の聴取を行 う。また、関係職員の立会 いを許可した。	① H30. 2. 21 ② 却下 ③ 請求可能期間の経過	無
		① H30. 2. 21 ② 却下 ③ 請求可能期間の経過					
		① H30. 2. 21 ② 却下 ③ 請求可能期間の経過					
千葉県	船橋市	① 市長 ② 寄附金への不当な取り扱い（取扱いの違法性、不 当性） ③ 寄附金の違法及び不当な取り扱いに対する監査請 求	(H30. 1. 30)	1	陳述の機会を与えたが希望 なし	① H30. 5. 1 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
		① H30. 5. 1 ② 棄却 ③ 請求に理由なし					
		① H30. 5. 1 ② 棄却 ③ 請求に理由なし					

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
千葉県	市川市	①記載なし（補正を求めたが、その後取下げ） ②記載なし（補正を求めたが、その後取下げ） ③具体的な記載なし（補正を求めたが、その後取下げ）	(H30. 3. 12)	1	請求受付後、要件審理の段階で不備があったため、補正依頼を行ったところ、その後補正を行わず取下げてきたため、陳述は実施していない。	① H30. 4. 9 ② 取下げ ③ 請求内容に不備があり、補正を求めたが、その後補正を行わず取下げることとなつた。	無
千葉県	松戸市	①市長 ②教育長は委員会を誤った条項に基づき諮詢問し開催させ、不当な委員報酬を支出させ市に損害を与えた。また、市長は教育長への損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権の行使を怠っている。 ③市長に対し、教育長への損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権の行使を求める。	H29. 10. 18	1	H29. 11. 15 口頭陳述	① H29. 12. 6 ② 棄却 ③ 教育長は本件支出を賠償する責を負わない。よって松戸市に損害賠償請求権及び不当利得請求権は存しない。	有
千葉県	野田市	①市長 ②審査会委員等に対する不当な報酬の支払い ③専門性に応じた適正な報酬額の是正	(H29. 3. 29)	1		① H29. 4. 5 ② 却下 ③ 請求要件を欠いて不適法	無
千葉県	野田市	①市長 ②審査会委員等に対する不当な報酬の支払い ③専門性に応じた適正な報酬額の是正	(H29. 4. 7)	1		① H29. 4. 25 ② 却下 ③ 一事不再理	無
千葉県	野田市	①市長 ②不当な専門委員の選出 ③適正な専門委員の選出への是正	H29. 4. 27	1	H29. 5. 26 請求人意見陳述 (請求の要旨の補足説明及び新たな証拠の提出)	① H29. 6. 14 ② 受理後の却下 ③ 請求要件を欠いて不適法	無
千葉県	野田市	①市長 ②違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③道路の維持管理及び道路占用料の徴収	(H29. 12. 15)	1		① H29. 12. 25 ② 却下 ③ 請求要件を欠いて不適法	無
千葉県	成田市	①市長 ②土地売買契約及び土地使用貸借契約が違法 ③市の不動産鑑定価格と土地購入代金の差額及び遅延損害金の請求。土地の賃料相当額及び遅延損害金の請求。	H28. 9. 14	1	陳述を行わない意思表示あり	① H28. 11. 8 ② 棄却 ③ 違法性はなく、理由がない	有
千葉県	成田市	①市長 ②土地使用貸借契約は違法。市有地が違法に使用されているにもかかわらず、是正する作為義務を怠っている。 ③成田国際医療都市機構と市との間の土地使用に関する契約の締結、市と国際医療福祉大学との間で締結された土地使用貸借の変更契約締結、当該機構に対しその主たる事務所の所在地を移転する措置をとるのいずれかを請求。また、当該機構あるいは市長に土地の賃料相当額及び遅延損害金の請求	H29. 3. 28	1	陳述を行わない意思表示あり	① H29. 5. 23 ② 棄却 ③ 違法性はなく、理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
千葉県	成田市	① 市長 ② 設計業務等の協定書締結にあたり、随意契約の方法を採用しているが、これらが地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当せず違法 ③ 当該協定書等で定められた金員の支出の差し止め	H29. 4. 17	1	陳述を行わない意思表示あり	① H29. 6. 1	有
						② 棄却	
						③ 違法性はなく、理由がない	
千葉県	成田市	① 市長 ② 議員に会派を通して交付された調査研究費・通信費（電話代）の支出は違法である。 ③ 市長に対し、本件会派に交付され21名の議員に支出した調査研究費・通信費（電話代）のうち、50%按分後の差し引き額を市へ返還請求するよう勧告すること。	H29. 4. 25	2	H29. 5. 15 口頭による陳述及び陳述書の提出	① H29. 6. 15	無
						② 棄却	
						③ いずれの会派も当該支出に係る政務活動費について修正の上、返還しており市長が返還請求をすべき支出はない。	
千葉県	成田市	① 市長 ② 地域密着型サービス等整備事業補助金の支出は違法または不当 ③ 市長に対し、補助金の返還を請求する措置を求める。	H29. 12. 20	1	H30. 1. 17 口頭による陳述及び陳述書の提出	① H30. 2. 16	無
						② 棄却	
						③ 違法性はなく、理由がない	
千葉県	成田市	① 市長 ② 政務活動費（広報費）の支出は違法または不当 ③ 市長に対し、不正に支払われた政務活動費40万円を市へ返還させる措置を求める。	(H30. 2. 5)	1	H30. 3. 8 口頭による陳述及び陳述書の提出	① H30. 4. 5	無
						② 却下	
						③ 住民たる資格を満たさないことが確認されたため。	
千葉県	成田市	① 市長 ② 政務活動費（調査研究費）の支出は違法または不当 ③ 市長に対し、不正に支払われた政務活動費3万円を市へ返還させる措置を求める。	(H30. 2. 13)	1	H30. 3. 19 口頭による陳述及び陳述書の提出	① H30. 4. 5	無
						② 却下	
						③ 住民たる資格を満たさないことが確認されたため。	
千葉県	佐倉市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出、 ③ 市長に対する返還請求	H28. 6. 13	1	H28. 7. 14 口頭陳述	① H28. 8. 10	無
						② 一部却下・一部棄却	
						③ 当該公金の支出に違法不当はない	
千葉県	旭市	① 市長、担当課長2名 ② 公有財産の利用方法 ③ 財産の利用方法として適当ではない	(H29. 4. 10)	1		① H29. 4. 29	無
						② 却下（不受理）	
						③ 違法又は不当な財務会計上の行為ではないため	
千葉県	習志野市	① 市長、元市長 ② 財産の処分 ③ 市有地の無償譲渡による損害額の負担を求める請求	(H29. 9. 27)	1		① H29. 11. 1	有
						② 却下（不受理）	
						③ 要件を欠く為	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
千葉県	柏市	① 地域支援課長、関係職員 ② 町会への公金の不適切な支出について ③ 地域支援課長及び関係職員の処分と今後規則違反 が発生しないよう体制の改善を求める	(H30. 2. 13)	1		① H30. 3. 28 ② 却下 ③ 相当な期間内の請求とは言 えないため	無
千葉県	柏市	① 地域支援課長 ② ロッカー使用料の二重徴収金額の返還及び倉庫棚 の追加使用料の徴収の取消について ③ ロッカーについては二重徴収金額の返還、倉庫棚 については追加使用料の徴収の取消	(H30. 3. 13)	1		① H30. 3. 28 ② 却下 ③ 市の財務会計上の行為の違 法性、不当性を個別的、具 体的に摘示していないため	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実/違法・不当な契約の締結 若しくは履行/公金の賦課若しくは徴収を怠る事 実 ③ 市長に対する損害賠償請求	(H28. 3. 30)	1		① H28. 5. 10 ② 受理前却下 ③ 住民監査請求の対象となる 財務会計上の行為ではない/ 具体的に違法不当性の摘示 がされていない/一事不再理	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な財産の処分 ③ 土地・建物の売却の差止め	H29. 4. 14	1	H29. 5. 16に設定したが、陳 述書を提出し欠席	① H29. 5. 30 ② 棄却 ③ 売却額が適正でないと判断 する根拠がない等	有
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結若しくは履行 ③ 市長に対する損害賠償請求	H29. 5. 16	1	H29. 5. 30に設定したが、陳 述書を提出し欠席	① H29. 6. 19 ② 一部受理後却下・一部棄却 ③ 審査の結果、違法性・不当 性が確認できなかった等	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な財産の処分 ③ 市長に対する損害賠償請求	(H29. 8. 14)	1		① H29. 9. 7 ② 受理前却下 ③ 期間超過	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な財産の処分 ③ 市長に対する損害賠償請求	(H29. 9. 15)	1		① H29. 10. 19 ② 受理前却下 ③ 期間超過	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な財産の処分 ③ 市長に対する損害賠償請求等	(H29. 10. 31)	1		① H29. 11. 29 ② 受理前却下 ③ 住民監査請求の対象となる 財務会計上の行為ではない/ 期間超過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
千葉県	市原市	①市長 ②違法・不当な財産の処分／財産の管理を怠る事実 ③市長に対する損害賠償請求等	H29. 12. 19	1	H30. 1. 12に設定したが、陳 述書を提出し欠席	①H29. 12. 28/H30. 2. 9 ②一部受理前却下・一部棄却 ③住民監査請求の対象となる 財務会計上の行為ではない/ 期間超過等	無
千葉県	市原市	①市長 ②公金の賦課徴収を怠る事実 ③違法・不当行為の是正	(H29. 12. 14)	1		①H30. 1. 23 ②受理前却下 ③具体的に違法不當性の摘示 がされていない	無
千葉県	市原市	①市長 ②公金の賦課・徴収を怠る事実 ③違法・不当行為の是正	(H30. 1. 5)	1		①H30. 2. 2 ②受理前却下 ③具体的に違法不當性の摘示 がされていない	無
千葉県	市原市	①市長 ②公金の賦課・徴収を怠る事実 ③違法・不当行為の是正	(H30. 3. 9)	1		①H30. 3. 28 ②受理前却下 ③損害が発生しておらず、請 求の特定を欠いている	無
千葉県	流山市	①市長及び健康福祉部長 ②不当な公金の支出 ③報償費の返還	H28. 9. 14	2	H28. 10. 11 口頭陳述	①H28. 11. 4 ②棄却 ③不当な公金の支出とは言え ない	無
千葉県	我孫子市	①職員(5名) ②財産の管理を怠る事実に基づく損害の補填及び賠 償 ③財産の欠陥、運用上の欠陥の是正及び損害賠償	H30. 3. 29	1	H30. 4. 27 口頭陳述	①H30. 5. 28 ②棄却 ③財産の欠陥、運用上の欠陥 はない	無
千葉県	浦安市	①市長 ②社会福祉法人に対する補助金及び委託料に関わる 返還金の納入期限の誤り・返還金利息の未請求 ③返還金に付随する利息の請求	H28. 10. 11	4	H28. 10. 21 口頭陳述	①H28. 11. 28 ②棄却 ③当該返還金の納入期限及び 利息の未請求に違法性はな い	有
千葉県	八街市	①市長及び市議会議長 ②政務活動費使途基準の運用指針の改正により廃止 された通信運搬費の支払い申立て ③市長に対する政務活動費の支払い履行勧告及び市 議会議長に対する政務活動費に関する規則の改廃 勧告	(H29. 6. 5)	1	陳述の機会の希望なし	①H29. 6. 12 ②却下 ③住民監査請求として不適法	無
千葉県	印西市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③平成27年度議会常任委員会及び議会運営委員会行 政視察に係る宿泊費の返還請求	H28. 5. 25	1	H28. 6. 10 口頭陳述	①H28. 7. 21 ②棄却 ③違法・不当性がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
千葉県	印西市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③平成26年度集会施設整備事業補助金の返還請求	(H29. 6. 29)	1		①H29. 7. 14 ②却下(不受理) ③期間超過	有
千葉県	印西市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③平成28年度集会施設整備事業補助金の返還請求	(H29. 11. 6)	1		①H29. 11. 17 ②却下(不受理) ③違法・不当の指摘がない	無
千葉県	印西市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③平成28年度消防器具庫新築工事費の返還請求	(H30. 1. 29)	1		①H30. 2. 16 ②却下(不受理) ③違法・不当の指摘がない	無
千葉県	白井市	①市長 ②不当な公金の支出(老朽化対策事業全般) ③行為の防止と是正	H28. 2. 3	14	H28. 2. 23、3. 14 紙資料に基づく口頭陳述	①H28. 4. 2 ②棄却 ③請求人の事実誤認等	無
千葉県	白井市	①市長 ②賦課徴収を怠る事実(標識のない農耕車等) ③行為の是正	H28. 2. 3	14	H28. 2. 23、3. 14 紙資料に基づく口頭陳述	①H28. 4. 2 ②認容 ③法令遵守による賦課の勧告	無
千葉県	大網白里市	①教育委員会管理課 ②不当な公金賦課、徴収・教諭の故意による不法行為 ③請求1は国家賠償法に基づく求償、請求2は市長、教育長に対し教諭への懲戒処分を求めた	H29. 1. 19 (H29. 1. 5)	1	陳述に代えて、陳述書及び追加資料の提出がなされこれを受けた	①H29. 3. 1 ②請求1は棄却、請求2は却下 ③判決確定、財務要件を満たしていない	無
東京都	八王子市	①市長、まちなみ整備部公園課担当職員 ②緑町緑地の樹木の伐採と管理 ③緑町緑地の立木等の伐採理由	(H28. 6. 17)	1		①H28. 7. 28 ②却下 ③財務会計上の行為とはいえない	有
東京都	八王子市	①市長 ②遊水調整池の管理、情報公開文書の不存在 ③遊水調整池の適正な管理	(H29. 12. 1)	1		①H29. 12. 27 ②却下 ③違法不法とする行為は財産的管理には該当しない	無
東京都	調布市	①調布市長 ②土地売買に係る違法・不当な契約 ③土地売買契約が地方自治法等に基づく随意契約の要件を満たさない違法・不当なものであるとして、当該契約の取消しを勧告することを市長に対し請求したもの。	H28. 12. 2	2	H28. 12. 28 H29. 1. 16 請求人(2人)による口頭陳述	①H29. 1. 24 ②棄却 ③本件売買契約に係る手続、鑑定評価及び契約金額について、違法又は不当な点は認められない。	有
東京都	調布市	①調布市長 ②樹木伐採に係る違法・不当な手続 ③駅前広場における既存樹木の原則撤去の決定は市長決裁を得ていない違法・不当な手続であり伐採された樹木は大きな資産価値があるとして、その損害額及び伐採費用を市長等から返還させることを請求したもの。	(H29. 3. 2)	1		①H29. 3. 27 ②不受理却下 ③地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を充足していない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	調布市	①調布市長 ②樹木伐採に係る違法・不当な手続 ③駅前広場の既存樹木の原則撤去は市長決裁を得ておらず、調布市公有財産規則に反し違法であり、伐採された木は大きな資産価値があるとして、その伐採費用を市長等から返還させることを請求したもの。	(H29. 4. 18)	1		① H29. 5. 10 ② 不受理却下 ③ 地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を充足していない。	無
東京都	小金井市	①市長 ②市長が市有財産（地上権）を一般競争入札によつて売却することなく処分（解除）することについて。 ③②の方法での処分の中止及び、仮に処分した場合は適正な時価との差額を市長に賠償させるよう求めるもの。	H29. 12. 21	2	H30. 1. 18 意見陳述及び証拠の提出	① H30. 2. 16 ② 棄却 ③ 法令の定めにより、市議会で議決を経て行われているので、違法な財務会計行為ではなく、市長の財産処分権の裁量の範囲内であり、不当とは言い難い。	有
東京都	日野市	①市民税課職員 ②退職所得から特別徴収された市都民税が違法・不当 ③市都民税の還付及び加算金の支払い	(H28. 4. 20)	1		① H28. 5. 26 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	日野市	①市長 ②公園専用路整備工事実施設計業務委託契約に基づく支出 ③支出しないよう勧告	H28. 7. 15	197	H28. 8. 17 新たな証拠の提出及び陳述	① H28. 9. 6 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
東京都	日野市	①市長 ②公園専用路整備工事実施設計業務委託契約に基づく支出 ③支出しないよう勧告	H28. 8. 15	19	H28. 8. 31 新たな証拠の提出及び陳述	① H28. 9. 6 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
東京都	日野市	①教育委員会 ②不当な公金の支出 ③謝礼対応から雇用対応への変更	(H28. 9. 13)	1		① H28. 9. 30 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	日野市	①市長 ②公園専用路整備工事実施設計業務委託契約・支出及び同建設工事請負契約その他一切の契約・支出 ③支出により生じた損害賠償請求及び同建設に係る一切の契約・支出をしないよう勧告	H29. 7. 6	91	H29. 8. 9 新たな証拠の提出及び陳述	① H29. 8. 29 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
東京都	日野市	①環境共生部長、環境保全課長他職員 ②問題解決に至らない職員の対応経費は無駄使い ③問題の解決への対応	(H29. 7. 7)	1		① H29. 8. 3 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	東村山市	①市長 ②補助金支出・老人クラブへの補助金支出 ③会計担当者補助金不正使用による担当者への返還請求	(H28. 10. 3)	2		① H28. 11. 7 ② 却下 ③ 会でなく担当者、要件欠く	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	国分寺市	①市長 ②違法又は不当な財産の管理 ③前市長に対する損害賠償請求	H29. 2. 28	2	機会を与えたが陳述を行わ なかつた。	①H29. 4. 26 ②棄却 ③前市長の行為に違法性はない	有
東京都	国分寺市	①環境担当部長 ②違法又は不当な契約 ③次年度からの契約を見直すこと。	H29. 11. 30	1	機会を与えたが陳述を行わ なかつた。	①H29. 10. 3 ②棄却 ③当該契約に違法性はない。	無
東京都	国立市	①市長 ②不当な補助金・助成金の支出 ③市の補助金、助成金の支出が不当であるため、補 助金や助成金の支給を全て停止すること。	(H29. 12. 19)	1	H30. 1. 22 口頭陳述	①H30. 2. 14 ②却下 ③書面上及び陳述において も、財務会計行為の不当性 について不当とする理由を 掲示しているとは言い難い	無
東京都	多摩市	①多摩市長 ②認可保育園に対する補助金の交付 ③補助金交付の取り消し等の措置を求める	(H29. 9. 22)	1		①H29. 10. 4 ②却下 ③請求期間を経過した不適法 な請求	有
東京都	あきる野市	①市長 ②土地開発公社が解散するにあたり、市が公社の負 債残高を代位弁済する事態となつたのは、公社が 必要性の低い土地を高額で取得するための借入金 を、前市長が市に保証させたためであるとともに、 公社の健全な運営を確保する命令を怠り続け た行為 ③前市長に対して損害賠償請求	(H29. 6. 2)	8		①H29. 6. 30 ②却下 ③財務会計上の行為でない。	無
東京都	西東京市	①市長 ②分担金の支出・違法な公金の支出 ③公金の支出の取止め	(H28. 11. 4)	3		①H28. 12. 21 ②却下 ③財務会計行為でないため	無
東京都	西東京市	①市長 ②負担金の支出・不当な公金の支出 ③公金の支出の取止め	(H28. 11. 30)	10		①H29. 1. 4 ②却下 ③財務会計行為でないため	無
東京都	八丈町	①八丈町建設課 ②国有地取得に係る公金の支出 ③用途目的変更し有効活用するべき	H28. 12. 13	1	H29. 1. 30 口頭陳述	①H28. 2. 8 ②棄却 ③・地方自治法第242条第2項 に該当しない ・地方自治法第242条第2項 に該当しない ・主張事実が認められない	無
東京都	千代田区	①千代田区長 ②政務調査研究費の違法な支出 ③違法な支出の返還請求	(H29. 1. 23)	1		①H29. 3. 2 ②却下 ③期間徒過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	中央区	①区長 ②不当性の疑義がある契約締結 (一部不必要な経費を含んでいる) ③有効適正な使途の更なる努力をすべきである	(H29. 4. 3)	1		①H29. 4. 20 ②却下 ③具体的・客観的に不当性を 掲示していない	無
		①区長 ②違法又は不当な歩道拡幅等工事 (区の緑の基本計画に反している) ③財務会計行為を行ってはならない				①H29. 9. 6 ②却下 ③工事に対する意見・要望と して捕えられるものである	
		①区長 ②先行行為となる再開発事業等について違法性があ る ③予算(助成金)の執行に係る財務会計行為を行って はならない				①H29. 10. 26 ②棄却 ③先行行為に違法性は認めら れない	
東京都	新宿区	①区長ほか担当課職員 ②不当な契約の締結(設計委託時の実施案と異なる 工事が施行された。吊り天井を設置しない変更が あったが、工事代金が増加している。) ③設計委託時の実施案の工事施行	(H29. 3. 2)	1	H29. 9. 21 口頭陳述	①H29. 3. 24 ②却下 ③請求人の主張する財務会計 上の行為と請求する措置内 容に関連性が認められない ため	無
		①区長 ②資源回収ステーションからの資源持去と報奨金 ③持去への過料と報奨金の返還				①H29. 8. 17 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	
		①区長 ②指定管理業務に係る再委託契約の承認の是非 ③当該承認取消と指定管理者による再委託業務実施				①H30. 5. 22 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	
東京都	品川区	①区長 ②客観的根拠の不備による委託金額の算出 ③客観的根拠に基づく金額による委託契約の締結	H30. 3. 30	1	H30. 5. 15 口頭陳述	①H30. 5. 22 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	有
		①区長 ②耐震診断及び耐震補強設計助成に関する件 ③助成金の取消し及び助成金の返還を請求しないの か				①H28. 5. 25 ②却下 ③法第242条第1項に規定 する要件の一部を欠くため	
		①区長、教育長、代表監査委員 ②校長交際費の支出に係る件 ③校長らが交際費を違法、違憲に支出をし、目黒区 が被害を被った。				①H29. 6. 21 ②却下 ③区の財産的損失は補填され ていると認められるため	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	大田区	①区長、財政課長 ②不当に特別区債を発行したため、不当な金利が発生し、区に損害が生じている。 ③損害が生じている事に関して、区の規定に従つて、措置を求める。	H29. 12. 14	1	H30. 1. 9 口頭陳述	①H30. 2. 2 ②棄却 ③請求人の措置要求について は、主張に理由がない	無
東京都	大田区	①区長、地域力推進課長 ②申請書類に不備があったにもかかわらず、町会に負担金を交付したことは、違法・不当な支出である。 ③交付決定を取り消し、同町会に負担金の返還請求をするべきである。	H29. 12. 28	3	H30. 1. 30 口頭陳述	①H30. 2. 23 ②棄却 ③請求人らの主張には、理由 がない	無
東京都	世田谷区	①区長、各支出負担行為の決定権者 ②祭礼等に伴う公費の支出（特定の宗教行事に参加し、祝金等の公金を支出した行為、並びに宗教行事参加の際の公用車使用に係る経費の支出） ③請求対象者に対する損害賠償請求	H28. 6. 30	1		①H28. 8. 24 ②棄却 ③支出に違法性・不当性はない。	無
東京都	世田谷区	①区長、各支出負担行為の決定権者 ②祭礼等に伴う公費の支出（特定の宗教行事に参加し、「奉納金」などとして公金を支出した行為） ③請求対象者に対する損害賠償請求	H28. 7. 27	1		①H28. 9. 12 ②勧告 ③教育委員会に対し、校長交際費取扱い基準の整合性、明確化を図ることなど。	無
東京都	世田谷区	①区長 ②祭礼等に伴う公費の支出（特定の宗教行事への玉串料や参加の際の公用車及び随行職員経費への公金支出） ③請求対象者に対する損害賠償請求	H28. 9. 23	1		①H28. 11. 9 ②棄却（一部却下） ③公用車使用及び随行職員の経費支出に違法性・不当性はない。（玉串料の支出については、適法な住民監査請求でないため、却下）	無
東京都	世田谷区	①区長 ②認可保育園開設に係る補助金等支出 ③請求対象者に対する損害賠償請求	H29. 3. 27	2	H29. 4. 12 口頭陳述	①H29. 5. 10 ②棄却 ③支出に違法性・不当性はない。	無
東京都	世田谷区	①区長 ②公益通報に係る損害賠償金についての求償 ③請求対象者に対して、違法行為を行った職員への求償	H30. 2. 13	1		①H30. 4. 12 ②棄却 ③違法・不当に公金の徴収を怠る事実があるとは認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	渋谷区	<p>① 区長等</p> <p>② 保育園開設に伴う公費支出</p> <p>③ (1) 区は、自ら土地又は建物を確保して認可保育園の設置・運営を行う事業者を募集した。本件事業者による保育園開設設計画を決定して、東京都へ保育所計画承認申請がされた。 ア 本件保育園の開園計画は地元住民に全く知られず、且つ秘密裏におこなわれてきた。 イ 本件保育園の開園は、地元住民の意向を全く聞かず、地元住民の民意を踏みにじったものであり、且つ地元の平穏な環境を侵害するものである。 ウ 区は、当該事業者の申請した予算金額をそのまま承認し、予算の内訳は示されていない。 (2) 区長等に対し、支出される見込みである本件補助金の支出を差し止め、地方自治法第242条1項所定の、防止、是正、改め、区の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告すること。</p>	(H28. 12. 27)	1		<p>① H29. 2. 6</p> <p>② 却下</p> <p>③ 請求人は、本件保育園の開設・建設に関して、建築計画の告知、説明会の開催、渋谷区との協議、開園に伴う人通り及び自動車の駐停車、本件事業者に対する区の補助金の支出等の諸問題を述べているが、これ自体のみでは、住民監査請求の要件に該当する違法もしくは不当であるとの具体的な主張があると解することはできない。</p>	無
東京都	渋谷区	<p>① 区長等</p> <p>② 新総合庁舎等整備事業に係る定期借地権</p> <p>③ (1) 区は、本件事業者との間で、区が所有する土地に定期借地権を設定する契約を締結した。 ア 本件契約において、定期借地権の評価額のもとになっている不動産鑑定評価書の内容は不合理である。 イ 定期借地権を設定した土地上に分譲マンションを建設する予定であるが、当初から変更を重ねており、定期借地権の本来の評価額は確定しないものである。 ウ 本契約締結以降、工期の延期がされたが、延期した工事期間分の賃料は無償とされた。 (2) 本件契約及び上記の無償に関し、区長等に対し、契約を解除させる、契約を前提とした行為の一切を差し止める、本件契約の関係者に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求をさせなど、必要な措置を講ずるよう勧告すること。</p>	(H29. 3. 10)	1		<p>① H29. 4. 4</p> <p>② 却下</p> <p>③ ア 定期借地権の評価額が不合理であるとの主張をするのみでは足りず、評価額との比較、関連において具体的な主張がない。 イ 分譲マンションの内容変更と定期借地権の評価額の関連について、具体的な主張がない。 ウ 本件土地に瑕疵担保責任があった場合、区の責任と負担によりこれを処理することとなっている。無償であることが違法、不当とされる具体的な主張はない。 いずれの点においても住民監査請求の要件を満たしていない。</p>	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無												
東京都	渋谷区	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>区長等</td></tr> <tr><td>②</td><td>複合施設建設工事</td></tr> <tr><td>③</td><td>(1) 本件土地は、防災公園用地として取得されたものであるから、本件土地上の建築物は公園関連施設に限られ、高齢者施設等の複合施設を建築することは、使用目的外のものとして違法である。仮に公園関連施設であっても、その建築面積は法令の範囲内に限られるので、本件複合施設の建築は違法である。 (2) 公園関連施設ではない本件複合施設を建築することは許されず、区長等に対して、複合施設建設建築工事及び防災公園整備工事等の支出を区に返還させるための必要な措置を講ずるよう勧告すること。</td></tr> </table>	①	区長等	②	複合施設建設工事	③	(1) 本件土地は、防災公園用地として取得されたものであるから、本件土地上の建築物は公園関連施設に限られ、高齢者施設等の複合施設を建築することは、使用目的外のものとして違法である。仮に公園関連施設であっても、その建築面積は法令の範囲内に限られるので、本件複合施設の建築は違法である。 (2) 公園関連施設ではない本件複合施設を建築することは許されず、区長等に対して、複合施設建設建築工事及び防災公園整備工事等の支出を区に返還させるための必要な措置を講ずるよう勧告すること。	(H29. 6. 16)	1		<table border="1"> <tr><td>①</td><td>H29. 7. 27</td></tr> <tr><td>②</td><td>却下</td></tr> <tr><td>③</td><td>本件土地の取得は、公園用地としてのみ取得されたものではなく、高齢者住宅を整備することは平成26年度から広く区民が知ることのできる公知の事実である。 本件土地については、現在都市公園設置の告示はなされていないため、同法適用に係る主張は、前提を欠いており不適法な主張である。</td></tr> </table>	①	H29. 7. 27	②	却下	③	本件土地の取得は、公園用地としてのみ取得されたものではなく、高齢者住宅を整備することは平成26年度から広く区民が知ることのできる公知の事実である。 本件土地については、現在都市公園設置の告示はなされていないため、同法適用に係る主張は、前提を欠いており不適法な主張である。	有
①	区長等																		
②	複合施設建設工事																		
③	(1) 本件土地は、防災公園用地として取得されたものであるから、本件土地上の建築物は公園関連施設に限られ、高齢者施設等の複合施設を建築することは、使用目的外のものとして違法である。仮に公園関連施設であっても、その建築面積は法令の範囲内に限られるので、本件複合施設の建築は違法である。 (2) 公園関連施設ではない本件複合施設を建築することは許されず、区長等に対して、複合施設建設建築工事及び防災公園整備工事等の支出を区に返還させるための必要な措置を講ずるよう勧告すること。																		
①	H29. 7. 27																		
②	却下																		
③	本件土地の取得は、公園用地としてのみ取得されたものではなく、高齢者住宅を整備することは平成26年度から広く区民が知ることのできる公知の事実である。 本件土地については、現在都市公園設置の告示はなされていないため、同法適用に係る主張は、前提を欠いており不適法な主張である。																		
東京都	渋谷区	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>区長等</td></tr> <tr><td>②</td><td>都市整備公社の駐車管制機器代支払</td></tr> <tr><td>③</td><td>(1) 区が行政財産使用許可によって、都市整備公社に使用させている区立公園下1階の駐車場について、平成29年3月27日からの工事に伴い、同公園と駐車場を突然閉鎖させた。 このことにより、平成29年3月27日から6年分の駐車管制機器等が使用できなくなったため、中途解約による使用料相当損害金4565万4千円が生じた。 (2) 区長は、区長、区職員等が連帶して、都市整備公社が支払いをした駐車場の駐車管制機器代金の使用料相当損害金4565万4千円を公園事業会社へ請求するよう勧告すること。</td></tr> </table>	①	区長等	②	都市整備公社の駐車管制機器代支払	③	(1) 区が行政財産使用許可によって、都市整備公社に使用させている区立公園下1階の駐車場について、平成29年3月27日からの工事に伴い、同公園と駐車場を突然閉鎖させた。 このことにより、平成29年3月27日から6年分の駐車管制機器等が使用できなくなったため、中途解約による使用料相当損害金4565万4千円が生じた。 (2) 区長は、区長、区職員等が連帶して、都市整備公社が支払いをした駐車場の駐車管制機器代金の使用料相当損害金4565万4千円を公園事業会社へ請求するよう勧告すること。	(H30. 3. 28)	1		<table border="1"> <tr><td>①</td><td>H30. 4. 26</td></tr> <tr><td>②</td><td>却下</td></tr> <tr><td>③</td><td>請求人が主張する駐車管制機器代金等の使用料相当損害金を都市整備公社が支出をした具体的な事実が特定されていない。 さらに、駐車場の建設並びに管理及び運営を主たる目的とする株式会社である都市整備公社における支出が、住民監査請求の要件としている地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為に当たると主張するのであれば、執行機関又は職員の違法・不当な行為を特定したうえ、損害補填等の措置を請求する具体的な主張をするべきところ、そのような主張はなされていない。</td></tr> </table>	①	H30. 4. 26	②	却下	③	請求人が主張する駐車管制機器代金等の使用料相当損害金を都市整備公社が支出をした具体的な事実が特定されていない。 さらに、駐車場の建設並びに管理及び運営を主たる目的とする株式会社である都市整備公社における支出が、住民監査請求の要件としている地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為に当たると主張するのであれば、執行機関又は職員の違法・不当な行為を特定したうえ、損害補填等の措置を請求する具体的な主張をするべきところ、そのような主張はなされていない。	有
①	区長等																		
②	都市整備公社の駐車管制機器代支払																		
③	(1) 区が行政財産使用許可によって、都市整備公社に使用させている区立公園下1階の駐車場について、平成29年3月27日からの工事に伴い、同公園と駐車場を突然閉鎖させた。 このことにより、平成29年3月27日から6年分の駐車管制機器等が使用できなくなったため、中途解約による使用料相当損害金4565万4千円が生じた。 (2) 区長は、区長、区職員等が連帶して、都市整備公社が支払いをした駐車場の駐車管制機器代金の使用料相当損害金4565万4千円を公園事業会社へ請求するよう勧告すること。																		
①	H30. 4. 26																		
②	却下																		
③	請求人が主張する駐車管制機器代金等の使用料相当損害金を都市整備公社が支出をした具体的な事実が特定されていない。 さらに、駐車場の建設並びに管理及び運営を主たる目的とする株式会社である都市整備公社における支出が、住民監査請求の要件としている地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為に当たると主張するのであれば、執行機関又は職員の違法・不当な行為を特定したうえ、損害補填等の措置を請求する具体的な主張をするべきところ、そのような主張はなされていない。																		
東京都	中野区	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>区長</td></tr> <tr><td>②</td><td>違法な公金の支出</td></tr> <tr><td>③</td><td>政務活動に係る経費の返還</td></tr> </table>	①	区長	②	違法な公金の支出	③	政務活動に係る経費の返還	H29. 2. 17	5	H29. 3. 29 口頭陳述	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>H29. 4. 14</td></tr> <tr><td>②</td><td>棄却</td></tr> <tr><td>③</td><td>請求の主張には理由が無い</td></tr> </table>	①	H29. 4. 14	②	棄却	③	請求の主張には理由が無い	無
①	区長																		
②	違法な公金の支出																		
③	政務活動に係る経費の返還																		
①	H29. 4. 14																		
②	棄却																		
③	請求の主張には理由が無い																		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	中野区	①区長 ②契約の成果品を非公開としたのは不当な行為 ③契約金の返還	(H29. 3. 30)	1		①H29. 4. 26 ②却下 ③請求要件を充たしていない	無
東京都	中野区	①区長 ②不当な随意契約 ③契約のやり直し	H29. 4. 25	3	H29. 5. 17 口頭陳述	①H29. 6. 21 ②棄却 ③請求の主張には理由が無い	無
東京都	中野区	①区長 ②違法・不当な契約 ③公正な再入札の実施	H29. 7. 18	4	H29. 8. 16 口頭陳述	①H29. 9. 13 ②棄却 ③請求の主張には理由が無い	無
東京都	中野区	①区長 ②財産の管理を怠る行為 ③工事の中止及び現状回復等	(H29. 12. 4)	6		①H30. 1. 17 ②却下 ③請求要件を充たしていない	有
東京都	中野区	①区長 ②違法な公金の支出 ③政務活動に係る経費の返還	H30. 3. 5	22	H30. 3. 26 口頭陳述	①H30. 4. 25 ②棄却 ③請求の主張には理由が無い	無
東京都	杉並区	①区長 ②違法・不当な政務活動費の支出 ③当該支出の返還請求	(H28. 4. 13)	6		①H28. 4. 22 ②却下(不受理) 当該政務活動費相当額が区 に返還されており、区に損 害が発生し、又はそのおそ れがあるということはでき ない。	無
東京都	杉並区	①区長 ②違法・不当な政務活動費の支出 ③当該支出の返還請求	H28. 4. 22	7	H28. 5. 9 口頭陳述	①H28. 6. 8 ②一部棄却、一部却下 当該支出に違法性・不当性 はない。	有
東京都	杉並区	①区長 ②違法・不当な政務活動費の支出 ③当該支出の返還請求	H28. 5. 13	1 (任意団 体)	H28. 5. 27 口頭陳述	①H28. 6. 24 ②一部棄却、一部却下 当該支出に違法性・不当性 はない。	有
東京都	杉並区	①区長 ②違法・不当な政務活動費の支出 ③当該支出の返還請求	H28. 6. 8	1 (任意団 体)	H28. 7. 4 口頭陳述	①H28. 7. 15 ②棄却 当該支出に違法性・不当性 はない。	無
東京都	杉並区	①区長及び教育委員会 ②違法・不当な施設の解体及び新設費用等の支出 ③当該支出の差止め請求	H28. 7. 20	1	なし (請求人の希望による)	①H28. 8. 31 ②棄却 当該支出に違法性・不当性 はない。	無
東京都	杉並区	①区長 ②違法・不当な非常勤職員の報酬の支出 ③当該支出の返還請求	H28. 11. 16	1	H28. 11. 28 口頭陳述	①H28. 12. 22 ②棄却 当該支出に違法性・不当性 はない。	有
東京都	杉並区	①区長 ②違法・不当な政務活動費の支出 ③当該支出の返還請求	H29. 5. 12	11	H29. 5. 29 口頭陳述	①H29. 6. 22 ②一部棄却、一部却下 当該支出に違法性・不当性 はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	杉並区	①区長 ②違法・不当な中小企業労働者福祉事業に係る費用 の支出 ③当該支出の返還請求	H30. 3. 28	1	なし (請求人の希望による)	①H30. 5. 11 ②一部棄却、一部却下 ③当該支出に違法性・不当性 はない。	有
		①区長 ②足立区国民健康保険業務委託等に基づく公金の支 出は、違法、不当な行為である。 ③不当な公金の支出についての損害賠償請求、不当 利得返還請求				①H28. 7. 25 ②一部棄却・一部却下 ③公金の支出は、違法、不当 ではない。・期間超過	
		①区長及び職員 ②補助金交付額確定行為が不当、実績報告書の内容 審査に瑕疵がある。 ③補助金交付決定、補助金額の確定の取消し、返 還、損害賠償請求				①H28. 7. 25 ②棄却 ③補助金の額の確定は、違 法、不当ではない。	
東京都	足立区	①区長及び職員 ②補助金交付額確定行為が不当、補助金額確定の確 認審査及び事務処理が不適正である。 ③補助金額の確定の取消し、返還、違約金の徴収、 損害賠償請求	H28. 7. 25	1	H28. 8. 19 口頭陳述の機会を与えた が、請求人から欠席の申出 あり。	①H. H28. 9. 16 ②棄却 ③補助金の額の確定行為は、 不当ではない。	無
		①区長 ②外国人学校児童・生徒の保護者への授業料補助 ③暫定的停止勧告及び不当利得返還請求				①H28. 12. 14 ②棄却 ③当該行為に違法・不当なし	
		①市長 ②公園の独占使用等について ③使用料の支払い、設置物の撤去等を求める				①H28. 9. 16 ②棄却 ③財産の管理を怠る事実はな い	
神奈川県	横浜市	①市長 ②違法に通勤手当を收受 ③通勤手当の返還請求	(H28. 7. 27)	1		①H28. 9. 16 ②却下 ③財務会計上の行為ではない	無
		①市長 ②市が誤った事実で生活保護費を支給している事実 ③生活保護費の支給の廃止				①H28. 10. 29 ②棄却 ③請求に理由なし	
		①市長 ②入札金額が予定金額よりもかけ離れていること ③入札金額の違法性について				①H28. 11. 18 ②棄却 ③裁量内の範囲	
神奈川県	横浜市	①市長 ②契約（委託契約）が違法又は不当であること ③違法な契約の解除を求める	H29. 1. 6	1	H29. 2. 21 口頭陳述	①H29. 3. 2 ②棄却 ③契約自体が有効であり、解 除事由に該当しない	無
		①市長 ②契約の議案に賛成したことが不法行為であること ③損害賠償請求等				①H29. 3. 28 ②棄却 ③違法又は不当な行使なし	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	横浜市	①市長 ②補助金返還請求権行使しないこと ③財産の管理を怠る事実	(H29. 3. 7)	1		①H29. 4. 25 ②却下 ③請求期限の徒過	無
神奈川県	横浜市	①市長 ②土地の売買契約の違法性について ③土地売買契約の見直し	H29. 6. 16	1	H29. 7. 18 口頭陳述	①H29. 7. 28 ②棄却 ③違法又は不当な処分ではない	無
神奈川県	横浜市	①市長 ②公金の徴収を怠る事実 ③税の徴収方法の是正	(H29. 6. 21)	1		①H29. 7. 28 ②却下 ③個別・具体的な請求ではない	無
神奈川県	横浜市	①市長 ②公金の賦課又は徴収を怠る事実 ③過料処分の金額の支払い	(H29. 8. 14)	1		①H29. 9. 21 ②却下 ③財務会計行為を対象とした請求ではない	無
神奈川県	横浜市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③補助金申請の再調査	(H29. 8. 30)	1		①H29. 9. 27 ②却下 ③請求期限の徒過	無
神奈川県	横浜市	①市長 ②補助金の交付決定の違法性 ③補助金交付の適正化	(H29. 8. 30)	2		①H29. 9. 27 ②却下 ③市に明確な損害がないため	無
神奈川県	横浜市	①市長 ②市有地の違法な貸し付け(将来的に) ③市有地の貸与を禁止する旨の勧告を求める	(H29. 9. 6)	5(代表者)		①H29. 10. 24 ②却下 ③請求内容が将来的なものため、具体性なし	無
神奈川県	横浜市	①市長 ②違法に市道が閉鎖されており、車両が通行できないことから、市の損害事由となっている ③市道の開通の措置を求める	(H29. 9. 11)	1		①H29. 10. 24 ②却下 ③財務会計行為を対象とした請求ではない	無
神奈川県	横浜市	①市長 ②違法・不当な公金の支出(必要額を超える政務活動費を事務所費に充当している) ③損害賠償請求等	H29. 12. 1	1	陳述前に請求を取り下げたため未実施	①H29. 12. 5 ②取り下げ ③要件を満たしていないと考えたためと思われる	無
神奈川県	横浜市	①市長 ②違法・不当な公金の支出(政務活動費を規定額以上に事務所費に充当している)のため返還請求を求める ③返還させる措置	H30. 1. 19	1	H30. 2. 26 口頭陳述	①H30. 3. 19 ②棄却 ③財産の管理を怠っている事実なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
神奈川県	横浜市	①市長 ②政治活動に対して、政務活動費を充当させたこと は不当利得のため、返還請求を求める ③返還させる措置	(H30. 1. 22)	1		① H30. 2. 6 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満た していない	無
		①市長 ②隧道の管理権は県にあるが、管理費用を政令市が 負担しているという事実 ③管理費用の負担行為そのものが違法又は不当だと 主張				① H30. 4. 5 ② 却下 ③ 道路の財産的価値に着目し た請求ではないため	
		①関係職員 ②北部市場の駐車場における不正使用並びに事務所 使用料等の過少請求は、財産の管理を怠る事実に 当たる。 ③無関係車両の場外退去及び関係職員への厳正な措 置並びに規則に基づいた誤請求分の徴収				① H28. 12. 15 ② 棄却 ③ 倉る事実があるとは認めら れない。	
神奈川県	川崎市	①関係職員 ②「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」に該当しな い工事を随意契約で契約締結したこと、また、同 規程に基づく審査を行わなかったことは違法又は 不当である。 ③適正な契約が執行された場合、市民が受けたであ ろう利益に相当する損害の賠償	(H29. 2. 20)	1	H28. 11. 21 口頭陳述	① H29. 3. 14 ② 却下 (不受理) ③ 大半が期間途過。期間内の ものは違法性、不当性が客 観的、具体的、個別的に摘 示されていない。	無
		①市長 ②違法・不当な契約の締結 ③契約内容の修正を求める				① H28. 4. 15 ② 却下 ③ 違法性又は不当性を具体的 に摘示しているとは言えな い	
		①市長 ②火葬場建設候補地は危険地帯であるため、地質調 査費は不当な支出である ③地質調査の執行停止と火葬場の建設中止を求める				① H29. 7. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	
神奈川県	相模原市	①市長 ②市職員が協議会の事務局業務を行っていることは 不当な団体直接関与である ③市職員が行う協議会事務局業務の返上と各種団体 事務局業務の見直しを求める	(H29. 7. 7)	5		① H29. 11. 22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
		①市長 ②財産の管理を怠る事実 (不当利得の返還請求権の 不行使) ③当該公金を返還させること (不当利得の返還請求 権の行使)				① H29. 8. 30 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性ま たは不当性はない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
神奈川県	鎌倉市	①市長 ②「着地型観光商品開発事業」における過払いの返 還請求 ③不当支出の返金を求める。	(H28. 6. 24)	1		①H28. 8. 15 ②却下 ③期間経過のため。	無
		①関係職員 ②市との協働事業に係る駐車場の財産管理 ③幹部職員自ら市民団体の実行委員として、目的外 申請の許可及び市との協働事業となるよう、それ ぞれの担当者に働きかけをした。				①H28.11.7 ②却下 ③財産管理を怠る事実の要件 に該当しない。	
		①市長 ②隧道安全対策検討業務委託について、仕様書の内 容が不正である。 ③隧道安全対策検討業務委託に支払われた公金に対 して市長が約半額の1,000万円を補填することを 要求。				①H29. 7. 3 ②却下 ③違法な公金の支出に該当 しない。	
神奈川県	鎌倉市	①市長 ②隧道安全対策検討業務委託について、仕様書の内 容が不正であり、また前年度委託事業と重複して いる。 ③委託業務を早急に発注の停止、それが敵ない場合 は、市長、担当副市長、都市整備部長が市に弁済 することを要求。	H29. 12. 13	2	H30. 1. 5 口頭陳述	①H30. 2. 3 ②棄却 ③請求人の主張には理由がな いものと判断。	有
		①市長 ②違法な支出 ③文書目録公開用サーバ管理業務に関する住民監査 請求				①H28. 6. 29 ②棄却 ③違法又は不当なものである とは認められない	
		①市長 ②不当な財産処分 ③旧藤沢高校跡地利用に関する住民監査請求				①H28. 12. 2 ②却下 ③廃道敷の処分が相当の確実 さをもって客観的に推測で きる程度に具体性を備えて いるということはできない	
神奈川県	藤沢市	①市長 ②違法な支出 ③弁護士費用及び裁判傍聴職員旅費に関する住民監 査請求	H28. 10. 21	1	H28. 11. 25 口頭陳述	①H29. 5. 11 ②棄却 ③違法又は不当なものである とは認められない	無
		①市長 ②団体への補助金交付、間接補助事業者の審査がな いこと ③間接補助事業者の審査、手続きの改正				①H28. 6. 6 ②棄却 ③違法性・不当性なし	
		①市長 ②下水道法に違反する土地所有者等に対しての措置 命令 ③措置命令を発することを怠る事実を改めるよう請 求				①H30. 3. 30 ②却下 ③財務会計上の行為ではない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
神奈川県	秦野市	①秦野市長 ②秦野市立公民館の使用料の賦課徴収 ③「市長に対して秦野市立公民館の利用者からの使 用料の賦課徴収は、「法令」に違反する旨を勧告 し使用料の徴収を是正する措置」を執ることを求 める。	(H28. 12. 28)	128		① H29. 1. 27 ② 却下 ③ 内容が法第242条に規定する 住民監査請求の要件を満た していないものと解される ため	無
神奈川県	厚木市	①道路部長 ②道路用地測量業務委託について、受託業者の談合 や市職員の入札指名業者選定における談合入札の 便宜供与（帮助）を行っている。 ③入札方式を抜本的に変更するよう求める。	H29. 1. 30	1	1日 (H29. 2. 20) 口頭陳述	① H29. 3. 27 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
神奈川県	厚木市	①市長 ②市長が通勤で市長専用車を使用するのは条例違反 である。 ③運転手付公用車の使用差止請求	(H29. 7. 12)	1		① H29. 8. 3 ② 却下 ③ 非財務会計上の行為	有
神奈川県	厚木市	①市長 ②市長が通勤で市長専用車を使用するのは条例違反 であり、この違法通勤のため運転手の時間外労働 手当の支払いが市の財務会計上で多大な負担を強 いている。市長が自己目的のため休日勤務を行 い、そのため市職員に休日出勤労働を課すことは、 労働法に抵触し、公序良俗に反する違法行為 である。 ③不当利得返還請求	H29. 12. 25	1	1日 (H30. 1. 18) 口頭陳述、事実証明書の追 加提出	① H30. 2. 16 ② 棄却 ③ 理由が認められない	有
神奈川県	大和市	①市長 ②違法な支出 ③市長に対する損害賠償請求	H28. 4. 13	1	H28. 5. 26 口頭陳述	① H28. 6. 9 ② 棄却 ③ 違法な支出ではない	有
神奈川県	大和市	①市長 ②違法な支出 ③市長に対する損害賠償請求	H28. 11. 11	1	H28. 12. 19 口頭陳述 ※請求人欠席	① H29. 1. 6 ② 棄却 ③ 違法な支出ではない	有
神奈川県	大和市	①市長 ②財産の管理を怠る事実 ③市長に対する損害賠償請求	H29. 7. 3	1	H29. 8. 10 口頭陳述 ※請求人欠席	① H29. 8. 29 ② 棄却 ③ 財務会計上の財産管理行為 ではない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
神奈川県	海老名市	① 市長 ② 請求人が所有する土地については、昭和41年に農地法第5条の規定による許可を受け住宅地となつたものであり、隣接地等と併せて宅地造成されたものである。 しかし、昭和45年から現在に至るまで市街化調整区域とされている。 本件土地付近は住宅地として造成されたものであり、本来は市街化区域とすべきところ、市街化調整区域とされたため正しい税の賦課がなされていない。 ③ 市長に本件土地を市街化区域に改め、税の公平な賦課を行うことを求める。	(H29. 1. 4)	1		① H29. 1. 30 ② 却下（不受理） ③ 地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為とはならない。	無
神奈川県	南足柄市	① 市長 ② 多大な労力費やした任意協議会で当初の目的を何一つ達成できず、公金を無駄に消費した ③ 市長に対する損害賠償請求	(H30. 3. 1)	1		① H30. 3. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 不当な予算の執行(事業規模、財源の見通しが不明確) ③ 平成29年度「学校給食センター整備事業費」予算執行差止め	H29. 3. 16	7	H29. 4. 7 口頭陳述	① H29. 5. 11 ② 棄却 ③ 予算執行を差し止める理由はない	無
神奈川県	大磯町	① 大磯町長 ② 議会同意手続の不備 ③ 支出の差し止め	(H28. 6. 28)	1		① H28. 7. 22 ② 却下 ③ 請求の要件を欠く	無
神奈川県	大磯町	① 大磯町長 ② 固定資産税の減免措置 ③ 町長他2名に対する返還請求	(H29. 2. 1)	1		① H29. 3. 8 ② 却下 ③ 期間途過	有
神奈川県	大磯町	① 大磯町長 ② 固定資産税の減免措置 ③ 町長他3名に対する返還請求	H29. 4. 27	1	期間：1日 方法：監査委員への直接陳述（陳述希望なし）	① H29. 6. 23 ② 棄却、一部却下 ③ 違法性がない、期間途過	有
神奈川県	大磯町	① 大磯町長 ② 課税の懈怠 ③ 町長他3名に対する返還請求	(H29. 7. 21)	1		① H29. 9. 4 ② 却下 ③ 請求の要件を欠く	有
神奈川県	二宮町	① 町長 ② 不当な補助金の支出行為 ③ 補助金の差し止めと相手方への返還請求	(H29. 10. 23)	1		① H29. 12. 13 ② 却下 ③ 不当性はない	無
神奈川県	二宮町	① 町長 ② 不当な補助金の支出行為 ③ 補助金の差し止めと相手方への返還請求	(H30. 1. 15)	1		① H30. 2. 9 ② 却下 ③ 不当性はない	無
神奈川県	大井町	① 町長 ② 不当な町長交際費の支出 ③ 支出の是正と改善	(H29. 7. 12)	1		① H29. 8. 29 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠く	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
神奈川県	大井町	①職員 ②不當利得の未返還 ③未返還金の賠償	(H30. 3. 16)	1		①H30. 4. 26 ②却下 ③住民監査請求の要件を欠く	無
新潟県	新潟市	①前技監 ②違法又は不当な公金支出 ③前技監にかかる出張旅費の支出に関するもの	H28. 6. 8	1団体	口頭陳述希望無	①H28. 7. 26 ②一部容認・一部棄却 ③支給旅費の一部返還	無
新潟県	新潟市	①市長 ②不當利得返還請求 ③一部事務組合議員報酬返還に関するもの	(H28. 7. 21)	1団体		①H28. 8. 29 ②受理前却下 ③請求要件に満たないため	無
新潟県	新潟市	①北区建設課長及び北区区長 ②違法又は不当な財産の管理 ③運転日誌を作成せず課専用の庁用自動車を使用していたもの	H28. 8. 29	1	H28. 9. 8 口頭陳述	①H28. 10. 6 ②棄却 ③請求には理由がない	有
新潟県	新潟市	①市長 ②違法又は不当な財産の管理 ③市長の公用車使用に関するもの	H28. 11. 28	1団体	口頭陳述希望無	①H29. 1. 13 ②一部棄却・一部却下 ③請求には理由がない	有
新潟県	新潟市	①北区建設課 ②違法又は不当な財産の管理 ③法定外公共物の使用に関するもの	H29. 8. 4	1	H29. 8. 29 口頭陳述	①H29. 9. 28 ②一部棄却・一部却下 ③請求には理由がない	有
新潟県	新潟市	①西蒲区建設課 ②違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③法定外公共物の管理に関するもの	H29. 10. 16	1	H29. 10. 26 口頭陳述	①H29. 12. 6 ②棄却 ③請求には理由がない	無
新潟県	新潟市	①西蒲区産業観光課 ②違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③指定管理施設の使用料に関するもの	H30. 3. 7	1	H30. 3. 19 口頭陳述	①H30. 4. 25 ②棄却 ③請求には理由がない	無
新潟県	長岡市	①市長 ②不當な補助金の交付事務 ③補助金交付決定の解除、今後の支払いの差止め	(H28. 10. 25)	1		①(H28. 12. 2) ②却下(不受理) ③財務会計行為だが、市の損害が発生するおそれが客観的、具体的に適示されていない	無
新潟県	新発田市	①市長 ②都市公園の管理（目的外使用の黙認、都市公園への倉庫の設置許可、使用料減免決定） ③該当職員の措置と公園敷地の現状復旧	H29. 10. 16	1	H29. 11. 20 口頭陳述	①H29. 12. 13 ②一部却下、一部棄却 ③・設置許可は財務会計上の財産管理行為に該当しないため、住民監査請求の対象とならない（一部却下）。 ・減免決定については、市に損害が生じたとはいせず、請求人の主張には理由がなく、あわせて要求している措置も理由がない（一部棄却）。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
新潟県	糸魚川市	①市長 ②公金の賦課・徴収を怠る事実 ③市営温泉客室利用に見合う使用料の徴収	H28. 8. 12	1	請求人欠席により陳述の機 会なし	①H28. 10. 11 ②一部認容 ③飲酒し宿直業務を行った際 に利用した客室にかかる諸 費用の返還	無
		①市長 ②違法又は不当な行為 ③違法又は不当な行為への調査				①H30. 3. 30 ②却下 ③住民監査請求の要件を満た していない	
		①市長 ②違法・不当な公金の支出（市長交際費） ③公金支出を認めた最高責任者（決裁権者）に対 し、市に与えた損害の回復を求める。				①H28. 11. 11 ②棄却 ③違法・不当とする理由は認 められない。	
新潟県	阿賀野市	①市長 ②市長公務と関連性のない市長公用車の使用 ③市長公用車の使用を認めた最高責任者（決裁権 者）に対し、市が被った損害の回復を求める。	H28. 9. 16	1	H28. 10. 17 陳述書の提出	①H28. 11. 11 ②棄却 ③違法・不当とする理由は認 められない。	無
		①市長 ②市長公用車の使用を認めた最高責任者（決裁権 者）に対し、市が被った損害の回復を求める。				①H28. 11. 11 ②棄却 ③違法・不当とする理由は認 められない。	
		①市長 ②合併特例債での市役所新庁舎建設中止、建設年度 の先送りにより執行済経費を無駄にし、この経費 のうち基本設計委託料等、市に直接的な損害を生 じさせた。 ③市長に対する損害賠償請求（直接的損害部分）				①H29. 3. 24 ②却下 ③市長就任前の経費執行であ り本件請求にある経費支出 に関与していないため	
新潟県	佐渡市	①市長 ②市が合併特例債での市役所新庁舎の建設を行わ ず、長寿命化を図りながら現庁舎を可能な限り長 期間利用する案より低廉な案を採用し本庁舎建設 の実施設計に着手すべき義務を負っていたが、そ れを怠り市に損害を与えた ③29年度予算に計上された本庁舎改修事業費の支 出の差止め及び市長に対する損害賠償請求	(H29. 2. 28)	1		①H29. 5. 1 ②却下 ③庁舎建設の判断は市長の権 限であり、市の案を採用し 予算化された本庁舎改修事 業費を支出することについ て、違法若しくは不当な公 金支出等に当たるとの相当 な確実さをもって予測され ることを証する根拠が認め られない。	有
新潟県	魚沼市	①市長 ②違法な公金支出 ③行政代執行の手続きも取らず処理費用を公金で支 出したことが違法であり、市長へその費用を返還 請求	H28. 4. 4	3	H28. 4. 27 証拠提出及び口頭陳述	①H28. 5. 26 ②棄却 ③請求人の主張に理由はない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
新潟県	関川村	①村長 ②公金の回収を怠っている事実 ③村長に対し、バイオマス発電事業から撤退し、関係予算の支出を取りやめ、怠っている貸付金等3595万の回収を図ること。同村長とパワープラント関川に対し、貸付金等相当額の損害賠償を求める。	H28. 9. 12	5	H28. 9. 27 (1日間) 文書通知	① H28. 10. 20 ② 棄却 ③ -	有
富山県	富山市	①市長 ②財産の管理を怠る事実（政務活動費の不当利得返還請求権の不行使） ③不当利得返還請求その他必要な措置を講ずること	H29. 3. 31	2	H29. 4. 27 口頭陳述	① H29. 5. 30 ② 一部認容 ③ 一部運用指針に合致しない 支出について、返還するよう 求めるなど必要な措置を 講じられたい。	有
富山県	富山市	①市長 ②財産の管理を怠る事実（政務活動費の不当利得返還請求権の不行使） ③不当利得返還請求その他必要な措置を講ずること	H29. 7. 7	1	H29. 8. 3 口頭陳述	① H29. 9. 5 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無
富山県	富山市	①市長 ②財産の管理を怠る事実（政務活動費の不当利得返還請求権の不行使） ③不当利得返還請求その他必要な措置を講ずること	H29. 7. 7	1	H29. 8. 3 口頭陳述	① H29. 9. 5 ② 一部認容 ③ 一部運用指針に合致しない 支出について、返還するよう 求めるなど必要な措置を 講じられたい。	有
富山県	富山市	①市長 ②財産の管理を怠る事実（政務活動費の不当利得返還請求権の不行使） ③不当利得返還請求その他必要な措置を講ずること	H29. 7. 11	1	H29. 8. 3 口頭陳述	① H29. 9. 5 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無
富山県	富山市	①市長 ②財産の管理を怠る事実（政務活動費の不当利得返還請求権の不行使） ③不当利得返還請求その他必要な措置を講ずること	H29. 7. 11	1	H29. 8. 3 口頭陳述	① H29. 9. 5 ② 一部認容 ③ 一部運用指針に合致しない 支出について、返還するよう 求めるなど必要な措置を 講じられたい。	無
富山県	富山市	①市長 ②財産の管理を怠る事実（政務活動費の不当利得返還請求権の不行使） ③不当利得返還請求その他必要な措置を講ずること	H30. 1. 22	1	H30. 2. 7 口頭陳述	① H30. 3. 23 ② 一部認容 ③ 一部運用指針に合致しない 支出について、返還するよう 求めるなど必要な措置を 講じられたい。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
富山県	氷見市	①市長 ②違法・不当な公金支出 ③事実確認及び必要な是正措置	H28. 6. 7	1	H28. 7. 4 口頭陳述	①H28. 8. 5 ②棄却、一部却下 ③理由がない、請求期間経過	有
		①市長 ②違法・不当な公金の賦課・徴収（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置				①H30. 1. 18 ②勧告 ③土地貸付料の督促	
		①市長 ②財産管理の懈怠行為（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置				①H30. 1. 18 ②勧告 ③財産管理上必要な措置	
富山県	氷見市	①市長 ②違法・不当な契約締結（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置	(H29. 12. 7)	1	H29. 12. 8 口頭陳述に欠席	①H30. 2. 1 ②却下 ③過去の請求と同一の案件	無
		①市長 ②財産管理の懈怠行為（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置				①H30. 2. 1 ②却下 ③過去の請求と同一の案件	
		①市長 ②違法・不当な契約締結（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置				①H30. 2. 9 ②却下 ③理由が特定されていない	
富山県	氷見市	①市長 ②財産管理の懈怠行為（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置	(H29. 12. 11)	1	H30. 2. 6 口頭陳述に欠席	①H30. 2. 9 ②勧告 ③財産管理上必要な措置	無
		①市長 ②違法・不当な契約締結（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置				①H30. 2. 9 ②却下 ③理由が特定されていない	
		①市長 ②財産管理の懈怠行為（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置				①H30. 2. 9 ②勧告 ③財産管理上必要な措置	
富山県	氷見市	①市長 ②違法・不当な契約締結（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置	(H29. 12. 11)	1	H30. 2. 6 口頭陳述に欠席	①H30. 2. 9 ②却下 ③理由が特定されていない	無
		①市長 ②財産管理の懈怠行為（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置				①H30. 2. 9 ②勧告 ③財産管理上必要な措置	
		①市長 ②違法・不当な契約締結（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置				①H30. 2. 9 ②却下 ③理由が特定されていない	
富山県	氷見市	①市長 ②違法・不当な公金支出（財産区） ③事実確認及び必要な是正措置	(H29. 12. 27)	1	H30. 2. 6 口頭陳述に欠席	①H30. 2. 23 ②却下 ③理由が特定されていない	無
		①市長 ②違法な公金の支出、財産の処分、財産の管理を怠る行為 ③市長に対する損害賠償請求				①H30. 3. 8 ②棄却 ③当該行為に違法性はない	
		①市長 ②不当な価格設定により市に損害を与える行為 ③不当な価格での事業者募集の差し止め				①H28. 8. 31 ②棄却 ③当該行為に違法性、不当性はない	
富山県	射水市	①市長 ②違法な工事請負契約の締結及び公金の支出 ③損害賠償請求	H28. 7. 25.	1	H28. 8. 4 口頭陳述	①H29. 7. 11 ②棄却 ③当該行為に違法性、不当性はない	有
		①市長 ②不当な価格設定により市に損害を与える行為 ③不当な価格での事業者募集の差し止め				①H29. 7. 11 ②棄却 ③当該行為に違法性、不当性はない	
		①市長 ②違法な工事請負契約の締結及び公金の支出 ③損害賠償請求				①H29. 7. 11 ②棄却 ③当該行為に違法性、不当性はない	
石川県	金沢市	①金沢市長 ②交付した政務活動費の公金支出が目的外であり違法支出である。 ③政務活動費のうち違法な公金支出について返還するよう勧告することを求める。	H28. 4. 1	1	H28. 4. 12（意見陳述）	①H28. 5. 26 ②請求棄却 ③返還すべき額が認められない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
石川県	金沢市	①金沢市長 ②交付した政務活動費の公金支出が目的外であり違法支出である。 ③政務活動費のうち違法な公金支出について返還するよう勧告することを求める。	H29. 2. 15	1	H29. 3. 3 (意見陳述)	①H29. 3. 29 ②請求棄却 ③返還すべき額が認められない。	有
石川県	金沢市	①金沢市長 ②交付した政務活動費の公金支出が目的外であり違法支出である。 ③政務活動費のうち違法な公金支出について返還するよう勧告することを求める。	H30. 1. 25	1	H30. 2. 5 (意見陳述)	①H30. 3. 15 ②請求棄却 ③返還すべき額が認められない。	有
石川県	中能登町	①町長 ②法第242条による請求対象外 ③公園の一部を宅地造成し変更することは違法、不當である旨の措置請求	(H29. 6. 30)	1		①H29. 7. 18 ②却下 ③住民監査請求の要件を欠くため	無
石川県	中能登町	①町長 ②法第242条による請求対象外 ③生産組合が作成した「確認野帳」による違法な公金の支出についての措置請求	(H29. 7. 10)	1		①H29. 8. 22 ②却下 ③住民監査請求の要件を欠くため	無
石川県	中能登町	①町長 ②法第242条による請求対象外 ③生産組合が作成した「確認野帳」による違法な公金の支出についての措置請求 (上記と同様内容)	(H29. 9. 11)	1		①H29. 9. 27 ②却下 ③住民監査請求の要件を欠くため (一時不再理)	有
福井県	福井市	①市長 ②固定資産税を賦課していないことは怠る事実に該当 ③合法適正な課税を求める	H28. 6. 17	1	H28. 7. 19 口頭陳述	①H28. 7. 25 ②請求人からの取り下げ ③	無
福井県	福井市	①市長 ②固定資産税を賦課していないことは怠る事実に該当 ③合法適正な課税を求める	H28. 8. 16	1	H28. 9. 8 口頭陳述	①H28. 10. 13 ②棄却 ③当該建物は課税対象物件ではないことから、課税をしないことは怠る事実には該当しない	無
福井県	福井市	①市長 ②H27年度政務活動費における実態の明らかでない支出及び過分な充当 ③当該支出に充当した分の政務活動費の返還を求めるなどの必要な措置を講じる請求	H28. 11. 11	3	H28. 11. 25 口頭陳述	①H29. 1. 10 ②棄却 ③主張に理由がない	無
福井県	大野市	①市長 ②固定資産税の賦課徴収の遅延 ③市長への損害賠償請求	H28. 6. 10	5	H28. 6. 30 口頭陳述	①H28. 8. 1 ②棄却 ③遅延による損害が発生していない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
山梨県	北杜市	① 市長・全議員個人・監査委員個人・職員個人 ② 平成28年5月2日付けの監査結果が不服で平成28年5月6日付で再請求 ③ 平成28年5月2日付けの監査結果が不服で平成28年5月6日付で再請求	(H28. 5. 6)	1		① H28. 7. 4 ② 却下 ③ 法律の根拠に基づかない不適法な請求のため	無
山梨県	北杜市	① 市長・全議員個人・監査委員個人・職員個人 ② 地方自治法242条1項に係る措置請求 ③ 平成28年度北杜市一般会計予算書は、平成16年度決算書の誤差を是正しない限り、違法不當な予算書である	(H28. 10. 5)	2		① H28. 11. 25 ② 却下 ③ 地方自治法第242条に基づく所定の要件を欠いているため	無
山梨県	北杜市	① 市長 ② 指定管理者作成の平成28年度収支報告書に虚偽記載がある ③ 市納付金の査定に多大な影響を及ぼす	(H29. 8. 3)	1		① H29. 9. 14 ② 却下 ③ 不当な財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
山梨県	北杜市	① 市長 ② 市から委託を受けている団体の平成28年度の収支に関する使途不明金や不適切な事務処理 ③ 平成28年度収支・支出に関する不正行為に対し返還請求並びに必要な措置の求める	H29. 8. 28	1	H29. 10. 4 請求人辞退	① H29. 10. 27 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない	無
山梨県	北杜市	① 市長 ② 平成29年10月27日付けの監査結果が不服で平成30年2月19日付で再請求 ③ 平成29年10月27日付けの監査結果が不服で平成30年2月19日付で再請求	(H30. 2. 19)	1		① H30. 3. 9 ② 却下 ③ 地方自治法第242条に基づく所定の要件を欠いているため	無
山梨県	北杜市	① 市長 ② 平成30年3月9日付けの監査結果が不服で平成30年3月16日付で再請求 ③ 平成30年3月9日付けの監査結果が不服で平成30年3月16日付で再請求	(H30. 3. 16)	1		① H30. 4. 27 ② 却下 ③ 法律の根拠に基づかない不適法な請求のため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
山梨県	中央市	<p>① 特定無し</p> <p>② 平成28年度の随意契約において、1千万円を超える工事が多く見られる。また、下水道工事に伴う配水管布設工事においては、下水道入札率と同率で高額発注され、業者に対する利益供与にあたる。</p> <p>平成28年度の随意契約において提出された業者の工事内訳明細書について、市設計価格との一円単位までもの一致や、集計金額の誤り、同率による価格設定等により市設計金額の漏洩と工事内訳明細書の偽造が疑われる</p> <p>③ 平成28年度の随意契約における下水道工事に伴う配水管布設工事について、契約金額の妥当性を別途入札、包括入札時と比較検討し、適正な価格を算出した上で、支払い過多のものについては返還させること。また、130万円を越える全随意契約についても競争入札を前提として比較検討し、支払い過多のものについては返還させること。</p> <p>平成28年度中央市随意契約における全契約について、2社以上の見積内訳明細書の確認とその有無を調査し、無き時は明確な法的根拠を示すこと。</p> <p>全契約者の見積内訳明細書の内容の確認と点検を実施し、その結果内容を示すこと。</p>	(H29. 10. 6)	1		<p>① H29. 11. 20</p> <p>② 却下</p> <p>③ 請求要件を具備しない不適法なもの</p>	無
山梨県	中央市	<p>① 市長ほか、随意契約に関わる全ての関係機関</p> <p>② (1)工事内訳明細書は、中央市設計価格と全ページ全て一致しており、また小計金額が合計金額に合致せず、これは官製談合による違法契約である。</p> <p>(2)工事積算単価が、市設計単価の95%に手書きで設定されており、市設計単価を下敷きにして作成された官製談合による違法契約である。</p> <p>(3)下水道工事に伴う配水管布設工事と公共下水道管渠布設工事が別工区であるのに、随意契約の理由は不当である。</p> <p>③ (1)違法な設計積算価格の漏洩による発注行為に対して必要な措置を講じ、支払い過多のものについては、返還させるよう勧告すること。</p> <p>(2)平成28年度及び平成29年度における、130万円を越える全随意契約について、工事内訳明細書の確認と点検を実施して、不当な発注行為、あるいは違法な発注行為の有無について、結果内容を公表するよう勧告すること</p>	(H29. 12. 14)	1		<p>① H30. 2. 7</p> <p>② 却下</p> <p>③ 請求要件を具備しない不適法なもの</p>	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
山梨県	山中湖村	① 村長及び職員 ② 受給資格が無いものへの補助金支給 ③ 補助金の返還請求	H29. 4. 3	1	補助金が既に返還されてい たため、陳述は実施しな かった。	① H29. 5. 31 ② 棄却 ③ 補助金返還済みのため、損 害の発生は認められない	無
山梨県	山中湖村	① 村長及び職員 ② 偽造された支出負担行為による支払は、違法な公 金支出となる ③ 支出した公金の村長に対する損害賠償請求	H29. 10. 6	1	H29. 11. 10 口頭陳述	① H29. 11. 19 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性は ない	無
山梨県	山中湖村	① 村長 ② 土地の取得手続き及び支出手続きに裁量権の範囲 の著しい逸脱又は乱用がある ③ 土地購入の予算執行の差止め措置請求	H30. 3. 20	1	H30. 4. 17 口頭陳述	① H30. 5. 16 ② 棄却 ③ 土地の取得手続きに違法性 はなく、差止め勧告の要件を 満たしていない	無
長野県	松本市	① 不明 ② 市補助金の財務会計を怠る事実 ③ 不明	(H28. 4. 4)	1		① H28. 5. 31 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備 していない為	無
長野県	松本市	① 不明 ② 公金の支出 ③ 不明	(H28. 4. 4)	1		① H28. 5. 31 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備 していない為	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 市長が怠る事実の是正	(H28. 5. 16)	1		① H28. 6. 30 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備 していない為	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 不明	(H28. 5. 16)	1		① H28. 6. 30 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備 していない為	無
長野県	松本市	① 不明 ② 財務会計行為を怠る事実 ③ 不明	(H28. 5. 26)	1		① H28. 7. 15 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備 していない為	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 地方税法381条に基づく調査の申し出、刑法235条 の2に基づく告発等	(H28. 6. 21)	2		① H28. 9. 7 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備 していない為	無
長野県	松本市	① 市長、市選挙管理委員会委員長、同事務局長 ② 財務会計を怠る事実 ③ 市長、職員等の職務に関する措置を講じること	(H28. 10. 25)	1		① H28. 12. 12 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備 していない為	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
長野県	大町市	①市長 ②違法不当な財務会処理 ③支出した公金の返還及び損害賠償請求	H28. 4. 21	2	1日 請求者による陳述	①H28. 6. 16 ②棄却 ③主張に理由がない	有
長野県	大町市	①市長 ②違法不当な財務会処理 ③支出した公金の返還及び損害賠償請求	H28. 11. 7	2	1日 請求者による陳述辞退	①H28. 12. 27 ②棄却 ③主張に理由がない	無
長野県	大町市	①市長 ②違法不当な財務会処理 ③支出した公金の返還及び損害賠償請求	H29. 4. 17	5	1日 請求者による陳述	①H29. 6. 14 ②棄却 ③主張に理由がない	有
長野県	大町市	①市長 ②違法不当な財務会処理 ③支出した公金の返還及び損害賠償請求	H30. 1. 26	3	2日 請求者から文書のみあり	①H30. 2. 14 ②棄却 ③主張に理由がない	無
長野県	佐久市	①佐久市長 ②違法な契約の締結（契約相手方の資格要件欠如） ③契約の解除	(H28. 8. 16)	2		①H28. 10. 5 ②却下 ③法第242条第1項に規定する 住民監査請求の要件を欠く ため	無
長野県	安曇野市	①市長、観光交流促進課長 ②農転違反、工事費違法支出、固定資産税清算金支 出 ③農転原状回復指示、工事費賠償、固定資産税清算 金返還	H28. 8. 31	5	H28. 9. 13 口頭陳述	①H28. 10. 20 ②棄却 ③請求に理由がない	無
長野県	富士見町	①町長 ②違法、不正に財産の管理を怠る ③町が被る損害の補填	H28. 4. 25	1	H28. 5. 25 口頭陳述	①H28. 6. 3 ②棄却 ③本件請求に理由があると認 められない	有
長野県	松川町	①町長 ②税制の優遇措置 ③損害分支払請求	(H29. 11. 14)	2団体		①H29. 12. 14 ②却下 ③内容の不備	無
長野県	松川町	①町長 ②税制の優遇措置 ③損害分支払請求	(H30. 2. 13)	1		① ②却下 ③内容の不備	有
長野県	池田町	①町長 ②池田町立美術館指定管理者の指定協定事務処理関 係について ③協定契約は違法であり無効とする	(H29. 11. 17)	1	H29. 11. 7 口頭陳述	①H29. 12. 25 ②却下 ③財務会計行為に該当せずこ の指定管理協定に違法性は ない	無
長野県	白馬村	①白馬村長 ②財務会計上の行為、公金の支出 ③不備な契約書によって支出している公金が不当だ と主張するもの	(H30. 1. 11)	2		①H30. 2. 28 ②却下 ③村に財産的損失を与える恐 れのない財務会計上の行為 については住民監査請求の 該当にはならない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岐阜県	岐阜市	① 市長等 ② ぎふ行デイコスモスに係る不当な支出の返還請求 ③ ぎふ行デイコスモス建築主体工事代金返還	H28. 5. 2	1	平成28年5月26日陳述の機 会を付与 (請求人から欠席 通知)	① H28. 6. 30 ② 棄却 ③ 不当な支出であるとは認め られない。	無
岐阜県	岐阜市	① 市長等 ② 中部電力㈱との契約に係る不当な支出の返還請求 ③ 新電力と契約しなかったことによる逸失利益返還	H29. 9. 8	1	平成29年9月22日 口頭陳述	① H29. 11. 2 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	無
岐阜県	高山市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 (法定外道路の機能を喪失 させ、管理を怠っている) ③ 市道の用地が有効に使用されていないため、隣接 地との境界を確定させ整備し直すこと	(H29. 12. 15)	1		① H30. 1. 11 ② 却下 ③ 境界確定済み、有効に使用 されていないことを証する もの無し	無
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 消防団員の出動手当が出動記録簿と異なり多く支 払われている。 (1/4期分) ③ 消防団員は、過払いの出動手当について返金する こと	H29. 8. 16	1	H29. 9. 6 口頭陳述	① H29. 9. 29 ② 棄却 ③ 出動手当支払額が過払いに なっている事実は認められ ない。また、出動手当は1年 間の活動で算出すべきもの である。	無
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 消防団員の出動手当が出動記録簿と異なり多く支 払われている。 (2/4期分) ③ 消防団員は、過払いの出動手当について返金する こと	H29. 10. 30	1	H29. 11. 24 口頭陳述	① H29. 12. 6 ② 棄却 ③ 出動手当支払額が過払いに なっている事実は認められ ない。また、出動手当は1年 間の活動で算出すべきもの である。	無
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 消防団員の出動手当が出動記録簿と異なり多く支 払われている。 (3/4期分) ③ 消防団員は、過払いの出動手当について返金する こと	H30. 2. 6	1	H30. 2. 16 口頭陳述	① H30. 3. 1 ② 棄却 ③ 出動手当支払額が過払いに なっている事実は認められ ない。また、出動手当は1年 間の活動で算出すべきもの である。	無
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 違法な契約締結 (独占禁止法違反の納入メーカー とその代理店である請負業者の談合による不正行 為によるもの) ③ 請負業者へ請負金額の2/10損害賠償請求、同様に 損害を与えた納入メーカーへ同額の損害賠償請求	H30. 3. 12	1	H30. 4. 12陳述の場を設けた が欠席	① H30. 5. 1 ② 棄却 ③ 納入メーカーと請負業者の 談合の証拠が確認されてい ない。談合が行われたと仮 定した場合でも契約約款に より1/10の請求と解する。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岐阜県	各務原市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③市長に対する損害賠償請求	H28. 6. 24	1	H28. 7. 15 口頭陳述	①H28. 8. 16 ②却下(受理後) 市に財産的損失が生じていない ③	無
岐阜県	各務原市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③市長に対する損害賠償請求	H29. 3. 27	1	H29. 4. 14 口頭陳述	①H29. 5. 8 ②棄却 違法・不当な公金の支出に あたらない ③	無
岐阜県	各務原市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③市長に対する損害賠償請求	(H29. 8. 30)	1		①H29. 9. 19 ②却下(不受理) ③請求期間途過	無
岐阜県	各務原市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③市長に対する損害賠償請求	(H29. 9. 11)	1		①H29. 9. 25 ②却下(不受理) ③請求期間途過	無
岐阜県	山県市	①市長 ②消防救急デジタル無線工事請負契約に関する独禁 法違反の不法行為 ③契約の相手方等に対する違約金請求又は損害賠償 請求	H30. 3. 6	1	H30. 4. 11 口頭陳述	①H30. 5. 2 ②棄却 違法又は不当に怠っている とは認められない ③	有
岐阜県	飛騨市	①市長 ②調査特別委員会(百条委員会)の運営に係る経費 として、公金を不当に支出した。 ③重大な瑕疵がある議案書に基づく議決権の濫用、 常任委員会等でこれまで調査を行ってこなかったこと、 また、調査目的を逸脱した杜撰な調査や事 実誤認と推測に基づく報告書の作成など調査権の 濫用にあたり、百条委員会の運営に係る経費の返 還を求める。	H29. 6. 23	1	H29. 6. 26 口頭陳述	①H29. 8. 18 ②本件請求は理由がないもの と認め棄却する ③当該、百条委員会の設置、 運営に係る経費の支出につ いては、地方財政法第4条に 違反しておらず、市長に対 して運営に係る経費の返還 を求める請求人の主張は理 由がないものと判断した。	無
岐阜県	下呂市	①市長 ②入札参加業者と請負業者の共同不法行為による損 害賠償請求及び請負契約に基づく違約金請求 ③違約金請求及び損害賠償請求の勧告	H30. 3. 20	1	H30. 3. 27陳述意思確認書送 付(H30. 4. 2回答期限) H30. 3. 30付陳述を行わない 旨回答(H30. 4. 2受付)	①H30. 5. 2 ②棄却 ③市が請求を怠っている訳で はない	有
岐阜県	海津市	①市議会議員および事務局職員 ②不正な公金の支出 ③損害の補填等	H28. 5. 23	1	機会を与えたが、請求人よ り行わないとの回答があり 実施していない	①H28. 7. 8 ②棄却 ③不正な公金の支出でない	無
岐阜県	海津市	①市長及び職員、施工業者 ②不適切な公金の支出 ③損害の補填等	H29. 4. 7	1	H29. 4. 14口頭陳述	①H29. 5. 11 ②棄却 ③適法かつ適正な契約である	無
岐阜県	海津市	①市長及び職員、施工業者 ②不適切な公金の支出 ③損害の補填等	H29. 9. 8	1	H29. 9. 26口頭陳述	①H29. 11. 1 ②棄却 ③適法かつ適正な契約である	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岐阜県	海津市	①市長及び職員、施工業者 ②不当な公金支出 ③損害の補填等	H29. 10. 27	1	機会を与えたが、請求人よ り行わないとの回答があり 実施していない	①H29. 12. 18 ②棄却 ③適法かつ適正な契約である	無
岐阜県	安八町	①町長 ②非行行為を行った消防団員への団員報酬支払 ③団員報酬の返還請求	H29. 3. 15	1	H29. 4. 20 口頭陳述	①H29. 5. 10 ②棄却 ③違法若しくは不当ではない	無
岐阜県	安八町	①町長 ②水増し請求並びに使途不明金として請求された消 防団費用弁償の返還 ③費用弁償の返還に伴う遅延損害金の請求	H29. 3. 29	1	H29. 4. 20 口頭陳述	①H29. 5. 24 ②勧告（一部却下） ③勧告の日から2か月以内に 必要な措置を講ずるよう求 める	無
岐阜県	安八町	①町長 ②水増し請求された消防団費用弁償の支払 ③水増し請求された費用弁償の返還請求	(H29. 3. 29)	1		①H29. 4. 14 ②却下 ③請求期間超過のため	無
岐阜県	安八町	①町長 ②消防団費用弁償の支払 ③違法若しくは不当な費用弁償の返還請求	(H29. 4. 13)	1		①H29. 5. 8 ②却下 ③請求期間超過のため	無
岐阜県	安八町	①町長 ②消防団費用弁償の支払 ③違法若しくは不当な費用弁償の返還請求	(H29. 4. 20)	1		①H29. 5. 15 ②却下 ③請求期間超過のため	無
岐阜県	安八町	①町長 ②消防団退職報奨金の支払 ③違法若しくは不当な退職報奨金の返還請求	H29. 5. 11	1	H29. 6. 5 口頭陳述	①H29. 6. 28 ②棄却（一部却下） ③違法若しくは不当ではない	無
岐阜県	安八町	①町長 ②消防団費用弁償の支払 ③費用弁償不足分の支払請求	H29. 5. 18	1	H29. 6. 5 口頭陳述	①H29. 6. 28 ②棄却 ③町に損害が発生するよう なものではない	無
岐阜県	安八町	①町長 ②不適切な会計処理 ③懲戒処分による関係職員の給与減額請求	(H29. 8. 8)	1		①H29. 8. 18 ②却下 ③財務会計上の行為ではない	無
岐阜県	安八町	①町長 ②土地の売買 ③土地売買の差額と将来に渡って発生したであろう 賃料の補填	H29. 8. 18	1	H29. 9. 22 口頭陳述 (請求人欠席により中止)	①H29. 10. 17 ②棄却（一部却下） ③違法若しくは不当ではない	無
岐阜県	安八町	①町長 ②行政財産である土地の売買 ③売買契約と賃貸借契約の無効請求及びそれに伴う 損害の補填	H29. 8. 18	1	H29. 9. 22 口頭陳述 (請求人欠席により中止)	①H29. 10. 17 ②勧告（一部却下） ③勧告の日から10か月以内 に土地の売買契約と賃貸借 契約の無効並びにそれに伴 う賃借料の返還請求	無
岐阜県	安八町	①町長 ②懇親会に係る食糧費の支出 ③違法若しくは不当な公金（食糧費）の支出の補填	H29. 11. 7	1	H29. 11. 29 口頭陳述	①H30. 1. 5 ②棄却 ③違法若しくは不当ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岐阜県	安八町	①町長 ②費用弁償の支払に係る封筒及び切手の使用並びに端数分の対応 ③封筒代及び切手代の損害補填並びに費用弁償の端数分の寄附差し止め請求	H29. 11. 29	1	H29. 12. 18 口頭陳述 (請求人欠席により中止)	①H30. 1. 28 ②棄却 ③違法若しくは不当ではない	無
岐阜県	安八町	①町長 ②寄附金の返還 ③寄附金の返還による損害の補填並びに今後の寄附の受領請求	H29. 12. 22	1	H30. 1. 12 口頭陳述 (請求人欠席により中止)	①H30. 2. 20 ②棄却(一部却下) ③違法若しくは不当ではない	無
岐阜県	安八町	①町長 ②寄附金の納入の申込 ③寄附金の納入受け入れ請求	(H30. 1. 24)	1		①H30. 2. 21 ②却下 ③財務会計上の行為ではない	無
岐阜県	安八町	①町長 ②書類郵送に係る封筒代と切手代の支出 ③違法若しくは不当な公金の支出による損害補填	(H30. 2. 15)	1		①H30. 3. 16 ②却下 ③財務会計上の行為ではない	無
岐阜県	安八町	①町長 ②タクシーレーベンとして公金の支出 ③違法若しくは不当な公金の支出による損害補填	(H30. 3. 27)	1	H30. 4. 24 口頭陳述 (請求人欠席により中止)	①H30. 5. 25 ②却下 ③事実証明書の不備	無
岐阜県	揖斐川町	①町長 ②違法な個別排水処理分担金の算定(徴収)について ③町が管理組合から譲渡を受ける処理施設の分担金について、法令順守を優先した対応を求める措置請求	(H28. 9. 21)	2		①H28. 11. 4 ②却下 ③不当な財務会計上の行為は認められない	無
岐阜県	大野町	①建設課職員 ②町はH28. 7. 19に境界立会を行い、H28. 8. 25に委託会社へ支払をした。 ③境界立会に手続き上の瑕疵がある。	(H29. 9. 21)	1		①H29. 11. 16 ②却下 ③正当な理由なく請求期限を経過した不適法な請求である	無
岐阜県	大野町	①建設課職員 ②H29. 11. 16に監査請求を却下されたが、再請求を求める。 ③期限を経過したことに正当な理由がある。	(H29. 12. 11)	1		①H30. 1. 12 ②却下 ③前回提出された監査請求と同一の請求人による、同一内容の監査請求であったため。	無
岐阜県	大野町	①大野町長 ②大野町は池田町と共同して給食センターを建設し、平成29年4月25日に池田町に対し負担金の支払いをした。 ③給食センター建設について、2町で建設したが財政上のメリットはなく、町のアイデンティを喪失した。従って町長に監督責任を問う。	(H29. 12. 15)	1		①H30. 1. 22 ②却下 ③内容が不明であり、補正命令を行ったが補正に応じなかつたため。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岐阜県	七宗町	①町長 ②条例に基づかない給与の支給 ③不当支給の返還請求	H29. 4. 19	1		①H29. 5. 25 ②取り下げ ③他の方が、同一内容で住民監査請求を提出したため	無
岐阜県	七宗町	①町長 ②条例に基づかない給与の支給 ③不当支給の返還請求	H29. 5. 18	1	H29. 6. 29 陳述及び証拠書類の提出	①H29. 7. 10 ②棄却 ③条例に違反した支給とは言いたがたい。	無
岐阜県	七宗町	①町長 ②条例に基づかない給与の支給 ③不当支給の返還請求	(H29. 8. 2)	1		①H29. 8. 4 ②却下 ③同一人物、同一内容であつたため却下	無
岐阜県	八百津町	①町長 ②税金（町民法人税）の過大徴収 ③収入（税金）の返還及び他の申告案件の調査勧告	(H29. 8. 15)	1		①H29. 9. 25 ②却下（不受理） ③補正の求めに応じなかったため	無
静岡県	静岡市	①静岡市長ほか ②財産の管理を怠る事実 ③日常生活用具費助成制度によるA夫婦にかかる助成金は業者Bの代表者がA夫婦を騙して、あるいはA夫婦に無断で申請書を偽造して申請し、業者Bに違法に支払われたものであるから、市が業者Bに対しその助成金の返還請求する措置を求めるもの。	H28. 4. 6	2	H28. 5. 9 口頭陳述	①H28. 6. 2 ②棄却 ③請求理由がないため	無
静岡県	静岡市	①静岡市長 ②財産の管理を怠る事実 ③市長が自民党会派へ支払った政務活動（調査）費〔マンガ本作成経費〕については違法不当であるから、市の被った損害の補填のために必要な措置を講ずることを求めるもの。	H28. 11. 28	3	H28. 12. 26 口頭陳述	①H29. 1. 25 ②棄却 ③請求理由がないため	有
静岡県	静岡市	①静岡市長 ②財産の管理を怠る事実 ③a.市道池田有度山1号線に接する2棟の建物は、建築基準法に違反しているので、同法第42条第2項に規定する道路に突き出ている土留壁を除去させるため、必要な措置を講ずるよう求めるもの。 b.aの市道において、当該建築物の向かい側にあるX氏との官民境界が確定したことにより、公道の未舗装部分の舗装、縁石の設置及び公道上にはみ出す植栽を伐採指導することを求めるもの。	H28. 12. 8	1	H29. 1. 6 口頭陳述	①H29. 2. 3 ②a.却下、b.棄却 ③a建築基準法上の機能は、警察行政上の措置を行う機能であり、本件道路敷地の財産的価値に着目してその維持、保全等の財務的処理を目的として行使するものとは異なるため。 b.請求理由がないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
静岡県	静岡市	① 静岡市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 1995年及び1999年に市が県バスケットボール協会に支払った補助金の内、余剰金を返還しないのは違法不当であるから、市の被った損害の補填のために必要な措置を講ずるよう求めるもの。	H28. 12. 12	2	H29. 1. 12 口頭陳述	① H29. 2. 3 ② 棄却 ③ 請求理由がないため	有
静岡県	静岡市	① 静岡市長ほか ② 違法、不当な支出 ③ 静岡駅前地下駐車場（エキパ）は、赤字が発生しており、その補填のために一般会計繰出金を支出している。この繰出金は、エキパ運営業務を請け負った業者が、契約書等に定められた運用を行っていないこと及び市交通政策課職員が職務怠慢によりその業務の管理監督を行っていないために支出されたものであるため、市の被った損害を補填するための必要な措置を講ずるよう求めるもの。 a. 平成23年度から平成26年度及び平成27年9月18日に支出した分。b. その余の部分。	H29. 1. 27	1	H29. 2. 17 口頭陳述	① H29. 3. 17 ② a. 却下、b. 棄却 ③ a. 支出の日から1年を経過した不適法な請求である。 b. 請求理由がないため	無
静岡県	静岡市	① 静岡市長 ② 財産管理(返還請求権の行使)を怠る事実 ③ 市長が自民党会派へ支払った政務活動費は違法不当であるから、市の被った損害の補填のために必要な措置を講ずるよう求めるもの。	H29. 8. 8	3	H29. 9. 11 口頭陳述	① H29. 9. 26 ② 棄却 ③ 請求理由がないため	有
静岡県	静岡市	① 静岡市長 ② 財産管理を怠る事実 ③ 市長が公益社団法人静岡県精神福祉保健福祉会に支払った委託料は、不当かつ不適切な会計処理であるから、連合会に対して返還措置を講ずるよう求めるもの。	H29. 9. 15	1	H29. 10. 27 口頭陳述	① H29. 11. 13 ② 棄却 ③ 請求理由がないため	無
静岡県	静岡市	① 静岡市長 ② 違法、不当な支出 ③ 市長が清水区生涯学習交流館使用料徴収事務について、包括外部監査にて「適切な積算を行るべきである」との指摘を受けながら、何ら是正措置をとることもなく、その後も従前どおりの支出を続けたことは、違法もしくは不当であるから、損害の補填を勧告することを求めるもの。 a. 委託料のうち平成28年4月21日から平成29年2月15日までのに前金払された金額の3分の2に相当する額を市の被った損害としてその補填を求めるもの。 b. その余の部分	H30. 3. 13	1	H30. 4. 5 口頭陳述	① H30. 4. 24 ② a. 却下、b. 棄却 ③ a. 1年を経過した不適法な請求であるため b. 請求理由がないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
静岡県	浜松市	<p>① 市長</p> <p>② ・歴史的価値のある当該市有地は、市民にとって価値のある財産であり、市長は維持活用すべき義務を負っているが、有効活用することなく売却ないし公売に付そうとしている。 ・分筆登記のための測量並びに掘削調査のために支出した公金の支出は違法、不当な公金の支出にあたる</p> <p>③ 売却ないし公売により処分することを中止し、公示した本件土地に関する入札手続きを直ちに中止すること。また、公金から支出した本件土地の分筆測量費用並びに掘削調査費用の返還を求める等必要な措置</p>	(H30. 2. 20)	57		<p>① H30. 3. 22</p> <p>② 却下</p> <p>③ ・歴史的価値に相応する運用をなすことを求めるることは、当該土地の特定の利活用を求めるものであり、財務会計上の行為のは正を求めるものではない。 ・測量や掘削調査は本件土地の現状を把握するために必要であり、これらの支出が違法又は不当であることの理由が具体的に示されていない。 ・当該土地の売却については契約締結済であり、既に入札手続きが完了していることから、中止を求める入札手続きが存在しない。</p>	無
静岡県	三島市	<p>① 市長</p> <p>② 市長が、三島市土地開発公社に対して土地を安価な価格で売却を依頼したこと及び本件の売却に際して発生した公金支出について</p> <p>③ 市長が、三島市土地開発公社に対して土地を安価な価格で売却を依頼したことにより発生した本来得られるべき転売利益及び、本件の売却に際して発生した公金の支出による損害を市に補填することを求める。</p>	H30. 1. 30	1	H30. 2. 23 口頭陳述	<p>① H30. 3. 28</p> <p>② 棄却</p> <p>③ 当該行為及び公金支出に違法、不当は存しない。</p>	無
静岡県	富士宮市	<p>① 市長</p> <p>② 不当な財産の取得及び契約の執行停止（不必要的財産の取得に高額な公金を支出しようすることは市に莫大な損失を与える。）</p> <p>③ 契約の執行停止及び契約条項のは正</p>	(H29. 7. 3)	1		<p>① H29. 7. 20</p> <p>② 却下</p> <p>③ 財務会計行為を特定する行為が具体的に適示されていない</p>	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
静岡県	富士宮市	①市長 ②不当な財産の取得及び契約の締結・履行（契約金額・条項に疑義があるため契約の解除及び説明を求める。） ③契約の解除	H29. 9. 8	1	H29. 10. 4 口頭陳述	① H29. 11. 1 ② 棄却 ③ 当該契約に違法・不当性はない	無
		①富士市 ②訴訟に係る弁護士費用の違法な支出 ③訴訟に係る弁護士費用の返還				① H29. 1. 19 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	
		①富士市 ②水路敷の不法な占有に対する市の違法・不当な財産管理の怠慢 ③当該水路敷占有に対する不作為の是正				① H29. 3. 31 ② 棄却 ③ 当該財産管理は違法・不当に該当しない	
静岡県	磐田市	①職員（個人） ②特定施設入居者生活介護施設の整備事業者選定後の事業変更承認 ③介護保険事業計画に基づき特定施設入居者生活介護施設を整備するにあたり、選定された事業者が大幅な計画変更をしたことを市が黙認したことは不當であり、整備事業者不採択と認可の取り消しを求める	(H29. 7. 11)	1		① H29. 8. 3 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為ではない	無
		①職員（個人） ②施設運営管理業務委託の事業者選定 ③施設運営管理業務委託の事業者選定時の随意契約理由は虚偽であり、テナント撤退の責任は市と受託者にあるため、受託先見直しと関係団体等との協力体制構築を求める。				① H29. 9. 29 ② 却下（不受理） ③ 主張する不當性2件について具体的に示されていない、不當性を示す理由ではない。損害発生なし	
		①病院事業管理者 ②損害を与えることが確実である契約の締結 ③当該業務の競争入札の停止及び委託の停止				① H28. 10. 7 ② 却下（不受理） ③ 地方自治法242条第1項の要件を満たしていないため	
静岡県	藤枝市	①病院事業管理者 ②損害を与えることが確実である契約の締結 ③当該業務委託契約の停止及び委託の停止	(H28. 9. 29)	4		① H29. 3. 30 ② 却下（不受理） ③ 地方自治法242条第1項の要件を満たしていないため	無
		①病院事業管理者 ②損害を与えることが確実である契約の締結 ③当該業務委託契約の停止及び委託の停止				① H30. 1. 9 ② 棄却（一部却下） ③ 請求人の主張に理由がないため	
		①病院事業管理者 ②損害を与えることが確実である契約の締結 ③当該業務委託契約の停止及び委託の停止				① H29. 11. 27 期間：1日 (H29. 12. 4) 方法：口頭陳述	
静岡県	袋井市	①市長 ②違法又は不当な公金支出 ③当該支出金の返還	H28. 12. 19	1	H28. 12. 21 口頭意見陳述	① H29. 1. 17 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性・不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
静岡県	袋井市	① 市長 ② 違法、不当な使用許可 ③ 使用許可の取り消し	(H30. 1. 30)	2		① H30. 2. 28 ② 却下 ③ 当該行為は要件を満たさない	無
		① 市長 ② 御宿台保育園・北児童館への指定管理者制度導入 ③ 業者選定作業の差し止め				① H29. 1. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	
		① 御前崎市長 ② 財産区管理者と民間業者との土地の賃貸借契約 ③ 土地の賃貸借契約の解除				① H30. 2. 15 ② 却下 ③ 財務会計上の違法等以外	
静岡県	小山町	① 小山町長 ② 違法ないし不当な売買契約の締結（適法な議決が存在しない、裁量権の逸脱濫用） ③ 売買契約の無効確認、原状回復措置、損賠賠償請求その他必要な措置	H28. 8. 4	9	H28. 8. 29 口頭陳述	① H28. 9. 28 ② 却下及び棄却 ③ 却下（議会は執行機関ではない）、棄却（首長の決定が社会通念上著しく合理性、妥当性を欠き、裁量を逸脱、濫用したということはできない）	有
		① 小山町長 ② 無効な売買契約の締結（裁量権の逸脱濫用、売買契約の無効） ③ 売買契約の無効確認、原状回復措置、損賠賠償請求その他必要な措置				① H30. 1. 24 ② 却下及び棄却 ③ 却下（一事不再理の原則）、棄却（売買契約が無効であるということはできない）	
		① 市長、市会事務局長 ② 引上げ分の議員報酬の支出 ③ 引上げ分の議員報酬の支払いの防止と損害回復の措置				① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① 担当課の課長職及び係長職 ② 特定記録郵便で十分などろ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 3. 28)	1	H29. 12. 21 口頭陳述	① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	名古屋市	① 子ども青少年局長、子ども福祉課長及び担当係長 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 4. 4)	1		① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① 市交通局の統括部長（自動車部長）及び担当の管 理課長と部下の係長 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 4. 11)	1		① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① 上下水道局長と調査課の課長職及び係長 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 4. 18)	1		① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① 監査事務局の部長職以下担当の課長と係長 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 4. 18)	1		① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H28. 4. 26 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① 市民経済局長、名古屋城総合事務所長、係長 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 4. 28)	1		① H28. 6. 1 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 6. 1 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H28. 6. 1 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① 健康福祉局長、担当課長、担当係長 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 5. 2)	1		① H28. 6. 1 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 6. 1 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H28. 6. 1 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	名古屋市	① 交通局長、担当課長、担当係長 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 5. 11)	1		① H28. 6. 1 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 7. 11 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H28. 7. 12 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① 交通局長、自動車部長 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 6. 2)	1		① H28. 7. 11 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 7. 12 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H28. 7. 13 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① 上下水道局長、部長職 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 6. 13)	1		① H28. 7. 13 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 7. 13 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H28. 8. 3 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① 交通局長と自動車部長 ② 特定記録郵便で十分なところ簡易書留を利用した のは不当な予算執行 ③ 差額の返還請求	(H28. 7. 22)	1		① H28. 8. 3 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
						① H28. 8. 3 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
						① H29. 2. 7 ② 棄却 ③ 請求人が不当な公金の支出 であるとする事実は確認で きなかった。	
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 違法又は不当に支出した政務活動費の返還を求める 義務を怠っていること ③ 損害を補填する為の必要な措置及び今後の損害を 未然に防ぐための条例改正等の措置をとること	H28. 12. 13	1	H28. 12. 27 口頭陳述	① H29. 2. 7 ② 棄却 ③ 請求人が不当な公金の支出 であるとする事実は確認で きなかった。	無
						① H29. 2. 7 ② 棄却 ③ 請求人が不当な公金の支出 であるとする事実は確認で きなかった。	
						① H29. 2. 7 ② 棄却 ③ 請求人が不当な公金の支出 であるとする事実は確認で きなかった。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	名古屋市	①都市農業課の課長職と主査・係長職 ②誤記載のあった文書を上司は閲覧しているはずで あり、その誤記載に関する訂正文の郵送は不当な 支出 ③返還請求	(H28. 12. 27)	1		① H29. 2. 10 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
		①財政部資金課長と部下にあたる担当係長 ②普通郵便で十分なところ特定記録郵便を利用した のは不当な予算執行 ③差額の返還請求				① H29. 2. 10 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
		①中村土木事務所長及び管理係長 ②街路樹愛護会への報償金は違法な支出 ③報償金の返還請求				① H29. 8. 2 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	①自動車部管理課長とその部下の係長職 ②とりまとめ可能な2通の郵便を別々に送付したの は不当な支出 ③2通目の郵便料金の返還請求	(H29. 6. 9)	1		① H29. 8. 2 ② 却下 ③ 同一の監査請求を重ねて 行っている。 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
		① MICE推進室主幹 ②名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備 する事業について、以前の説明からルートが変更 されており、利便性・快適性が悪化することか ら、契約の締結は違法である ③ルートの変更等の措置				① H30. 1. 12 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
		① MICE推進室主幹 ②名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備 する事業について、住民に対しての周知が不十分 であること ③すべての住民に対して、正確な情報を提供し、意 見を反映させる機会を設け、地元合意を得るま では、設計施工の一括発注を延期すること				① H30. 2. 6 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ②名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備 する事業について、地権者が敷地利用に反対して いる工区があること等の状況があるにも関わら ず、設計及び施工業務の入札を行おうとしている こと ③入札業務の停止等	(H30. 1. 16)	1		① H30. 2. 6 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 市長が政党に対して返還命令をした政務活動費に ついて、市職員が債権管理を怠っていること ③ 政務活動費の不当利得の返還請求	(H30. 1. 17)	1		① H30. 2. 6 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備 する事業について、ルート決定が不適切であるこ と ③ 入札業務の停止等	(H30. 1. 25)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備 する事業について、最重要課題を整理していない こと、及び予算の根拠がないこと。 ③ 委託料の返還請求	(H30. 1. 25)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備 する事業について、国際会議が増える余地がない ため、整備目的が達成できること。 ③ 契約の中止等	(H30. 1. 29)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備 する事業について、名古屋市国際展示場新第1展 示館整備事業と一体で将来像を検討すべきである こと。 ③ 契約の中止等	(H30. 1. 29)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備 する事業について、地下鉄利用者と住民の安全の 観点から整備目的が達成できること。 ③ 契約の中止等	(H30. 1. 30)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備 する事業について、雨よけ効果がなく整備目的が 達成できること。 ③ 契約の中止等	(H30. 1. 31)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備する事業について、消防活動の支障になる可能性があり、住民の生命と財産が脅かされること。 ③ 契約の中止等	(H30. 1. 31)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。	無
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。					
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 法令における条文の趣旨から判断すれば行うべき遊具の撤去・移転や使用禁止措置等の対策をせず、公園の維持管理をし続けることは不適切な公金の支出 ③ 法令の基準を適用した措置の実施	(H30. 2. 5)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備する事業について、入札説明書等に係る質問に対する所管局の回答が、事実捏造であり虚偽の部分があるため、締結予定の契約は無効である。 ③ 契約の中止	(H30. 2. 6)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。	無
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備する事業について、履行不可能な内容が含まれている等の理由により、締結予定の契約は無効である。 ③ 契約の中止	(H30. 2. 7)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。	無
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備する事業について、基本設計を繰り返し行っていること等は法令に違反している。 ③ 契約の中止	(H30. 3. 1)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。	無
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備する事業について、維持管理費の比較検討なしに契約を行うことは不適切であり、法令に違反している。 ③ 契約の中止	(H30. 3. 5)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。	無
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					
		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に掲示していない。					

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	名古屋市	① MICE推進室主幹 ② 名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備する事業について、キャリーバッグ使用者のエスカレーター利用が禁止となった場合には屋根付歩廊を延伸する必要があり、工事費が大幅に増額となることから法令に違反することとなる。	(H30. 3. 5)	1		① H30. 3. 23	無
		③ 契約の中止				② 却下	
						③ 違法性・不当性を具体的に 掲示していない。	
愛知県	豊橋市	① 市長 ② 損害賠償請求権の不行使（市が企業に提供した工場用地を、企業が工場閉鎖後に第三者に転売し、市は土地の返還請求権を侵害され損害を被ったにもかかわらず損害賠償請求をしていない。） ③ 工場用地を返還しなかった企業に対し損害賠償請求等の措置を講じること	H28. 6. 2	695	H28. 6. 16 口頭陳述	① H28. 7. 25	有
						② 棄却	
						③ 契約に規定された敷地の市 への一部返還とは、当該企 業が自ら意思表示をした場 合に限られるため、債務不 履行は生じておらず、市は 損害賠償請求権を有してい ない。	
愛知県	豊橋市	① 市長 ② 不当な入札及び違法な公金の支出（失格判断基準を導入した2件の入札は不当であり、これに伴う支出は違法な公金の支出に該当する。） ③ 落札者への支払の差止、失格となった2者の入札額が契約不履行等のおそれ等があったのかについて調査・検討の実施	H28. 10. 18	2	H28. 11. 7 口頭陳述	① H28. 12. 15	有
						② 棄却	
						③ 本件入札における失格者の 決定には、合理性があった ものと判断され、本件請求 には理由がない。	
愛知県	豊橋市	① 市長 ② 違法・不当な財務上の支出（福祉回数乗車券購入契約について、使用実績を調査せず購入するのは 違法・不当な公金の支出である。） ③ 購入契約を解除し、支出済代金を返還させ、使用実績調査が行われるまでは支出を停止すること	H29. 5. 31	2	H29. 6. 21 口頭陳述	① H29. 7. 21	有
						② 棄却	
						③ 価額の決定は行政の裁量権 の範囲内であり、使用実績 に基づかないことが、全支 出額を違法・不当な支出と すべき重大かつ明白な瑕疵 があるとは判断できない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	岡崎市	①市長 ②開発許可を受けていない土地が不適切な状態であるのに長年放置している ③必要な措置を講ずべき	(H30. 3. 6)	1		①H30. 3. 28 ②却下(不受理) ③請求の要件を欠き不適合	有
愛知県	一宮市	①福祉部高年福祉課課長 ②委託料に係る精算書が不適正であり支出が過剰 ③過払い分の弁済又は相手方への返還請求	(H28. 5. 16)	2		①H28. 5. 31 ②却下 ③期間途過	無
愛知県	一宮市	①福祉部福祉課主任課長 ②社会福祉協議会への補助金の一部が要綱違反 ③弁済又は相手方への返還請求	H28. 8. 25	2	H28. 10. 12 口頭陳述	①H28. 10. 24 ②一部却下、一部棄却 ③期間途過、違法性なし	無
愛知県	一宮市	①こども部子育て支援課課長 ②委託料の契約単価が過大、精算を行わないのは要綱違反 ③過大な支出分の返還又は弁済	H28. 9. 26	2	H28. 10. 26 口頭陳述	①H28. 11. 25 ②一部却下、一部棄却 ③期間途過、違法性なし	無
愛知県	一宮市	①福祉部長 ②委託料の精算を行わず、残金の返還請求を怠っていた ③未精算残金及び延滞金の返還請求又は弁済	H28. 12. 20	2	H29. 1. 13 口頭陳述	①H29. 2. 8 ②棄却 ③精算は不要、違法性なし	無
愛知県	一宮市	①市長 ②補助金に係る申請書類の不備を理由に、補助が違法とするもの ③補助金の返還請求	(H29. 2. 20)	2		①H29. 3. 15 ②却下 ③違法性、不当性が客観的、具体的に摘示されていない	無
愛知県	一宮市	①市長 ②市町合併前の貸付債権が新市に引き継がれず、貸付金の返還を認めないと判断し通知したことは誤りであるとするもの ③貸付金の返還請求又は弁済	(H29. 3. 8)	2		①H29. 3. 28 ②却下 ③期間途過	無
愛知県	一宮市	①市長 ②社会福祉協議会への補助金の一部が要綱違反 ③当該補助金額の弁済	(H29. 10. 12)	2		①H29. 10. 30 ②却下 ③前回請求の反復	無
愛知県	一宮市	①市長 ②市の駐車場を無償で使用させたことは違法、不当 ③当該使用料及び延滞金の弁済	H30. 1. 25	2	H30. 3. 1 口頭陳述	①H30. 3. 22 ②棄却 ③違法性、不当性なし	無
愛知県	一宮市	①市長 ②市の駐車場を無償で使用させたことは違法、不当 ③当該使用料及び延滞金の弁済	(H30. 3. 1)	2		①H30. 3. 27 ②却下 ③過去の監査結果から違法性、不当性がないことは明らか	無
愛知県	瀬戸市	①市長 ②不当な公金の支出 ③上下水道庁舎賃借料の返還	H28. 11. 16	1	H28. 12. 15 口頭陳述 請求人欠席	①H29. 1. 5 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	西尾市	<p>① 市長</p> <p>② 違法又は不当な契約の締結、履行 (合特法に基づくA社への代替業務による補償は、平等原則に反し違法であり、これに基づく支出行為も違法である。そのため、市長は、市に対して、違法な本件各契約に基づく支出行為により15,155,723円の損害を被らせた。このうち平成27年10月分から28年9月分までの1年間の損害は、2,474,404円である。 また、今後もA社への代替業務による補償が続けられた場合、将来的に合計21,712,892円の損害が生じる。)</p> <p>③ 市長ほか関係機関の職員に対し、2,474,404円を賠償すること、また、今後Aとの間で、代替業務による補償として一般廃棄物収集運搬業務委託契約を結ぶことを止め、またこれに基づく支出も止めることを求める請求。</p>	H28. 11. 4	1	請求人代理人による陳述会 を非公開で実施 (H28. 11. 9)	<p>① H28. 12. 12</p> <p>② 棄却</p> <p>③ 27年度契約、27年度委託料、28年度契約及び28年度委託料の4つの行為について監査した結果、いずれも適正に事務処理されており違法性及び不当性は認められない。 よって、請求人の主張には理由がないものと認め、請求を棄却する。</p>	有
愛知県	西尾市	<p>① 市長</p> <p>② 違法又は不当な契約の締結、履行 (市と株式会社Aが交わした「新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクト」事業に係る「特定事業仮契約」について、建設業の許可の必要性や建設業法で禁止されている一括下請負、その他、市契約規則や中小企業基本法などの法令違反や手続きに不備があることから契約は無効である。)</p> <p>③ 市は総額21,469,810,320円の被害を被ることから、当該契約の解消、当該契約に関するすべての支出の停止及び当該契約により既に支出している場合、その全額を株式会社Aより返還させることを求める請求。</p>	H28. 11. 25	80	請求代表人を始め計13名による陳述会を非公開で実施 (H28. 12. 1)	<p>① H29. 1. 13</p> <p>② 一部棄却・一部却下</p> <p>③ いずれも適正に事務処理されており違法性及び不当性は認められない。 情報漏洩に対する請求人の主張は客観的な理由が示されているとは認められなかったので却下し、その他の主張については、請求人の主張に理由がないものと認め請求を棄却する。</p>	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無					
愛知県	西尾市	<table border="1"> <tr> <td>① 市長</td> <td rowspan="3">H29. 3. 27</td> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3">請求人本人による陳述会を 非公開で実施 (H29. 4. 12)</td> <td>① H29. 5. 12</td> <td rowspan="3">無</td> </tr> <tr> <td>② 違法又は不当な契約の締結、履行 (A弁護士に市のPFI事業契約に関する「セカンド・オピニオン業務に係る法律事務」を委任し、その手数料として金400万円（税込432万円）を支払うとの契約を締結した。その手数料の金額は、時間制で見積もられた同弁護士作成の見積書に基づいて合計112時間と算定されており、出張旅費の実費を加えて400万円が算出されていた。)</td> <td>② 棄却</td> </tr> <tr> <td>③ 1時間あたり3万5千円の手数料が支払われるこ とになっており、ただ電車に乗っているだけでも 高額の手数料が支払われることになり、法律事務 手数料の金額としては、高額に過ぎる。よって、 市長はA弁護士に対して216万円の返還を求めるこ と、また、それをしないとき、またはできないとき は、市長が自ら市に対して同金額の支払いをす ることを求める請求。</td> <td>③ 特命随意契約の妥当性、 セカンド・オピニオン業務 の実績、契約金額の妥当性 を着眼点に監査した結果、 いずれも適正に事務処理さ れており違法性及び不当性 は認められないと結論づ け、このことから、請求人 の主張には理由がなく、措 置する必要は認められない ということで、請求を棄却 する。</td> </tr> </table>	① 市長	H29. 3. 27	1	請求人本人による陳述会を 非公開で実施 (H29. 4. 12)	① H29. 5. 12	無	② 違法又は不当な契約の締結、履行 (A弁護士に市のPFI事業契約に関する「セカンド・オピニオン業務に係る法律事務」を委任し、その手数料として金400万円（税込432万円）を支払うとの契約を締結した。その手数料の金額は、時間制で見積もられた同弁護士作成の見積書に基づいて合計112時間と算定されており、出張旅費の実費を加えて400万円が算出されていた。)	② 棄却	③ 1時間あたり3万5千円の手数料が支払われるこ とになっており、ただ電車に乗っているだけでも 高額の手数料が支払われることになり、法律事務 手数料の金額としては、高額に過ぎる。よって、 市長はA弁護士に対して216万円の返還を求めるこ と、また、それをしないとき、またはできないとき は、市長が自ら市に対して同金額の支払いをす ることを求める請求。	③ 特命随意契約の妥当性、 セカンド・オピニオン業務 の実績、契約金額の妥当性 を着眼点に監査した結果、 いずれも適正に事務処理さ れており違法性及び不当性 は認められないと結論づ け、このことから、請求人 の主張には理由がなく、措 置する必要は認められない ということで、請求を棄却 する。
① 市長	H29. 3. 27	1	請求人本人による陳述会を 非公開で実施 (H29. 4. 12)				① H29. 5. 12		無			
② 違法又は不当な契約の締結、履行 (A弁護士に市のPFI事業契約に関する「セカンド・オピニオン業務に係る法律事務」を委任し、その手数料として金400万円（税込432万円）を支払うとの契約を締結した。その手数料の金額は、時間制で見積もられた同弁護士作成の見積書に基づいて合計112時間と算定されており、出張旅費の実費を加えて400万円が算出されていた。)							② 棄却					
③ 1時間あたり3万5千円の手数料が支払われるこ とになっており、ただ電車に乗っているだけでも 高額の手数料が支払われることになり、法律事務 手数料の金額としては、高額に過ぎる。よって、 市長はA弁護士に対して216万円の返還を求めるこ と、また、それをしないとき、またはできないとき は、市長が自ら市に対して同金額の支払いをす ることを求める請求。				③ 特命随意契約の妥当性、 セカンド・オピニオン業務 の実績、契約金額の妥当性 を着眼点に監査した結果、 いずれも適正に事務処理さ れており違法性及び不当性 は認められないと結論づ け、このことから、請求人 の主張には理由がなく、措 置する必要は認められない ということで、請求を棄却 する。								

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	西尾市	<p>① 市長</p> <p>② 違法又は不当な公金の支出 (新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクトにより建設される、きら市民交流センター（仮称）支所棟は、公共建築物として必然的に最良の耐震性能を想定した建築物でなければならない。さらに、国土交通省告示第1318号を準拠しなければならないが、市はそれを行っていない。 すなわち、当該事業は「全ての国民は個人として尊重され、生命、財産、自由、社会保障等の権利を保証される」とした、憲法第13条及び第25条の精神に違反している。)</p> <p>③ 現在進行中の支所棟建設工事について、不明朗、不都合な点が改善されるまで、全面的に停止すること、それができない場合、市は株式会社Aに対しての全ての支出を停止すること、既に支出している場合は、Aに対して全額返還を求めること、又、それに伴う損害賠償が発生した場合には、市長はその責任において、自己返済することを求める請求。</p>	H29. 6. 5	7	請求代表人始め3名による 陳述会を非公開で実施 (H29. 6. 15)	<p>① H29. 7. 24</p> <p>② 一部棄却・一部却下</p> <p>③ PFI事業により新設される吉良支所等の防災対策について違法性及び不当性は認められないため、SPCに支払われた平成28年度及び平成29年度の支出は適法な支出である。 したがって、吉良支所等に係る防災対策について、責任の所在が不明確である点及び市は地震対策について全く検証していないという請求人の主張には理由がないものと認め請求を棄却し、南海トラフ特別措置法及び国土交通省告示第1318号に対する請求を却下する。</p>	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	西尾市	<p>① 市長</p> <p>②</p> <p>一 (消防車両点検の目的は、緊急出動に備えて、何らの異常もない状態を常に保持しておくことであるが、現状は緊急出動、セレモニー、各種訓練で車両を使用しても、事後に点検をしないケースが多い。車両を使用してもいないので、点検のみを単独で実施、また、車両を使用しない訓練で、事後に点検を実施したケースが散見される。 点検の実施ルール（実施サイクル、どのような場合にするか）の規定もなく、思いつきとしか思えない実施例が多い。)</p> <p>③ 市長に対し消防団の車両検について、目的の明確化として内容の改善措置をすることを求める請求。</p>	(H29. 12. 15)	1		<p>① H30. 1. 10</p> <p>② 却下（不受理）</p> <p>③ 住民監査請求の対象（財務会計上の行為の限定・法令に違反もしくは行政目的上不適当等事実の記載）を具体的に摘示していないため。</p>	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	西尾市	<p>① 市長</p> <p>② 違法又は不当な契約の締結、履行 (弁護士を代理人に立て特別目的会社に工事の中止書を出した行為及び弁護士が記者会見において説明した行為は、市と弁護士との間で締結した「西尾市方式PFI検証顧問弁護士委託契約書」の規定に違反する。 変更契約書で追加された「代理人業務」は、地方公共団体の委託業務に適さないものと考えられ不当な契約である。)</p> <p>③ 契約の解除・委託料の支払停止及び既に支払われている場合は返還を求める事と、変更契約書において「代理人業務」が無効であることを認める事、関係者を更迭することを求める請求。</p>	H30.1.19	1	請求人本人による陳述会を 非公開で実施 (H30.1.22)	<p>① H30.3.5</p> <p>② 棄却</p> <p>③ 「交渉等についての一切」は委任契約により代理人に委任されていた。また、代理人が市の意向に沿った交渉を行うよう、市と代理人との間で調整、報告がなされていたことが確認できた。したがって、当該委任及び当該契約は、代理人が単独で相当程度の裁量を行使又は公の意思を形成若しくは利害関係に影響するような判断をする行為を代理人に委任したものではない。 よって、監査対象事項において、違法性及び不当性は認められない。 以上のことから、請求人の主張に理由がないものと認め請求を棄却する。</p>	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	西尾市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 (新たな官民連携手法（西尾市方式による公共施設再配置第1次プロジェクトに係る特定事業契約書覚書の「特別目的会社の維持及び組成に関する対価（PFI事業サービス対価）」)は、単に年度毎の支払計画書に過ぎず、維持組成費の内訳が示されたものではないため、維持組成費が何のために必要であるか、この金額が適切であるかを確認することはできない。 また、SPCへ支出した維持組成費が何に使われたかの市の検査は、資料を見る限り行われた形跡がなき。 ③ 市長選挙の告示日に、SPCはフルカラーの広告を新聞各紙に折り込んでおり、この経費は市が支払った維持組成費から支出された可能性が高い。 よって、市はSPCに対し平成28年度及び29年度に支払った維持組成費の返還を求めるることを求める請求。	(H30. 2. 22)	18		① H30. 3. 13 ② 却下（不受理） ③ 違法性もしくは不当性について具体的な理由が示されておらず、要件を具備しているとは認められない。	無
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 違法な要綱に基づく助成金の交付 ③ 助成金の即時取消し、要綱の廃止及び助成金の不當使用分の返還	H28. 12. 2	1	陳述の機会 H28. 12. 15 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① H28. 12. 28 ② 棄却（一部却下） ③ 請求人の主張には、理由がなく、措置の必要は認められない。	無
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 誤った会計処理に基づく助成金の交付 ③ 助成金交付による不当利得分の返還及び関係職員への賠償請求	H29. 9. 4	1	陳述の機会 H29. 9. 19 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① H29. 10. 20 ② 棄却（一部却下） ③ 請求人の主張には、理由がなく、措置の必要は認められない。	無
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 不備な計画に基づく助成金交付請求による前払い ③ 助成金請求の詳細な計画書の再提出及び助成金の前払いの禁止	H29. 9. 4	1	陳述の機会 H29. 9. 19 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① H29. 10. 20 ② 棄却（一部却下） ③ 請求人の主張には、理由がなく、措置の必要は認められない。	無
愛知県	犬山市	① 市長 ② 違法な契約の締結（売買・寄付）、財産管理を怠る事実。 ③ 取得した土地を宗教団体へ無償譲渡する措置を求める。	H29. 6. 7	1	H29. 7. 3 口頭陳述	① H29. 8. 2 ② 棄却 ③ 違法若しくは不當に財産の管理を怠る事実に該当しない。 売買契約及び寄付は、期間経過により監査の対象外とする。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	小牧市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（公用車は、市の行政上 必要な業務以外に使用することはできない） ③ 違法・不当に支出した公金の返還	H28. 8. 17	5	H28. 8. 31 口頭陳述	① H28. 9. 30 ② 棄却 ③ 違法、不当な支出であると の請求人の主張には理由が ない	無
		① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（出張旅費の支出は違 法、不当な財務会計行為である） ③ 違法・不当に支出した公金の返還				① H29. 2. 17 ② 棄却 ③ 違法、不当な支出であると の請求人の主張には理由が ない	
		① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 返還請求				① H29. 7. 14 ② 棄却 ③ 違法又は不当に支出した事 実はない	
愛知県	新城市	① 市長 ② 新庁舎建設事業用地外の物件移転補償 ③ 物件移転補償金の返還請求	H29. 5. 26	1	H29. 6. 19 口頭陳述	① H28. 11. 25 ② 一部却下、一部棄却 ③ 期間途過、事実無根	有
		① 市長 ② 公民館に併設していた商工会館について、公民館 の取り壊しの際に商工会に移転補償費を支払うこと。 ③ 商工会館分の移転補償費等の支払いは不当に当た るため、その分の費用の支払いを執行しない事を 勧告することを請求。				① H29. 1. 6 ② 措置の必要性を認めない。 ③ 違法性はなく、措置の必要 性が認められないため。	
		① 市長 ② 小学校等建て替えについて、PFI事業にて契約 をした。 ③ 禁止されている一括下請負に該当するため、約款 を見直し、契約を成さないよう市長へ勧告するこ とを請求。				① H29. 2. 23 ② 棄却 ③ 建設業法に違反する事実は 確認できず、また、その措 置の必要性も認められない ため。	
愛知県	高浜市	① 市長 ② 商工会館の部屋を他者へ貸し付けていた。 ③ 非課税である商工会館だが、他者へ部屋を貸し付 けている期間の固定資産税を商工会へ課税するよ う市長に勧告することを請求。	H29. 1. 12	7	H29. 2. 3 口頭陳述	① H29. 7. 20 ② 合議不成立 ③ 借主は他者に当たるか否か について、監査委員の意見 が一致しなかったため。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	高浜市	①市長 ②商工会館解体工事費を市が負担した。 ③商工会に対して、商工会館解体工事費の負担を求 めることを市長に勧告することを請求。	H29. 11. 28	7	請求人が陳述を希望しな かった。	① H30. 1. 12 ② 捨却 ③ 解体工事費を以て補償費の 支払いの代わりとしている ため、その事を以て違法と 判断することは困難であ り、請求人の主張する措置 の必要性が認められないた め。	有
愛知県	岩倉市	①市長 ②補助金の賦課、徴収を怠る行為 ③対象事業者に対し、補助金の返還を求めるこ と	H30. 2. 9	1	H30. 2. 20 口頭陳述	① H30. 3. 29 ② 勧告 ③ 市長に対し、対象事業者及 び関係職員に補助金の返還 を求めるこ	有
愛知県	愛西市	①市長 ②市長の親族から市への乗用車の寄贈 ③乗用車の返却、市長に対して損害賠償請求を行 う等	(H29. 2. 6)	1		① H29. 3. 10 ② 却下 ③	無
愛知県	愛西市	①市議会議員 ②自身の関係するNPO法人の職員等を自身の選挙運 動に動員 ③そのNPO法人への業務委託停止等	(H29. 2. 6)	1		① H29. 3. 10 ② 却下 ③	無
愛知県	愛西市	①市長 ②公用車の私的使用(平成27年度分) ③公用車の摩耗代、ガソリン代等の返還等	(H29. 2. 13)	1		① H29. 3. 31 ② 却下 ③	無
愛知県	愛西市	①市長 ②公用車の私的使用(平成27年度分) ③公用車の摩耗代、ガソリン代等の返還等	(H29. 4. 12)	1		① H29. 5. 15 ② 却下 ③	無
愛知県	愛西市	①市長 ②公用車の私的使用(平成28年度分) ③公用車の摩耗代、ガソリン代等の返還等	H29. 6. 24	1	1日 郵送により陳述日時を通知	① H29. 8. 18 ② 捨却 ③	無
愛知県	弥富市	①市議会議員 ②違法・不当な公金の支出差止め勧告請求 ③市議会議員の行政視察の観光目的部分に要した費 用分の返還勧告請求	H29. 9. 11	1	(期日) H29. 10. 11 (方法) 口頭陳述	① H29.11. 9 ② 捨却 ③ 今回の請求内容について 財務会計上の行為に違法 性が認められないため棄却	無
愛知県	弥富市	①市長 ②違法・不当な公金の支出差止め勧告請求 ③新庁舎事業に係る代替地の地中埋設物撤去費用分 の返還勧告請求	H29. 12. 5	6	(期日) H29. 12. 12 (方法) 口頭陳述	① H30. 2. 1 ② 捨却 ③ 今回の請求内容について 財務会計上の行為に違法 性が認められないため棄却	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	弥富市	①市長 ②違法・不当な公金の支出差止め勧告請求 ③新庁舎事業に係る代替地の不動産鑑定評価が不適切であり、弥富市が被った被害を補填するために必要な措置を講ずべく勧告を求める請求	H30. 1. 22	5	(期日) H30. 2. 5 (方法) 口頭陳述	① H30. 3. 19 ② 棄却 ③ 今回の請求内容について財務会計上の行為に違法性が認められないため棄却	無
愛知県	弥富市	①市議会議員 ②違法・不当な公金の支出差止め勧告請求 ③市議会選挙において、公費で支払われた請求内容の過大支払分の返還勧告請求	H28. 5. 10	1	(期日) H28. 6. 14 (方法) 口頭陳述	① H28. 7. 8 ② 棄却 ③ 今回の請求内容について財務会計上の行為に違法性が認められないため棄却	無
愛知県	長久手市	①市長 ②違法な契約の締結（陸橋の工事設計業務委託） ③陸橋の幅員の決定過程に瑕疵があり、当該設計費は正当性に疑念があり不當である。	H28. 5. 20	1	H28. 6. 8 口頭陳述	① H28. 6. 24 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	無
愛知県	長久手市	①市長 ②不適切な不動産鑑定額で売却し、市に損害を与えた。 ③再度、不動産鑑定を行い、関係職員は差額を補填することを求める。	H29. 12. 11	1	H29. 12. 26 口頭陳述	① H30. 2. 7 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。 市に損害はない。	無
愛知県	豊山町	①総務部長 ②再任用制度の管理職手当支給について ③再任用制度の管理職手当支給が不当	(H30. 3. 9)	1		① H30. 5. 2 ② 却下（不受理） ③ 242条の請求要件を欠く	無
愛知県	阿久比町	①町長 ②不当な公金の支出（町道工事における勤務実態が疑われる交通誘導員の賃金相当分） ③町長及び職員に対する損害賠償請求	(H28. 12. 2)	1		① H28. 12. 14 ② 却下（不受理） ③ 要件を満たしていない	無
愛知県	阿久比町	①町長 ②違法不當な契約の締結及び公金の支出（土地賃貸借契約における過大な賃料） ③返還等の損害を補填するための必要な措置	H28. 12. 6	1	請求人から希望しない旨の連絡により実施せず	① H29. 1. 25 ② 棄却 ③ 請求に理由がないと認めたた	無
三重県	津市	①市長 ②違法な契約の締結（契約のもとになる事業計画の不合理性） ③市長及び担当課長への損害賠償請求	(H28. 6. 27)	9	H28. 8. 3 口頭陳述	① H28. 8. 18 ② 却下 ③ 一事不再理	有
三重県	津市	①市長 ②不当な補助金の支出 ③市が損害を受けた額について相手方への損害賠償請求	H28. 9. 6	1		① H28. 9. 16 ② 取下げ ③ 取下書の提出	無
三重県	津市	①市長 ②不当な補助金の支出 ③市が損害を受けた額について相手方への損害賠償請求	(H28. 9. 30)	1	H28. 11. 7 口頭陳述	① H28. 11. 22 ② 却下 ③ 期間超過	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
三重県	津市	①市長 ②違法な契約の締結（事業者の不正な選定） ③市が損害を受けた額について相手方への損害賠償請求	H29. 3. 31	1	H29. 4. 24 口頭陳述	①H29. 5. 25 ②棄却 ③違法な契約ではない。	有
三重県	松阪市	①市長、教育長 ②市に不利益となる建設計画 ③予算執行および計画の差し止め	(H28. 4. 19)	1		①H28. 5. 2 ②却下 ③相当な確実さをもって予測 される場合にあたらない。	無
三重県	松阪市	①市長、教育長 ②不当な積算根拠による建設計画 ③適正な事業の執行及び予算構築	(H28. 9. 6)	1		①H28. 9. 13 ②却下 ③具体的な財務会計上の行為 に該当しない。	無
三重県	松阪市	①市長 ②法定外公共物の不当な管理及び売却について ③不当な財産管理及び売却を行い、市に損失を与えた職員に対する措置。	(H30. 2. 19)	1		①H30. 2. 28 ②却下 ③当該行為のあった日又は終 わった日から1年を超えて いる。	無
三重県	松阪市	①市長 ②法定外公共物の管理を怠っている事実 ③不法占拠物件の撤去及び明渡しの命令等しかるべき措置	H30. 2. 20	1	(欠席) 口頭陳述	①H30. 4. 17 ②勧告 ③占有物の撤去及び明渡し命令と官民境界の早期確定	無
三重県	松阪市	①市長 ②補助金の返還請求を怠る事実 ③再調査と補助金の適正化	H30. 3. 1	1	H30. 4. 13 口頭陳述	①H30. 4. 27 ②勧告 ③正しい補助金額の算出と規 則に基づく措置	無
三重県	桑名市	①市長 ②賦課・徴収を怠る事実（特定の地域に対し都市計画税を賦課していない） ③該当区域内の土地・家屋に対する都市計画税の賦課及び徴収	H28. 8. 18	1	H29. 9. 1 口頭陳述	①H28. 10. 11 ②棄却 ③賦課・徴収を怠る事実はなく、違法性は認められない	無
三重県	桑名市	①市長 ②不当な公金の支出（津波想定区域での新病院建設に支出する公金は不當） ③新病院建設に関する予算の執行停止	H29. 3. 1	1	H29. 3. 28 口頭陳述	①H29. 4. 7 ②棄却 ③事業の実施に関する公金の 支出について妥当性を欠く 事由はない	無
三重県	桑名市	①市長 ②違法な出金（不適切な事務処理により発生した費用） ③・事務に関わった職員の指導、処分 ・後見人申請費用の返還 ・生活保護費の返還	H30. 2. 9	1	H30. 2. 26 口頭陳述	①H30. 3. 28 ②一部却下一部棄却 ③不適法な請求（期間徒 過）、また違法な出金は認 められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 土地の所有者が市道を不法占拠しており、行政が公有財産の管理を怠っている。 ③ 市道管理行政部門に対しての処分と、所有権の復元返還請求等を求める。	(H28. 5. 20)	1		① H28. 7. 7 ② 却下 ③ H25. 6. 24の住民監査請求と同じ内容である	無
		① 市長及び支出手続き担当者 ② 土地買収にかかる契約行為について ③ (1) ①土地売買契約行為にかかる過程が違法又は不当、②土地売買契約単価が違法又は不当 (2) 確定測量の未実施に売買は財産管理として違法又は不当				① H28. 12. 1 ② 一部却下及び一部棄却	
						③ ①却下理由は財務会計上1年を経過しているため。 ②財産管理上の怠る事実について、請求人の主張内容が是認できないため。	
三重県	尾鷲市	① 市長	H28. 10. 11	1	①10月25日陳述実施の通知 ②11月1日までを陳述書の提出期限とする。 ③11月4日公開により陳述を実施	① H28. 12. 1 ② 一部却下及び一部棄却	有
		② (1) X氏が法第92条の2に抵触するにもかかわらず、亀山市長が専決処分により同人を亀山市市議会議員から失職させなかつたことの当否について (2) X氏は法第127条の規定により失職する立場にあるにもかかわらず、亀山市長が同人に対する議員報酬の支払いに係る支出命令を行つたのは、不当な公金の支出に当たるため、その返還を求める旨の請求について				③ ①却下理由は財務会計上1年を経過しているため。 ②財産管理上の怠る事実について、請求人の主張内容が是認できないため。	
		③ 現職の亀山市市議会議員であるX氏が一般社団法人亀山市観光協会(以下「協会」という。)の理事に就任しており、議員と協会の理事を兼業している状態となっていることから、法第92条の2に抵触し、法第127条により失職となるにもかかわらず、亀山市長が法第179条に基づく専決処分により同人を亀山市市議会議員から失職させることなく、同人への議員報酬の支払いを決定したことは不当な公金の支出であるとして、専決処分による議員の失職及び議員報酬の市への返還を求める旨の請求である				① H29. 6. 1 ② 却下及び棄却 ③ 対象外及び理由なし	
三重県	亀山市	① 市長 ② 地方税法の規定期間を超えた市税還付金等の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H29. 4. 7	1	H29. 5. 12 相互立会による陳述の機会を設けた。	① H29. 6. 1 ② 却下及び棄却 ③ 対象外及び理由なし	無
						① H29. 5. 15 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性があるとは言えない	
						① H29. 5. 15 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性があるとは言えない	
三重県	熊野市	① 市長 ② 地方税法の規定期間を超えた市税還付金等の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H29. 3. 27	1	H29. 4. 19 口頭陳述	① H29. 5. 15 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性があるとは言えない	有
		① 市長 ② 不当な債務の負担 ③ 売買代金支出差止め、市長に対する損害賠償請求				① H28. 9. 27 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	
						① H28. 9. 27 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	
三重県	伊賀市	① 市長 ② 不当な債務の負担 ③ 売買代金支出差止め、市長に対する損害賠償請求	H28. 7. 27	3	H28. 8. 31 口頭陳述	① H28. 9. 27 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
						① H28. 9. 27 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	
						① H28. 9. 27 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
三重県	伊賀市	① 執行機関 ② その行為又は怠る事実が違法又は不当 ③ 施設を廃止した職員の処分と施設の復活	(H28. 11. 30)	5		① H28. 12. 28 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為ではない	無
三重県	伊賀市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 暫定的停止勧告	H29. 12. 13	1	H29. 12. 13 本人へ口頭により説明（同日、本人から陳述希望しない意思表示あり） H29. 12. 21 陳述希望しない旨の文書を受領	① H30. 2. 7 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
三重県	東員町	① 職員 ② 障害者就労支援業務委託の契約、臨時職員の代休取得 ③ 地方自治法及び財務規則等から見ても、違法、不当な行為である	H28. 8. 10	1	1日、登庁	① H28. 10. 5 ② 棄却 ③ 請求人の主張にはいずれも理由がなく、違法、不当な行為であると言えない	無
三重県	菰野町	① 町長 ② 不要な水道工事の賠償、違法に処分されたミネラルウォーター相当額の返還 ③ 町長に対する損害賠償請求	H28. 4. 28	2	H28. 5. 27 証拠書類の提出及び陳述	① H28. 6. 24 ② 棄却、一部却下、一部棄却 ③ 必要性がないとは認められない、請求人の主張には理由がない等	有
滋賀県	大津市	① 市長及び職員 ② 財産の管理を怠る事実（中心市街地の活性化を図っていない。） ③ 市長及び職員に対して、報酬・給与の全部又は一部を返還を請求	H28. 4. 21	1		① H28. 4. 27 ② 取り下げ ③ 請求人の都合による	無
滋賀県	大津市	① 市長 ② 不当な公金の支出（根拠のない契約額に基づく支出） ③ 相手方に対する一部変換請求	H28. 11. 17	1	H28. 12. 2 口頭陳述	① H29. 1. 16 ② 棄却 ③ 契約額は妥当であることが疎明されたものと認めた	無
滋賀県	大津市	① 市長及び職員 ② 違法又は不当な契約に基づく支出 ③ 違法な支出をした当該団体に対する返還請求及び市が違法な契約を締結し支出した決裁権者への損害賠償請求	H29. 4. 28	11	H29. 5. 30 口頭陳述	① H29. 6. 23 ② 一部却下、一部棄却 ③ 一部却下：要件を満たさない（請求期間超過） 一部棄却：団体が違法支出した事実はなく、また市の当該契約には違法性はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
滋賀県	大津市	①市長及び職員 ②違法な支出をした団体に対する返還請求求 ③	H29. 5. 30	6	H29. 6. 19 口頭陳述	①H29. 7. 26 ②棄却 ③契約に違法性はない	無
滋賀県	彦根市	①市長 ②違法・不当な財務会計上の行為 ③財務会計上の行為の差し止め、違法行為に基づく 損害賠償請求	H29. 1. 23	1	H29. 2. 20 口頭陳述	①H29. 3. 23 ②棄却 ③違法または不当な行為ではない。	有
滋賀県	彦根市	①市長 ②違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実 違法・不当に財産の管理を怠る事実 ③市が支出した費用の全額を原因者に求める	H29. 4. 5	6	H29. 4. 21 口頭陳述	①H29. 5. 29 ②棄却 ③違法または不当な行為ではない。	有
滋賀県	彦根市	①市長 ②違法・不当に財産の管理を怠る事実 違法・不当な公金の支出 ③違法または不当な財務会計上の行為の差し止め	(H29. 10. 3)	5	H29. 10. 23 口頭陳述	①H29. 11. 28 ②却下 ③請求は要件を満たさない不 適法なもの	有
滋賀県	長浜市	①都市建設部道路河川課及び関係課 ②道路の財産管理 ③管理道路の復旧、今後の市道路線内外にある上下 水道等の施設の維持についての説明、占用料の適 切な徴収処理	H30. 3. 27	1	H30. 4. 18 口頭陳述	①H30. 5. 24 ②一部却下、一部棄却 ③請求人の主張に理由がない ため	無
滋賀県	近江八幡市	①市長 ②不当な支出 ③「基本計画に基づく今後の庁舎整備基本計画・実 施設計のための支出とそれを基に進められる庁舎 整備事業に関する支出は不当な支出であって、 行なはないと市長への勧告を求める」	H28. 6. 7	4	H28. 6. 23 口頭陳述	①H28. 8. 5 ②棄却 市の新庁舎計画に関わる市 の本件各支出については、 氏の裁量権の濫用又は逸脱 があるとは言えず、本件各 支出が違法・不当とは言え ないため、請求人らの主張 には理由がなく、本件請求 は棄却した。	有
滋賀県	草津市	①市長 ②違法不当な支出（市まちづくり協議会交付金規則 に違反） ③交付金の返還、当該交付金について全まちづくり 協議会の会計監査、確実にチェックする仕組みの 確立	H28. 9. 12	5	H28. 10. 7 口頭陳述	①H28. 11. 10 ②棄却（一部却下） ③違法不当な支出であったと は言えない（棄却）。非財務 会計行為等（却下）。	無
滋賀県	守山市	①市民 ②水道料金の表示が、外税となっていること。 ③外税表示を削除すること。	(H29. 5. 10)	1		①H29. 5. 29 ②却下 ③同一住民から同一内容の請求	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
滋賀県	高島市	① 市長 ② ・違法な支出行為（補助金等に係る支出が、地方自治法等に照らし、違法不当である。） ・公金の賦課徴収を怠る事実（固定資産税の誤った減免手続きによる課税漏れおよび課税通報を怠ったことによる住民税の課税漏れがある。） ③ 補助金等返還措置請求、固定資産税及び住民税の賦課徴収措置請求	H29. 8. 3	1	H29. 8. 28 口頭陳述	① H29. 9. 29 ② 棄却 ③ ・補助金等支出行為に違法性、不当性はない。 ・賦課徴収を怠る事実はない。	無
滋賀県	高島市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実（家屋の未評価による課税漏れおよび土地の地目認定誤りによる課税誤りがある。） ③ 固定資産税の適正な賦課徴収措置請求	H29. 9. 28	1	H29. 11. 2 口頭陳述	① H29. 11. 21 ② 棄却 ③ 賦課徴収を怠る事実はない。	無
滋賀県	米原市	① 市長、経済環境部長、商工観光課職員 ② 違法または不当な財産管理 ③ 財産の原状回復、費用負担など	H28. 6. 7	1	H28. 7. 4 証拠提出、口頭陳述	① H28. 8. 4 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
滋賀県	米原市	① 市長 ② 違法または不当な契約、財産管理を怠る事実 ③ 指定管理の取り消し、指定管理料の返還措置	H29. 4. 5	138	H29. 5. 12 証拠提出、口頭陳述	① H29. 6. 1 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
京都府	京都市	① 市長 ② 財産管理を怠る事実（市有財産の無償貸与に係る使用料不徴収） ③ 使用料の徴収	(H28. 7. 4)	1		① H28. 7. 22 ② 却下 ③ 違法又は不当の根拠が示されていない。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（都市計画事業に係る支出） ③ 支出の差止め及び市長に対する損害賠償請求	H28. 12. 12	1366	H29. 1. 16 口頭陳述	① H29. 2. 8 ② 棄却 ③ 当該支出に違法又は不当な点はない。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 違法な公金の支出（補助金の支出） ③ 市長に対する損害賠償請求	(H28. 12. 28)	1		① H29. 2. 24 ② 却下 ③ 違法又は不当の根拠が示されていない。	有
京都府	京都市	① 教育長 ② 違法な学校施設の使用許可 ③ 許可の取消し及び原状回復	(H29. 1. 24)	5		① H29. 2. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 違法な公金の支出（市長に対する退職手当の支出） ③ 市長に対する不当利得返還請求	H29. 1. 25	1	申出なし	① H29. 3. 24 ② 棄却 ③ 当該支出に違法又は不当な点はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
京都府	京都市	①市長 ②公金の徴収を怠る事実（個人情報開示請求に係る 公文書の写しの作成費用の徴収を怠る事実） ③相手方に対する当該費用（50円）の請求	(H29. 5. 12)	1		①H29. 7. 10 ②却下 ③住民監査請求の対象とはな らない。	無
		①市長 ②個人情報開示請求に当たり、作成した公文書の写 しを廃棄したことは違法、不当である。 ③職員に対する損害賠償請求				①H29. 7. 10 ②却下 ③財務会計上の行為でない。	
		①市長 ②財産の管理を怠る事実（里道敷の不法占有を放置 している） ③不法占用者に対する状況に応じた実効性のある指 導、措置の実施				①H29. 7. 10 ②棄却 ③財産の管理を怠る事実はな い。	
京都府	京都市	①市長 ②公金の徴収を怠る事実（政務活動費に係る不当利 得返還請求を怠る事実） ③議員に対する不当利得返還請求	H29. 5. 17	1	申出なし	①H29. 7. 31 ②棄却 ③不当利得は存しない。	有
		①市長 ②公金の徴収を怠る事実（政務活動費及び政務調査 費に係る不当利得返還請求を怠る事実） ③議員に対する不当利得返還請求				①H29. 10. 30 ②棄却 ③不当利得は存しない。	
		①市長 ②違法な公金の支出（市長に対する退職手当及び期 末手当の支出） ③市長に対する不当利得返還請求				①H29. 12. 4 ②棄却・一部却下 （一部却下部分） ・同一請求人による再度の 監査請求 ③監査請求期間の徒過 (棄却部分) 当該支出に違法又は不当な 点はない。	
京都府	京都市	①市長 ②違法又な公金の支出（補助金の支出） ③支出の差止め及び相手方に対する不当利得返還請 求	H29. 10. 19	1	申出なし	①H29. 12. 18 ②棄却 ③当該支出に違法又は不当な 点はない。	有
		①市長 ②公金の徴収を怠る事実（政務活動費に係る不当利 得返還請求を怠る事実） ③議員に対する不当利得返還請求				①H30. 5. 24 ②棄却 ③不当利得は存しない。	
		①職員 ②公金の徴収を怠ったこと（適正を欠く手数料の徴 収） ③職員に対する損害賠償請求				①H29. 10. 23 ②棄却 ③違法性があるとは認めら いため。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
京都府	亀岡市	① 亀岡市長外7名 ② 違法、不当な公金の支出に係る返還請求 ③ ・亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議の開催等に要した経費の支出は違法または不当であるため、総額を亀岡市に返還すべきである。	H28. 7. 21	1	H28. 8. 23（口頭陳述）	① H28. 9. 20 ② 棄却 ③ 所定の手続きに基づく適正な支出であったため棄却。	無
京都府	亀岡市	① 亀岡市長 ② 公金支出の差止め ③ ・京都府と亀岡市が進めようとしている「京都スタジアム（仮称）整備事業」に関する公金支出の差止めを求める。	H29. 6. 23	140	H29. 7. 31（口頭陳述）	① H29. 8. 21 ② 棄却 ③ 差止めを求めるまでの違法又は不当とするに足りる事由は認められないため棄却。	有
京都府	亀岡市	① 亀岡市長等 ② ・不履行分の委託料返還請求及び損害賠償請求 ・平成30年度における同契約締結の差止め ③ ①不完全履行を承知の上で委託料の全額を支払ったことは違法又は不当な支払いである。 ②平成29年度以前から不完全履行の事実を知りながら、特命随意契約で契約を締結したことは違法又は不当な契約である。 ③不完全履行にも関わらず委託料の全額を前払いし続けていた支出命令は、違法又は不当な支出命令である。 ④不完全履行にも関わらず支払った委託料の返還請求を行わないことは怠る事実である。 ⑤契約不履行部分の補完措置を市の負担において行いながら、受託者にその経費を求償しないことは怠る事実である。 ⑥平成30年度にも同様の契約を締結し、委託料が全額支払われる可能性があるため、契約締結の差止め等の必要な措置を求める。	H30. 3. 26	5	H30. 4. 16（口頭陳述）	① H30. 5. 24 ② 棄却 ③ ①～③違法又は不当な事項は認められないため棄却。 ④準委託契約と本件委託契約の業務の性質上、受託者の委託業務の履行が不完全履行であったとは言えないため棄却。 ⑤補完措置は本件委託契約の委託業務の範囲外である市独自の業務として行われているため棄却。 ⑥平成30年度において受託者が委託契約に基づく委託業務を怠るという具体的な根拠がないため棄却。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
京都府	亀岡市	<p>① 亀岡市長等</p> <p>② ・行政財産を適正に管理することを怠った事実 ・違法、不当な公金支出に係る返還請求 ・平成30年度における同契約締結の差止め</p> <p>③ ①市が財産を適正に管理する義務を怠っている。 ②本件施設の管理に係る委託料の支払は違法である。 ③本件施設に係る光熱水費の一部を市が負担しているが、市が負担すべきものではなく、違法である。 ④平成30年度も従来どおり管理費を支払う可能性が高いので、委託契約の締結差止めを求める。</p>	H30. 3. 28	1	H30. 4. 16 (口頭陳述)	<p>① H30. 5. 24</p> <p>② 一部却下 一部棄却</p> <p>③ 市は施設の使用について使用料を徴収する根拠を有しておらず、市に損害は生じていない。よって、住民監査請求の対象とはならないため却下する。 ②違法又は不当とする理由がないため棄却。 ③使用者に対し光熱水費の使用料を求める条例等の根拠はなく、違法又は不当とする理由がないため棄却。 ④平成30年度において管理業務を怠るという具体的な根拠がないことから、請求人の主張には理由がないため棄却。</p>	無
京都府	城陽市	<p>① 教育長・教育部長・教育部次長・文化・スポーツ推進課長（文化体育振興課長）</p> <p>② 指定管理施設における裁量権を逸脱した不当行為及び指定管理料の不当な支出</p> <p>③ 市への損害額の損害賠償及び指定管理料の返還</p>	(H29. 2. 27)	1		<p>① H29. 3. 24</p> <p>② 却下</p> <p>③ 請求要件を欠いており不適格</p>	無
京都府	城陽市	<p>① 城陽市長</p> <p>② 違法な財産処分による契約に伴う不当な公金の支出及び債務の負担</p> <p>③ 建物の売却及び敷地の無償貸与の契約の締結及び履行の停止</p>	H30. 1. 22	1	H30. 2. 2 口頭陳述	<p>① H30. 2. 20</p> <p>② 弃却</p> <p>③ 違法又は不当な公金支出に当たらない</p>	有
京都府	城陽市	<p>① 城陽市長</p> <p>② 違法な財産処分による契約に伴う不当な公金の支出及び債務の負担</p> <p>③ 建物の売却及び敷地の無償貸与の契約の締結及び履行の停止</p>	H30. 1. 22	3	H30. 2. 2 口頭陳述	<p>① H30. 2. 20</p> <p>② 弃却</p> <p>③ 違法又は不当な公金支出に当たらない</p>	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
京都府	向日市	①市長及び財産区管理者 ②財産区行政の正常化 ③①市役所内への財産区管理会事務室の設置 ②財産区特別会計の財産区管理者への引き渡し ③財産区事務を寺戸財産区管理会に委任 ④共同墓地の管理を財産区管理会に委任 ⑤財産区事務を財産区管理会に委任するための行 政手続きの実施 ⑥財産区、墓地委員会、連合自治会の法律上の関 係についての説明	(H29. 8. 9)	1		① H29. 8. 14 ② 却下 (不受理) ③ 本請求は法に規定されてい る項目に該当しないため。	無
京都府	木津川市	①市長 ②違法な財産取得 ③市長に対する損害賠償請求	H29. 3. 14	18	H29. 4. 6 口頭意見陳述	① H29. 5. 12 ②棄却 ③当該財産取得に違法性はない	有
京都府	木津川市	①市長 ②違法な財産取得 ③売買契約の解除、市長に対する損害賠償請求	H29. 7. 25	1	H29. 8. 30 口頭意見陳述	① H29. 9. 22 ②棄却 ③当該契約に違法性はない	有
京都府	与謝野町	①町長及び職員 ②不当な財産の処分 (町が保有する第3セクター会 社の株式について) ③町が損害を被ったとして、その経緯を議会などの 場で明らかにするとともに、その損害を補填する ために必要な措置の請求	H29. 9. 27	1	請求人が陳述を求めなかつ たため、なし。	① H29. 11. 22 ②棄却 ③町の行為に違法性はない。	無
大阪府	大阪市	①市長、本市職員 ②違法または不当な公金の支出 (住民説明会の警備 委託や会場使用料などを公金から支出された) ③全額返還、説明についての訂正・謝罪、説明者を 特別区の設置に關係する部署には配属しないこと	(H28. 4. 4)	1		① H28. 5. 16 ②却下 (不受理) ③具体的な理由により当該行 為等が法令に違反し、又は 行政目的上不當である旨を 掲示したものとはいえない。	無
大阪府	大阪市	①市長、本市職員 ②違法または不当な公金の支出 (生計を一にする親 族が代表取締役を務める会社及び議員の親族に対 して政務活動費が支出された) ③公金支出額の返還	H28. 6. 8	5	H28. 6. 17 口頭陳述	① H28. 7. 13 ②棄却 (一部却下) ③生計を一にする親族への支 払いと同視すべきとはいえ ず、本市職員による確認方 法が不適切、不合理とまで はいえず、職員による違法 不当な公金の支出があった とは認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 違法または不当な公金の支出（精算書の内容を十分に精査せず、支出する必要がない補助金を支出し、市に損害を与えていたる。） ③ 本来支出する必要がない補助金について損害相当額を回復させる措置	H29. 4. 12	1	H29. 4. 24 口頭陳述	① H29. 5. 24 ② 捜査 ③ 本市職員による報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等が不適正であったとはいえない、本市職員による違法不当な公金の支出があったとは認められない。	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（複合施設の一部を賃貸することなく空きスペースとして放置している） ③ 賃料収入を收受しないという状況の是正、損害賠償請求をするなど損害を補てんする措置	H29. 5. 1	4		① ② 取下げ ③	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（複合施設の一部を賃貸することなく空きスペースとして放置している） ③ 賃料収入を收受しないという状況の是正、損害賠償請求をするなど損害を補てんする措置	(H29. 6. 16)	4		① H29. 7. 21 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書を添えて請求されたものとはいえない。	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出（違憲無効である「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づく財務会計上の行為も、違憲ないし違法の行為である） ③ 損害相当額の返還	(H29. 7. 7)	11		① H29. 8. 18 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為等の違法性の根拠となる財務会計法規上の義務違反を示すものとは認められない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産（債権）の管理を怠る事実（交付された補助金の使途は不明であり、有効に使われず市に損害を生じさせているが、返還請求権を行使していない。） ③ 不当利得の返還請求など必要な措置	H29. 9. 14	11	H29. 9. 22 口頭陳述	① H29. 10. 24 ② 棄却 ③ 事業への適正な充当が認められなかった事業に対する補助金額、運営費補助金及び加算金の納付について通知していることから、本市職員等による違法不當に財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出（平28年度補助金について、3団体間で資金が相互に還流され会計が複雑に操作されている等） ③ 補助金全額の取消、市に返還させるなど必要な措置	(H29. 9. 1)	1		① H29. 10. 24 ② 却下（不受理） ③ 違法事由を具体的に主張されておらず、違法性を証する書面も提出されていない。	無
大阪府	大阪市	① 本市職員 ② 対象が不明確（下水管入れ替え工事で複数の業者が契約と異なる安価な材料を使ったとされる問題に関して、本市職員のチェックの甘さ等によって本市に損害を生じさせている） ③ 違法に支出した公金額を返還させるなど必要な措置	(H29. 12. 28)	3		① H30. 2. 2 ② 却下（不受理） ③ 違法又は不当な当該行為等が特定されておらず、違法事由を個別的、具体的に主張するものとはいえない。	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	(H28. 5. 12)	1		① H28. 5. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性の個別的、具体的な主張なし	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	(H28. 6. 17)	1		① H28. 7. 13 ② 却下 ③ 違法性・不当性の個別的、具体的な主張なし	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	H29. 4. 25	1	請求人からの申出により 口頭陳述は未実施	① H29. 6. 8 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 近畿市議会議長会負担金等の返還請求	(H29. 4. 13)	1		① H29. 4. 25 ② 却下 ③ 本市の財務会計行為等の違 法・不当性を主張している とはいえない	無
大阪府	豊中市	① 市長（財産区財産管理者） ② 違法不当な財産区財産の売却処分（当該財産区財 産の売却処分は、地元自治会の同意がないまま行 われ、当該処分による住民の福祉の増進はな い。） ③ 現行の処分案を中止し、地域住民の意見を考慮し た売却案の再作成を措置請求。	(H28. 4. 11)	5		① H28. 4. 20 ② 却下（不受理） ③ 計画段階であり財務会計上 の行為ではない。	無
大阪府	豊中市	① 市長 ② 違法な報酬の支出（市費の非常勤講師への報酬に ついて、条例に定めのない「報酬の増額」を行つ た。） ③ 当該違法行為の是正。違法に支出された報酬の返 還。	H28. 6. 23	1		① H28. 7. 4 ② 取下げ ③ 理由無	無
大阪府	豊中市	① 市長 ② 違法な報酬の支出（市費の非常勤講師への報酬に ついて、条例に定めのない「報酬の増額」を行つ た。） ③ 当該違法行為の是正。違法に支出された報酬の返 還。	H28. 7. 11	1	H28. 8. 3 口頭陳述	① H28. 9. 2 ② 棄却 ③ 当該支出は適正である。	無
大阪府	豊中市	① 市長（財産区財産管理者） ② 違法不当な財産区財産の売却処分（議会の議決が 必要な処分であるにもかかわらず、それを経ずして 売却処分を行つた。廉価での売却であるから、 市に損害を与えた。） ③ 市長に対する損害賠償請求及び売却先への不当 利得返還請求の請求。	H30. 3. 13	25	H30. 4. 13 口頭陳述	① H30. 5. 9 ② 棄却 ③ 当該売却処分は適正な対価 によるものであり、また、 議会の議決に付すべき財産 の処分にはあたらない。	無
大阪府	泉大津市	① 耐震補強工事発注時の市長及び教育長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 耐震補強工事に支出した全額を損害賠償請求	H29. 5. 18	1	H29. 6. 7 請求の趣旨の補足、新証拠 の提出。	① H29. 6. 28 ② 棄却 ③ 適法な支出であり請求に理 由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	H28. 4. 25	1	H28. 5. 16 口頭陳述	① H28. 6. 24 ② 捜却 ③ 天神町105号線のフェンス設置は、不法投棄などへの防犯対策としてなされたものである。道路機能は確保されており、違法又は不当に占有しているとまではいえない。 天神町106号線のフェンス設置は、道路機能が喪失しており、危険防止のために設置されたことは明らかであり、市に代わって安全対策を講じたものとみなすこともできることから、占用料相当額の請求をしないことは直ちに違法と評価されるものではない。 その他の土地については、市の所有地ではなく、市が違法又は不当に地代相当額又は占用料相当額の債権の請求を怠っているとはいえない。	有
大阪府	高槻市	① 市長及び教育委員会 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	(H28. 9. 13)	1		① H28. 10. 25 ② 却下 ③ 本件更跡地を許可なく使用したとする相手方が特定されておらず、またその損害額も明らかにされていないことから、本件請求の対象である怠る事実が個別的、具体的に特定されないと認めるることはできない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	高槻市	①市長 ②違法又は不当な公金の支出 違法又は不当な財産の取得・管理・処分 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	H29. 3. 2	1	H29. 3. 23 口頭陳述	① H29. 4. 27 ② 棄却 ③ 水利権は、土地の売買契約が成立し、水利権補償金として支払うべき金額が確定したときに行使すべきものと考えられるため、水利権補償金を支出したことにつき、違法又は不当な点は見受けられない。 土地の維持管理手法として耕作による管理を行うこともあり得るものであり、耕作により特段の利益をあげている事実も認められないことなどから、土地使用料の請求をしないことについて違法又は不当と認めるることはできない。	有
大阪府	高槻市	①市長 ②公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求 里道等を現状回復し、その費用を市長及び関係者に対し請求することを勧告	H29. 7. 10	1	H29. 7. 25 口頭陳述	① H29. 9. 7 ② 棄却 ③ 南北里道は、既にその機能を喪失しており、多大な費用を要する境界確定やその手間を斟酌すると、占有者に対し占用料あるいは占用料相当額を徴収することが経済合理性に適うとはいえない。そして、境界確定後は協定書に基づき適切に管理が行われていることが認められる。 東西里道及び水路は、境界確定以前からネットフェンスやフェンス扉で学校敷地とは明確に区分されており、不法占有の事実は認められない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 違法又は不当な財産の取得・管理・処分 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	H29. 8. 21	1		① H29. 9. 7	有
						② 棄却	
						平成29年3月請求と同一内容 であると認められるため、 改めて監査を行う必要はない。	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出及び当該公金の支出が 相当な確実さで予測される ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求 市民会館の建て替え及びこれに関する支出の差止めを勧告	(H29. 9. 19)	1		① H29. 10. 6	有
						② 却下	
						条例が法及び施行令に反し 違法であると主張するのみ で、財務会計上の行為の違 法性の根拠となる財務会計 法規上の義務違反を摘示し ているとは認められない。	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出及び当該公金の支出が 相当な確実さで予測される ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求 市民会館の建て替え及びこれに関する支出の差止めを勧告	(H30. 2. 9)	1		① H30. 2. 28	無
						② 却下	
						財務会計上の行為の違法性 の根拠となる財務会計法規 上の義務違反を摘示してお らず、条例そのものの違法 性を主張している点につ き、前回請求と実質的に何 ら変わるものではなく、前 回請求と同様に住民監査請 求の対象とはならない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求 本件里道を現状回復し、その費用を占有者らに請求することを勧告	H30. 3. 16	1	H29. 4. 4 口頭陳述	① H30. 5. 11 ② 棄却 ③ 市が請求すべき占用料相当額又は地代相当額については占有面積が定かでなく正確な金額を算出できない中、相当な費用と期間を要してまで請求することが経済合理性に適うとは考えられない。 西側の水路については、建物の一部がその上空に張り出していることから、建物の張り出し部分を撤去し、現状回復すべきである。しかしながら、撤去を直ちに行なうことは困難であり、現在、占有者と交渉を行なっていることからすれば、違法又は不当に財産の管理を怠っているとまではいえない。引き続き現状回復に向け交渉を行っていくべきである。	有
大阪府	枚方市	① 市長 ② 不当な政務活動費の支出 ③ 政務活動費の返還	(H29. 3. 27)	1	H29. 4. 18 口頭陳述	① H29. 5. 10 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無
大阪府	枚方市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出、契約の締結・履行 ③ 管理職以上の職員に対し、委託料の全額を損害賠償請求及び懲戒処分。	H29. 5. 15	1	H29. 6. 28 口頭陳述	① H29. 7. 13 ② 棄却 ③ 本件動物の保管等の委託契約については、違法性・不当性は認められない	無
大阪府	茨木市	① 市長 ② 政務活動費に関する規則等は違法である。 ③ 違法な支出に対して損害の補填を求める。	H28. 4. 27	3	H28. 5. 18 口頭陳述	① H28. 6. 17 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない。	有
大阪府	茨木市	① 市長 ② 市議会議員選挙運動用ポスターの公費負担について、不正請求をしていると考えられる事例があり、市は損害を被った。 ③ 不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の行使を求める。	H28. 9. 27	1	H28. 10. 24 口頭陳述	① H28. 11. 18 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	茨木市	①市長 ②資源ごみ等の持ち去り行為について、市は違法又は不当に財産の管理を怠っている。 ③持ち去り行為を止めさせるとともに、必要な措置を求める。	H29. 10. 27	1	H29. 11. 24 口頭陳述	①H29. 12. 20 ②棄却 ③請求内容が特定されていないため、理由がない。	無
大阪府	富田林市	①市長 ②出張が公務とは言えず、違法な支出である ③主張者に人件費・交通費を返還することを求める	H29. 5. 1	2	H29. 6. 1 口頭陳述	①H29. 6. 29 ②一部認容・勧告 ③交通費の返還を求める	無
大阪府	富田林市	①市長 ②公用車の使用と交際費支出が違法である ③損害の補填を求める	H29. 8. 10	2	H29. 9. 19 口頭陳述	①H29. 10. 6 ②棄却 ③主張に理由がない	無
大阪府	富田林市	①市長 ②談合の結果、市が損害を受けた ③損害の補填に必要な措置を講じる	H29. 8. 10	2	H29. 9. 19 口頭陳述	①H29. 10. 6 ②棄却 ③主張に理由がない	無
大阪府	富田林市	①市長 ②消防指揮車の寄附を受けた際の対応 ③請求人に対して、立替費用を返還する	H29. 10. 26	2	H29. 11. 30 口頭陳述	①H29. 12. 22 ②棄却 ③不適法な請求内容	無
大阪府	富田林市	①市長 ②農業実行組合長会研修会への参加 ③費用（人件費・交通費）の返還	H29. 10. 26	2	H29. 11. 30 口頭陳述	①H29. 12. 22 ②棄却 ③主張に理由がない	無
大阪府	寝屋川市	①寝屋川市長 ②政務活動費に係る違法な公金の支出 ③当該支出の返還を請求すること	(H29. 1. 5)	1	H29. 1. 20 口頭陳述	①H29. 1. 27 ②却下 ③請求期間を徒過している	無
大阪府	寝屋川市	①寝屋川市長 ②固定資産税等過誤納金の返還に係る不当な公金の支出 ③当該支出に伴う損害額の弁償	H30. 1. 22	1	H30. 2. 1 口頭陳述	①H30. 2. 19 ②棄却（一部却下） ③請求に理由がない、請求期間を徒過している	無
大阪府	大東市	①市長、担当部長、担当課長、担当課全職員 ②契約規則に違反した覚書（契約） ③覚書（契約）の是正	(H28. 7. 6)	1		①H28. 8. 8 ②却下 ③法242条の要件を具備していない	無
大阪府	大東市	①市長以下、入札・契約担当課職員 ②不正な談合に基づく入札 ③市長以下、関係職員及び相手方に対する損害賠償請求	H28. 7. 14	5	H28. 8. 5 口頭陳述	①H28. 9. 7 ②棄却 ③違法性・不当性がない	有
大阪府	和泉市	①市長 ②予防接種の委託料に初診重複支給が含まれております、違法・不当な支出である。 ③重複支出を差し止めるとともに、すでに支出が行われた重複支出し分を返還請求する。	H28. 4. 18	1	H28. 5. 23 口頭陳述	①H28. 6. 17 ②棄却 ③本件請求には理由がない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	和泉市	①市長 ②児童発達支援センターへの補助金支出が違法又は 不法な支出である。 ③損害額に相当する支払いを個人に請求すること、 法人に対し不当利得返還請求を求める。	H29. 6. 20	1	H29. 7. 10 口頭陳述	① H29. 8. 18	有
						② 棄却	
						③ 本件請求には理由がない。	
大阪府	和泉市	①市長 ②造園工事の入札において談合が行われた。 ③談合を行い市に損害を与えた業者に対し、損害賠 償請求なしし不当利得返還請求を怠っていること の違法を確認する等必要な措置	H30. 1. 31	2	H30. 3. 2 口頭陳述	① H30. 3. 28	有
						② 棄却	
						③ 本件請求には理由がない。	
大阪府	柏原市	①市長 ②法的根拠なく嘱託職員を派遣し、違法に報酬を支 出したこと ③市長及び相手方に対する損害賠償請求	H28. 8. 4	1	H28. 9. 6 口頭陳述	① H28. 9. 30	無
						② 一部棄却	
						③ 請求人の主張には理由がない	
大阪府	柏原市	①市長 ②違法不当に政務活動費を支出したこと ③相手方に対する損害賠償請求	H29. 3. 16	1	H29. 4. 14 陳述希望なし	① H29. 5. 15	無
						② 一部棄却	
						③ 請求人の主張には理由がない	
大阪府	柏原市	①市長 ②違法な随意契約の締結 ③市長及び相手方に対する損害賠償請求及び相手方 に対する不当利得返還請求	H29. 5. 1	1	H29. 5. 25 陳述希望なし	① H29. 6. 27	無
						② 棄却	
						③ 請求人の主張には理由がない	
大阪府	柏原市	①市長 ②財団が破産し無配当となったため、違法不当な契 約による財団への貸付及び賃借料猶予が全額市の 損害となつた。 ③相手方に対する損害賠償請求	H29. 4. 11	1	H29. 4. 24 口頭陳述	① H29. 6. 9	有
						② 棄却	
						③ 請求人の主張には理由がない	
大阪府	柏原市	①市長 ②NPO法人への業務委託料について、違法不当な精 算手続きによって市に損害を与えた。 ③相手方に対する損害賠償請求	(H29. 10. 20)	1	H29. 10. 26 口頭陳述	① H29. 12. 14	有
						② 却下	
						③ 監査請求期間を経過している	
大阪府	柏原市	①市長 ②市有財産賃貸借契約に違反し撤退した施設の運営 事業者に対し、違法不当な還付及び損害賠償請求 を行い市に損害を与えた。 ③相手方に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求	H29. 11. 24	1	H29. 11. 27 口頭陳述	① H30. 1. 19	無
						② 棄却	
						③ 請求人の主張には理由がない	
大阪府	柏原市	①市長 ②公園整備工事に關し、独立行政法人とその下請け 業者との違法不当な変更契約等により市に損害が 発生した。 ③相手方に対する損害賠償請求	H30. 3. 27	1	H30. 4. 3 陳述希望なし	① H30. 5. 22	有
						② 棄却	
						③ 請求人の主張には理由がない	
大阪府	門真市	①校長、教頭及び当該教職員 ②違法な公金の使用 ③違法行為に対する適切な処置	(H29. 3. 14)	1		① H29. 4. 18	有
						② 却下	
						③ 事実を証する資料の未提出	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	藤井寺市	①市長 ②請求人からの報告に対する回答・請求人市内組合 間の紛争 ③市内組合に対する指導の要求	(H29. 6. 26)	1		① H29. 9. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
		①市長 ②東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業の入札 に係る談合について 他				① H28. 4. 12 ② 棄却及び一部却下	
		③東部地域仮設庁舎及び小中学校耐震化事業に係る 談合について 他				③ 請求人の主張には理由がな いので請求を棄却及び一部 法第242 条第2 項が適用さ れ却下	
大阪府	東大阪市	①市長 ②政務活動費の支出に対する不当利得返還請求権に ついて ③政務活動費のうち、事務所の電気等に係る支出に ついて市に返還させるよう求める	H28. 7. 11	1	H28. 7. 25 陳述は行わなかった	① H28. 8. 17 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由が無 いので請求を棄却	無
		①市長 他 ②財産の管理を怠る事実の有無について ③自治会が道路の中州を不法占用していることは市 有財産の管理を怠る事実で違法であり、自治会は 占用料を市に支払うとともに、市長は占用物件の 除去を命ぜるよう求める				① H28. 10. 25 ② 棄却 ③ 請求人の主張にはいずれも 理由がないので請求を棄却	
		①市長 他 ②財産の管理を怠る事実の有無について ③自治会が児童遊園の砂場を市に無断で花壇に変更 したことは、都市公園条例及び児童遊園条例違反 で、財産の管理を怠る事実であり、市長に砂場に ある物件の除去命令等の措置を求める				① H29. 1. 25 ② 棄却 ③ 請求人の主張にはいずれも 理由がないので請求を棄却	
大阪府	東大阪市	①市長及び教育長 ②違法な手続きによりされた計画策定及びそれに付 随する契約 ③市長に対する損害賠償請求、計画に係る契約相手 の募集の中止	H28. 12. 13	1	H28. 12. 26 陳述は行わなかった	① 平成28年6月29日 ② 一部棄却、一部却下 ③ 市に損害を与える行為でな い、請求期間経過	有
		①市長 ②原状回復等の措置・市の里道が占有されていた。 ③倉庫を撤去し、原状回復すべき。				① 平成29年5月1日 ② 棄却 ③ 違法に怠る事実の不存在	
		①市長 ②差押えに基づく行政処分・請求人が滞納していた ③処分の取消し				① 平成29年8月28日 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	交野市	①市長 ②違法な公金の支出（社会通念上相当な範囲を超えての技術的援助に関する支出） ③技術的支援に関する費用の返還及び土地区画整理組合に対し、使用料の支払いについて市長が請求することを求める。	H29. 7. 12	10	H29. 8. 16 請求代表者と請求者1人が新たな証拠を提出のうえ陳述。公開により行った。	①H29. 9. 1 ②一部棄却、一部却下 ③棄却：技術的支援に係る支出は違法なものではない。 却下：請求可能期間を過ぎている。	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H28. 9. 27	1	H28. 11. 2 口頭陳述	①H28. 11. 11 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出、違法な契約の締結 ③事業計画の再検討と契約の見直し	H28. 9. 30	1	H28. 10. 14 口頭陳述	①H28. 11. 25 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H28. 10. 5	1	H28. 11. 2 口頭陳述	①H28. 12. 1 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H28. 10. 20	1	機会を与えたが、実施されなかった	①H28. 12. 12 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H28. 10. 25	1	H28. 11. 2 口頭陳述	①H28. 12. 9 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H28. 11. 10	1	機会を与えたが、実施されなかった	①H28. 12. 28 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H28. 11. 10	1	機会を与えたが、実施されなかった	①H28. 12. 28 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H29. 1. 10	1	H29. 1. 20 口頭陳述	①H29. 2. 23 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H29. 1. 10	1	H29. 1. 20 口頭陳述	①H29. 2. 23 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H29. 1. 30	1	H29. 2. 8 口頭陳述	①H29. 3. 15 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①選挙管理委員会事務局長 ②違法な公金の支出 ③損害賠償請求	H29. 2. 8	1	H29. 3. 7 口頭陳述	①H29. 3. 30 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出又は処分 ③執行の停止	H29. 7. 4	1	H29. 8. 3 口頭陳述	①H29. 8. 21 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	阪南市	①市長 ②違法な公金の支出 ③返還請求	H29. 8. 17	1	H29. 8. 29 口頭陳述	①H29. 10. 10 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	阪南市	①市長及び関係職員 ②違法な公金の支出 ③損害賠償請求	H30. 3. 5	2	H30. 3. 14 口頭陳述	①H30. 4. 20 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	無
大阪府	島本町	①不明 ②違法又は不当な契約の締結（工事方法が違法又は 不当） ③不明	(H28. 12. 6)	1		①H29. 1. 5 ②却下 ③請求書不備、補正に応じず	無
大阪府	能勢町	①町長 ②違法又は不当な公金の支出 ③橋梁築造工事費の返還	(H28. 8. 5)	2		①H28. 8. 19 ②却下 ③違法性又は不当性が個別 的、具体的に示されていな い	無
大阪府	忠岡町	①町長その他職員 ②違法又は不当な公金の支出 ③町長その他職員及び相手方に対する損害賠償請求	H28. 8. 10	1	H28. 9. 14 口頭陳述	①H28. 10. 7 ②棄却 ③当該行為は妥当である。	有
兵庫県	神戸市	①市長 ②違法・不当な公金の支出 ③損害賠償の請求	H28. 11. 16	3	H28. 12. 22 口頭陳述	①H29. 1. 12 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	①市長 ②違法・不当な財産の管理を怠る事実 ③当該行為を防止・是正する	(H28. 12. 20)	1		①H29. 1. 12 ②却下 ③請求書の様式を満たしてい ない	無
兵庫県	神戸市	①市長・関係職員 ②違法・不当な公金の支出 ③補助金等の返還請求	H29. 5. 18	8	H29. 6. 29 口頭陳述	①H29. 7. 13 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	有
兵庫県	神戸市	①関係職員 ②違法・不当な財産の管理を怠る事実 ③当該行為を防止・是正する又は当該怠る事実を改 める	(H30. 2. 19)	4		①H30. 3. 22 ②却下 ③市に損害を与えていない	無
兵庫県	姫路市	①市長 ②旅費等の返還について ③返還請求	(H28. 9. 23)	1		①H28. 10. 6 ②却下（不受理） ③要件不適	無
兵庫県	姫路市	①市長 ②旅費等の返還について ③返還請求	(H29. 3. 21)	1		①H29. 4. 4 ②却下（不受理） ③要件不適	無
兵庫県	姫路市	①市長 ②旅費の返還について ③返還請求	(H29. 5. 2)	1		①H29. 5. 11 ②却下（不受理） ③要件不適	無
兵庫県	姫路市	①市長 ②市有地上の残存建物に係る固定資産税の課税及び 建物移転補償費相当額の返還について ③固定資産税の賦課徴収及び建物移転補償費相当額 の損害賠償請求	H30. 1. 19	1	H30. 1. 29 口頭陳述	①H30. 3. 1 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない ため	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
兵庫県	尼崎市	①市長 ②違法、不当な公金の支出（政務活動費の支出基準に反する広報作成費等の支出） ③市長に対し、公金の支出の差し止めを措置請求	H28. 4. 13	1	H28. 5. 2 口頭陳述又は陳述書の提出	①H28. 5. 27 ②棄却 ③当該支出に違法・不当は認められない。	無
兵庫県	尼崎市	①市長 ②違法、不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（特定団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等） ③市長に対し、損害補てん請求	(H28. 4. 25)	1		①H28. 6. 1 ②却下（不受理） ③事実を証明する書面が添えられていない。	有
兵庫県	尼崎市	①市長 ②違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等） ③市長に対し、損害補てん請求	(H28. 6. 3)	1		①H28. 6. 21 ②却下（不受理） ③事実を証明する書面が添えられていない。	有
兵庫県	尼崎市	①市長 ②違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等） ③市長に対し、損害補てん請求	(H28. 6. 3)	1		①H28. 6. 21 ②却下（不受理） ③事実を証明する書面が添えられていない。	有
兵庫県	尼崎市	①市長 ②違法、不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（特定団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等） ③市長に対し、団体の使用差し止めを措置要求及び損害補てん請求	(H28. 8. 17)	1		①H28. 9. 20 ②却下（不受理） ③事実を証明する書面が添えられていない。	有
兵庫県	尼崎市	①市長 ②違法、不当な公金の支出（政務活動費の支出基準に反する広報作成費等の支出） ③市長に対し、団体へ不当利得金の返還請求	H28. 11. 28	4	H28. 12. 13 口頭陳述又は陳述書の提出	①H29. 1. 24 ②棄却 ③当該支出に違法・不当は認められない。	有
兵庫県	尼崎市	①市長 ②違法、不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（特定団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等） ③市長に対し、損害補てん請求	(H29. 4. 12)	1		①H29. 5. 10 ②却下（不受理） ③事実を証明する書面が添えられていない。	有
兵庫県	尼崎市	①市長 ②違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等） ③市長に対し、損害補てん請求	(H29. 5. 16)	1		①H29. 6. 21 ②却下（不受理） ③事実を証明する書面が添えられていない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
兵庫県	尼崎市	①市長 ②違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の 支出等） ③市長に対し、損害補てん請求	(H29. 5. 17)	1		① H29. 6. 16 ② 却下（不受理） ③ 事実を証明する書面が添え られていない。	有
		①市長 ②違法、不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（特定 団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等） ③市長に対し、団体の使用差し止めを措置要求及び 損害補てん請求				① H29. 9. 11 ② 却下（不受理） ③ 事実を証明する書面が添え られていない。	
		①芦屋市長 ②介護保険制度に係る違法・不当行為 ③介護保険制度における介護報酬算定には違法・不 当行為の実態があり、そのことによる違法・不当 な介護報酬の支出によって芦屋市が被った損害を 是正することを求めるもの。				① H28. 12. 8 ② 棄却（一部却下） ③ 請求人らの主張に理由なし (一部は地方自治法第24 2条第1項の要件を欠くた め却下)	
兵庫県	芦屋市	①芦屋市長 ②公園清掃業務委託に係る違法・不当行為 ③架空名義の団体との公園清掃業務委託契約は無効 であり、かかる違法・不当な契約に基づく公金の 支出の是正を求めるもの。	H28. 10. 14	3	1日 口頭陳述による	① H29. 2. 15 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無
		①芦屋市長 ②介護保険制度に係る違法・不当行為 ③介護保険制度における介護報酬算定には違法・不 当行為の実態があり、そのことによる違法・不当 な介護報酬の支出によって芦屋市が被った損害を 是正することを求めるもの。				① H29. 9. 26 ② 棄却（一部却下） ③ 請求人らの主張に理由なし (一部は地方自治法第24 2条第1項の要件を欠くた め却下)	
		①芦屋市長 ②介護保険制度に係る違法・不当行為 ③介護保険制度における介護報酬算定には違法・不 当行為の実態があり、そのことによる違法・不当 な介護報酬の支出によって芦屋市が被った損害を 是正することを求めるもの。				① H29. 9. 26 ② 棄却（一部却下） ③ 請求人らの主張に理由なし (一部は地方自治法第24 2条第1項の要件を欠くた め却下)	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
兵庫県	加古川市	<p>① 加古川市長</p> <p>② (1)加古川市議会政務活動費の交付に関する条例 第13条には、「政務活動費の交付に関し必要な事項は市長が規則で定める」と規定しているにもかかわらず、旅費に関しては、加古川市職員等旅費条例を準用することとしている。政務活動は、公務ではないので、交付条例の規定どおり市長が規則で定めない限り、地方自治法（以下「法」という。）と交付条例の趣旨に反している。 (2)旅費については、政務活動費から支出できるのは実費分のみであり、概算額や見積額の支出は認められないとされており、日当については根拠なく支出しているものである。 (3)午前7時に加古川駅を出発しても業務に間に合わないという理由で前泊を認め、宿泊料及びそれに伴う日当を支出しているが、これは法的根拠のない基準による支出である。</p> <p>③ 平成27年度に交付した政務活動費のうち、違法・不当となる費用を当該会派から市に返還させることを求める。</p>	H28. 11. 7	1	H28. 11. 24 口頭陳述	<p>① H29. 1. 4</p> <p>② 棄却</p> <p>③ 政務活動費の支出が違法又は不当であるとは言えない。</p>	無
兵庫県	加古川市	<p>① 加古川市長</p> <p>② 土砂の盛り上げにより法定外公共物（里道・水路）が占拠されている。また、過去において中古車の展示による占拠があった。</p> <p>③ 土砂の盛り上げ、中古車の展示により法定外公共物（里道・水路）を占拠している関係者から占用料を徴収することを求める。 現状では機能を有していない里道・水路の機能回復と安全確保を求める。</p>	H29. 6. 27	1	H29. 7. 13 口頭陳述	<p>① H29. 7. 27</p> <p>② 棄却（一部却下）</p> <p>③ 本件水路については、条例にいう法定外水路に該当しないため占用料の対象とならない。土砂の盛り上げによる里道の占用は、占用許可の対象とならない。さらに、占用により里道の機能を阻害しているとは認められない。 中古車展示による占用については、その行為から1年以上経過していることから監査の対象外とする。</p>	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
兵庫県	加古川市	① 加古川市長 ② 会派が発行する市政報告について、紙面が所属議員の紹介と、「市の広報」「市のホームページ」「議会だより」「ぎかい月報」の記事を転載しただけのものである。「所属議員のPR」や「web上のデータを転載」しただけのものについては市政に関する調査研究に該当しないものに当たり、どちらも政務活動費を支出することは公費の二重支出に当たり不適切である ③ 市議会の会派が発行する市政報告の作成に係る政務活動費は違法・不当な支出であるため、市に返還することを求める。	H29. 6. 28	1	H29. 7. 13 口頭陳述	① H29. 8. 18 ② 棄却 ③ 政務活動費の支出が違法又は不当であるとは言えない。	無
兵庫県	加古川市	① 加古川市長 ② 平成29年度に実施するプロジェクト事業のためのチラシを平成28年度中に当該課のコピー機で作成したことについて、平成29年度予算成立前の行為として、コピーを命じた職員から複写機使用料を市に返還することを求める。 ③ 当該コピーを命じた職員から費用を返還させるとともに適正な会計処理への変更を求める。	(H29. 9. 27)	1	陳述は実施せず	① H29. 10. 30 ② 却下 ③ チラシの印刷費用を平成28年度予算から支出した行為は平成29年度の事業の事前準備として平成29年度予算成立前に執行されたものの、後日、当該事業経費を含む当該年度予算は市議会において可決され成立了ところであり、会計処理の手続きや過程に瑕疵があったとしても結果的に治癒され、加古川市に具体的な損害が発生したとは認定できない。	無
兵庫県	高砂市	① 市長 ② 公金の支出、契約の締結又は履行の差し止め ③ 損害の予防・回復を図るよう勧告する	(H28. 6. 28)	3		① H28. 7. 12 ② 却下 ③ 財務会計上の違法性、不当性が具体的に主張されていない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
兵庫県	川西市	①市長 ②新たに建設する認定こども園について、市有地の整備法人への貸借契約と当該整備に対する公金の支出 ③市有地を整備法人に貸借すること、本件事業に対する公金の支出を差止め、市有地にかかる使用貸借等契約の締結が公有財産である市有地の管理を怠る事実であるとして、それを改めるために措置を求めるもの	H28. 9. 6	28	H28. 9. 26 口頭陳述	① H28. 10. 25 ② 棄却 ③ 本件措置請求については、違法、不当がないものと判断したため	有
兵庫県	川西市	①市長 ②既設安全等のLED照明器具への転換業務委託 ③当該業務委託が、国のガイドラインに反して行われたため、適切な措置(※)を求めるもの。 ※LED照明器具を直視してはいけないことを、広報などで市民に告知し、住民説明会を開催すること等	H28. 12. 21	1	H29. 1. 26 口頭陳述	① H29. 3. 13 ② 棄却 ③ 本件措置請求については、違法、不当がないものと判断したため	無
兵庫県	三田市	①市長 ②違法・不当な財産の処分(コミュニティセンターの建物の無償譲渡における契約が違法である。) ③無償譲渡の差し止め	H28. 9. 12	1	H28. 10. 5 陳述実施	① H28. 11. 11 ② 棄却 ③ 無償譲渡に対する契約が違法・不当な財産の処分に該当しない。	無
兵庫県	三田市	①市長 ②違法・不当な財産の処分(コミュニティセンターの建物の無償譲渡における契約が違法である。) ③無償譲渡の差し止め	(H29. 2. 2)	1		① H29. 3. 31 ② 却下 ③ H28. 9. 12請求と同一請求である(一事不再理)	無
兵庫県	三田市	①市長 ②違法・不当な公金の支出(クリーン・デー活動実施に伴うごみ袋が、支給要件を満たしていない団体に対して支給されている。) ③相手方による返還請求	H29. 4. 24	1	H29. 5. 17 陳述実施	① H29. 6. 21 ② 棄却 ③ 支給要件を満たした団体から請求が行われており、市に損害が生じていない。	無
兵庫県	三田市	①市長 ②違法・不当な公金の支出(交付金に含まれる人件費に相当する金額について交付要件を満たしていないのに交付金の交付確定行為を行うことは不当である。) ③相手方による返還請求	H29. 8. 29	1	H29. 10. 11 陳情実施	① H29. 10. 27 ② 棄却 ③ 人件費相当額を支給することに違法・不当な行為は見受けられず、市に損害が生じていない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
兵庫県	三田市	① 市長 ② 違法・不当な財産の処分（コミュニティセンターの建物の無償譲渡における契約が違法である。） ③ 無償譲渡の差し止め	(H29. 12. 18)	1		① H30. 2. 9 ② 却下 ③ H28. 9. 12 及び H29. 2. 2 請求と同一請求である（一事不再理）	無
		① H28. 12. 28 ② 却下 ③ 法令の要件を欠いたもの					
		① H29. 3. 29 ② 却下 ③ 法令の要件を欠いたもの					
兵庫県	加西市	① 市長 ② ごみ処理施設の広域事務組合の加入に伴う損害 ③ 事務組合負担金相当額の損害賠償等請求権の行使	(H28. 11. 25)	1		① H29. 9. 7 ② 棄却 ③ 当該行為に不当性はない	有
		① H30. 2. 15 ② 棄却 ③ 当該工事に関して違法性・不当性は無い					
		① H30. 2. 26 ② 却下 ③ 監査請求要件を満たさない					
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 不当な財産の管理、不当な公金の支出 ③ 市有地の管理、日本遺産マグネット看板、安定ヨウ素剤配付事業、電気自動車充電設備の設置について	H29. 7. 10	1	1日 来庁による口頭での陳述	① H30. 2. 26 ② 却下 ③ 主張する違法性に法的根拠が見受けられない	無
		① H30. 4. 20 ② 棄却 ③ 市道が人為的に削り取られた事実は確認できない					
		① H29. 7. 25 ② 棄却 ③ 当該区長報償費の支出は正当					
兵庫県	南あわじ市	① 市長 ② 不当な最低制限価格の設定による入札と契約締結 ③ 前市長に対する損害賠償請求を要求	(H30. 12. 19)	8	H30. 1. 23 口頭陳述	① H30. 2. 26 ② 却下 ③ 棄却	有
		① H30. 2. 26 ② 却下 ③ 主張する違法性に法的根拠が見受けられない					
		① H30. 4. 20 ② 棄却 ③ 市道が人為的に削り取られた事実は確認できない					
兵庫県	南あわじ市	① 市長 ② 官製談合を想起させる工事入札 ③ 前市長に対する退職金返還請求を要求	(H30. 2. 21)	9		① H30. 2. 26 ② 却下 ③ 棄却	無
		① H30. 2. 26 ② 却下 ③ 主張する違法性に法的根拠が見受けられない					
		① H30. 4. 20 ② 棄却 ③ 市道が人為的に削り取られた事実は確認できない					
兵庫県	南あわじ市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（市道の不法占拠） ③ 市道の原状回復を請求	H30. 2. 28	1	H30. 4. 9 口頭陳述	① H30. 2. 26 ② 却下 ③ 棄却	無
		① H30. 4. 20 ② 棄却 ③ 市道が人為的に削り取られた事実は確認できない					
		① H29. 7. 25 ② 棄却 ③ 当該区長報償費の支出は正当					
兵庫県	朝来市	① 市長 ② 不正に支出した区長報償費の回収を怠っている。 ③ 不正に支出した区長報償費の回収を求める。	H29. 6. 8	1	H29. 6. 21 口頭陳述	① H29. 7. 25 ② 棄却 ③ 当該区長報償費の支出は正当	無
		① H30. 2. 26 ② 却下 ③ 棄却					
		① H30. 4. 20 ② 棄却 ③ 市道が人為的に削り取られた事実は確認できない					

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
兵庫県	多可町	①町長及び関係した職員 ②起債元利償還金に係る交付税申告漏れ ③申告漏れによる交付税減額分の賠償	H29. 9. 19	5	H29. 10. 24 陳述会を開催	①H29. 11. 15 ②棄却 ③追加交付の決定により損害は	無
奈良県	奈良市	①市長 ②財務会計上の行為（予備費の流用） ③公金の支出の執行停止及び返還	H28. 9. 15	5	H28. 10. 4 口頭陳述	①H28. 11. 14 ②合議不調 ③	有
奈良県	奈良市	①市長 ②財産の管理を怠る事実（街路樹） ③街路樹の剪定	(H28. 11. 30)	1		①H28. 12. 20 ②却下 ③財産の管理を怠る事実に当たらない	無
奈良県	奈良市	①企業局長 ②不当に賦課・徴収を怠る事実（下水道料金） ③減免措置の廃止及び賦課徴収	H30. 1. 30	1	H30. 2. 26 口頭陳述	①H30. 3. 30 ②棄却 ③不当性はない	無
奈良県	奈良市	①市長 ②違法又は不当な公金の支出（用地買収等） ③公金の支出の執行停止及び契約の解除	H30. 3. 2	128	H30. 4. 4 口頭陳述	①H30. 4. 26 ②棄却 ③違法性又は不当性はない	有
奈良県	奈良市	①企業局長 ②違法又は不当な事務（会計事務等） ③適正な事務の執行	(H30. 3. 30)	1		①H30. 4. 16 ②却下 ③財務会計上の行為の違法性又は不当性を具体的に主張していない	無
奈良県	大和高田市	①市長 ②補償契約の不履行 ③都市再生整備事業に係る損害賠償請求	(H28. 7. 28)	1		①H28. 9. 26 ②却下 ③請求期間途過	無
奈良県	天理市	①市長 ②違法・不当な政務活動費の支出 ③当該市議に政務活動費の返還を求める	H28. 4. 19	1	H28. 5. 10 口頭陳述	①H28. 6. 3 ②棄却 ③当該請求に理由がない	有
奈良県	橿原市	①市長 ②違法又は不当な契約行為 ③市長の専決処分の無効確認等	H30. 2. 20	10	H30. 3. 7 口頭陳述	①H30. 4. 20 ②棄却 ③違法又は不当はない。	有
奈良県	生駒市	①市長 ②不当に高額な土地購入契約の締結 ③市長に対する損害賠償請求、購入契約の差止め	H28. 4. 19	1	H28. 5. 10 口頭陳述及び証拠提出	①H28. 5. 27 ②棄却 ③契約は違法不当ではない。	有
奈良県	生駒市	①市長 ②郵送料の支出 ③市長に対する損害賠償請求	(H28. 4. 18)	1		①H28. 5. 10 ②却下（不受理） ③1年の期間を徒過。	無
奈良県	生駒市	①市長 ②病院事業会計における賃借料及び郵送料等に係る支出 ③市長に対する損害賠償請求	(H28. 4. 19)	3		①H28. 5. 23 ②却下（不受理） ③違法性に関する主張が無い。	有
奈良県	生駒市	①市長 ②指定管理料の支出 ③市長及び前市長等に対する損害賠償請求	H28. 10. 17	18	H28. 11. 4 口頭陳述及び証拠提出	①H28. 11. 28 ②一部却下、一部棄却 ③1年を徒過。支出は違法不當ではない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
奈良県	生駒市	①市長 ②過去5年間の政務活動費に係る不当利得返還請求 ③市長が会派に対し返還請求するよう求める	H29. 4. 25	1	H29. 5. 19 口頭陳述及び証拠提出	①H29. 6. 8 ②一部棄却、一部勧告 ③請求の一部に理由あり。	有
奈良県	生駒市	①市長 ②工事請負費の支出及び目的外使用料の怠る事実 ③市長に対する損害賠償請求	H29. 5. 17	1	H29. 6. 2 口頭陳述及び証拠提出	①H29. 6. 20 ②一部却下、一部棄却 ③1年を徒過。使用料の不徴収 は違法不当ではない。	有
奈良県	生駒市	①市長 ②指定管理料の支出 ③市長に対する損害賠償請求	(H29. 5. 8)	1		①H29. 6. 20 ②却下(不受理) ③違法性に関する主張が無い。	無
奈良県	生駒市	①市長 ②自治会に対する補助金の不支出 ③補助金要綱の改正を求める。	(H30. 1. 15)	1		①H30. 2. 16 ②却下(不受理) ③財務会計行為ではない。	無
奈良県	生駒市	①市長 ②自治会に対する補助金の支出 ③補助金要綱の改正、支出の差止め請求	H30. 4. 5	1	H30. 4. 16 口頭陳述及び証拠提出	①H30. 5. 11 ②棄却 ③支出は違法不当ではない。	無
奈良県	香芝市	①香芝市 ②香芝市一般廃棄物収集運搬業務委託契約と契約に 基づく支出の違法性 ③契約の解除・委託料の返還	H28. 5. 24	4	H28. 6. 24 口頭陳述	①H28. 7. 22 ②棄却 ③当該契約に違法性がない	有
奈良県	葛城市	①市長 ②不当な公金の支出（補助金申請手続きを怠った為 に、補助金が得られなかった） ③補助金相当額、市長に対する損害賠償請求	(H28. 9. 26)	7	H28. 11. 8 口頭陳述	①H28. 11. 22 ②却下 ③違法または不当に財産の管理	無
奈良県	葛城市	①市長 ②不当な公金の支出（公用車を公務外に使用した 為） ③運転手の人件費、燃料費、及び高速道路の使用 料、市長に対する損害賠償請求	(H28. 9. 26)	7		①H28. 10. 24 ②却下 ③期間徒過	無
奈良県	葛城市	①市長 ②違法な公金の支出（架空の工事契約締結・補償契 約の締結による公金の支出） ③架空の工事契約締結・補償契約の締結による公金 の支出に対して、元市長・元副市長・関係職員・ 関係業者に対する損害賠償請求	H29. 8. 31	5	H29. 10. 5 口頭陳述	①H29. 10. 30 ②勧告 ③違法な公金の支出	無
奈良県	宇陀市	①市長 ②公の施設である集会施設の方の見直しに伴う 関係条例の整備に関する条例において、関連する 公民館等についての各条例を廃止したことに対する 整合性 ③公の施設である集会施設の方の見直しに伴う 関係条例の整備に関する条例の公布を取り消し、 一括して廃止した条例を一つずつ廃止するよう求 める	(H28. 10. 21)	1		①H28. 12. 14 ②却下 ③財務会計上の行為でないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
奈良県	宇陀市	①市長 ②公民館等についての各条例を廃止しているにかかわらず宇陀市地域公民館活動支援補助金要綱に基づき公民館活動に対し補助金を出しているのは不當 ③適正化を求める	H28. 10. 21	1	H28. 11. 15 口頭陳述	① H28. 12. 14 ② 棄却 ③ 支出に違法性や不當性はない	無
		①町長 ②議員研修に伴う随行職員の旅費・随行人数について ③複数随行の再発防止・問題のある支出				① H28. 9. 21 ② 棄却 ③ 支出に問題は無い	
		①町長 ②違法な契約契約締結（地方自治法・廃掃法・地方財政法違反） ③契約金支払差し止めまたは補填賠償				① H28. 10. 20 ② 棄却 ③ 当該事実に違法性はない	
奈良県	吉野町	①町長 ②違法な契約契約締結（地方自治法・廃掃法・地方財政法違反） ③契約金支払差し止めまたは補填賠償	H28. 9. 13	1	H28. 10. 18 口頭陳述	① H29. 2. 17 ② 棄却 ③ 当該事実に違法性はない	無
		①町長 ②違法な契約契約締結（地方自治法・廃掃法・地方財政法違反） ③契約金支払差し止めまたは補填賠償				① H29. 3. 17 ② 一部認容 ③ 賠償責任の一部認容と事務の	
		①町長及び職員 ②町税・住宅改修資金等貸付金の徴収事務 ③町への損害賠償				① H29. 3. 17 ② 一部認容 ③ 賠償責任の一部認容と事務の	
奈良県	大淀町	①町長及び職員 ②町税・住宅改修資金等貸付金の徴収事務 ③町への損害賠償	H29. 1. 25	1	H29. 1. 16	① H29. 2. 6 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。	無
		①町長及び職員 ②町税・住宅改修資金等貸付金の徴収事務 ③町への損害賠償				① H29. 2. 6 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。	
		①和歌山市長 ②負担金に係る不当な公金の支出 ③不当な支出に対する返還請求				① H29. 12. 29 ② 棄却、却下 ③ 不當に公金の徴収を怠る事実に当たらないので棄却、 ③ 条例改正の提案については法定要件に該当しないため却下。	
和歌山県	和歌山市	①和歌山市長 ②違法もしくは不当な公金の支出 ③不当利得返還請求、条例改正の提案	H29. 11. 21	1	H29. 12. 21 口頭陳述	① H29. 1. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
		①市長、市職員 ②地域型保育事業の新規認可に関して、市職員の説明不足で怠慢な行為と子ども・子育て会議の運営方法等の不适当性がある。 ③経緯の書面による回答と子ども・子育て会議の運営方法等の改善				① H29. 1. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
和歌山県	岩出市	① 市長、市職員 ② 違法又は不当な公金の支出（医療機関との予防接種に係る業務委託契約において、1回の診療で複数を接種した場合に接種数に応じて複数の初診料が支払われる）は過払いであり、違法である。 ③ 過払い分の返還と今後の支払いの差し止め	H29. 4. 7	1	H29. 5. 18 口頭陳述	① H29. 6. 2 ② 棄却 ③ 契約は国の示した基準を基に独自に算出した接種単価について両者合意の上で適法な財務会計処理の後に締結されたものである。委託料の算定にあたっては保険診療における初診料そのものが支払われている ③ わけではない。予防接種に係る業務内容は多岐にわたるものであり、単独接種の場合と異なる業務が異なる業務が加わり、これらの業務に対応するものであるから、委託料を重複して支払るものではない。	無
和歌山県	高野町	① 高野町 ② 公金の支出 ③ 支出行為が違法または不当であること	(H28. 11. 1)	1		① H28. 12. 22 ② 却下 ③ 公金の支出の時期について	有
和歌山県	印南町	① 町長 ② 補助金交付に係る不適切な処理 ③ 補助金の返還請求等の措置	H29. 3. 29	1	請求人から機会を求める旨の申し出があった。	① H29. 5. 24 ② 棄却 ③ 町に損害は生じていない。	有
和歌山県	白浜町	① 町長 ② 「適正な対価」によらない普通財産の譲渡 ③ 土地の払下げの差止め	(H30. 2. 13)	1		① H30. 3. 23 ② 却下 ③ 財務会計行為には該当しない	有
鳥取県	米子市	① 市長 ② 違法な財産管理 ③ 違法な財産管理を事前に防止するために必要な措置を求める	(H28. 12. 9)	2		① H29. 1. 23 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備していないため	無
鳥取県	米子市	① 市長 ② 違法な財産管理 ③ 違法な財産管理を事前に防止するために必要な措置を求める	(H29. 6. 28)	2		① H29. 7. 26 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備していないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
鳥取県	米子市	①市長 ②違法な財産管理 ③違法な財産管理を事前に防止するために必要な措置を求める	(H29. 7. 28)	2		①H29. 9. 13 ②却下 ③地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備していないため	無
鳥取県	米子市	①市長 ②違法な財産管理 ③違法な財産管理を事前に防止するために必要な措置を求める	(H29. 9. 19)	2		①H29. 11. 13 ②却下 ③地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備していないため	無
鳥取県	米子市	①市長 ②違法な財産管理 ③違法な財産管理を事前に防止するために必要な措置を求める	(H29. 11. 17)	2		①H30. 1. 9 ②却下 ③地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備していないため	無
鳥取県	米子市	①市長 ②違法な財産管理 ③違法な財産管理を事前に防止するために必要な措置を求める	(H30. 1. 16)	2		①H30. 3. 14 ②却下 ③地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備していないため	無
鳥取県	米子市	①市長 ②違法な財産管理 ③違法な財産管理を事前に防止するために必要な措置を求める	(H30. 3. 19)	2		①H30. 5. 14 ②却下 ③地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備していないため	無
鳥取県	大山町	①町長 ②町とNPO法人と交わした契約 ③契約は違法若しくは不当であり契約の是正、公金の返還など必要な措置を講ずべき。	H29. 2. 21	3	H29. 3. 17 来庁による直接陳述	①H29. 4. 20 ②一部認容による勧告とそれ以外の棄却 ③平成28年3月11日に締結した変更契約に基づき平成28年4月25日に支払った1,112,400円については、平成29年5月19日までに、返還を請求するよう勧告する。	有
鳥取県	江府町	①町長 ②山林購入契約の価格が高額 ③山林購入契約の破棄	H28. 11. 2	2	H28. 11. 24 口頭陳述	①H29. 3. 17 ②棄却 ③契約額が不当に高いとまでは言えない	無
島根県	松江市	①市長 ②建物（文化財）の解体 ③同建物の解体中止と公金を支出しないこと	H28. 4. 11	56	H28. 4. 26 口頭陳述	①H28. 6. 6 ②棄却 ③違法性又は不当性はない	有
島根県	松江市	①市長 ②条例違反の事業への補助金交付 ③事業への公金支出の解除、返金	(H28. 12. 28)	1		①H29. 1. 12 ②却下 ③監査請求の期間途過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
島根県	浜田市	①市長 ②規定のない公金支出 ③市長送迎のための公用車に係る公費負担は不当	H29. 8. 4	1	H29. 8. 21 口頭陳述	①H29. 9. 29 ②棄却 ③違法又は不当な公金支出で はない。	無
島根県	浜田市	①市長 ②違法、不当な公金支出 ③病児・病後児保育利用者への謝罪と利用料返還	(H29. 8. 18)	1		①H29. 10. 16 ②却下 ③住民監査請求の要件を満た していない	無
島根県	浜田市	①市長及び担当職員 ②議会及び住民監査請求への虚偽報告 ③市長及び担当職員の懲戒免職	H29. 9. 22	1		①H29. 11. 8 ②取下 ③財務会計上の請求に差替え るため	無
島根県	浜田市	①市長及び担当職員 ②関係機関への虚偽報告 ③市長及び担当職員の懲戒解雇及び交付金発生時の 損害賠償	(H30. 3. 1)	2		①H30. 3. 29 ②却下 ③住民監査請求の要件を満た していない	無
岡山県	岡山市	①市長 ②政務調査費の返還請求を怠る行為または違法 ③26年度の政務調査費について返還請求することを 求める	H28. 4. 15	1法人	H28. 5. 10 口頭陳述	①H28. 6. 9 ②棄却 ③請求に理由がないため	有
岡山県	岡山市	①市長 ②岡山中央南（旧深柢）小学校跡地の財産管理を怠 り違法または不法な行為 ③協定に反する行為の是正等必要な措置を講じるよ う求める	(H28. 5. 20)	20		①H28. 6. 1 ②却下 ③請求要件を欠き不適法	無
岡山県	岡山市	①市長 ②岡山中央南（旧深柢）小学校跡地の財産管理を怠 り違法または不法な行為 ③協定及び反する行為により契約の解除、また適切 な賃料を請求するよう勧告することを求める	(H28. 6. 21)	20	H28. 7. 20 口頭による陳述	①H28. 8. 10 ②却下 ③賃料の請求については、理 由のないものとして棄却	無
岡山県	岡山市	①市長 ②政務調査費の返還請求を怠る行為または違法 ③27年度の政務調査費について返還請求することを 求める	H29. 4. 25	1法人	H29. 5. 12 口頭陳述	①H29. 6. 22 ②棄却 ③請求に理由がないため	有
岡山県	倉敷市	①市長 ②虚偽の補助金申請に対する違法・不当な支出 ③市長への勧告、措置請求	H28. 6. 13	1	H28. 7. 14 口頭陳述	①H28. 8. 8 ②棄却 ③虚偽の申請及び補助金支 出の違法・不当性はない	無
岡山県	倉敷市	①市長 ②違法若しくは不当な公金の支出、財産の管理を怠 る（補助金に係る損害賠償請求権の不行使） ③担当職員に対する損害賠償請求	H28. 6. 30	1	H28. 7. 28 口頭陳述	①H28. 8. 26 ②棄却 ③違法若しくは不当な公金の 支出及び財産の管理を怠る 事実は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の賦課、徴収、財産の管 理を怠る（国補助事業の支出未確認による補助金 返還） ③ 相手方に対する損害賠償請求	(H29. 3. 21)	1		① H29. 4. 10 ② 却下 ③ 法第242条第2項の要件を満 たさない（請求期間）	無
		① 市長 ② 違法な公金の支出（市が専決権を有しない横断歩 道の債務負担） ③ 原状回復及び損害補填等				① H29. 12. 22 ② 却下 ③ 法第242条第2項の要件を満 たさない（請求期間）	
		① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出（構造壁） ③ 違法・不当な公金の支出の防止、原状回復または 損害補填				① H30. 4. 27 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出 に当たらない	
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（違法・不正行為に關 与した職員への給与等） ③ 職員からの給与等の返還等	H30. 3. 19	2	H30. 4. 9 口頭陳述	① H30. 5. 8 ② 棄却 ③ 違法又は不当に公金の賦 課・徴収を怠る事実は認め られない	無
		① 市長 ② 国家賠償請求事件による損害賠償金及び訴訟費用 に伴う財務会計上行為（財産の管理を怠る事実） ③ ア 訴訟に伴う損害賠償金及び訴訟費用の補填を 求める請求 イ 農地転用許可処分の取消しを求める請求 ウ 優良農地の保全、地域の環境保全及び社会的 公益性の為、原状回復の措置を講ずる請求				① H29. 12. 6 ② ア 棄却 イ 及びウ 却下 ③ ア 職員に重大な過失が あったとは認められず、求 償権の行使はできない イ 及びウ 財務会計上の行 為でない	
		① 市長 ② 百条委員会に係る弁護士費用の支出 ③ 支出済の費用の返還及び求償の勧告を求める				① H28. 6. 2 ② 棄却 ③ 請求理由なし	
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 政務活動費の支出 ③ 返還請求することを求める	H28. 4. 18	1	H28. 4. 26 口頭陳述	① H29. 3. 29 ② 棄却 ③ 請求理由なし	無
		① 市長 ② 政務活動費の支出 ③ 返還請求することを求める				① H29. 3. 29 ② 棄却 ③ 請求理由なし	
		① 市長 ② 政務活動費の支出 ③ 返還請求することを求める				① H29. 3. 29 ② 棄却 ③ 請求理由なし	
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 占用料の減免 ③ 免除による損害の賠償及び占用料の徴収を求める	H30. 3. 14	1	H30. 3. 27 口頭陳述	① H30. 5. 2 ② 棄却 ③ 請求理由なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岡山県	美作市	① 市長 ② 違法な政務調査費の返還請求 ③ 政務調査費の「違法支出額」について各会派に対して市に返還するよう請求を求めるもの	(H29. 2. 27)	1		① H29. 3. 24 ② 却下 ③ 期間超過のため	有
		① 市長 ② 違法な政務調査費の返還請求 ③ 政務調査費の「違法支出額」について各会派に対して市に返還するよう請求を求めるもの				① H30. 2. 27 ② 却下 ③ 期間超過のため	
		① 市長 ② 違法な政務調査費の返還請求 ③ 政務調査費の「違法支出額」について各会派に対して市に返還するよう請求を求めるもの				① H30. 2. 27 ② 却下 ③ 期間超過のため	
岡山県	早島町	① 町長・議会事務局長心得 ② 違法な支出（成果のない議員研修の実施） ③ 損害賠償請求（議員個人に費用の負担を求める）	(H29. 1. 11)	2		① H29. 1. 25 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
		① 町長・副町長・教育長・生涯学習課長 ② 違法な支出（補助金申請が違法・不当な整備計画） ③ 請求対象者の責任に応じて損害賠償請求				① H29. 6. 12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	
		① 町長・上下水道課長 ② 違法な支出（補助金申請・工事品質が違法） ③ 町長が問題意識を理解し、職員の是正を求める。発電機の容量を以前に戻す。				① H29. 5. 8 ② 却下 ③ 請求期間が超過している	
岡山県	早島町	① 町長・上下水道課長 ② 違法な支出（補助金申請・工事品質が違法） ③	(H29. 4. 10)	1		① H29. 10. 31 ② 却下 ③ 請求期間が超過している	有
		① 町長 ② スクールバス運行事業業務委託における入札公告手続違反等 ③ 業務委託契約に基づく支出行為の防止、是正等				① H29. 12. 25 ② 棄却 ③ 支出した業務委託料が違法、不当であるとは認められない	
		① 町長 ② デマンド交通事業における運営費補助金の支出が財務会計上違法もしくは不当である等 ③ 支出行為の是正、町の被った損害の補填等				① H30. 5. 25 ② 棄却 ③ 財務会計上違法もしくは不当な公金の支出は認められない等	
岡山県	久米南町	① 職員 ② 不正な学校備品の管理 ③ 備品管理の徹底	(H28. 5. 6)	1		① H28. 5. 26 ② 却下（不受理） ③ 市に損害が発生しないため	無
		① 職員 ② 不正な完了検査報告 ③ 滴正な完了検査報告の義務付け				① 取り下げ ②	
		① 職員 ② 不正な完了検査報告 ③ 滴正な完了検査報告の義務付け				③	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 8)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 9)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 13)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 14)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 15)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 16)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 21)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 23)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 26)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 28)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 9. 30)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 3)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 4)	1		①H28. 10. 6 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 6)	1		①H28. 10. 28 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 7)	1		①H28. 10. 28 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 12)	1		①H28. 10. 28 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 18)	1		①H28. 10. 28 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②学校給食費の過払い ③過払い金の是正、給食費支払の履行管理	(H28. 10. 19)	1		①H28. 10. 29 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 20)	1		①H28. 10. 28 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 24)	1		①H28. 10. 28 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 25)	1		①H28. 10. 28 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 10. 27)	1		①H28. 11. 18 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 11. 7)	1		①H28. 11. 18 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 11. 9)	1		①H28. 11. 18 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 11. 17)	1		①H28. 12. 19 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 11. 21)	1		①H28. 12. 19 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 11. 22)	1		①H28. 12. 19 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な学校給食費証明書の交付 ③適正な措置費の決定	(H28. 11. 24)	1		①H28. 12. 19 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①人事委員会 ②不当な給与勧告 ③民間と均衡した給与勧告	(H28. 11. 24)	1		①H28. 12. 19 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①人事委員会 ②不当な給与勧告 ③民間と均衡した職員給与の支払い	(H28. 12. 6)	1		①H28. 12. 19 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	広島市	①給与課 ②不当な役職加算制度 ③役職加算の廃止	(H28. 12. 6)	1		①H28. 12. 19 ②却下(不受理) ③違法又は不当な公金の支出 に該当しない	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H28. 12. 21)	1		①H29. 1. 16 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②学校給食費の過払い ③過払い金の是正・給食費支払の履行管理	(H29. 1. 11)	1		①H29. 1. 27 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 1. 17)	1		①H29. 1. 27 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 1. 26)	1		①H29. 2. 10 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②学校給食費の過払い ③過払い金の是正・給食費支払の履行管理	(H29. 2. 2)	1		①H29. 2. 10 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 2. 7)	1		①H29. 2. 10 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 2. 9)	1		①H29. 3. 16 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 3. 1)	1		①H29. 3. 16 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①人事委員会 ②不当な給与勧告 ③民間との適正な給与比較	(H29. 3. 7)	1		①H29. 3. 16 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 3. 9)	1		①H29. 3. 16 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①人事委員会及び給与課 ②不当な役職加算制度 ③職員及び特別職の役職加算制度の廃止	(H29. 3. 13)	1		①H29. 4. 18 ②却下(不受理) ③違法又は不当な公金の支出 に該当しない	無
広島県	広島市	①人事委員会 ②不当な特別給の給与比較 ③給与比較方法の変更	(H29. 3. 17)	1		①H29. 4. 18 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①人事委員会 ②不当な月例給の給与比較 ③給与勧告の修正	(H29. 3. 24)	1		①H29. 4. 18 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	広島市	①職員 ②虚偽の工事の完了検査済証の交付 ③検査済証及び完了公告の取り消し	(H30. 3. 28)	1		①H29. 4. 18 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 4. 12)	1		①H29. 5. 18 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 5. 12)	1		①H29. 5. 18 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 6. 6)	1		①H29. 7. 7 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 6. 9)	1		①H29. 7. 7 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 6. 12)	1		①H29. 7. 7 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 6. 20)	1		①H29. 7. 7 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 6. 23)	1		①H29. 7. 7 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 7. 13)	1		①H29. 7. 27 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①市長 ②違法又は不当な市場施設使用料免除 ③使用料免除の取り消し、適正な使用料の徴収	H29. 7. 14	1		①H29. 9. 7 ②棄却 ③請求人の主張には理由がないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 7. 19)	1		①H29. 7. 27 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 7. 25)	1		①H29. 8. 3 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 7. 27)	1		①H29. 8. 3 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 8. 7)	1		①H29. 9. 11 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③損害額の返金処理、当該職員への相応の処分	H29. 8. 10	1		①H29. 10. 6 ②勧告 ③債務不履行に基づく損害賠 償請求、又は支払中止	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 8. 23)	1		①H29. 9. 11 ②却下（不受理） ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 9. 13)	1		①H29. 10. 30 ②却下（不受理） ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 9. 25)	1		①H29. 10. 30 ②却下（不受理） ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 9. 25)	1		①H29. 10. 30 ②却下（不受理） ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不正な完了検査報告 ③適正な完了検査報告の義務付け	(H29. 10. 3)	1		①H29. 10. 30 ②却下（不受理） ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不当な報償費の支払い ③報償費の返還、支払い決定を行った職員の処分	(H29. 10. 3)	1		①H29. 10. 30 ②却下（不受理） ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不当な休日出勤手当の支払い不当な休日出勤命令 ③休日出勤手当の返還、出勤命令を行った職員の処分	(H29. 10. 3)	1		①H29. 10. 30 ②却下（不受理） ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不当な休日出勤手当の支払い不当な休日出勤命令 ③休日出勤手当の返還、出勤命令を行った職員の処分	(H29. 10. 3)	1		①H29. 10. 30 ②却下（不受理） ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①職員 ②不当な休日出勤手当の支払い不当な休日出勤命令 ③休日出勤手当の返還、出勤命令を行った職員の処分	(H29. 10. 3)	1		①H29. 10. 30 ②却下（不受理） ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③不当な公金支出の是正、関係職員の処分	H29. 10. 17	1		①H29. 10. 6 ②勧告 ③債務不履行に基づく損害賠 償請求、又は支払中止	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③不当な公金支出の是正、関係職員の処分	(H29. 10. 23)	29		①H29. 11. 22 ②却下（不受理） ③期間超過	無
広島県	広島市	①職員 ②違法・不当な概算払いの委託業務の精算 ③委託料の返還	H29. 11. 15	4		①H30. 1. 14 ②勧告 ③措置結果の報告	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	広島市	①職員 ②不当なダイオキシンの測定方法 ③適正なダイオキシン監視、測定業務	(H29. 11. 21)	1		①H29. 12. 19 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①職員 ②不当な給与引き上げ ③給与勧告及び給与改定の修正	(H29. 11. 29)	1		①H29. 12. 20 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金会計処理 ③不当な公金支出の是正、過払金の返還処理	(H29. 11. 30)	1		①H30. 1. 5 ②却下(不受理) ③期間途過	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③損害額の返金処理、関係職員の処分	(H29. 12. 11)	1		①H30. 1. 9 ②却下(不受理) ③同一請求人による同一の対象に対する請求	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②不作為による不当な公金の支出 ③不当な公金支出の損失補てん、関係職員の処分	(H29. 12. 13)	1		①H30. 1. 29 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②不当な公金の支出 ③不当な公金支出の損失補てん、関係職員の処分	(H29. 12. 14)	1		①H30. 1. 9 ②却下(不受理) ③具体的な事実の摘示を欠く	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H29. 12. 18)	1		①H30. 1. 29 ②却下(不受理) ③同一請求人による同一の対象に対する請求	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②不当な公金の支出 ③過払金の返還処理	(H29. 12. 18)	1		①H30. 1. 29 ②却下(不受理) ③具体的な事実の摘示を欠く	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②不作為による不当な公金の支出 ③過払金の返還請求、関係職員の処分	(H29. 12. 21)	1		①H30. 1. 29 ②却下(不受理) ③期間途過	無
広島県	広島市	①職員 ②不当なダイオキシンの測定方法 ③適正なダイオキシン監視、測定業務	(H29. 12. 25)	1		①H30. 1. 29 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②不当な公金の支出 ③支出の取りやめ、関係職員の処分	(H29. 12. 25)	1		①H30. 1. 29 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長 ②病院機構の立地について ③なし	(H29. 12. 26)	1		①H30. 1. 30 ②却下(不受理) ③請求の対象が地方公共団体 ではない	無
広島県	広島市	①なし ②職員の喫煙時間の給与の支出 ③喫煙者の給与の自主返納	(H30. 1. 4)	1		①H30. 1. 30 ②却下(不受理) ③具体的な事実の摘示を欠く	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②不当な契約の締結 ③契約の取り消し、関係職員の処分	(H30. 1. 5)	1		①H30. 2. 2 ②却下(不受理) ③具体的な事実の摘示を欠く	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③損害額の返金処理、当該職員への相応の処分	(H30. 1. 5)	1		①H30. 2. 2 ②却下(不受理) ③同一請求人による同一の対象に対する請求	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②整備事業の違法・不当な変更指示 ③変更指示の明確化、現場内の確認	(H30. 1. 5)	1		①H30. 2. 2 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②整備事業の違法・不当な変更指示 ③関係職員の処分、損害の弁償	(H30. 1. 5)	1		①H30. 2. 2 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②民有地の不法占拠による道路占用許可 ③民有地の所有者に対する占用料相当額の弁償	(H30. 1. 10)	1		①H30. 2. 2 ②却下(不受理) ③市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②不当な撤去工事 ③工事の是正措置、措置による費用の損害賠償請求	(H30. 1. 10)	1		①H30. 2. 26 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法な工事契約の締結 ③工事の是正措置、措置による費用の損害賠償請求	(H30. 1. 12)	1		①H30. 2. 26 ②却下(不受理) ③具体的な事実の摘示を欠く	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③違法・不当な支出分の返納、関係職員の処分	(H30. 1. 12)	1		①H30. 2. 26 ②却下(不受理) ③同一請求人による同一の対象に対する請求	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③違法・不当な支出分の返納、関係職員の処分	(H30. 1. 15)	2		①H30. 2. 26 ②却下(不受理) ③具体的な事実の摘示を欠く	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③違法・不当な支出分の返納、関係職員の処分	(H30. 1. 15)	2		①H30. 2. 26 ②却下(不受理) ③具体的な事実の摘示を欠く	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③違法・不当な支出分の返納、関係職員の処分	(H30. 1. 24)	1		①H30. 2. 26 ②却下(不受理) ③同一請求人による同一の対象に対する請求	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②不当な工事契約の締結 ③関係職員の処分、損害の弁償	(H30. 1. 30)	1		①H30. 3. 15 ②却下(不受理) ③財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 2. 2)	2		①H30. 3. 15 ②却下(不受理) ③具体的な事実の摘示を欠く	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 2. 2)	1		①H30. 3. 15 ②却下(不受理) ③具体的な事実の摘示を欠く	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 2. 2)	1		① H30. 3. 15 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 2. 2)	1		① H30. 3. 15 ② 却下(不受理) ③ 期間途過	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 2. 5)	2		① H30. 3. 15 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 2. 6)	1		① H30. 3. 15 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 2. 13)	3		① H30. 3. 30 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①職員 ②違法・不当な概算払いの委託業務の精算 ③委託料の返還	H30. 2. 15	4		① ② 取り下げ ③	無
広島県	広島市	①職員 ②違法・不当な概算払いの委託業務の精算 ③委託料の返還	(H30. 2. 19)	4		① H30. 3. 29 ② 却下(不受理) ③ 同一請求人による同一の対象に対する請求	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 3. 6)	3		① H30. 3. 30 ② 却下(不受理) ③ 同一請求人による同一の対象に対する請求	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 3. 6)	3		① H30. 3. 30 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 3. 22)	6		① H30. 4. 27 ② 却下(不受理) ③ 期間途過	無
広島県	広島市	①市長、職員 ②違法・不当な公金の支出 ③過払金の返還処理、関係職員の処分	(H30. 3. 30)	4		① H30. 5. 28 ② 却下(不受理) ③ 同一請求人による同一の対象に対する請求	無
広島県	呉市	①前教育長、教育委員、職員 ②違法又は不当な公金の支出(教科書の採択に関して行われた支出について) ③支出金の返還	H28. 7. 15	5	H28. 8. 4 口頭陳述	① H28. 9. 13 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がないものと判断したため	有
広島県	呉市	①市長 ②違法又は不当な公金の支出(任意団体への補助金の支出について) ③支出金の返還	H29. 11. 29	6	H29. 12. 20 口頭陳述	① H30. 1. 26 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がないものと判断したため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	竹原市	①市長 ②市は、財産管理を怠っている。 ③原状回復	(H28. 7. 21)	1	H28. 8. 24 口頭陳述	①H28. 9. 14 ②却下 (不受理) ③財産管理を怠る事実は存在 しない。	無
広島県	竹原市	①市長 ②市は、財産管理を怠っている。 ③原状回復	H28. 9. 16	16	H28. 10. 上旬 口頭陳述	①H28. 10. 27 ②棄却 ③財産管理を怠る事実は存在 しない。	無
広島県	尾道市	①市長 ②過大な補助金の支出 (市長が請負業者から献金を 受けた見返りとして支出したもの) ③補助金の返還	(H28. 4. 6)	1		①H28. 4. 19 ②却下 (不受理) ③請求内容が財務会計行為の 違法性を具体的に摘示して いない。	無
広島県	尾道市	①市長及び関係職員 ②市長後援会への寄附 (企業献金に該当) ③調査をし適切な措置を行うこと。	(H28. 5. 6)	1		①H28. 5. 19 ②却下 (不受理) ③請求要件に不適合	無
広島県	尾道市	①市長及び関係職員 ②違法・不当な入札行為 ③損害賠償金の支払	(H28. 5. 11)	1		①H28. 6. 3 ②却下 (不受理) ③請求内容が財務会計行為の 違法性を具体的に摘示して いない。	無
広島県	尾道市	①市長 ②レンタサイクル貸出事業運営業務に係る違法・不 当な契約の締結、財産の不当な管理及び処分 ③当該契約の差止め及び財産の適正な管理	H28. 4. 12	6	H28. 4. 27 口頭陳述	①H28. 6. 9 ②棄却 ③当該契約に違法性又は不当 性はない。財産の不当な管 理及び処分に該当するとの 主張に理由がない。	無
広島県	尾道市	①市長 ②本庁舎整備事業に係る違法又は不当な公金の支 出、契約の締結、履行 ③当該事業に係る支出行為全般の差止め	H28. 6. 15	7	H28. 6. 27 口頭陳述	①H28. 7. 29 ②棄却 ③当該事業に關して市の裁量 権の濫用又は逸脱は認めら れない。当該契約に違法性 又は不当性はない。	無
広島県	尾道市	①市長 ②一般廃棄物収集運搬業務委託に係る違法な契約の 締結 ③当該契約における適法かつ適正な手続による業者 の選定 (契約方法見直しを含む。)	(H29. 10. 12)	1 (法人)		①H29. 10. 24 ②却下 (不受理) ③期間徒過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	尾道市	①市長 ②一般廃棄物収集運搬業務委託に係る違法な契約の 締結 ③当該契約における適法かつ適正な手続による業者 の選定（契約方法見直しを含む。）	H30. 1. 29	1 (法人)	H30. 2. 9 口頭陳述	① H30. 3. 14 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性又は不当 性はない。市の裁量権の濫 用又は逸脱は認められな い。	無
広島県	廿日市市	①市長ほか関係職員 ②職員の身分や職員の対応について ③不作為等に対して必要な措置を請求する。	(H29. 10. 3)	1		① H29. 11. 16 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為が特定さ れていない。	無
山口県	下関市	①市長 ②・文化財の埋め立て保存と駐車場化の違法性 ・意思決定過程における違法性 ・文化財の埋め立てがもたらす違法性 ③市指定文化財における保存整備工事は無効であ り、これに係る費用を公金で支払わないよう勧告 すること	H28. 11. 21	2	H28. 11. 24 口頭陳述	① H28. 12. 27 ② 棄却 ③ 請求理由がないため	有
山口県	防府市	①市長及び教育委員会 ②違法ないし不当な契約の締結 ③契約の締結を是正し、市に必要な措置を講すべき ことを勧告するよう請求	(H28. 5. 9)	1	H28. 5. 20 口頭陳述	① H28. 6. 27 ② 却下 ③ 法242条第1項の要件を満た さない	無
山口県	下松市	①市長 ②不当利得返還請求権を有しているが、その行為を 怠っている。 ③不当利得返還請求を貸借会社に早急に行うよう勧 告	(H28. 9. 30)	11		① H28. 11. 14 ② 却下（不受理） ③ 監査請求期間を経過し不適 法	有
山口県	下松市	①市長 ②貸借会社との覚書による清算 ③貸借会社との覚書による財務処理の執行を停止	(H29. 12. 21)	2		① H30. 2. 23 ② 却下（不受理） ③ 違法又は不当な行為及び公 金の充当や請求権の放棄並 びに市の損害の発生なし	無
山口県	岩国市	①市長 ②平成17年度玖珂町水道事業会計決算書は偽造 玖珂町水道施設の引取りは、地方自治法237条に 抵触している ③決算書を地方自治法適用に修正すること H17年度決算書の借入企業債は正規の借入者に負 担させること	(H29. 3. 8)	1		① H29. 4. 26 ② 却下（不受理） ③ 期間超過	無
山口県	岩国市	①市営プールの財産管理者、地籍図管理者、担当者 職員、担当課長 ②市営プール機械室からの排水が農業用水路に流出 していることについて等 ③必要な措置の請求	(H30. 2. 5)	1		① H30. 2. 26 ② 却下（不受理） ③ 法定要件を欠いた不適法な 請求	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
山口県	岩国市	① 担当課長、担当者職員 ② 私有地の田畠に隣接する農業用水路から、大雨の時、ゴミと共に田畠に流入することについて等 ③ 必要な措置の請求	(H30. 2. 5)	1		① H30. 2. 26 ② 却下（不受理） ③ 法定要件を欠いた不適法な請求	無
		① 美祢市 ② 業務委託契約における受託者の不当利得 ③ 委託料の返還請求等				① H29. 1. 19 ② 却下（不受理） ③ 要件に欠けている	
		① 美祢市 ② 業務委託契約における受託者の不当利得 ③ 委託料の返還請求等				① H29. 3. 24 ② 却下 ③ 要件に欠けている	
山口県	周南市	① 市長 ② 契約方法（随意契約による支出） ③ 市長に対する返還請求	(H29. 7. 26)	1	H29. 3. 1 口頭陳述	① H29. 8. 21 ② 却下（不受理） ③ 不適法な請求の為	無
		① 町長 ② 補助金の支出が違法若しくは不当な公金の支出 ③ 損害の補填を求めるほか必要な措置				① H28. 6. 22 ② 棄却 ③ 支出に違法・不当なものは認められない	
		① 町長 ② 違法若しくは不当な公金の支出及び公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 損害の補填を求めるほか必要な措置				① H28. 6. 22 ② 棄却 ③ 公金の支出及び怠る事実に不当なものは認められない	
山口県	周防大島町	① 町長 ② 補助金の支出が違法若しくは不当な公金の支出 ③ 損害の補填を求めるほか必要な措置	H28. 4. 26	1	H28. 5. 20 口頭陳述	① H28. 6. 22 ② 棄却 ③ 支出に違法・不当なものは認められない	無
		① 町長 ② 公金の賦課徴収及び財産管理を怠る事実ほか ③ 損害の補填を求めるほか必要な措置				① H28. 7. 11 ② 棄却 ③ 怠る事実に不当なものは認められない	
		① 町長 ② 交際費の支出が違法若しくは不当な公金の支出 ③ 損害の補填を求めるほか必要な措置				① H28. 8. 18 ② 棄却 ③ 支出に違法・不当なものは認められない	
山口県	周防大島町	① 町長 ② 交際費の支出が違法若しくは不当な公金の支出 ③ 損害の補填を求めるほか必要な措置	H28. 7. 15	1	H28. 8. 19 口頭陳述	① H28. 9. 8 ② 棄却 ③ 請求の理由がなくなったと判断する	有
		① 町長 ② 違法若しくは不当な公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 損害の補填を求めるほか必要な措置				① H28. 10. 17 ② 棄却 ③ 請求の理由がなくなったと判断する	
		① 町長 ② 違法若しくは不当な公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 損害の補填を求めるほか必要な措置				① ② 棄却 ③ 請求の理由がなくなったと判断する	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
山口県	周防大島町	①町長 ②交際費の支出が違法若しくは不当な公金の支出 ③損害の補填を求めるほか必要な措置	H28. 9. 12	1	H28. 10. 7 口頭陳述	①H28. 11. 7 ②棄却 ③支出に違法・不当なものは 認められない	無
山口県	周防大島町	①町長 ②交際費の支出が違法若しくは不当な公金の支出 ③損害の補填を求めるほか必要な措置	H28. 10. 27	1	H28. 11. 28 口頭陳述	①H28. 12. 12 ②棄却 ③支出に違法・不当なものは 認められない	無
徳島県	徳島市	①市長 ②財産管理を怠る事実 ③公図未記載の認定道路を市の公共用財産（市道） として公図への記載措置を求める。	(H28. 5. 20)	1		①H28. 6. 7 ②却下（不受理） ③違法又は不当な財務会計行 為が行われたこと等を示す 事実証明書が請求書に添付 されていない。	無
徳島県	徳島市	①使用 ②財産の管理を怠る事実 ③不法に踏め立てられた国有水路の復元措置を求める。	(H28. 10. 31)	1		①H28. 11. 22 ②却下（不受理） ③対象とする水路は本市の所 有に属する財産でないた め、財務会計行為（財産の 管理を怠る事実）に当たら ない。	無
徳島県	徳島市	①市長 ②違法な政務活動費の返還請求を怠る事実 ③議員が違法に支出した政務活動費（事務所費）の 返還請求措置を求める。	H29. 1. 27	1 (団体)		①H29. 2. 17 ②取下げ ③	無
徳島県	徳島市	①市長 ②財産の管理を怠る事実 ③都市公園内の市有地を不法占用していた建物の所 有者に対し、市が支出した建物解体撤去費用及び 不法占用による損害賠償金の請求措置を求める。	H29. 4. 27	1	H29. 5. 26 口頭意見陳述	①H29. 6. 21 ②勧告 ③建物解体撤去費用及び不法 占用による損害賠償金の請 求措置を勧告。	有
徳島県	徳島市	①市長 ②違法又は不当な政務活動費（平成27年度）の支出 ③議員が違法又は不当に支出した政務活動費の返還 請求措置を求める。	H29. 5. 17	1	H29. 6. 7 口頭意見陳述	①H29. 7. 13 ②棄却 ③違法・不当な支出とはいえ ない。	無
徳島県	鳴門市	①市長及び関係職員 ②財産管理を怠る事実（住民の財産上の権利の損 失） ③住民が「公益の施設を利用する権利の回復	(H28. 8. 30)	1	H28. 9. 6 口頭陳述	①H28. 9. 29 ②却下（不受理） ③H25. 12. 25に提出された内容 から、新たな事実を確認で きない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
徳島県	阿南市	①市長 ②違法・不当な政務活動費の支出 ③違法・不当に支払われた政務活動費の返還	H28. 7. 21	1	請求人から希望しない旨の 意思表示あり	①H28. 9. 15 ②勧告 ③政務活動費で認められてい ない不適切な支出につい て、返還するよう措置を求 める	無
徳島県	阿南市	①市長、副市長 ②違法・不当な旅費の支出 ③違法・不当に支払われた旅費の返還	H28. 12. 22	1	H29. 1. 18 口頭陳述	①H29. 2. 21 ②棄却 ③違法・不当な支出とは認め られない	有
徳島県	阿南市	①市長 ②違法・不当な補助金の支出 ③違法・不当な支出の差額返還請求	H29. 3. 29	1	H29. 4. 28 口頭陳述	①H29. 5. 24 ②棄却 ③違法・不当な支出を含むと いえるまでに及ばない	無
徳島県	阿南市	①市長 ②違法・不当な補助金の支出 ③違法・不当な支出の差額返還請求	H29. 3. 29	1	H29. 4. 28 口頭陳述	①H29. 5. 24 ②棄却 ③違法・不当な支出とは認め られない	有
徳島県	阿南市	①市長、副市長 ②違法・不当な補助金の支出 ③違法・不当な支出の差額返還請求	H29. 9. 29	1	欠席	①H29. 11. 21 ②棄却 ③違法・不当な支出とは認め られない	無
徳島県	阿波市	①市長 ②不当な工事契約の締結（入札談合）による違法な 公金の支出 ③契約相手方に対する不当利得返還請求と損害賠償 請求、関係職員の処分	H29. 10. 27	1	H29. 11. 22 口頭陳述の機会を与えたが 欠席し、代わりに陳述書の 提出がなされた。	①H29. 12. 25 ②棄却 ③関係職員の処分につい ては、財務会計上の行為に該 当しないため却下 入札談合の事案は認められ ず、当該契約に違法性はな いため棄却	無
徳島県	三好市	①議会事務局長 ②議員資格決定の議決とそれに基づく議員報酬の支 出 ③報酬の差し止め、資格決定の取り消し	(H28. 8. 3)	3		①H28. 9. 1 ②却下 ③財務会計上の行為に該当し ない	無
徳島県	三好市	①三好市長 ②質問状に対する回答の文言 ③文言の訂正	(H29. 12. 4)	1		①H29. 12. 14 ②却下 ③財務会計上の行為に該当し ない	無
徳島県	神山町	①町長 ②文書偽造の疑い ③売買契約書原本の提示	(H29. 5. 16)	1	H29. 6. 6 補正の通知	①H29. 6. 26 ②却下 ③財務会計上の行為に該当し ない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
香川県	高松市	①高松市長 ②高松市のスポーツ施設使用料等徴収を怠る事実等 ③損害の補てん、その他必要な措置	H28. 6. 20	1	H28. 7. 15午前9時30分 来 庁又はH28. 7. 5までに書面 提出	①H28. 8. 16 ②棄却 ③請求内容に理由がないため	無
香川県	高松市	①高松市長 ②下水道使用料の徴収を怠る事実 ③損害の補てん、その他必要な措置	H28. 7. 4	1	H28. 8. 2午前9時30分 来 庁 又はH28. 7. 25までに書面提 出	①H28. 8. 31 ②棄却 ③請求内容に理由がないため	無
香川県	高松市	①高松市長 ②介護保険案内リーフレット購入代金に係る公金支 出 ③損害の補てん、懲戒処分その他必要な措置	H28. 7. 11	1	H28. 8. 2午前9時30分 来 庁 又はH28. 7. 25までに書面提 出	①H28. 9. 5 ②棄却 ③請求内容に理由がないため	無
香川県	高松市	①高松市長 ②高松市社会福祉協議会への交付金に係る公金の支 出など ③損害の補てん、その他必要な措置	H28. 8. 25	1	H28. 9. 21午前9時30分 来 庁又はH28. 9. 15までに書面 提出	①H28. 10. 18 ②棄却 ③請求内容に理由がないため	無
香川県	高松市	①高松市長 ②政務活動費の返還請求を怠る事実 ③損害の補てん、その他必要な措置	H28. 12. 22	2	H29. 1. 6午前10時00分 来 庁又はH29. 1. 4までに書面 提出	①H29. 2. 17 ②棄却 ③請求内容に理由がないため	無
香川県	高松市	①高松市長 ②西浜港宮脇線自転車走行指導帯整備工事に係る契 約締結 ③損害の補てん、その他必要な措置	H29. 2. 10	1	H29. 3. 6午前9時30分 来 庁 又はH29. 3. 3までに書面提 出	①H29. 3. 28 ②棄却 ③請求内容に理由がないため	無
香川県	高松市	①高松市長 ②弦打校区コミュニティ協議会に対する、高松市ま ちづくり交付金に係る検査を怠る事実 ③関係書類の検査及び執行状況の実地検査	(H29. 3. 31)	2		①H29. 4. 13 ②却下 ③適格性を有しないため	無
香川県	高松市	①高松市長 ②「広報たかまつ」の配布業務に係る委託契約の締 結・履行 ③必要な措置	H30. 3. 7	1	H30. 4. 3午後3時30分 来 庁 又はH30. 3. 28までに書面提 出	①H30. 4. 27 ②棄却 ③請求内容に理由がないため	無
香川県	坂出市	①市長 ②違法若しくは不当な財産管理 ③損害の補填と必要な措置請求	(H28. 4. 26)	1		①H28. 5. 13 ②却下(不受理) ③同一案件の再請求	無
香川県	坂出市	①市長 ②違法な公金の支出 ③損害の補填と必要な措置請求	(H30. 1. 16)	1		①H30. 2. 8 ②却下(不受理) ③違法性が具体的かつ客観的に	無
香川県	坂出市	①市長 ②違法な公金の支出 ③損害の補填と必要な措置請求	(H30. 1. 17)	1		①H30. 2. 8 ②却下(不受理) ③違法性が具体的かつ客観的に	無
香川県	坂出市	①市長 ②違法な公金の支出 ③損害の補填と必要な措置請求	(H30. 3. 8)	1		①H30. 4. 6 ②却下(不受理) ③違法性が具体的かつ客観的に	無
香川県	観音寺市	①市長 ②私有財産の権利を侵害した。 ③損害賠償請求	(H29. 6. 16)	1		①H29. 7. 14 ②却下 ③請求の要件を満たしていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
香川県	観音寺市	①市長 ②市の公共物の管理を怠っている。 ③公共物の適正な管理、使用料の徴収	H29. 9. 24	1	H29. 11. 7 口頭陳述	①H29. 11. 15 ②棄却 ③怠る事実はない。	無
		①市長 ②平成29年度さぬき市一般会計等における病院事業会計への繰出金等の支出について ③損害賠償				①H30. 4. 26 ②棄却 ③措置請求に理由がない	
		①町長 ②違法に財産の管理を怠る事実 ③損害の補填、農道の原状回復措置				①H28. 11. 30 ②却下 ③同一人による同一行為に対する	
香川県	土庄町	①町長 ②違法に財産の管理を怠る事実 ③損害の補填、農道の原状回復措置	(H28. 10. 28)	1		①H29. 1. 31 ②却下 ③同一人による同一行為に対する	無
		①町長 ②違法に財産の管理を怠る事実 ③損害の補填、農道の原状回復措置				①H29. 2. 15 ②却下 ③財務会計行為が違法である	
		①町長、教育長 ②違法な公金の支出 ③損害の補填				①H29. 7. 27 ②棄却 ③違法性がない	
香川県	土庄町	①町長、教育長 ②違法な財産の管理を怠る事実 ③損害の補填	H29. 5. 29	1	H29. 7. 5 口頭陳述	①H29. 9. 29 ②棄却 ③違法性がない	無
		①町長、教育長 ②違法な公金の支出 ③公金の支出の差し止め				①H30. 1. 26 ②棄却 ③違法性がない	
		①町長 ②温泉湧出地取得に関する虚偽登記の隠蔽行為事実 ③町長に対する損害の補填等を求める請求				①H29. 9. 14 ②却下 ③住民監査請求の要件を欠いて	
香川県	琴平町	①町長 ②温泉水供給事業に係る財産管理を怠る ③町長に対する損害の補填等を求める請求	(H29. 8. 14)	1		①H29. 11. 17 ②却下 ③違法性はない	無
		①町長 ②温泉水供給事業に係る財産管理を怠る ③町長に対する損害の補填等を求める請求				①H30. 3. 9 ②棄却 ③請求人の主張には理由がない	
		①市長 ②下水道使用料の賦課・徴収（請求人の主張によると、下水道使用料算定方法に法的根拠がなく、適正な賦課を怠っていること） ③損害額等の請求				①H30. 3. 8 ②棄却 ③請求人の主張に理由はない	
愛媛県	松山市		H30. 1. 31	1	H30. 1. 31に陳述の意向を請 求人に確認したが、その必 要はないとの回答を得たた め、行っていない。		有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛媛県	今治市	①市長 ②・違法若しくは不当な公金支出（大学設置認可前の補助金交付決定は違法であり、補助対象経費を精査していないので不当。） ・違法な財産処分（大学設置認可前の土地無償譲渡契約は違法。） ③公金支出及び財産処分の差止め、並びに市長に対する損害賠償請求	H29. 6. 13	4	H29. 6. 23 口頭陳述	①H29. 8. 10 ②棄却 ③当該行為に違法性はなく、市の損害発生も認められない。	有
愛媛県	西条市	①市長 ②ブルル拾得物の処理行為（拾得物の破棄等により市に損害をあたえた） ③市長に関係職員の処分等の措置を求める	(H28. 6. 2)	1		①H28. 7. 4 ②却下（不受理） ③住民監査請求の対象外	無
愛媛県	西条市	①市長 ②公用車の不適切使用（懇親会等への市長車の使用） ③市長に対する損害賠償請求	H28. 11. 16	1	H28. 12. 21 口頭陳述	①H28. 12. 20 ②取り下げ ③市長交代による	無
愛媛県	上島町	①上島町長 ②財務会計上の不当行為 ③情報公開請求に係るコピー代金減額の取消し	H29. 10. 26	3	H29. 11. 17 口頭陳述	①H29. 12. 5 ②認容 ③減額の取消し及び差額請求	無
愛媛県	鬼北町	①鬼北町長 ②違法な契約の締結及び公金支出 ③契約及び公金支出の停止	(H29. 3. 29)	1		①H29. 5. 25 ②却下 ③違法性・不当性はない	無
愛媛県	鬼北町	①鬼北町長 ②違法な契約の締結及び公金支出 ③契約及び公金支出の停止	(H29. 10. 13)	1		①H29. 11. 28 ②却下 ③違法性・不当性はない	有
高知県	高知市	①市長 ②財産管理（土地使用許可書等の交付等の必要な手続を行なうことなく、違法に使用させている） ③当該敷地を原状に回復すること	(H28. 4. 6)	2		①H28. 4. 28 ②却下（不受理） ③財務会計上の財産管理行為に当たらない	無
高知県	高知市	①市長 ②財産管理（土地使用許可書等の交付等の必要な手続を行っていないこと、及び当該土地の使用料を徴収することを怠っていること） ③使用料の徴収及び条件を付した使用許可	(H28. 5. 2)	2		①H28. 6. 10 ②却下（不受理） ③財務会計上の財産管理行為に当たらない	無
高知県	高知市	①市長 ②委託契約及び予算執行（違法、不当な委託料の支出及び違法又は不当な「道の駅」計画に基づく予算執行） ③「道の駅」計画に基づく委託契約により生じた損害に対する賠償、当該事業で受領した国庫補助金の返納。また、意識調査の予算執行の差し止め。	H28. 8. 26	4	H28. 10. 4 口頭陳述	①H28. 10. 21 ②棄却 ③「道の駅」計画を違法又は不当と判断することはできないため、請求人の求める措置を行うべき理由は認められない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
高知県	高知市	① 市長 ② 委託契約（市が資源・不燃物収集運搬等業務を委託している協同組合の自動車による人身事故） ③ 市長等の懲戒処分及び職責に応じた損害賠償。	(H29. 2. 28)	1		① H29. 3. 27	無
						② 却下（不受理）	
						③ 当該委託契約は市に損害をもたらす行為等には当たらない。	
高知県	高知市	① 市長 ② 財務処理（高知市消防団が、消防分団後援会から寄附を受けている事実及び市が寄附金を市民に返還せず、消防団が受領した寄附金を市への寄附金として歳入処理をさせることなく消防団で費消させていたる事実） ③ 各消防団が後援会から收受した寄附金の全容調査、各消防団から市への歳入処理、判明した寄附額の速やかな返還	(H29. 6. 27)	1		① H29. 7. 19	有
						② 却下（不受理）	
						③ 各寄附金の収受が他の寄付金の収受と区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に掲示されているものとは認められない	
高知県	高知市	① 市長 ② 契約事務（公平、公正な公募型プロポーザルが実施されていないこと、民意を反映しない事業運営及び定期借地権の設定） ③ 定期借地権の設定の中止及び西敷地プロポーザルの撤回、事業中止	(H29. 12. 26)	4		① H30. 1. 12	有
						② 却下（不受理）	
						③ 公金の支出、財産の取得等財務会計上の行為に該当するものではないこと及び定期借地権に関する具体的な内容はまだ確定していないことから、適法な監査請求とは認められない。	
高知県	室戸市	① 請負業者 ② 「総合評価方式」による落札の違法、不当性の確認 ③ 請負金額（実費を除いたもの）の返還	H29. 8. 24	1	H29. 9. 7 口頭陳述	① H29. 10. 19	無
						② 棄却	
						③ 本件請求には理由がない	
高知県	室戸市	① 市長、請負業者 ② 新火葬場建築主体工事における増額変更、工期延長 ③ 増額変更分の返還、遅延損害金の支払	(H29. 10. 24)	1		① H29. 11. 14	有
						② 却下	
						③ 1年以上経過	
高知県	室戸市	① 委託業者 ② 緊急通報機器不具合発生における損害賠償 ③ 支払代金の返還請求	H30. 1. 19	1	H30. 1. 25 口頭陳述	① H30. 3. 8	無
						② 棄却	
						③ 本件請求には理由がない	
高知県	室戸市	① 市長、市職員 ② 不適正な手続きによる公金処理 ③ 規則等による適正な是正措置	H30. 2. 19	2	H30. 3. 7 口頭陳述	① H30. 3. 27	無
						② 認容、措置勧告	
						③ 戻入手続による還付措置	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
高知県	安芸市	①市長 ②所有権移転登記未済の土地売買に係る買収額等の損害賠償請求 ③市長、関係課長らに対する損害賠償請求	H28. 8. 18	2	H28. 9. 7 口頭陳述及び 陳述書と証拠書類の提出	①H28. 10. 11 ②棄却 ③違法な財務会計行為がなかった	有
		①市長 ②市有地の工事許可取消に伴う措置 ③相手方に対する土地の原状回復請求、債務不履行に基づく損害賠償請求				①H29. 3. 1 ②却下 ③工事許可の取消から1年以上経過	
		①市長 ②市有地の工事許可取消に伴う措置 ③相手方に対する土地の原状回復請求、債務不履行に基づく損害賠償請求				①H29. 3. 1 ②却下 ③工事許可の取消から1年以上経過	
高知県	南国市	①市長 ②財産の管理を怠る事実 ③相手方に対する市有財産の原状回復請求	(H29. 9. 21)	1		①H29. 11. 20 ②却下 ③市の財産ではない	無
		①市長 ②違法な工事契約の締結 ③職員に対する損害賠償請求の求め				①H29. 11. 20 ②却下 ③契約から1年以上経過	
		①市長 ②市有地の工事許可取消に伴う措置 ③相手方に対する土地の原状回復請求、債務不履行に基づく損害賠償請求				①H30. 3. 2 ②却下 ③H29. 1. 23と同一の監査請求	
高知県	東洋町	①町長 ②漁協を介し、特定漁家に貸し付けた1千万円の徴収を怠り、今後も放置する可能性がある。 ③貸付金の速やかな回収	H28. 7. 19	1人	一日間 本人出席のもと、あるいは書面提出	①H28. 9. 15 ②棄却 ③町の債権管理の措置は法令及び規則に基づいた適法なものであり、債権管理のための法的措置を怠る事実は認められない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無						
高知県	東洋町	<table border="1"> <tr> <td>① 支出責任者・町長</td> </tr> <tr> <td>② 町は山林及び苗木の購入費、植栽及び有害鳥獣防 御用ネット敷設の委託料を氏湯津下が、その後町 が山林の維持管理を怠った琴が原因で原野化して いることから、当時の支出は不当な公金の支出に あたる</td> </tr> <tr> <td>③ 町及び国・県が被った損害賠償</td> </tr> </table>	① 支出責任者・町長	② 町は山林及び苗木の購入費、植栽及び有害鳥獣防 御用ネット敷設の委託料を氏湯津下が、その後町 が山林の維持管理を怠った琴が原因で原野化して いることから、当時の支出は不当な公金の支出に あたる	③ 町及び国・県が被った損害賠償	(H28. 10. 7)	1人		<table border="1"> <tr> <td>① H28. 12. 8</td> </tr> <tr> <td>② 却下</td> </tr> <tr> <td>③ 本件における地方自治法第 242条の財務会計上の行為に ついては、平成22年度東洋 町川口地区再造林事業とし て、山林及び苗木を購入 し、植栽及び有害鳥獣防 御用ネットの敷設を目的とす る行為のみで、町が所有す る山林の財産管理行為は、 財務会計上の行為にあたら ない。</td> </tr> </table>	① H28. 12. 8	② 却下	③ 本件における地方自治法第 242条の財務会計上の行為に ついては、平成22年度東洋 町川口地区再造林事業とし て、山林及び苗木を購入 し、植栽及び有害鳥獣防 御用ネットの敷設を目的とす る行為のみで、町が所有す る山林の財産管理行為は、 財務会計上の行為にあたら ない。	有
① 支出責任者・町長													
② 町は山林及び苗木の購入費、植栽及び有害鳥獣防 御用ネット敷設の委託料を氏湯津下が、その後町 が山林の維持管理を怠った琴が原因で原野化して いることから、当時の支出は不当な公金の支出に あたる													
③ 町及び国・県が被った損害賠償													
① H28. 12. 8													
② 却下													
③ 本件における地方自治法第 242条の財務会計上の行為に ついては、平成22年度東洋 町川口地区再造林事業とし て、山林及び苗木を購入 し、植栽及び有害鳥獣防 御用ネットの敷設を目的とす る行為のみで、町が所有す る山林の財産管理行為は、 財務会計上の行為にあたら ない。													
高知県	東洋町	<table border="1"> <tr> <td>① 議長</td> </tr> <tr> <td>② 議会だよりの内容に造り話や憶測が含まれている 6月議会で倫理条例違反に係る弁明を拒否され た。</td> </tr> <tr> <td>③ 議会だよりの内容に造り話や憶測が含まれている ため、回収を求めるまた、発行にかかった費用の 賠償を求める。 6月議会で倫理条例違反に係る弁明を拒否された ため、自費で発行した弁明書の費用の賠償を求 める。 議会だより誌上にこの経過及び謝罪文を掲載し、 12月議会議場において弁明の場を設け、広報にも 掲載するよう求め</td> </tr> </table>	① 議長	② 議会だよりの内容に造り話や憶測が含まれている 6月議会で倫理条例違反に係る弁明を拒否され た。	③ 議会だよりの内容に造り話や憶測が含まれている ため、回収を求めるまた、発行にかかった費用の 賠償を求める。 6月議会で倫理条例違反に係る弁明を拒否された ため、自費で発行した弁明書の費用の賠償を求 める。 議会だより誌上にこの経過及び謝罪文を掲載し、 12月議会議場において弁明の場を設け、広報にも 掲載するよう求め	(H29. 10. 13)	1人		<table border="1"> <tr> <td>① H29. 10. 19</td> </tr> <tr> <td>② 却下</td> </tr> <tr> <td>③ 議会運営の内容を述べてい るだけで、不当な財務会計 上の行為として客観的に認 められる事実証明を確認で きない。</td> </tr> </table>	① H29. 10. 19	② 却下	③ 議会運営の内容を述べてい るだけで、不当な財務会計 上の行為として客観的に認 められる事実証明を確認で きない。	無
① 議長													
② 議会だよりの内容に造り話や憶測が含まれている 6月議会で倫理条例違反に係る弁明を拒否され た。													
③ 議会だよりの内容に造り話や憶測が含まれている ため、回収を求めるまた、発行にかかった費用の 賠償を求める。 6月議会で倫理条例違反に係る弁明を拒否された ため、自費で発行した弁明書の費用の賠償を求 める。 議会だより誌上にこの経過及び謝罪文を掲載し、 12月議会議場において弁明の場を設け、広報にも 掲載するよう求め													
① H29. 10. 19													
② 却下													
③ 議会運営の内容を述べてい るだけで、不当な財務会計 上の行為として客観的に認 められる事実証明を確認で きない。													
高知県	東洋町	<table border="1"> <tr> <td>① 前議長</td> </tr> <tr> <td>② H29年6月議会において、懲罰動議及び倫理条例違 反措置請求に対して当事者に弁明もさせず、審議 し処分したが、その経緯を議会だよりに掲載し、 全戸に配布した。</td> </tr> <tr> <td>③ 違法分金額の返還を求める。また、次回議会だよ りに経緯の説明及び謝罪文の掲載を求める。</td> </tr> </table>	① 前議長	② H29年6月議会において、懲罰動議及び倫理条例違 反措置請求に対して当事者に弁明もさせず、審議 し処分したが、その経緯を議会だよりに掲載し、 全戸に配布した。	③ 違法分金額の返還を求める。また、次回議会だよ りに経緯の説明及び謝罪文の掲載を求める。	(H30. 2. 20)	1人		<table border="1"> <tr> <td>① H30. 3. 16</td> </tr> <tr> <td>② 却下</td> </tr> <tr> <td>③ 議会だより第138号掲載の一 部内容に不服があることを もって、それに伴う印刷製 本費の支出が不当な公金の 支出にあたると主張してい るに過ぎないまた、議会だ より誌面において謝罪分等 の掲載を求めるることは財務 会計上の行為にはあたら ない。</td> </tr> </table>	① H30. 3. 16	② 却下	③ 議会だより第138号掲載の一 部内容に不服があることを もって、それに伴う印刷製 本費の支出が不当な公金の 支出にあたると主張してい るに過ぎないまた、議会だ より誌面において謝罪分等 の掲載を求めるることは財務 会計上の行為にはあたら ない。	無
① 前議長													
② H29年6月議会において、懲罰動議及び倫理条例違 反措置請求に対して当事者に弁明もさせず、審議 し処分したが、その経緯を議会だよりに掲載し、 全戸に配布した。													
③ 違法分金額の返還を求める。また、次回議会だよ りに経緯の説明及び謝罪文の掲載を求める。													
① H30. 3. 16													
② 却下													
③ 議会だより第138号掲載の一 部内容に不服があることを もって、それに伴う印刷製 本費の支出が不当な公金の 支出にあたると主張してい るに過ぎないまた、議会だ より誌面において謝罪分等 の掲載を求めるることは財務 会計上の行為にはあたら ない。													

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
高知県	東洋町	<p>① 支出責任者</p> <p>② 平成29年度一般会計補正予算である水産業振興費241万円が、野根JFに補助金として計上されたが、H25年4月1日～H30年3月31日までに完済が契約され、野根JFに貸し付けられた1千万円が返済されていない。 担保としてH23年11月8日付けの確約書には返済ができないときには一切の町支援策等を実施しないことを承諾するとの、双方確認され、議会はその確約を受けて貸付を承諾した。 その協定に反した補助金支出は、不当な公金の支出である。</p> <p>③ 不当に支出された金額を支出責任者に、町への返還を求める。</p>	(H30. 3. 23)	1人		<p>① H30. 4. 27</p> <p>② 却下</p> <p>③ 平成29年度一般会計補正予算である水産業振興費241万円が町に損害をもたらしたとする不当な公金支出の事実を証する書面が存在しない、あるいは開示請求中とする書面の提出はなかつたため、不当な公金にあたるとする財務会計上の行為を客観的に認められる事実証明は確認できない。</p>	無
高知県	東洋町	<p>① 町</p> <p>② 漁協への、冷凍施設指定管理契約は、貸付金が未返済の団体に対して管理指定することになり、不当な契約にあたる。</p> <p>③ 正当な監査を求める。</p>	(H30. 3. 24)	1人		<p>① H30. 4. 27</p> <p>② 却下</p> <p>③ 不当な契約と主張しているが、町への損害をもたらしたとする事実を証する書面は無く、単に監査委員に対する質問及び意見である。</p>	無
高知県	安田町	<p>① 前町長</p> <p>② 町長交際費の私的目的での支出</p> <p>③ 前町長に対する車借上げ料返還請求</p>	(H28. 8. 3)	1		<p>① H28. 8. 29</p> <p>② 却下</p> <p>③ 事実証明書は、違法若しくは不当な公金の支出の証明とならず、地方自治法第242条第1項に定める用件を充たしている。</p>	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
高知県	安田町	①前町長 ②町長交際費の私的目的での支出 ③前町長に対する飲食代返還請求	(H28. 8. 12)	1		① H28. 8. 29 ② 却下 ③ 事実証明書は、違法若しくは不当な公金の支出の証明とならず、地方自治法第242条第1項に定める用件を充たしている。	無
高知県	安田町	①前町長 ②町長交際費及び車借上げ料の私的目的での支出 ③前町長に対する交際費及び車借上げ料返還請求	H28. 10. 12	1	H28. 10. 18陳述書提出及び 口頭陳述	① H28. 12. 2 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められない	無
高知県	安田町	①前町長 ②町長交際費及び車借上げ料の私的目的での支出 ③前町長に対する交際費及び車借上げ料返還請求	H29. 1. 23	1		① H29. 3. 13 ② 請求取下げ ③ 取下げ書提出による	無
高知県	安田町	①町長 ②地域農業振興対策事業助成金交付要綱に準じていない助成金支出 ③安田第一土地改良区に対する損害賠償ないし不当利得返還請求並びに町長及び教育長に対する懲戒処分請求	H29. 3. 13	3	H29. 3. 22陳述書提出	① H29. 4. 7 ② 勧告 ③ 平成18年度、平成19年度に「地域農業振興対策事業助成金」として、安田第一土地改良区に交付された助成金のうち、10,362,271円について、平成29年6月9日を期限とする返還請求措置	有
高知県	本山町	①本山町長・本山町議会議員 ②不当な公金支出・平成28年2月12日本山町議会臨時会でれいほく地域振興（株）への貸付金を議決 ③れいほく地域振興（株）への貸付金は不当な公金支出	(H29. 11. 30)	1		① H29. 12. 4 ② 却下 ③ 貸付金の違法性・不当性が具体的かつ客観的に示されておらず、法第242条の請求要件を欠き不適法と認められる。	無
高知県	中土佐町	①町長 ②特別会計の財源に一般財源が含まれている ③各特別会計の予算書作成を適法に、且つ適正な事務執行の要求	(H29. 10. 11)			① ② 却下（不受理） ③	
高知県	黒潮町	①町長 ②違法な契約の締結 ③契約の解除、損害賠償請求	H29. 3. 14	1	H29. 5. 1 口頭陳述	① H29. 5. 10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
福岡県	北九州市	①市長 ②違法又は不当な政務活動費支出の不当利得返還請求権の不行使 ③違法又は不当な支出の返還命令請求	H28. 12. 28	3	H29. 2. 1 口頭陳述	① H29. 2. 24 ② 棄却 ③ 違法性・不当性ある支出ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
福岡県	北九州市	① 市長 ② 違法又は不当な政務活動費支出の不当利得返還請求権の不行使 ③ 違法又は不当な支出の返還命令請求	H29. 12. 22	3	H30. 1. 24 口頭陳述	① H30. 2. 16	無
						② 棄却	
						③ 違法性不当性ある支出ではない	
福岡県	福岡市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（選挙ポスターの公費負担支出は、候補者等が適正な費用を超えた金額を請求しており違法・不当である。根拠条例は公選法に違反している。） ③ 候補者等に対する不当利得返還請求、条例の改正案の提出	H28. 4. 13	1	H28. 5. 16 口頭陳述	① H28. 6. 8	有
						② 棄却	
						③ 負担金の支出は違法・不当ではない。根拠条例の規定は違法とは解されない。	
福岡県	福岡市	① 市長 ② 違法な公金の支出（外国人に生活保護法を根拠とした各種の給付がなされるのは、違法である。） ③ 日本国以外への生活保護法による給付等（各種給付及び各種免除や軽減等）の停止など	(H28. 6. 23)	1		① H28. 7. 21	有
						② 却下（不受理）	
						外国人に係る生活保護行政のあり方そのものについて監査を求めるものであり、住民監査請求の対象とはならない。	
福岡県	福岡市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（市長が民間団体主催の式典に出席し祝辞を述べた行為が違法・不当である。） ③ 式典出席等に要した経費に関する損害賠償請求	H28. 7. 7	64人及び 8団体	H28. 8. 1 口頭陳述	① H28. 8. 30	有
						② 棄却	
						式典への出席等は公務として認められ、経費支出は違法・不当ではない。	
福岡県	福岡市	① 市長 ② 違法な公金の支出（外国人に生活保護法を根拠とした各種の給付がなされるのは、違法である。） ③ 日本国以外への生活保護法による給付等（各種給付及び各種免除や軽減等）の停止など	(H29. 1. 11)	1		① H29. 1. 31	有
						② 却下（不受理）	
						H28. 6. 23の請求と同一人に による同一内容の請求である。（一事不再理）	
福岡県	福岡市	① 市長 ② 違法な公金の支出（外国人に生活保護法を根拠とした各種の給付がなされるのは、違法である。） ③ 日本国以外への生活保護法による給付等（各種給付及び各種免除や軽減等）の停止など	(H29. 3. 13)	1		① H29. 3. 31	有
						② 却下（不受理）	
						外国人に係る生活保護行政のあり方そのものについて監査を求めるものであり、住民監査請求の対象とはならない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
福岡県	福岡市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（集会所の新築に対して予定されている本市補助金の支出が違法・不当である。） ③ 補助金の支出の差止め	(H29. 3. 13)	1		① H29. 9. 27	無
						② 却下（不受理）	
						③ 違法、不当の理由が示されておらず、財務会計行為の存在を証する書面も添付されていない。	
福岡県	久留米市	① 市長 ② 桃太郎川原の前橋付近の水質調査委託料に関する住民監査請求 ③ 水質検査実施について検査依頼して行われた検査が正しい検査手順になっておらず、本来不要な検査を行っており、財産的損害を市に与えているので、本来不要な委託料金分を、市に返却する必要がある。	H28. 5. 26	1	H28. 6. 10 口頭陳述	① H28. 7. 22	有
						② 棄却	
						③ 請求人の主張に理由がない	
福岡県	久留米市	① 市長 ② 平成27年度における不当な財産処分に関する住民監査請求 ③ 平成27年度に久留米市が無償譲渡を受けた土地について、有償譲渡が当然であるところ無償で譲渡を受けており、久留米市に損失を与えていたため、久留米市長にその用地費用全額の賠償を求める。	H28. 6. 1	1	H28. 6. 23 口頭陳述	① H28. 7. 28	無
						② 棄却	
						③ 請求人の主張に理由がない	
福岡県	久留米市	① 市職員 ② 藤光産業団地内の土地についての地方税法第417条第1項に係る不作為に関する措置請求 ③ 固定資産税課税標準額を過大評価されたものについて、土地評価額を修正することを怠ったため、固定資産税が過徴収されている。	(H28. 10. 3)	1		① H28. 10. 17	無
						② 却下	
						③ 住民監査請求の要件に該当しない	
福岡県	久留米市	① 市職員 ② 篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事の杭工事変更に関する措置請求 ③ 篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事において、相当の理由なく主要構造物の計画変更を行っており、実施設計書通りに是正する措置を求める。	(H28. 11. 4)	1		① H28. 11. 25	無
						② 却下	
						③ 住民監査請求の要件に該当しない	
福岡県	久留米市	① 市長、市職員 ② 平成28年度における不法な財産処分に関する請求 ③ 本来市道として利用すべき土地の有償譲渡を行い、道路区域が狭隘化して通行に支障をきたしており、不特定多数の通行を阻害することで損害を与えている。有償譲渡用地を買い戻し、道路として整備することを求める。	H29. 5. 22	1	H29. 6. 6 口頭陳述	① H29. 7. 18	無
						② 棄却	
						③ 請求人の主張に理由がない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
福岡県	久留米市	① 市長、市職員 ② 平成28年度の財産処分取得における不法支出に関する請求 ③ 土地の有償譲渡を行う際に、本来申請者が負担すべき全部事項証明書の取得費用を、久留米市が公用で取得しているため、久留米市に600円の損害を与えている。	(H29. 7. 27)	1		① H29. 8. 21 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件に該当しない	無
						① H29. 11. 9 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	
						① H28. 6. 14 ② 取下げ ③ 請求者の都合	
福岡県	久留米市	① 市長、市職員 ② 平成28年度の財産処分取得における公金の賦課を怠る事実に関する請求 ③ 土地の有償譲渡を行う際に、所有権移転登記が遅れたことにより、不法に固定資産税の賦課がなされず、久留米市に3,000円の損害を与えている。	H29. 9. 12	1	H29. 10. 3 口頭陳述	① H28. 7. 15 ② 棄却 ③ 違法性、不当な支出なし	無
						① H29. 2. 10 ② 却下 ③ 要件を満たさなかったため	
						① H29. 2. 10 ② 却下 ③ 要件を満たさなかったため	
福岡県	直方市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除及び市長への損害賠償	H28. 5. 27	2	H28. 6. 13 口頭陳述	① H28. 6. 14 ② 取下げ ③ 請求者の都合	無
						① H28. 7. 15 ② 棄却 ③ 違法性、不当な支出なし	
						① H29. 2. 10 ② 却下 ③ 要件を満たさなかったため	
福岡県	筑後市	① 市長 ② 職員給与の不正支給 ③ 職員給与の不正支給額の返還と適正な処置	(H28. 12. 21)	1		① H29. 2. 10 ② 却下 ③ 要件を満たさなかったため	無
						① H29. 2. 10 ② 却下 ③ 要件を満たさなかったため	
						① H29. 2. 10 ② 却下 ③ 要件を満たさなかったため	
福岡県	筑後市	① 市長 ② 地方税法第348条に該当しない私道へ課税していない ③ 課税収入不足分の返還と適正な処置	(H28. 12. 27)	1		① H29. 3. 16 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないため	無
						① H29. 3. 16 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないため	
						① H29. 3. 16 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないため	
福岡県	筑後市	① 市長 ② 条例違反 ③ 占用料徴収不足分の返還と適正な措置	H29. 1. 19	1	希望なし	① H29. 9. 15 ② 棄却 ③ 固定資産税の賦課・徴収の事実が認められないため	無
						① H29. 9. 15 ② 棄却 ③ 固定資産税の賦課・徴収の事実が認められないため	
						① H29. 9. 15 ② 棄却 ③ 固定資産税の賦課・徴収の事実が認められないため	
福岡県	筑後市	① 市長 ② 道路用地への課税 ③ 過誤徴収金の返還	H29. 7. 20	1	H29. 8. 2 口頭陳述	① H29. 9. 15 ② 却下 ③ 期間途過によるもの	無
						① H29. 9. 15 ② 却下 ③ 期間途過によるもの	
						① H29. 9. 15 ② 却下 ③ 期間途過によるもの	
福岡県	筑後市	① 市長 ② 法務局備え付けの公園と異なる地籍図の作成 ③ 不正確な地籍図作成に要した費用の返還	(H29. 7. 20)	1	H29. 8. 2 口頭陳述	① H29. 9. 15 ② 却下 ③ 期間途過によるもの	無
						① H29. 9. 15 ② 却下 ③ 期間途過によるもの	
						① H29. 9. 15 ② 却下 ③ 期間途過によるもの	
福岡県	筑後市	① 市長 ② 権原の取得のない民有地を指導認定し、普通交付税の算定基礎に算入している ③ 受納した普通交付税の返還と適正化	(H29. 7. 20)	1	H29. 8. 2 口頭陳述	① H29. 9. 15 ② 却下 ③ 違法又は不正に地方交付税を取得した事実はない	無
						① H29. 9. 15 ② 却下 ③ 違法又は不正に地方交付税を取得した事実はない	
						① H29. 9. 15 ② 却下 ③ 違法又は不正に地方交付税を取得した事実はない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
福岡県	筑後市	①市長 ②許可していない土地への水道管の埋設 ③無断埋設物の撤去と私有財産を傷つけた慰謝料の支払い	(H29. 8. 17)	1		①H29. 9. 15 ②却下 ③財務会計上の行為とは認められない	無
福岡県	筑後市	①市長 ②非課税物件への課税 ③徴収金の返還と無断埋設水道管の撤去、市長の食通報及び退職金・報酬の返還	(H29. 8. 17)	1		①H29. 9. 15 ②却下 ③同一住民が同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の監査請求となっている	無
福岡県	筑後市	①市長 ②公有財産の管理を怠り、不法占用されている ③占用料徴収欠陥部分の返還	H29. 8. 28	1	H29. 9. 26 口頭陳述	①H29. 10. 27 ②棄却 ③違法又は不當に財産管理を怠っている事実はないため	無
福岡県	宗像市	①市長 ②消防団が公務でない笠井及び災害等以外の活動を行な際に、市が私有財産である消防車や制服等を無償で貸付けていること ③上記行為の是正	H29. 12. 19	1	希望なし	①H30. 2. 14 ②棄却 ③不當・違法はない	有
福岡県	宗像市	①市長 ②民間企業の財務分析を行うために、講師として公認会計士の派遣を依頼したこと ③支払った講師派遣手数料の一部の返還	H29. 8. 28	1	H29. 9. 11 口頭による陳述	①H29. 10. 26 ②棄却 ③不當・違法はない	無
福岡県	太宰府市	①前市長、前副市長、職員 ②工事契約の違法・不當 ③契約の是正と関係職員に対する措置	H28. 6. 2	6	H28. 6. 13 口頭陳述及び追加資料の提出	①H28. 7. 28 ②棄却 ③請求人の主張に理由がない	無
福岡県	福津市	①市長 ②市は遊休公有地（下水施設跡地）を活用しないで、駐車場としての利用等、当該遊休公有地の活用を求める。	H29. 11. 9	1	H29. 12. 9 口頭陳述	①H30. 1. 4 ②棄却 ③当該施設の管理は適切に行われており、他用途に使われていないことについても不當性はない。	無
福岡県	福津市	①市長 ②市有施設の指定管理協定について、修繕費が100万円計上されているが、協定書の内容を見ると修繕費が100万円未満だった際に差額の返還を受けることができず、市に損害が発生する。 ③指定管理協定書の修正を求める	(H29. 11. 9)	1		①H29. 12. 4 ②却下 ③請求人の主張に根拠がない。	無
福岡県	福津市	①市長 ②大規模公園の管理について、指定管理者が選定時の提案書と異なる運営を行なっており、市民サービスの低下がみられる。 ③指定管理者選定における決定事項の取り消しを求める。	H29. 11. 9	1	請求取下げのため実施せず。	①取下げのため実施せず。 ② ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
福岡県	宮若市	① 市長 ② 費用償還請求権の不行使（市有地支障物件処分・移設工事に関する財産管理懈怠） ③ 相手方に対する工事費用についての償還請求	(H28. 12. 22)	2		① H29. 1. 30 ② 却下 ③ 監査請求期間の徒過	有
		① 市長 ② 市職員が行政区長を兼任し、地方公務員法第38条違反による職員給与と行政区長報酬の二重取り ③ 行政区長報酬の返還				① H28. 11. 7 ② 却下 ③ 財務会計上の行為または怠る行為ではない。	
		① 朝倉市教育委員会 ② 違法な公金（補助金）の支出 ③ 公金（補助金）支出の差し止め				① H29. 2. 24 ② 却下 ③ 要件（具体的かつ客観的な違法性の指摘、違法性を証する書面）を満たしていないため	
福岡県	糸島市	① 職員 ② 住居手当の不正受給 ③ 手当の停止と返還	H28. 7. 25	1	H28. 8. 18 口頭陳述	① H28. 9. 16 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
福岡県	糸島市	① 市長 ② 讓渡契約及び使用貸借契約は違法・不当である ③ 契約の解除及び履行の差し止め	H29. 3. 6	626	H29. 3. 27 口頭陳述	① H29. 5. 9 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有
福岡県	糸島市	① 市長 ② 不正な公金の支出 ③ 支払われた公金の返還	H29. 9. 7	1	請求者から新たな証拠書類等の提出及び陳述の申出はなかった。	① H29. 10. 27 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
福岡県	糸島市	① 市長 ② 不正当な公金の支出 ③ 支払われた公金の返還	H29. 9. 7	1	請求者から新たな証拠書類等の提出及び陳述の申出はなかった。	① H29. 10. 27 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
福岡県	糸島市	① 市長 ② 不正当な公金の支出 ③ 支払われた公金の返還	H29. 9. 7	1	請求者から新たな証拠書類等の提出及び陳述の申出はなかった。	① H29. 10. 27 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
福岡県	柏屋町	① 町長 ② 根拠のない廃棄物処理費の支払い ③ 相手方に対する損害賠償請求	H29. 12. 6	346	H29. 12. 18 口頭陳述	① H30. 1. 29 ② 棄却 ③ 支払いは契約に基づく妥当な	無
福岡県	小竹町	① 町長 ② 違法な契約の締結（随意契約の適法性） ③ 契約を締結しないこと	H29. 7. 21	17	H29. 8. 24 口頭陳述	① H29. 9. 6 ② 棄却 ③ 違法な行為と断定できない	無
福岡県	みやこ町	① 町長 ② 違法に財産管理を怠る事実 ③ 町長に対する	(H30. 3. 22)	6		① H30. 5. 18 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象事案とは	無
福岡県	みやこ町	① 町長 ② 違法に財産管理を怠る事実 ③ 町長に対する				① H30. 5. 18 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象事案とは	
福岡県	みやこ町	① 町長 ② 財務会計上の行為 ③ 町長に対する	(H30. 3. 22)	6		① H30. 5. 18 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象事案とは	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
佐賀県	佐賀市	① 不明確 ② 法律顧問契約 ③ 不明確	H29. 1. 23	1		① なし ② ③	無
佐賀県	佐賀市	① 佐賀市長 ② 法律顧問契約 ③ 顧問契約料の全額返還	H29. 7. 11	1	期間: H29. 7. 31～8. 3 市庁舎内で公開で実施	① H29. 8. 22 ② 棄却 ③ 違法性、不当性なし	無
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実 ③ 相手方への損害賠償請求	H29. 5. 8	1	H29. 6. 2 口頭意見陳述	① H29. 7. 3 ② 棄却 ③ 怠る事実はない	有
佐賀県	武雄市	① 武雄市 ② 市長に対するその怠る事実の違法確認請求 ③ 前市長に対する求償権の行使	H28. 12. 22	15	H29. 1. 16 口頭陳述	① H29. 2. 15 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有
長崎県	長崎市	① 市長 ② 政務活動費の支出できる範囲とは明らかに無関係な支出や政務活動とは無関係な支出など、公金の不当な支出 ③ 損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使及び政務活動費の正常な運営を図るための必要な措置の勧告	H29. 6. 28	3	H29. 7. 5 口頭陳述	① H29. 8. 7 ② 一部却下 一部勧告 ③ (一部却下) 請求期間の徒過 (一部勧告) ③ 目的外や不適正と判断される支出額について、返還を命じるなど必要な措置を講じること。	無
長崎県	長崎市	① 市長 ② 耐震補強工事によって効用を増加させた旧佐古小学校の校舎等をわずか数年間の使用で取り壊した財産の不当な処分。 ③ 不当な財産処分により発生した耐震補強工事費用及び解体工事費用の補填及び不当な財産処分を前提とした仁田佐古小学校新校舎及び屋内体育場の建設工事の差止め	H30. 1. 26	3	H30. 2. 5 口頭陳述	① H30. 3. 16 ② 棄却 ③ 請求理由なし	有
長崎県	佐世保市	① 佐世保市立小学校長 ② 不当な公金の支出 ③ 佐世保市への損害額の補てん措置	H28. 2. 23	1	H28. 3. 7 口頭陳述	① H28. 4. 19 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出はない。	無
長崎県	佐世保市	① 佐世保市立小学校長 ② 不当な公金の支出 ③ 佐世保市への損害額の補てん措置	H28. 3. 14	1	H28. 3. 23 口頭陳述	① H28. 4. 19 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出はない。	無
長崎県	佐世保市	① 佐世保市長 ② 不当な公金の支出 ③ 損害が発生する可能性がある事業の支出行為の執行停止	H28. 11. 22	1	H28. 12. 2 口頭陳述	① H29. 1. 13 ② 棄却 ③ 設計内容が変更されたことなどにより、不当な公金の支出はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
長崎県	諫早市	①市職員（検査職員、立会者） ②地籍調査業務完了検査において瑕疵を看過し、合 格としている ③成果物の瑕疵の修補及び当該市職員に対し支払い 済みの業務委託料の補填を請求	(H30. 1. 15)	2		① H30. 1. 31 ② 却下 ③ 正当な理由なく、当該行為 のあった日又は終わった日 から1年を経過していること から、却下したもの	無
長崎県	諫早市	①市職員（検査職員、立会者） ②地籍調査業務完了検査において瑕疵を看過し、合 格としている ③成果物の瑕疵の修補及び当該市職員に対し支払い 済みの業務委託料の補填を請求	(H30. 2. 19)	1		① H30. 3. 7 ② 却下 ③ 正当な理由なく、当該行為 のあった日又は終わった日 から1年を経過していること から、却下したもの	無
長崎県	松浦市	①市長 ②賠償金及び裁判費用の税金での不当支出（国家賠 償法の1条2項の求償権の不行使、市が判決の理由 を受け入れていない） ③賠償金及び裁判費用の返還	H28. 4. 13	5	H28. 4. 25 陳述会	① H28. 6. 7 ② 棄却 ③ 当該支出行為に違法性・不 当性はない	無
長崎県	壱岐市	①市長 ②違法又は不当な財産管理 ③損害賠償請求	(H28. 7. 19)	1		① H28. 8. 22 ② 却下 ③ 損害は発生していない	無
長崎県	壱岐市	①市長 ②違法又は不当な財産管理 ③損害賠償請求	H28. 10. 14	1	平成28年11月17日午前10時 ～11時 出席者：請求人・監査委	① H28. 12. 6 ② 棄却 ③ 損害は発生していない	無
長崎県	壱岐市	①市長 ②不当な公金の支出 ③損害賠償請求	(H28. 12. 12)	1		① H29. 1. 26 ② 却下 ③ 財務会計行為とは認められ ない	無
長崎県	五島市	①市長 ②市政倫理条例を遵守せず、議員の親族が代表を 務めている業者に公用車の点検業務を依頼し、支 出していること ③支出した額を返還すること	(H29. 5. 30)	1		① H29. 6. 23 ② 却下（不受理） ③ 市の損害とは認められない	無
長崎県	五島市	①市長 ②補助金の交付を受けて整備された施設等が、補助 金交付の目的に反して使用されていない ③補助金の返還を請求すること	H29. 12. 27	1	H30. 1. 19 口頭陳述	① H30. 2. 9 ② 棄却 ③ 違法又は不当に補助金返還 請求権を怠っているということ はできない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
長崎県	五島市	① 市長 ② 補助金の交付を受けて整備された施設等が、補助金交付の目的に反して使用されておらず、土地所有者の承諾がなければ利用できないので、事業の継続が困難になっている ③ 補助金交付決定を直ちに取り消し、交付した本件補助金を返還させること	H30. 3. 27	1	H30. 4. 6 口頭陳述	① H30. 4. 27 ② 棄却 ③ 違法又は不当に補助金返還請求権を怠っているということはできない	無
長崎県	南島原市	① 市長 ② 平成27年度の社協補助金交付に係る余剰金の有無について ・平成26年度の自治会活動補助金交付に係る補助金算定について ・自治会活動補助金交付制度の要綱について ③ 補助金の一部返還及び算定方法等について必要な措置を講じることを求める	H29. 1. 27	1	H29. 2. 14 口頭陳述	① H29. 3. 24 ② 一部棄却、一部却下 ③ 社協補助金の一部返還については理由がなく認められない（棄却） ・自治会補助金の一部返還については請求期間制限に服する（却下） ・要綱の適正化については違法性を証する書類を摘示していない（却下）	有
熊本県	熊本市	① 熊本市立帯山中学校 校長 ② 違法な財産の取得 ③ 生徒の保護者から強制的な方法で集めた寄付金の返金を求める請求	(H29. 3. 29)	1		① H29. 4. 3 ② 取下（不受理） ③ 改めて追加資料を添えて請求することとなつたため	無
熊本県	熊本市	① 熊本市立帯山中学校 校長 ② 違法な財産の取得 ③ 進路対策費及び卒業関係諸費の強制徴収についての返還請求	(H29. 4. 3)	1		① H29. 4. 18 ② 却下（不受理） ③ 市に財産上何ら損害が発生していないため	無
熊本県	荒尾市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（政務活動費） ③ 交付した議員に対する返還措置の勧告	H28. 11. 30	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H29. 1. 11 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない。	無
熊本県	長洲町	① 町長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実及び違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 行政財産の使用許可に関し、適正な手続の遵守及び使用料の前納の徹底についての勧告を求めたもの。	H29. 8. 7	1	陳述日（H29. 8. 31）に直接聴取	① H29. 10. 3 ② 棄却 ③ 不当とまでは言えないため。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
熊本県	長洲町	①町長 ②違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③法定外公共物である里道の現状復帰と機能回復及び町が被った損害補填のための措置を講じることを求めたもの。	H29. 9. 21	9	陳述の期日を定める際に陳述を行わない旨の申出があつた。	①H29. 11. 16 ②認容 ③事案に対する速やかな対処及び管理責任者への厳重な注意	無
熊本県	和水町	①町長及び関係職員 ②不要な道路改修工事の施工 ③不要道路改良工事の差額分の請求	H29. 10. 5	9	H29. 10. 30 口頭陳述及び出席できなかつた請求者からの陳述書	①H29. 12. 1 ②棄却 ③地方自治法242条第2項該当	無
熊本県	和水町	①町長、教育長及び関係職員 ②違法又は不当な改修工事の施工 ③損害賠償請求	H29. 10. 5	9	H29. 10. 30 口頭陳述及び出席できなかつた請求者からの陳述書	①H29. 12. 1 ②棄却 ③請求には、理由がない	無
熊本県	益城町	①町長 ②公有財産と民有地の交換 ③違法若しくは不当な財産の処分	(H30. 3. 5)	1		①H30. 4. 12 ②却下 ③期間途過によるもの	無
熊本県	益城町	①町長 ②旅費の支出 ③違法若しくは不当な公金の支出	H30. 3. 5	1	H30. 3. 27 (口頭陳述)	①H30. 4. 25 ②棄却 ③旅費の支出について不當	無
熊本県	錦町	①町長 ②公民館改修に対する違法な補助金の交付 ③公民館の復元と町長の辞職	(H28. 8. 25)	1		①H28. 10. 3 ②却下 (不受理) ③住民監査請求の対象外	無
熊本県	錦町	①町長 ②無効な農面道路計画 ③農面道路計画の中止と町長の辞職	(H28. 9. 1)	1		①H28. 10. 3 ②却下 (不受理) ③住民監査請求の対象外	無
熊本県	錦町	①町長 ②道路台帳業務委託の入札に対する官製談合 ③落札業者の永久指名停止と町長の辞職	(H28. 9. 1)	1		①H28. 10. 3 ②却下 (不受理) ③住民監査請求の対象外	無
熊本県	錦町	①町長 ②町道分筆測量委託業務に対する官製談合 ③町長の辞職	(H28. 9. 1)	1		①H28. 10. 3 ②却下 (不受理) ③住民監査請求の対象外	無
熊本県	相良村	①村長 ②違法な契約の締結 (全事業の予算の未成立のまま支出している。) ③支出金額の補填	(H29. 10. 27)	1		①H29. 12. 1 ②却下 ③当該地方公共団体に損害を与えるものではない。	無
熊本県	相良村	①村長 ②違法な契約の締結 (予算がないにも関わらず支出した。) ③支出金額の補填	(H29. 12. 25)	1		①H30. 2. 9 ②却下 ③期間途過	有
熊本県	あさぎり町	①町長、職員 ②ゴルフ会員権預託金返還訴訟について ③訴訟費用の返還請求と公文書管理の徹底	H29. 4. 20	1	5日、通知	①H29. 5. 29 ②一部認容 ③訴訟費用の返還	無
大分県	別府市	①市長 ②不当な市有地の売却 ③特定していない	(H30. 1. 9)	1		①H30. 2. 7 ②却下 ③請求期間経過	無
大分県	別府市	①市長 ②出張先の公開 ③旅行命令簿の全部公開	(H30. 1. 9)	1		①H30. 2. 7 ②却下 ③財務会計上の行為でない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大分県	中津市	①市長 ②労働基準法の最低付与日数を下回る虚偽の情報を提供したとして、継続勤務該当性の判断を誤った行為は、公務員として職務上の注意義務違反 ③市長に対する損害賠償請求	H28. 9. 14	1	H28. 10. 11 口頭陳述	① H28. 10. 28 ② 棄却 ③ 求償権を行使していないことについては、財産の管理を違法または不当に怠る事実とは認められない	無
大分県	由布市	①市長 ②不当な時間外勤務手当の支出 ③手当の一部返還と組織体制の見直し	(H29. 6. 13)	1		① H29. 6. 28 ② 却下 ③ 請求要件を満たさない	無
大分県	国東市	①市長 ②市有財産の管理を怠ることによる財産の損害。 ③違法又は不当に財産の管理を怠っている。	H29. 5. 30	1	H29. 6. 6 口頭陳述	① H29. 6. 30 ② 一部棄却、一部却下 ③ 要件が具備しないものとして却下 理由がないものとして棄却	無
鹿児島県	出水市	①市長 ②違法な契約の締結(1者による随意契約の土地売買) ③市長に対する損害賠償請求	H29. 3. 24	1	H29. 4. 25 口頭陳述	① H29. 5. 19 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
鹿児島県	西之表市	①「いこいの森」管理者 ②「いこいの森」の適正な管理について ③「いこいの森」の適正な管理がなされていなかつたことの経緯・原因・理由を明らかにすること	(H28. 7. 15)	1	H28. 7. 15～H28. 8. 23 口頭・資料による説明	① H28. 8. 26 ② 却下 ③ 法第242条第1項に該当しない	無
鹿児島県	薩摩川内市	①薩摩川内市 ②公金支出が公序良俗に反する ③委託料の支出差し止め	(H28. 5. 9)	2		① H28. 6. 28 ② 却下 ③ 請求要件の欠如	無
鹿児島県	伊佐市	①市長 ②不当な変更契約の締結(市長の裁量権の逸脱・濫用による不当な財産の減額変更貸付) ③変更契約の解除、市長に対する損害賠償請求	H29. 9. 19	1	H29. 10. 6 口頭陳述	① H29. 11. 17 ② 棄却 ③ 議会で議決された当該変更契約は、違法性又は不当性はない	有
鹿児島県	東串良町	①町長 ②不当な財産取得(にぎやかタウン雪山土地購入) ③これまでの修復工事費等、また今後の安全対策工事費等を前町長に対し損害賠償請求	(H29. 6. 5)	2		① H29. 7. 21 ② 却下(不受理) ③ 請求期間1年を経過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
鹿児島県	南種子町	①町長 ②元職員の懲戒処分取消請求の判決に伴う和解内容 の和解金支払い審査 ③行政処分に関する旧処分規定を適用して懲戒処分 をしているか 勤労手当の支給が妥当か	H28. 4. 4	1	H28. 4. 25 口頭陳述	① H28. 5. 26 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
		①前市長、現市長、工事請負業者（現市長から前市 長、現市長、工事請負業者へ損害賠償請求するよ う勧告） ②事業を工期内に完成できず、工期延長に係る補正 予算の計上 ③債務不履行・不法行為による当該補正予算相当額 の損害賠償請求				① H28. 6. 28 ② 却下（受理前却下） ③ 財務会計行為として個別 的、具体的に言及されてい ない。工事請負業者から債 務不履行による違約金を受 けているので、市の損害は 賠償されている。	
		①上下水道事業管理者（監査委員から上下水道事業 管理者への勧告） ②違法な契約の締結 ③支出相当額の損害賠償、完成した成果物の使用禁 止、関係者の処分及び使用停止処分について、監 査委員による上下水道事業管理者への勧告				① H28. 8. 5 ② 却下（受理前却下） ③ 当該契約に違法性はなく、 市の損害はないので、住民 監査請求の要件に当たらない。 関係者の処分及び使用 停止処分は、住民監査請求 の対象外	
沖縄県	那覇市	①前市長、現市長 ②危険な工作物の設置及び不当な支出 ③工作物の撤去及び前市長、現市長への損害賠償請 求	(H28. 10. 31)	1		① H28. 12. 27 ② 却下（受理前却下） ③ 同一人による同一内容の請 求。市の損害が不明確。期 間徒過	無
		①市 ②公園内に設置させた施設は違憲な施設 ③施設の撤去、使用料免除は無効、免除された賃料 の損害賠償請求				① H29. 2. 23 ② 却下（受理前却下） ③ 財務会計上の行為ではな い。同一人による同一内容 の請求。	
		①監査委員 ②契約の締結行為及び履行行為 ③市長に対し契約の締結を履行しないための必要な 措置を講ずる勧告の請求				① H29. 6. 28 ② 却下 ③ 要件不備による受理前却下	
沖縄県	豊見城市	①市長 ②違法又は不当な財務会計上の行為 ③制度の変更と市長に対する損害賠償請求	H29. 1. 6	1		① H29. 2. 16 ② 合議に至らなかった ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又 は請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
沖縄県	宮古島市	① 市長、職員 ② 出張旅費に関する行為 ③ 出張旅費の返還	H28. 11. 16	1		① H28. 12. 28 ② 却下(不受理) ③ 理由がない	無
沖縄県	宮古島市	① 市長、職員 ② 土地改良の委託契約業務に関する行為 ③ 委託契約業務費の返還	H28. 11. 16	1		① H28. 12. 28 ② 却下(不受理) ③ 損害を与えた行為とはいえない	無
沖縄県	本部町	① 町長 ② 財産の管理を怠る事実(財産使用させるにあたつて使用料を徴収していない) ③ 違法であることの確認と是正措置の要求	H30. 1. 12	10		① H30. 3. 7 ② 却下 ③ 財務会計上の行為はなく損害もない	無
計		1218件					有 261件 無 953件

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果		公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行なった場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴
北海道	旭川市	市長がした行政財産の目的外使用許可処分の取消しの請求 行政財産の管理を怠っていることの違法確認の請求並びに当該怠る事実により損害を生じさせた市長及び職員に対する損害賠償並びに当該怠る事実に係る相手方である企業に対する不当利得の返還の請求を市長に対し求める請求	H28. 4. 21	○				○	○	○	○	○		H29. 3. 24 旭川地裁 請求棄却
北海道	旭川市	企業と共同で使用する施設を建設した際に企業の持ち分相当の財産を市に帰属させることを内容とする協定の無効を主張し、市長が企業に対する固定資産税の賦課・徴収義務を怠っていることの違法確認の請求並びに協定締結に関わった当時の市長及び職員に対する損害賠償並びに当該怠る事実の相手方である企業に対する不当利得の返還の請求を市長に対し求める請求 行政財産の管理を怠っていることの違法確認の請求並びに当該怠る事実により損害を生じさせた当時の市長及び職員に対する損害賠償並びに当該怠る事実の相手方である企業に対する不当利得の返還の請求を市長に対し求める請求	H26. 1. 10	○				○	○	○	○			H28. 2. 26 旭川地裁 一部却下、一部棄却 H28. 9. 8 札幌高裁 請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由		請求事項				訴訟の結果		公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	
北海道	旭川市	施設の建設事業費の支出及び水利権の変更により損害を与えた当時の市長及び職員に対する損害賠償並びに当該行為により利益を得ている企業に対する不当利得の返還の請求を市長に対し求める請求 市長がした行政財産の目的外使用許可処分の取消しの請求 行政財産の管理を怠っていることの違法確認の請求並びに当該怠る事実により損害を生じさせた当時の市長及び職員に対する損害賠償並びに当該怠る事実に係る相手方である企業に対する不当利得の返還の請求を市長に対し求める請求	H26.1.10	○				○	○	○		○		H28.2.26 旭川地裁 一部却下、一部棄却 H28.9.16 札幌高裁 請求棄却
北海道	森町	町長に対する補助金支出の差止請求	H29.9.1	○			○							現在、函館地裁係属中
北海道	森町	町長に対する補助金支出及び土地建物売却に伴う損害金（1億3708万円、1億1945万円）の請求	H29.10.17	○					○					H29.11.28番号1～併合
北海道	留寿都村	村に対し、違法な契約締結の解消を求める請求	H29.7.4	○				○		○				H30.3.6 札幌地裁判決
北海道	留寿都村	村長に対し、特別徴収義務者からの入湯税の過少申告に対しての行政処分取り消しを求める請求	H29.12.6	○				○						現在、札幌地裁係属中
北海道	留寿都村	村長に対し、村と顧問弁護士の顧問契約の差し止めを求める請求	H30.2.13	○			○							現在、札幌地裁係属中
北海道	京極町	損害賠償履行請求事件	H26.10.17	○						○	○			H30.3.30 札幌地裁請求棄却
北海道	中川町	町長らに対する怠る事実の違法確認等請求	H28.9.21	○					○					現在旭川地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行なった場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
北海道	芽室町	町長に対する、怠る事実に対する損害賠償請求（7,062,215円）の請求	H27.5.18	○							○					H28.10.25 釧路地裁 請求棄却 札幌高裁に控訴
北海道	芽室町	関係町職員に対し、不適切会計処理に対する損害賠償を請求するもの		○							○	○				H27.5.18に町長へ提起された裁判の控訴 H29.2.24 札幌高裁
北海道	芽室町	町長に対し、訴訟事務委託料支払に対する損害賠償を請求するもの	H29.4.11	○							○					H29.9.26 釧路地裁 請求棄却 札幌高裁に控訴
北海道	芽室町	町長に対し、訴訟事務委託料支払に対する損害賠償を請求するもの		○							○	○				H29.4.11に町長へ提起された裁判の控訴 H30.2.21 札幌高裁
北海道	芽室町	関係町職員及び工事請負業者に対し、損害賠償を請求するもの	H29.4.11	○							○					H29.9.26 釧路地裁 請求棄却 札幌高裁に控訴
北海道	芽室町	関係町職員及び工事請負業者に対し、損害賠償を請求するもの		○							○	○				H29.4.11に関係町職員及び工事請負業者へ提起された裁判の控訴 H30.2.27 札幌高裁
北海道	芽室町	町長に対し、道路整備工事及び修繕工事に關し監督・検査した職員らに故意に怠る事実があったとして、同人らに賠償請求せよなどというもの	H30.3.1	○												H30.5.30 弁論終結 H30.9.25 釧路地裁にて判決予定
北海道	芽室町	町長に対し、住民訴訟に関する訴訟事務委託料支出に故意に怠る事実があったとして、町長及び監査委員に賠償請求せよなどというもの	H30.3.1	○												H30.5.30 弁論終結 H30.9.25 釧路地裁にて判決予定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
北海道	芽室町	町長に対し、災害復旧工事に關し監督・検査した職員らに故意に怠る事実があったとして、同人らに賠償請求せよなどというもの	H30.3.1	○												H30.5.30 弁論終結 H30.9.25 釧路地裁にて判決予定
計	6団体	12件		12件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	7件	3件	1件	0件	0件	0件
青森県	弘前市	市長に対する違法補助金支出に伴う損害金（852万3,000円）の請求	H26.11.14	○						○		○				H29.1.13青森地裁 請求棄却 H29.6.21仙台高裁 控訴棄却 H30.1.19最高裁 上告棄却、上告申立不受理
計	1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
県 岩 手	奥州市	市長に対する不法行為に基づく損害金の請求	H29.9.19	○						○						現在、盛岡地方裁判所で係属中
岩手県	零石町	町長に対する補助金支出の違法に伴う損害金（4320万円）の請求	H27.8.31	○						○		○				H28.5.27 盛岡地裁 原告一部勝訴 H29.1.27 仙台高裁 棄却 H29.7.6 最高裁不受理（確定）
県 岩 手	零石町	町長に対する公金支出の違法に伴う損害金（1869万6千円）の請求	H29.10.24	○						○						H30.6.29盛岡地裁訴え却下（確定）
県 岩 手	零石町	町長に対する違法兼業に伴う損害金（在職期間中の報酬）の請求	H30.3.30	○						○						現在、盛岡地裁係属中
計	2団体	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	1件	0件	0件	0件	
県 宮 城	仙台市	市長に対する一般会計及び市債管理基金からの高速鉄道事業会計への貸付けの差止請求	H30.2.27	○				○								現在、仙台地裁係属中
県 宮 城	塩竈市	市長に対する不当利得返還請求懈怠違法確認等の請求	H28.9.8	○					○							取下げ
宮 城 県	名取市	市長に対する業務委託料返還履行等請求の請求	H28.7.29	○						○						H30.5.16仙台地裁請求棄却 現在、仙台高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
宮城県	蔵王町	町長が、入湯税の賦課徴収を怠っていることが違法であることの確認請求	H28.9.6	○					○			○				H29.6.14仙台地裁：請求棄却 H29.6.27仙台高等裁判所へ控訴 H30.1.25仙台高裁：請求棄却
計	4団体	4件		4件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	1件	0件	1件	0件	0件	0件
県秋田	北秋田市	市税徴収を怠る行為による損害賠償義務付け等請求	H23.6.27	○						○			○		○	H29.1.24 和解
計	1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	
山形県	米沢市	市長が損害賠償請求を行うよう求めるもの	H29.1.4			○				○						H29.10.10山形地裁 請求棄却 現在、仙台高裁係属中
計	1団体	1件		0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	
茨城県	土浦市	水道事業基本計画は、実態と合わない過大な計画であり、右畠配水場は不要であるため、市長に対して、右畠配水場の移転・新設で支払った費用の返還を求める。	H22.8.11	○				○					○			平成28年7月13日 東京高等裁判所 控訴棄却。 原告が上告をしなかつたことから、平成28年7月30日に判決が確定。
県茨城	行方市	市長に対する不当に安価な譲渡契約に伴う損害金(4,150万円)の請求	H29.8.4	○						○						現在、水戸地裁係属中
計	2団体	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	
栃木県	足利市	補助金交付決定を取り消して返還請求することを怠る事実が違法であることの確認並びに市長に対する当該補助金の支出に伴う損害金(2,000万円)の請求	H27.2.26	○					○	○						H28.8.4判決 宇都宮地裁
栃木県	野木町	町長及び野木町(代表監査委員)に対する監査の違法・無効確認及び非常勤の行政委員への報酬支給差止請求	H28.8.24	○				○	○				○			H28.12.22宇都宮地裁 請求却下 H29.4.26東京高裁請求棄却
県栃木	野木町	町長に対する交際費返還請求	H29.10.18	○							○					現在、宇都宮地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
県 栃木	野木町	町長に対する教育委員会所管の補助金支出の一部差止請求	H30. 2. 27	○			○									現在、宇都宮地裁係属中
計	2団体		4件	4件	0件	0件	0件	2件	1件	1件	2件	0件	1件	0件	0件	0件
県 群馬	高崎市	市長に対する介護報酬の支払に関する返還及び100分の40を乗じた額の請求	H28. 6. 21	○							○					
群 馬 県	渋川市	渋川市北橘農産物加工所利用組合に交付した倉庫の補助金について、返還請求をするよう求めた事件	H28. 7. 15	○							○					H29. 12. 7原告訴えを取下げ
計	2団体		2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	
県 埼玉	さいたま市	年度を越えて使用した政務活動費（郵便切手）（160万円）を返還するよう求める。	H26. 11. 20	○							○		○			H29. 3. 14判決 東京高裁棄却
埼 玉 県	さいたま市	外国人に適合外携帯端末を使用することにつながるSIMカードの購入及び配布業務で支出した経費（569万8,080円）の返還を求める。	H27. 11. 30	○							○		○			H29. 5. 24判決 東京高裁棄却
埼 玉 県	さいたま市	交付した補助金は、要綱に反した支出であり、事業者に返還させるか、支出した補助金の返還を求める。	H28. 11. 15	○							○					現在、東京高裁係属中
県 埼玉	川越市	不法行為による損害賠償請求権行使しないことについて住民訴訟が提起された	H30. 3. 12	○							○					
埼 玉 県	鴻巣市	①市に対する土地使用貸借契約の差止請求 ②市に対する委託料600万円の支出差止請求 ③市長に対する違法支出に伴う損害金160万円の請求	H26. 4. 15	○							○					①H28. 3. 16訴訟取下 ②H27. 8. 6付で、「市長に対する違法支出523万8000円の損害請求の訴え」に変更 H29. 5. 3訴訟取下

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果		公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴
埼玉県	鴻巣市	市長に対し、鴻巣市篠田地域における北鴻巣地区開発整備構想作成業務委託外2件の金1,483万6,500円及びこれに対する本訴状到達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いの請求	H27.1.22	○						○	○			判決確定 H29.10.25 さいたま地方裁判所
埼玉県	鴻巣市	市長に対する違法支出に伴う損害金523万8000円及びこれに対するH28.4.21から支払い済みまで支払済みまで年5分の割合による金員の支払いの請求	H27.8.13	○						○	○			H26.4.15提起事件について民事訴訟法第52条による共同訴訟参加 判決確定 H30.3.28 さいたま地方裁判所
埼玉県	鴻巣市	市長及び職員に対する違法支出に伴う損害金523万8000円及びこれに対するH28.9.14から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いの請求	H28.3.22	○						○	○			H26.4.15提起事件及びH27.8.13提起事件について民事訴訟法第52条による共同訴訟参加 判決確定 H30.3.28 さいたま地方裁判所
埼玉県	上尾市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(9115万2799円)の請求	H29.1.5	○						○				現在、さいたま地方裁判所係属中
埼玉県	越谷市	市長に対する財産の管理を怠る事実に伴う損害金(3,976,000円)の請求	H29.9.12	○						○				

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
埼玉県	八潮市	・市長に対する違法な支出に伴う損害金(7,587,000円)の請求 ・違法、不当な管理を隠蔽し、公文書を捏造した4名の職員に対し、取り壊した施設の復元を求める請求 ・違法な行為を行った職員に対して懲戒免職処分を行うこと、及び当該職員に支払った退職金を返還させることを求める請求	H30.5.24	○					○	○						現在、さいたま地裁係属中
埼玉県	小鹿野町	町長に対する公金の不正支出に伴う損害金(70,556,400円)の請求	H29.6.23	○						○						現在、さいたま地方裁判所にて係争中
計	7団体	12件		12件	0件	0件	0件	0件	1件	12件	1件	4件	0件	0件	0件	
千葉県	千葉市	市長に対し、外国人学校への補助金(414,000円(H26年度分))に係る不当利得返還請求権の行使を求めるもの	H28.1.8	○						○		○				H29.1.27 千葉地裁請求棄却 H29.7.12 東京高裁請求棄却 H29.12.14 最高裁上告却下及び上告不受理
千葉県	千葉市	市長に対し、外国人学校への補助金(213,000円(H27年度分))に係る不当利得返還請求権の行使を求めるもの	H29.6.22	○						○						H30.6.29 千葉地裁請求棄却 現在、東京高裁係属中
千葉県	船橋市	市長に対し、日本放送協会との放送受信契約に基づき支払った放送受信料の返金請求と放送受信契約の是正を求める住民訴訟	H28.5.2	○						○	○					H28.11.29千葉地裁請求却下
千葉県	松戸市	教育長の行ったいじめ防止対策委員会への報償費等の支出が違法であるとして、市長が教育長に対して損害賠償請求等を行うことを求めるとともに、その請求を怠る事実が違法であることを確認を求めるもの。	H30.1.12	○					○	○						H30.7.20千葉地裁請求棄却
千葉県	成田市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	H28.12.6	○						○						現在、千葉地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
千葉県	成田市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求及び協定書に伴う支出の差止め	H29. 6. 20	○				○			○					現在、千葉地裁係争中
千葉県	習志野市	市長及び前市長に対する公園用地無償譲渡に伴う損害金（31億3,427万3,476円）の請求	H29. 11. 29	○						○						現在、千葉地裁において係争中
千葉県	柏市	市長に対する住民監査請求を棄却する旨の決定の取消請求、公金の支出の返還請求及び不法行為に基づく損害賠償請求をすることの請求	H28. 6. 10	○						○	○	○				H29. 8. 25千葉地裁
千葉県	市原市	市長に対する土地・建物の売却に対する損害金（21億6961万円8222円）の請求	H29. 7. 10	○						○						現在、千葉地裁係争中
千葉県	浦安市	社会福祉法人からの補助金及び委託料に関わる返還金について、市長に利息90万8301円の支払請求することを求める訴訟。	H28. 12. 22	○						○						現在、千葉地裁係争中
千葉県	四街道市	市長個人に1,065万3千円とこれに対する平成26年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める請求	H29. 4. 3				○			○	○					29. 9. 14東京高裁請求棄却
千葉県	印西市	市長に対し、不当利得に当たる政務活動費（23万7,000円）の返還を当該政務活動費を支出した会派に対し請求するよう求めるもの	H27. 4. 20	○						○		○				28. 3. 1千葉地裁市一部敗訴 28. 10. 26東京高裁控訴棄却
千葉県	印西市	市長に対し、違法に設置された百条委員会に関連して支出された調査経費（130万756円）の返還を議長及び当該委員会の委員に対し請求するよう求めるもの	H27. 6. 25	○						○	○					27. 12. 15千葉地裁請求棄却 28. 4. 13東京高裁控訴棄却 28. 9. 29最高裁上告審として受理しない決定
千葉県	印西市	市長に対し、不当利得に当たる集会施設整備事業補助金（1,404万6,000円）の返還を交付を受けた町内会に対し請求するよう求めるもの	H29. 8. 1	○						○	○					30. 2. 23千葉地裁
計	10団体		14件	13件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	14件	3件	4件	1件	0件	0件

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果		公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴
東京	八王子市	緑町緑地の樹林の伐採に対する損害賠償請求	H28. 8. 26	○						○	○	○		
東京都	府中市	府中スマートインターチェンジ事業に関連した当該スマートインターチェンジのオフランプ先の交差点や周辺道路等について、原告の所有する土地の買収ができなければ完成の見込みがなく、公共性公益性がないと主張し、違法な公金の支出の差止め及び被控訴人の市長に対する損害賠償の請求を怠る事実が違法であることの確認等を求められた控訴事件【原審は、H26. 6. 13に提起し、H29. 2. 24市勝訴】	H29. 3. 7	○						○	○			H29. 7. 19 市勝訴
東京都	調布市	市有地の売却価格が不当に低廉であるとして、損害額相当額を市長個人に請求することの義務付けを求めたもの	H29. 2. 22	○						○				係属中
東京都	小金井市	市長に対し、市有財産（地上権）を一般競争入札によって売却することなく処分（解除）したことで市に損害が生じたとして、市長個人に損害賠償請求するよう求めるもの。	H30. 4. 17	○						○				現在、東京地裁係属中
東京都	日野市	・市長に対する業務委託契約に基づく委託料等公金の支出の差止請求 ・市長に対する業務委託契約に基づく委託料支出に伴う損害金の請求	H28. 10. 3	○			○			○				東京地方裁判所係属中
東京都	日野市	・市長に対する業務委託契約等の契約締結の差止請求 ・市長に対する業務委託契約に基づく委託料等公金の支出の差止請求 ・市長に対する業務委託契約に基づく委託料支出に伴う損害金の請求	H29. 9. 28	○			○			○				東京地方裁判所係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
東京	国分寺市	市の求償権の行使を求める請求	H29. 5. 23	○						○						東京地方裁判所係属中
東京	多摩市	監査委員の結果に不服がある	H29. 10. 30	○					○		○					係属中
計	7団体	8件		8件	0件	0件	0件	2件	1件	0件	8件	1件	2件	0件	0件	0件
東京	千代田区	使途基準に違反して支出された政務調査研究費に対し返還請求するよう区長に求めるもの	H25. 12. 19	○						○			○		○	29. 4. 27 東京地方裁判所判決
東京	千代田区	使途基準に違反して支出された政務調査研究費に対し返還請求するよう区長に求めるもの	H26. 12. 1	○						○						28. 6. 9取下げ
東京都	千代田区	使途基準に違反して支出された政務調査研究費に対し返還請求するよう区長に求めるもの	H28. 5. 25 (上記番号2の事件に対し共同訴訟的当事者参加を申し出)	○						○						上記番号2の共同訴訟参加人として現在、東京地裁において係属中
東京	中央区	区長に対する月島三丁目南地区第一種市街地再開発事業の予算執行差止め住民訴訟	H29. 11. 24	○				○								東京地裁係属中
東京都	品川区	区長に対する違法契約締結に伴う(1,766万円)の請求	H30. 6. 22	○						○						現在、東京地裁係属
東京都	目黒区	公募型プロポーザル方式による随意契約で、最も低価格を提案した事業者に区有地売却を決定した結果、次点者が提案した価格との差額が損害として目黒区に生じたため、区長に区長個人に対する損害賠償請求権の行使を求めた事件	H28. 5. 18				○				○		○			

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
東京都	目黒区	小学校長らが校長交際費から奉納金又は祭礼祝金等を支出したことは、政教分離の原則に違反する行為であり、これにより目黒区が損害を被ったため、区長に区長個人に対する損害賠償請求権の行使を求めた事件	H29.7.14				○				○					原告は平成30年2月23日に控訴したが、当該控訴も請求棄却となつた。 平成30年8月9日現在、控訴人が上告提起中。
東京都	渋谷区	区長に対する定期借地権設定契約締結に伴う損害金の請求	H29.5.3	○							○					29.12.20東京地裁訴え却下 現在、東京高裁に係属中
東京都	渋谷区	区長らに対する複合施設の建設工事費の返還請求	H29.8.24	○							○					現在、東京地裁係属中
東京都	中野区	区長が再整備工事により公園の価値を減少させ、同公園の適正な管理をしないことが違法と確認するもの	H30.2.16	○						○						東京地裁係属中
東京都	中野区	区長が行った区有地を消防団の施設用地として使用することの許可の取消しを求めるもの	H28.6.9	○					○			○	○			H29.7.7東京地裁一部却下、一部棄却 H29.7.24東京高裁控訴、H29.11.30棄却 H29.12.12最高裁上告、H30.6.7棄却・上告審不受理
計	6団体	11件		9件	0件	0件	2件	1件	1件	1件	8件	1件	2件	1件	0件	1件
神奈川県	横浜市	市長等に対する違法な建物賃貸借契約締結に係る損害賠償の請求【上告審】	H26.11.26	○							○		○			H29.6.13最高裁確定
神奈川県	横浜市	契約の締結、公金の支出等の差止請求【上告審】	H27.2.18	○				○					○			H29.9.7最高裁確定
神奈川県	横浜市	違法に支出した生活保護費の市職員等に対する返還請求【上告審】	H28.11.17	○							○		○			H30.3.20最高裁確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
神奈川県	川崎市	市長に対し、東京都との間の臨時分水に関する協定の更新の差止めを求めるとともに、上下水道事業管理者に対し、神奈川県広域水道企業団との間の基本水量に関する協定の更新の差止めを求めるもの	H26.11.27	○				○				○				H28.12.21横浜地裁 請求一部却下・一部棄却
神奈川県	横須賀市	1 市長に対する違法契約締結に伴う損害金（10億256万円）の請求 2 市長に対する違法な工事契約の締結に伴う未払い工事代金の支払停止 3 これから締結するであろう土地の売買契約の締結の中止	H27.8.17	○							○	○				横浜地方裁判所 (29.1.25) 東京高等裁判所 (29.11.15)
神奈川県	鎌倉市	市長に対し、北鎌倉隧道開削工事に関して、公金の支出、契約の締結、又は債務その他の義務を負担してはならないとの請求。	H28.1.15	○				○								H28.6.21横浜地裁 請求棄却 東京高裁 係属中
神奈川県	鎌倉市	市長に対し、北鎌倉隧道安全対策検討について金員42,703,200円を支払ってはならないとの請求。	H30.3.1	○				○								横浜地裁 係属中
神奈川県	藤沢市	建物撤去及び建物複合建設工事契約締結の差止め請求	H28.3.4	○				○				○				H28.8.10 横浜地裁 判決言渡し
神奈川県	茅ヶ崎市	怠る事実の違法確認請求	H30.4.13	○						○						現在、横浜地裁係属中
神奈川県	厚木市	市長に対する通勤での公用車利用差止め請求	H29.8.10	○							○					H29.9.22 原告側取下げ
神奈川県	厚木市	市長に対する不当利得返還請求	H30.2.19	○							○					H30.7.4横浜地裁 請求却下 現在、東京高裁 係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等		
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	大和市	本市訴訟代理人に対する委託料の額を不当とし、市は、総務課長、会計課長、当該訴訟代理人（本市顧問弁護士）に対し、その差額の請求を求めるもの	H28.7.11	○						○		○				H29.4.12横浜地裁請求棄却	
神奈川県	大和市	大和駅東側第4地区再開発事業に関する保留床譲渡変更契約の違法を原因とした支払金の差止め、及び、本市が再開発組合等の相手方に対し、本市が被った損害を請求することを求めるもの	H29.1.10	○						○		○				H30.2.21横浜地裁請求棄却	
神奈川県	大和市	YAMATO文化森2階デッキ広場の使用料を無償とすることの違法・無効の確認、及び本市が再開発組合等の相手方に対し、本市が被った損害を請求することを求めるもの	H29.9.29	○						○						現在、横浜地裁係属中(判決待ち)	
神奈川県	大磯町	町長、職員に対する違法な団地ポンプ室所有者に対する固定資産の減免措置相当額の請求	H29.4.8	○						○						H29.7.19横浜地裁に對し取下げ	
神奈川県	大磯町	町長、職員に対する違法な団地集会所・遊水地所有者に対する固定資産の減免措置相当額の請求	H29.7.21	○						○		○				H30.7.18横浜地裁請求棄却	
神奈川県	大磯町	町長、職員に対する違法な団地プロパンガス庫に対する固定資産の未賦課相当額の請求	H29.10.2	○						○						現在、横浜地裁係属中	
神奈川県	大磯町	町長、職員に対する違法な団地合併浄化槽所有者に対する固定資産の減免措置相当額の請求	H27.2.23	○						○		○				H29.1.25横浜地裁請求棄却 H29.11.16東京高裁控訴棄却	
計	9団体	18件		18件	0件	0件	0件	5件	0件	1件	12件	1件	9件	0件	0件	0件	
新潟県	新潟市	市政記者室使用許可に係る損害賠償請求事件	H28.2.17	○							○		○				東京高裁 H29.4.20判決

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
新潟県	新潟市	運転日誌を作成せず課専用の府用自動車を使用していたもの (H28.10.6結果通知)	H28.11.4	○						○		○				
新潟県	新潟市	市長の公用車使用に関するもの (H29.1.13)	H29.1.31	○						○						新潟地裁係属中
新潟県	新潟市	法定外公共物の使用に関するもの (H29.9.28結果通知)	H29.10.27	○						○						新潟地裁係属中
新潟県	新発田市	市長は、新庁舎設計業務委託契約相手方に対し損害賠償金（133万350円及び年5分の利息）を支払うよう請求すること	H28.1.19	○						○		○				H28.7.14 新潟地裁請求棄却 H28.12.22 東京高裁請求棄却 H29.6.1 最高裁請求不受理
新潟県	佐渡市	29年度予算に計上された本庁舎改修事業費（3200万円）の支出の差止め及び市長に対する損害賠償請求（9億7123万9千円）	H29.5.24	○			○			○						現在、新潟地裁係争中
新潟県	魚沼市	市に対する不当な損害賠償請求が無効であるとの確認、市に対する違法に支出した公金の返還請求を怠ることが違法であるとの確認及び市長に対する違法に支出した公金の返還を求めるもの	H28.7.15	○				○	○	○						H30.3.7 東京高等裁判所請求棄却 最高裁において現在係争中
新潟県	魚沼市	公金支出差止、違法な公金支出であるとの確認及び市長に対して違法な公金支出に伴う損害賠償金（4,500万円）を怠る事実の相手方に請求することを求めるもの	H26.9.8	○			○		○	○	○					最高裁判所 H29.4.25 (下記案件と併合審理)
新潟県	魚沼市	公金支出差止及び市長に対して違法な公金支出に伴う損害賠償金（6,400万円）を怠る事実の相手方に請求することを求めるもの	H27.1.4	○			○			○		○				最高裁判所 H29.4.25

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
新潟県	魚沼市	違法及び無効契約であることの確認、損害賠償の請求を怠っている事実が違法であることの確認及び市長に対して違法契約締結に伴う損害賠償金（15,344,000円）を契約相手方に請求することを求めるもの	H27. 7. 31	○				○	○	○		○				最高裁判所H30. 2. 9
新潟県	関川村	村がバイオマス発電事業に出資・貸付した公金の回収を怠っている事実	H28. 11. 18	○			○									現在、新潟地裁で係属中
計	5団体	11件		11件	0件	0件	0件	4件	2件	3件	10件	0件	6件	0件	0件	
富山県	富山市	市長に対し、政務活動費に関する不当利得返還の請求をすることを求めるもの。	H29. 6. 30	○							○					現在、富山地裁係属中
富山県	富山市	市長に対し、政務活動費に関する不当利得返還の請求をすることを求めるもの。	H29. 10. 3	○							○					現在、富山地裁係属中
富山県	氷見市	本市に対する、市長（当時）による違法な公金支出等に関する損害賠償請求の義務付け。	H28. 9. 2	○							○					H30. 7. 3原告が訴えを取り下げ（同日、本市同意）
富山県	射水市	市長に対する契約により生じた損害の賠償請求	H29. 8. 7.	○			○									
計	3団体	4件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	
石川県	金沢市	政務活動費返還請求事件	H28. 6. 24	○							○					金沢地方裁判所で係争中
石川県	金沢市	政務活動費返還請求事件	H29. 4. 27	○							○					金沢地方裁判所で係争中
石川県	金沢市	政務活動費返還請求事件	H30. 4. 13	○							○					金沢地方裁判所で係争中
石川県	中能登町	町長に対する住民監査請求権、住民訴訟権及び知る権利が侵害され、精神的苦痛を被ったことに伴う損害金（30万円）の請求	H29. 11. 22	○							○		○			H30. 6. 13金沢地方裁判所請求棄却
計	2団体	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	1件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
県山梨	都留市	市が土地区画整理組合に支出した公金組合が市に支払うよう請求	H27.1.16	○						○	○					H28.7.19甲府地裁請求却下
県山梨	都留市	市がおこなった介護保険料特別徴収が違法であり、処分の取消しを請求	H29.8.6		○			○				○				H30.1.23甲府地裁請求棄却
県山梨	都留市	上記控訴及び介護保険料を普通徴収により請求を追加請求	H30.1.28		○			○								H30.6.6東京高裁控訴棄却追加請求却下
県山梨	南アルプス市	市長が、税務会計上不当な支出(997千円)をしたとして、返還を求めるもの。	H29.5.18	○						○						現在、甲府地裁係属中
計	2団体		4件		2件	2件	0件	0件	2件	0件	2件	1件	1件	0件	0件	
長野県	松本市	株松本山雅に対して支出した2,000万円を、同社に対し返還請求せよ。かりがねサッカー場建設事業に関し支出した13億9,532万8,102円を、市長に対し損害賠償請求せよ。	H28.7.26	○						○		○				29.2.2長野地裁請求棄却
長野県	松本市	株松本山雅に対して支出した2,000万円を、同社に対し返還請求せよ。かりがねサッカー場建設事業に関し支出した13億9,532万8,102円を、市長に対し損害賠償請求せよ。	H29.2.14	○						○		○				29.7.19最高裁上告棄却
長野県	松本市	被告は、美ヶ原地域行政事務組合の解散に伴う精算金のうち、上田市に対し2,533,670円を、長和町に対し1,266,835円を請求せよ。	H28.5.11	○						○	○					29.1.31長野地裁請求却下
県長野	諏訪市	固定資産評価審査委員会に対する棄却決定の取消請求	H26.11.7		○			○				○				最高裁H28.7.28
県長野	大町市	違法公金支出損害賠償履行請求住民訴訟事件	H28.6.28		○					○						長野地方裁判所係属中
県長野	大町市	公金返還請求住民訴訟事件	H29.7.11		○					○						長野地方裁判所係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
長野県	富士見町	町長が認定外道路及び用悪水路についていた占用期間更新許可処分の取消について	H28.6.29	○				○			○					H29.8.4 長野地方裁判所 請求却下
計	4団体	7件		4件	3件	0件	0件	0件	2件	0件	5件	2件	3件	0件	0件	0件
岐阜県	中津川市	市長は請負業者及び納入メーカーに対して損害賠償（8988万円）の支払うよう請求すること	H30.5.28				○				○					岐阜地裁係属中
岐阜県	山県市	市長に対し、契約の相手方等に違約金又は損害金（3,282万3,000円）を請求するよう求める。	H30.6.20	○							○					岐阜地裁係属中
岐阜県	下呂市	市長が、請負業者に対して債権を有しているのに請求を怠っているため、その請求（6,867万円）を求める。	H30.5.28	○							○					岐阜地裁係属中
岐阜県	海津市	市議および職員に対し、旅費の返還を市長に求めるもの	H27.5.28	○							○		○			H28.9.14 岐阜地裁請求棄却 H28.9.27 名古屋高裁控訴 H29.2.9 名古屋高裁請求棄却
岐阜県	安八町	違法公金支出金返還請求事件	H29.11.16	○							○					岐阜地裁係属中
岐阜県	安八町	違法公金支出金返還請求事件	H30.3.22	○						○	○					岐阜地裁係属中
計	5団体	6件		5件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	6件	0件	1件	0件	0件	0件
静岡県	静岡市	市議団Aの政務調査費及び政務活動費（H24～H27年度分）の使途が違法なものであるとして、市長に対する当該市議団への損害賠償請求又は不当利得返還請求（1,256万6,870円）の権利の行使を求める請求	H29.2.17	○							○					現在、静岡地裁係属中
静岡県	静岡市	事業者Aが市から補助金を違法に取得したとして、市長に対する当該事業者への損害賠償請求（3,205万3,927円）の権利の行使を求める請求	H29.3.3	○							○					現在、静岡地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果		公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴
静岡県	静岡市	市議団Aの政務活動費（H28年度分）の使途が違法なものであるとして、市長に対する当該市議団への損害賠償請求又は不当利得返還請求（288万5,256円）の権利の行使を求める請求	H29.10.6	○						○				現在、静岡地裁係属中
静岡県	富士市	市に対する不法占有物の撤去・並びに不作為確認請求	H29.4.19	○					○					現在、静岡地裁係属中
静岡県	小山町	売買契約によって取得した不動産の譲渡、処分等の行為の差止め請求	H28.10.26	○			○							現在、静岡地裁係属中
静岡県	小山町	売買契約によって売却した不動産の返還及び登記名義の回復を怠つていることの違法確認	H30.2.22	○					○					現在、静岡地裁係属中
計	3団体	6件		6件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	3件	0件	0件	0件
愛知県	名古屋市	名古屋市長らに対し、学区連絡協議会への防犯カメラ設置に係る補助金として支出した1,317,000円について、当該補助金の支出の差止め及び返還を行うよう求めるもの。	H27.2.13	○				○	○		○	○		H28.10.25最高裁
愛知県	名古屋市	原告から相手方に支払われた金員について、生活保護法第63条に基づき名古屋市に返還するよう相手方に請求することを本市に対して求めるもの	H28.3.10	○					○	○	○	○		H29.5.25名古屋高裁
愛知県	豊橋市	工場用地を返還しなかった企業に対し、市長が売却代金相当額の損害賠償請求することを求めるもの	H28.8.23	○						○				H30.2.8名古屋地裁請求認容 現在、名古屋高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴
愛知県	西尾市	市と株式会社Aが交わした「新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクト」事業に係る「特定事業契約」について、PFI法や建設業法などの各種法令への違反や手続きに不備があるとの主張から公金の支出差し止めを求めるものである	H29. 2. 10	○	○		○								現在、名古屋地裁係属中
愛知県	犬山市	売買契約及び寄付の無効確認を求める請求	H29. 10. 2	○				○							H30. 6. 21 名古屋地裁請求却下 現在 名古屋高裁係属中
愛知県	小牧市	新小牧市立図書館建設審議会に関する打ち合わせに議長が出張したことは違法であるとして、議長及び随行職員に支出した出張旅費を市に返還させることを求める請求	H29. 3. 17	○						○					名古屋地方裁判所係属中
愛知県	稻沢市	損害賠償請求事件	H26. 4. 28	○						○	○				H30. 3. 8名古屋地裁 請求却下 現在、名古屋高裁で 係属中
県 愛 知	新城市	市長に対する損害賠償請求（12,000千円）	H28. 12. 21	○						○					現在、名古屋地裁係属中
県 愛 知	高浜市	市長に対する物件移転補償費及び移転改修工事費の支出の差し止め請求	H29. 2. 3	○			○								名古屋地裁係属中
愛 知 県	高浜市	市長に対する固定資産税等の賦課徵収を怠る行為についての違法確認請求及び市長に対する固定資産税相当額の不当利得返還請求の請求	H29. 8. 10	○					○	○					名古屋地裁H30. 1. 10 付けで訴え取り下げ
県 愛 知	高浜市	市長に対する会館の取り壊し費用相当額の不当利得返還請求の請求	H30. 2. 9	○					○						名古屋地裁係属中
県 愛 知	岩倉市	市長に対する不当利得返還（160万円）の請求	H30. 5. 21		○					○					現在、名古屋地裁 係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
県 愛知	弥富市	新庁舎建設事業に伴なう代替地の減額譲渡及び埋設物撤去費用の支出に対する損害賠償請求	H30.2.26	○						○						係争中 30.7.23 第一回口頭弁論
計	12団体		19件		17件	2件	0件	0件	5件	2件	4件	13件	2件	3件	0件	0件
三 重 県	津市	市長等に対する違法な契約締結に伴う損害金（17億7,162万577円）の請求及び支出（747万5,295円）の差止め請求	H28.9.16	○				○			○					津地裁係属中
三 重 県	津市	市長に対する違法な補助金の支出に伴う損害金（1億700万円）の請求	H28.12.22	○							○					H29.7.6取下げ
三 重 県	津市	市長に対する違法な契約締結に伴う損害金（4,751万280円）の請求	H29.6.26	○							○					津地裁係属中
三 重 県	尾鷲市	土地売買にかかる損害賠償等請求住民訴訟	H28.12.27	○							○	○				○ 一審で終結
三 重 県	熊野市	市長に対する課税誤りによる返還金に伴う損害賠償請求	H29.6.6	○							○					現在津地裁係属中
三 重 県	菰野町	町長に対する不必要な水道管敷設工事及びミネラルウォータの無料配布等に係る損害賠償請求	H28.7.20	○							○					津地方裁判所係属中
計	4団体		6件		6件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	6件	1件	0件	0件	1件
県 滋 賀	大津市	市長及び前副市長に対する違法契約締結に伴う損害金（22,658,400円）等の請求	H29.7.24	○							○					現在、大津地裁係属中
滋 賀 県	彦根市	市長に対する損害賠償（6,750,000円）の請求を求める請求	H27.1.15	○						○	○	○				平成28年7月29日 大阪高等裁判所棄却 (平成29年6月29日最高裁判所上告不理)
県 滋 賀	彦根市	市民体育センター整備関連経費の支出止めを求める請求	H29.4.20	○				○		○	○					大津地方裁判所係属中
県 滋 賀	彦根市	防護柵設置工事について、市が、原因者に負担金を請求すること求める請求	H29.7.24	○						○	○					大津地方裁判所係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
滋賀県	彦根市	市民体育センターの建物の取り壊し、土地の譲渡等の処分および建物の解体工事費用の支出を差止めを求める請求	H29.12.17	○				○		○						大津地方裁判所係属中
滋賀県	近江八幡市	市庁舎設計、建設に伴う公金支出、契約締結等差止請求事件	H28.9.5	○				○								H30.4.26原告取下
滋賀県	栗東市	市長に対する不当な公金支出（印刷費用）に伴う弁償費用の請求	H28.9.26	○				○					○			H29.9.26大津地裁請求棄却
滋賀県	甲賀市	1 市に対して、里道の明け渡し請求を行わないことについて違法であることの確認 2 市に対して、里道の原状回復請求を行わないことについて違法であることの確認 3 市に対して、里道の境界を明確にしないことについて違法であることの確認 4 市に対して、里道明け渡しまでの間の里道の占用料相当額を請求していないことについて違法であることの確認 5 市は、相手方に対し、各自13,554円及び平成26年1月14日から本件里道明け渡しの日まで、1年あたり130,190円を請求することの確認	H28.9.20	○					○		○	○				H29.12.7 大津地裁請求却下及び棄却
滋賀県	高島市	公金支出差止等事件	H28.8.27	○				○								H29.7.12大津地裁訴えの取下げ
滋賀県	高島市	公金支出差止等事件	H27.11.11	○				○								H29.7.12大津地裁訴えの取下げ
滋賀県	高島市	公金支出差止等事件	H27.12.7	○				○								H29.7.12大津地裁訴えの取下げ
計	6団体	11件		11件	0件	0件	0件	7件	0件	5件	4件	1件	3件	0件	0件	0件
京都府	京都市	政務活動費（平成26年度分）の不当利得返還請求の義務付け	H28.10.4	○							○					H28.12.14訴え取下げ

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
京都府	京都市	NPO法人への市有財産貸与に係る賃料相当額の不当利得返還請求の義務付け	H28.8.5	○							○					H29.7.20地裁一部認容判決 高裁係属中に訴え取下げ
京都府	京都市	道路拡幅等事業に対する公金支出の差止め	H29.3.10	○				○								地裁係属中
京都府	京都市	特定優良賃住宅家賃減額補助金の返還請求の義務付け	H29.3.24	○							○					地裁係属中
京都府	京都市	政務活動費（事務所賃料）の不当利得返還請求の義務付け	H29.8.31	○							○					地裁係属中
京都府	京都市	某学校法人への補助金交付決定の取消し	H30.1.20	○					○							地裁係属中
京都府	亀岡市	地方自治法第2条第4項、地方財政法第4条第1項及び文化財保護法等に違反するとし、「京都スタジアム（仮称）整備事業」に関する一切の公金支出の差し止めを求めるもの	H29.9.20	○				○								現在係属中
京都府	城陽市	市長に対し、文化バルク城陽の行政財産の用途廃止の無効確認等を求めたもの	H30.3.16	○				○	○	○						現在、京都地裁係属中
京都府	木津川市	市長及び独立行政法人都市再生機構に対する違法土地売買契約締結に伴う（9,345万8,000円）の請求	H29.6.9	○							○					現在、京都地方裁判所係属中
京都府	木津川市	市長に対する違法土地売買契約締結に伴う損害金（2億8,627万2,573円）の請求	H29.10.20	○							○					現在、京都地方裁判所係属中
計	4団体	10件		10件	0件	0件	0件	3件	2件	1件	6件	0件	0件	0件	0件	第1審29.1.13大阪地裁請求棄却 第2審30.3.2大阪高裁和解
大阪府	大阪市	市長に対するアンケート調査の実施費用の支出に係る損害9,111,8800円の賠償請求をすることの請求	H24.12.12	○							○					

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
大阪府	大阪市	市長に対する衆議院議員総選挙期間中の市長の給与支出に係る損害800,000円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	H25. 2. 15	○						○		○				第1審27. 10. 15大阪地裁請求棄却 第2審28. 4. 28大阪高裁請求棄却 第3審28. 12. 15上告棄却、上告不受理
大阪府	大阪市	市長に対する特別秘書の給与支出に係る損害6,295,043円の不当利得返還請求をすることの請求及び将来の給与支出の差し止めをすることの請求	H25. 5. 15	○			○			○		○				第1審28. 6. 8大阪地裁請求棄却、判決確定
大阪府	大阪市	市長に対する市長等の海外出張旅費の支出に係る損害693,740円の賠償請求をすることの請求	H26. 1. 4	○						○		○				第1審28. 7. 8大阪地裁請求棄却 第2審29. 2. 17大阪高裁請求棄却 第3審29. 7. 18上告棄却、上告不受理
大阪府	大阪市	市長に対する建物（シェルター）リース料の支出に係る損害11,424,000円の賠償請求をすることの請求及び将来のリース料の差し止めをすることの請求	H26. 4. 25	○			○			○		○				第1審29. 3. 31大阪地裁請求棄却 第2審29. 10. 19大阪高裁請求棄却、判決確定
大阪府	大阪市	市長に対する政務活動費の支出に係る損害1,430,000円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	H29. 3. 2	○						○						現在、大阪地裁係属中
大阪府	大阪市	市長に対する大阪市ヘイトスピーチ審査会の委員に対する報酬等の支出に係る損害1,153,752円の賠償請求をすることの請求	H29. 9. 19	○						○						現在、大阪地裁係属中
大阪府	池田市	市の違法設計委託契約に伴う損害賠償（2066万1165円+法定利息）の請求【控訴】	H28. 3. 16	○						○		○				H28. 7. 20控訴取下げ【地裁判決（請求棄却）確定】
大阪府	池田市	市の違法業務発注に伴う損害賠償（415万円+法定利息）の請求【控訴】	H28. 5. 11	○						○	○	○				H28. 7. 20控訴取下げ【地裁判決（請求棄却、一部請求却下）確定】

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
府 大阪	池田市	市の不作為に対する違法確認の請求【控訴】	H28. 10. 31	○					○			○				H29. 4. 27大阪高裁控訴棄却
大阪府	池田市	市の不作為に対する違法確認の請求【上告、上告受理申立て】	H29. 8. 18	○					○			○				H29. 10. 13最高裁上告棄却、上告審不理【地裁判決（請求却下）確定】
府 大阪	泉大津市	市長に対し、耐震補強工事を実施した当時の市長及び教育長に損害賠償請求を行うことを請求	H29. 7. 26	○						○	○					H30. 7. 26大阪地裁請求却下 H30. 8. 7原告控訴
大阪府	高槻市	宗教法人が市有地を不法に占有してきたとして、市長が時効により請求し得なくなった損害賠償請求額又は不当利得返還請求額を市長（個人）に請求することを怠ること及び宗教法人に対して本件市有地の明渡請求を怠ることが違法であるとの確認並びに宗教法人に対して147, 276, 000円の損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めたもの	H28. 7. 22	○					○	○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	水利権の消滅した溜め池を水利権者に無償使用させていたこと及び水利権補償金の支出を行ったこと並びに第三者へ安価で売却を行ったことについて、市長が資産管理課長及び水利権者に対して使用料相当額の請求を怠ることが違法であるとの確認並びに市長は市長（個人）、総務部長及び水利権者に対して、総額27, 569, 192円の損害賠償請求又は賠償命令をするよう求めたもの	H29. 5. 26	○					○	○						大阪地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果		公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴
大阪府	高槻市	学校法人が市有地を不法に占有してきたとして、市長が学校法人及び管理課長に対して損害賠償請求又は不当利得返還請求を怠ること及び市長（個人）に対して、時効で消滅した部分の請求を怠ることが違法であることを確認を求めたもの	H29. 10. 13	○					○					大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	都市公園法上の公園施設として市民会館を建て替えることが法律に反するとして、市長に対して建て替えに係る公金支出の差止めを求めるとともに、市長（個人）及び副市長に対して損害賠償請求を怠ることが違法であることを確認を求めたもの	H29. 10. 30	○			○	○	○					大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長が企業に対して使用料の徴収を怠っていることが違法であることを確認を求めるとともに、市長（個人）、管理課長並びに里道及び水路の占有者らに対して、総額12,618,750円の損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めたもの	H24. 2. 10	○				○	○	○	○	○	○	H28. 4. 14大阪地裁一部認容一部棄却 H28. 10. 6大阪高裁一部認容一部棄却
大阪府	高槻市	市長に対して、歴代の福祉事務所長に対し29,841,222円の生活保護費の過払い分の賠償命令を行うよう求めたもの	H24. 9. 10	○					○	○	○			H28. 7. 28大阪地裁棄却 H29. 2. 2大阪高裁棄却
大阪府	高槻市	自動車運送事業管理者は、自動車運送管理者（個人）、総務課長、運輸課長及び営業所長に対して総額41,278,000円の損害賠償請求又は賠償命令をするよう求めたもの	H24. 9. 20	○					○					H29. 12. 22訴えの取下げ

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
大阪府	高槻市	市長は、市長（個人）に対して総額3,957,240円の損害賠償命令をするように求めるとともに、7組織に係る公金の支出の差し止めを求めたもの	H24. 12. 14	○				○			○	○	○			H26. 9. 3大阪地裁一部却下一部認容一部棄却 H27. 6. 25大阪高裁一部却下一部棄却 H28. 4. 22最高裁上告受理申立て不受理
大阪府	高槻市	市長がA町の自治会並びに自治会老人部の会計担当者及び会計監査担当者に対して、総額1,669,690円の支払の請求をすることを怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに、これらの者に対して、同額の損害賠償請求をするように求めたもの	H25. 8. 19	○					○	○		○				H29. 3. 9大阪地裁棄却 H29. 9. 22大阪高裁棄却 H29. 12. 7最高裁上告却下 H30. 3. 8最高裁上告受理申立て不受理
大阪府	高槻市	市長が財産の管理を怠ること並びに教育長及び教育管理部長に対して、総額173,455,057円の請求を怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに、これらの者に対して同額の損害賠償請求をするよう求めたもの	H26. 3. 10	○					○	○	○	○				H28. 10. 13大阪地裁一部却下一部棄却 H29. 3. 24大阪高裁棄却 H29. 9. 29最高裁上告棄却 上告受理申立て不受理
大阪府	高槻市	市長は、市長（個人）、副市長及び教育長並びに国立大学法人に対して、総額148,110,000円の請求を怠っていることは違法であるとの確認を求めるとともに、これらの者に対し同額の請求をするよう求めたもの	H26. 6. 9	○					○	○	○	○				H29. 3. 24大阪地裁一部却下一部棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
大阪府	高槻市	市長が市長（個人）及び事業者に対して、総額63,228,267円の請求を怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに、これらの者に対し同額の損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めたもの	H27.1.15	○					○	○		○				H28.9.30大阪地裁棄却 H29.4.21大阪高裁棄却 H29.7.19最高裁上告却下 H29.11.16最高裁上告受理申立て不受理
大阪府	高槻市	市長が学校法人に対して、総額7,276,932円の請求及び本件土地の明渡請求を怠ることが違法であるとの確認及び市長（個人）に対して、本件土地に係る地代相当額の損害賠償請求権の管理を怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに、市長に対し、市長（個人）及び学校法人に対して、同額の損害賠償請求又は不当利得請求をするよう求めたもの	H27.5.29	○					○	○		○				H28.7.28大阪地裁棄却 H28.12.21大阪高裁棄却
大阪府	茨木市	市長に対する政務調査費の違法な支出（平成24年度（平成24年4月～平成25年1月）分4,555,488円）の会派及び議員への返還請求 市長に対する政務調査費の違法な支出（平成24年度（平成25年2月～平成25年3月）分974,053円）の会派及び議員への返還請求	H26.4.24 H26.6.10 (併合)	○							○		○			H28.10.15大阪地裁判決確定
大阪府	大東市	小学校跡地工事に関し、市長らに対する請求を怠る事実の違法確認の請求及び市長らに対する損害賠償の請求	H28.10.5	○					○	○	○	○				H30.1.26 大阪地裁判決 H30.2.14 判決確定
大阪府	大東市	幼稚園工事に関し、市長らに対する請求を怠る事実の違法確認の請求及び市長らに対する損害賠償の請求	H27.4.21	○					○	○	○	○				H29.4.14 大阪高裁判決 H29.4.29 判決確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
大阪府	和泉市	投票管理者事務手当の支給が違法として、市長に対し、損害賠償請求及び本件手当を受給した職員を相手方に不当利得返還請求を行うことを求める住民訴訟	H25. 10. 18	○						○	○					H29. 12. 7最高裁上告不受理
大阪府	和泉市	定期予防接種の実施（接種）委託料に初診料等の複数支給が含まれております、違法・不当な重複加算支出のため支払いが違法であるとして、関係者へ損害賠償請求することを求める住民訴訟	H28. 7. 13	○						○		○				H29. 12. 22大阪地裁請求棄却
大阪府	和泉市	児童発達支援センターへの補助金支出が違法又は不法な支出であるとして、市長に対し、損害賠償請求及び児童発達支援センターに対し不当利得返還請求を求める住民訴訟	H29. 9. 13	○						○		○				H30. 8. 2大阪地裁請求棄却
府大阪	柏原市	市長に対する損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を求める事件	H26. 12. 15	○						○		○				H30. 2. 16大阪地裁請求棄却。一部却下。
府大阪	柏原市	市長に対する損害賠償請求権の行使を求める事件	H26. 12. 12	○						○		○				H30. 2. 8大阪地裁請求棄却。
府大阪	柏原市	市長に対する損害賠償請求権の行使の請求	H27. 2. 13	○						○		○				H28. 12. 1大阪地裁請求棄却。
大阪府	柏原市	市長に対する損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を求める事件	H28. 6. 15	○						○		○				H29. 5. 24大阪地裁請求棄却。29. 6. 6大阪高裁損害賠償控訴事件に併合。
府大阪	柏原市	市長に対する損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を求める事件	H29. 6. 6	○						○		○				H29. 10. 12大阪高裁請求棄却。
府大阪	柏原市	市長に対する損害障請求権の行使を求める事件	H29. 7. 6	○						○						大阪地裁係属中
府大阪	柏原市	市長に対する損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を求める事件	H30. 1. 24	○						○						大阪地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由		請求事項				訴訟の結果		公費負担の状況	訴訟の係属状況等				
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却				
府 大阪	門真市	校長、教頭及び当該教職員に対するPTA会費の不正使用に関する損害金(60万円)の請求	H29. 4. 27	○						○				現在、大阪地裁にて係争中			
大阪府	四條畷市	住民グループが、市内の小中学校の統廃合を含む教育環境整備計画に基づくPFI事業、及び中学校整備事業の支出差止、並びに支出した公金に係る損害賠償請求を関係者に対して行うよう求めているもの。	H28. 7. 29	○				○		○				現在、大阪地裁係属中			
府 大阪	四條畷市	不法占有排除等請求	H29. 5. 24	○					○					H30. 1. 19大阪地裁取り下げ			
府 大阪	能勢町	町長に対する違法な支出に伴う損害金(橋梁築造工事費約3,495万円)の請求	H28. 9. 16	○					○	○				H29. 11. 29大阪地裁請求却下(確定)			
府 大阪	忠岡町	町長その他職員及び相手方に対する違法又は不当な公金の支出に伴う損害賠償請求	H28. 11. 6	○					○					現在、大阪地裁係争中。			
府 大阪	太子町	町長が行った補助金交付決定及び当該補助金交付要綱の無効確認	H28. 3. 17	○				○		○				H29. 2. 16上告棄却			
計	13団体		44件		44件	0件	0件	0件	5件	1件	15件	38件	11件	24件	2件	0件	0件
県 兵庫	神戸市	市長等に対する違法な公金支出に係る損害賠償金(85,255,420円)の請求等	H28. 10. 28	○					○	○					H29. 4. 14大阪高裁 請求棄却		
県 兵庫	神戸市	市長等に対する違法な公金支出に係る損害賠償金の請求等	H29. 8. 14	○						○					現在、神戸地裁にて係属中		
兵 庫県	姫路市	市有地上の残存建物に係る固定資産税の未徴収及び土地売買契約にかかる代金の違法支出についての損害賠償請求	H30. 3. 30	○					○	○					神戸地裁係属中		
県 兵庫	尼崎市	建物使用許可取消及び使用料金返還請求	H28. 6. 2	○						○	○				最高裁判所H29. 1. 25上告棄却		
県 兵庫	尼崎市	違法公金支出返還請求	H28. 6. 30	○						○	○				最高裁判所H29. 12. 12上告棄却		

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
県兵庫	尼崎市	違法公金支出返還請求	H28. 6. 30	○						○		○				最高裁判所H29. 1. 23上告棄却
県兵庫	尼崎市	グランド使用取消及び使用料金返還請求	H28. 9. 27	○						○		○				最高裁判所H30. 6. 15上告棄却
兵庫県	尼崎市	政務調査費返還請求	H29. 2. 20	○						○						H30. 4. 11神戸地裁請求一部認容 現在、大阪高裁係属中
兵庫県	尼崎市	建物使用許可取消及び使用料金返還請求	H29. 5. 29	○						○						H29. 12. 21神戸地裁請求棄却 H30. 1. 31大阪高裁請求棄却 現在、最高裁係属中
兵庫県	尼崎市	違法公金支出返還請求	H29. 7. 13	○						○						H30. 5. 16神戸地裁棄却 現在、大阪高裁係属中
兵庫県	尼崎市	違法公金支出返還請求	H29. 6. 29	○						○						H30. 1. 26神戸地裁請求棄却 H30. 5. 9大阪高裁請求棄却 現在、最高裁係属中
兵庫県	尼崎市	グランド使用取消及び使用料金返還請求	H29. 10. 3	○						○						H30. 5. 23神戸地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
県兵庫	尼崎市	グランド使用取消及び使用料金返還請求	H26. 10. 2	○						○		○				最高裁判所H28. 10. 20上告棄却
県兵庫	尼崎市	建物使用許可取消及び使用料金返還請求	H27. 6. 9	○						○		○				最高裁判所H29. 3. 10上告棄却
県兵庫	尼崎市	違法公金支出返還請求	H27. 6. 9	○						○		○				最高裁判所H29. 1. 29上告棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
県兵庫	尼崎市	違法公金支出返還請求	H27. 6. 9	○						○		○				最高裁判所H29. 2. 7上告棄却
県兵庫	尼崎市	グランド使用取消及び使用料金返還請求	H27. 9. 29	○						○		○				最高裁判所H29. 1. 24上告棄却
兵庫県	芦屋市	芦屋ハートフル福祉公社が介護報酬等を減算せずに市に請求しなかったことについて、市に対して、芦屋ハートフル福祉公社に介護報酬等の返還請求を行うことを求めて提訴された事件	H29. 10. 27	○						○						H30. 7. 31神戸地裁に取下書提出、H30. 8. 7取下げに同意
県兵庫	加古川市	市長に対する違法な支出に伴う損害金(15,860円)の請求	H29. 11. 16	○						○						神戸地裁係属中
県兵庫	高砂市	工事施工監理委託料及び、工事請負費等の支払差止請求	H28. 8. 8	○				○					○			H29. 11. 30神戸地裁請求棄却
県兵庫	川西市	市長に対する公有財産貸借差止等の請求	H28. 11. 18	○				○					○			H29. 10. 24神戸地方裁判所
兵庫県	三田市	市長に対する違法・不当な請求による補助金の支出に伴う損害金の請求(18,390,492円)	H26. 1. 8	○						○			○			H29. 3. 23神戸地裁一部認容 H29. 9. 15大阪高裁一審棄却の一部に対する控訴 請求棄却
県兵庫	篠山市	市長及び支出決定権者に対する不当な公金支出に係る損害賠償金(5,544,000円)の請求	H28. 6. 22	○						○		○				H29. 11. 14神戸地裁請求棄却
県兵庫	篠山市	市長及び支出決定権者に対する不当な公金支出に係る損害賠償金(5,346,677円)の請求	H28. 3. 25	○						○	○					H30. 2. 8最高裁請求却下
兵庫県	篠山市	怠る事実の違法確認の請求並びに市長及び支出決定権者に対する不当な公金支出に係る損害賠償金(6,533,984円)の請求	H29. 10. 13	○						○	○					神戸地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
奈良	大淀町	怠る事実の違法確認等請求事件	H29.6.14	○					○							請求取下
計	6団体	10件		8件	2件	0件	0件	2件	0件	2件	7件	0件	4件	0件	0件	0件
和県 歌 山	高野町	違法支出金返還請求事件	H29.1.19	○							○					
和県 歌 山	印南町	町長に対する不適切な補助金交付に伴う損害賠償の請求	H29.6.23	○							○					現在、和歌山地裁係属中
計	2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件
鳥取	鳥取市	市長に対する市庁舎建築に関する公金支出等差止め請求	H27.6.26	○	○		○					○				
鳥取	大山町	公金支出金返還等請求事件	H29.5	○							○					訴訟係属中
鳥取	伯耆町	固定資産評価審査委員会に対する固定資産評価審査決定取消請求	H27.12.9		○			○								29.10.24取下げ
計	3団体	3件		2件	2件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件
島根	松江市	市長に対し、「舟つきの松」公園整備に係る建物の解体工事に関して公金支出等差止め請求がなされた	H28.7.5	○			○									現在、松江地方裁判所係争中
島根県	浜田市	市長に対する不正利得返還請求	H28.3.4		○						○					H29.1.16松江地裁一部却下及びその余の棄却 H29.6.28広島高裁控訴棄却 H29.11.17最高裁上告棄却
計	2団体	2件		1件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴
岡山県	岡山市	市議会の各会派に交付された政務調査費の一部の支出が違法であるとして、市に対し、各会派に当該違法支出相当額の返還を請求した事件(平成22年度分)	H24.7.20	○						○		○		○	27.10.27 岡山地裁請求一部棄却 28.11.10 広島高裁請求一部棄却 28.11.25 判決確定
岡山県	岡山市	市議会の各会派に交付された政務調査費の一部の支出が違法であるとして、市に対し、各会派に当該違法支出相当額の返還を請求した事件(平成23年度分)	H25.7.25	○						○		○		○	28.4.27 岡山地裁請求一部棄却 29.3.30 広島高裁請求一部棄却 29.4.14 判決確定
岡山県	岡山市	市議会の各会派に交付された政務調査費の一部の支出が違法であるとして、市に対し、各会派に当該違法支出相当額の返還を請求した事件(平成24年度分)	H26.7.18	○						○					30.1.31 岡山地裁請求一部棄却 現在、広島高裁係属中
岡山県	岡山市	新斎場建設のための土地購入につき支出した金額と適正な価格との差額相当分を市長・局長・課長に対して損害賠償請求をするよう義務づけを求める訴訟	H27.2.9	○						○					29.4.18 岡山地裁請求棄却 30.3.15 広島高裁控訴棄却 現在、最高裁係属中
岡山県	岡山市	市議会の各会派に交付された政務活動費の一部の支出が違法であるとして、市に対し、各会派に当該違法支出相当額の返還を請求した事件(平成25年度分)	H27.7.10	○						○		○			29.11.28 岡山地裁請求一部棄却 29.12.13 判決確定
岡山県	岡山市	市議会の各会派に交付された政務活動費の一部の支出が違法であるとして、市に対し、各会派に当該違法支出相当額の返還を請求した事件(平成26年度分)	H28.7.8	○						○					30.4.24 岡山地裁請求一部棄却 現在、広島高裁係属中
岡山県	岡山市	市議会の各会派に交付された政務活動費の一部の支出が違法であるとして、市に対し、各会派に当該違法支出相当額の返還を請求した事件(平成27年度分)	H29.7.21	○						○					現在、岡山地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
岡山県	倉敷市	市長に対して、市議会会派へ支出した政務調査費の不当利得返還請求を行うことを求める請求	H26. 2. 28	○					○	○		○				28. 7. 13岡山地裁 請求一部認容 29. 2. 2広島高裁岡山支部 請求棄却 29. 6. 15最高裁 上告不受理（確定）
岡山県	倉敷市	病院事業管理者に対して、違法な公金の支出を行った職員に損害賠償請求を行うこと等を求める請求	H30. 1. 18	○						○						30. 9. 18岡山地裁 判決言渡し（予定）
岡山県	倉敷市	病院事業管理者に対して、違法な公金の支出を行った職員に損害賠償請求を行うこと等を求める請求	H30. 5. 15	○						○						30. 9. 11岡山地裁 第1回口頭弁論期日（予定）
岡山県	総社市	・訴訟に伴う損害賠償金及び訴訟費用の補填を求める請求 ・農地転用許可処分の取消しを求める請求 ・優良農地の保全、地域の環境保全及び社会的公益性の為、原状回復の措置を講ずる請求	H30. 1. 4		○			○		○						現在、岡山地裁係属中
岡山県	赤磐市	市長に対する占用料免除による損害賠償請求事件	H30. 6. 1	○						○						
岡山県	美作市	平成23年度政務調査費返還請求	H29. 4. 3	○						○						現在、岡山地裁係属中
岡山県	美作市	平成24年度政務調査費返還請求	H30. 3. 6	○						○						現在、岡山地裁係属中
岡山県	早島町	町長に対する違法契約締結に伴う損害金（1,075万円）の請求	H29. 7. 11	○						○						現在、岡山地裁係属中
岡山県	早島町	町長等に対する違法契約締結に伴う損害金（1,685万円）の請求	H29. 12. 1	○						○						現在、岡山地裁係属中
岡山県	久米南町	被告に対して、スクールバス運行業務委託に係る損害金等の請求をすることを求める	H30. 2. 3	○						○						現在岡山地方裁判所係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
岡山県	久米南町	被告に対して、デマンド交通事業に係る不当利得等損害金を、運行事業者等に請求をすることを求める	H30.6.23	○						○						現在岡山地方裁判所係属中
計	7団体	18件		17件	1件	0件	0件	1件	1件	18件	0件	1件	3件	0件	2件	
広島県	呉市	教科書採択による公金支出返還請求	H28.10.13	○						○						現在、広島地方裁判所係属中
広島県	大竹市	市長に対する土地譲渡に係る損害金(3億6300万円)の請求	H25.2.26		○						○					H27.7.29 広島地裁請求棄却 同年原告が広島高裁へ控訴 H29.3.9 広島高裁が地裁判決を変更。(原告勝訴) H29.3.23 被告が最高裁へ上告 H29.5.16 最高裁へ上告受理申し立て H30.7.17 上告棄却 同日上告審として受理
広島県	府中町	町長に対する普通財産の管理を怠る事実の違法確認並びに当該怠る事実により損害を生じさせた前町長に対する損害賠償金の請求	H28.6.9	○					○	○						H30.2.7 広島地裁請求棄却 現在、広島高裁係属中
計	3団体	3件		2件	1件	0件	0件	0件	1件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	
山口県	下関市	元市長に対する工事請負契約に伴う損害金の請求等	H29.1.25	○							○					H29.7.12 取下げ同意

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果		公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	
愛媛県	今治市	・教科書採択の無効確認 ・教科書採択の取消し ・適正かつ公正な環境整備義務違反の違法確認 ・教科用図書及び教科書の購入費用の支出の無効確認 ・財務会計法規違反の違法確認 ・市長、教育委員、財務会計行為担当者への損害賠償、不当利得返還の義務付け	H25.12.17	○				○	○	○		○		H24.12.19松山地裁一部却下、一部棄却 H25.7.12高松高裁棄却。ただし、一部（損害賠償等の義務付け）は被告を変更して原審に移送。 H27.12.15松山地裁請求棄却 H28.7.28高松高裁請求棄却	
計	3団体	4件		4件	0件	0件	0件	2件	1件	1件	3件	0件	1件	0件	0件
県高知	高知市	職員の違法な契約締結等に伴う損害金（594万円）の請求	H28.11.16		○					○					
高知県	高知市	① 市長が、消防分団に町内会から平成29年度分として渡る寄附金（2万3000円）を歳入金収納するように町内会長に対し請求することを怠ることは違法であることを確認する。 ② 市長は、町内会長に対し2万3000円支払うよう請求せよ。	H29.8.16		○				○	○	○			H30.1.26高知地裁請求却下	
高知県	高知市	① 市長は市公有地に定期借地権の設定をしてはならない。 ② 市は市長が行った公募型プロポーザルを取り消す。 ③ 市長が行っている公有財産管理に怠りがあり違法であることを確認する。	H30.1.30		○			○	○	○					
県高知	室戸市	室戸市火葬場建築主体工事の増額した5,141万6,226円を請負業者に対し、室戸市へ返還するよう請求	H29.12.14	○							○			現在、高知地裁係属中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
高知県	安芸市	市が土地開発公社から購入した土地の違法不当な売買契約の締結、所有権移転の未登記及び契約解除せず放置するなど、その財産の管理を怠つたことにより市が被った損害について、市長に対し、歴代の市長及び担当課長らに賠償の命令をすることを求めたもの。	H28. 11. 4	○							○	○	○			H29. 9. 22 高知地方裁判所請求棄却 (訴えの一部却下、その他棄却) 控訴なし
高知県	南国市	市長に対して、不当利得返還請求権の行使を怠っていることが違法であることを確認を求めるとともに、不当利得返還請求を行うことを求める事件	H26. 7. 17	○					○	○	○					H27. 6. 30 高知地裁請求棄却 H27. 12. 10 高松高裁請求棄却 H28. 4. 22 最高裁請求棄却
高知県	南国市	市長に対して、財産管理を怠る事実の違法確認・原状回復請求・契約の相手方に対する損害賠償請求を求める事件	H29. 3. 30	○					○	○						
高知県	南国市	市長に対して、違法契約締結に伴う損害金(約100万円)を職員に賠償命令をすることを求める事件	H29. 12. 11	○						○						
高知県	東洋町	損害賠償請求事件	H28. 9. 23	○						○		○				
高知県	東洋町	損害賠償請求事件	H29. 1. 6	○						○		○				
高知県	安田町	安田町助成金住民訴訟事件	H29. 7. 7				○				○					現在係属中
計	6団体	11件		7件	3件	0件	1件	1件	4件	10件	2件	4件	0件	0件	0件	
福岡県	福岡市	市長が締結した病院用地売買契約が違法・無効であったとして、市長が市長及び博多港開発株式会社に対し、損害金(44億4500万円)を請求するよう求めたもの。	H22. 5. 21	○							○		○			H27. 3. 9福岡地裁請求棄却 H27. 12. 21福岡高裁控訴棄却 H28. 7. 22最高裁上告棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
福岡県	福岡市	福岡市長選挙に際し、各候補者及び事業者が締結したポスター作製に係る契約が違法であったとして、市長は、当該各候補者及び事業者に対し、損害金（許容範囲を超えた額）を請求するよう求めたもの。	H28. 2. 12	○						○		○				H28. 11. 29福岡地裁請求棄却 H29. 4. 19福岡高裁控訴棄却 H29. 9. 22最高裁上告棄却
福岡県	福岡市	福岡市議会議員選挙に際し、各候補者及び事業者が締結したポスター作製に係る契約が違法であったとして、市長は、当該各候補者及び事業者に対し、損害金（許容範囲を超えた額）を請求するよう求めたもの。	H28. 7. 11	○						○		○				H29. 2. 9福岡地裁請求棄却 H29. 7. 14福岡高裁控訴棄却 H29. 12. 7最高裁上告棄却
福岡県	福岡市	市長が「日本の建国をお祝いする集い」に出席するに際し、市長等の給与等を支出したのは違法であるとして、市長は、市長に対し、損害金（54,826円）を請求するよう求めたもの。	H28. 9. 30	○						○						福岡地裁係属中
福岡県	久留米市	市長が水質調査として支出した委託料（23万7,600円）の返還請求	H28. 8. 16	○						○		○				H28. 8. 24福岡地裁請求棄却 H30. 1. 23福岡高裁控訴棄却 H30. 6. 26最高裁上告棄却
福岡県	宗像市	市長に対する寄附金（97,500円）の違法管理確認等の請求	H29. 4. 20	○					○	○		○				H30. 1. 9福岡地裁請求棄却
福岡県	宗像市	市長に対する行政財産の違法管理確認等の請求	H30. 4. 26	○					○	○						福岡地裁係属中
福岡県	宮若市	宮若市発注工事における費用償還請求行為請求事件	H29. 2. 27				○			○						福岡地裁係属中
福岡県	糸島市	返還請求を怠る事実の違法性確認	H29. 5. 24				○			○						福岡地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由			請求事項				訴訟の結果			公費負担の状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	
県福岡	柏屋町	町長に対する契約相手方への廃棄物処理費（67,849,460円）返還請求	H30.2.28	○						○						福岡地裁係属中
計	6団体	10件		8件	0件	0件	2件	0件	0件	3件	9件	0件	5件	0件	0件	0件
県佐賀	唐津市	市長に対する公金を徴収しなかった相手方への損害金（267万1,640円）の請求	H29.7.18	○						○			○			H30.3.27佐賀地方裁判所判決言渡現在、福岡高裁係属中
県佐賀	武雄市	怠る事実の違法確認等請求事件	H29.3.15	○					○					○		
計	2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	1件	1件	0件
長崎	長崎市	損害補填請求住民訴訟	H30.4.16	○						○						長崎地裁において審理中。
県長崎	南島原市	市長に対する怠る事実の違法確認等請求	H29.4.21	○					○							長崎地裁民事部合議A係属中
計	2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
熊本県	熊本市	市長に対する、再開発事業に伴う市施設の解体費用、民間ビル用地買収にかかる費用の予算執行差止、及び支出済の費用の返還。	H26.3.13	○						○		○				
県熊本	小国町	町長に対し風力発電用地土地賃貸借契約に伴う損害金の請求を怠っている	H26.12.3				○			○		○				H28.6.13熊本地方裁判所
県熊本	相良村	村長に対する違法契約締結に伴う損害金（15,110,395円）の請求	H30.3.1	○						○					○	現在、熊本地方裁判所係属中
計	3団体	3件		2件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	1件	0件	2件	0件	1件	
鹿児島県	出水市	市長に対する違法契約締結に伴う損害賠償金(29,387,600円)の請求	H29.6.19	○						○						現在、鹿児島地裁係属中
鹿児島県	伊佐市	市長に対する違法契約締結に伴う損害賠償金（165,560円）の請求	H29.12.27	○						○						現在、鹿児島地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由		請求事項				訴訟の結果		公費負担の状況	訴訟の係属状況等			
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却			
計	2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件		
県 沖 縄	那覇市	市長、前市長及び工事請負業者の債務不履行ないし不法行為に対する損害賠償権の行使	H28. 7. 27	○						○	○			H29. 10. 31那覇地裁請求一部却下、一部棄却		
県 沖 縄	那覇市	「平成26年度16工区安里地内公共下水道工事」についての支出金15,984,000円の請求（訴訟）	H27. 8. 7	○						○	○			那覇地方裁判所H28. 4. 12		
県 沖 縄	那覇市	「平成26年度16工区安里地内公共下水道工事」についての支出金15,984,000円の請求（控訴）	H28. 4. 28	○						○	○			福岡高等裁判所那覇支部H28. 9. 13		
県 沖 縄	那覇市	「平成26年度16工区安里地内公共下水道工事」についての支出金15,984,000円の請求（上告）	H28. 9. 24	○						○	○			福岡高等裁判所那覇支部H28. 11. 28		
沖 縄 県	那覇市	「平成26年度16工区安里地内公共下水道工事」についての支出金24,651,280円の請求及び施設の使用停止、維持管理費支出停止、使用者への使用停止処分（訴訟）	H28. 8. 20	○						○	○	○		那覇地方裁判所H29. 11. 21		
沖 縄 県	那覇市	「平成26年度16工区安里地内公共下水道工事」についての支出金24,651,280円の請求及び施設の使用停止、維持管理費支出停止、使用者への使用停止処分（控訴）	H29. 12. 7	○						○				現在、福岡高等裁判所那覇支部係属中		
沖 縄 県	那覇市	市長に対する ①公園使用料の請求を求める請求 ②公園設置許可（更新）取消の請求 ③当時の那覇市長に連帯債務請求 ④①以降の使用料の徴収を怠る事実の違法確認 ⑤当該期間中の損害賠償請求及び不当利得返還請求の請求	H26. 9. 30		○				○				○	H29. 6. 15福岡高裁那覇支部の判決 ①差戻し後、那覇地裁で原告勝訴 現在、福岡高裁那覇支部係属中 ②請求棄却 ③差戻し後、那覇地裁で取下げ ④取下げ ⑤取下げ		
計	1団体	7件		6件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	6件	3件	3件	1件	0件	0件